定がなく、わずかに教育委員会法施行令に社会教育主事に関する規定が見られるだけであります。教育委員会の仕事は、大別すると学校教育と社会教育とにわけられるのでありますが、学校教育の分野におきまする指導主事に関しましては教育委員会法、教育職員免許法、教育公務員特例法等に規定されまして、その設置、資格、身分の取扱いが明確にされているのであります。社会教育の分野における社会教育主事に関しましては全然規定がないのであります。しかも、指導主事の職務の重要性と、社会教育主事の職務の重要性とはまつたく同等であつて、差別はないのであります。従いまして、社会教育法の中に社会教育関係者の設置、職務、資格に関する規定を、教育公務員特例法の中にその身分の取扱いを加えて明確にしたのでありまして、まずその第一の点は、社会教育主事及び社会教育主事補を法律上の機関としたことであります。第二の点は、社会教育主事及び社会教育主事補の職務を規定したのであります。第三の点は、社会教育主事及び社会教育主事補となるために必要な資格を新たに規定したものであります。以上が、本法案の改正の要旨であります。

次いで文部委員会といたしましては、本案について慎重に審議をいたしました後、共産党渡部義通君の反対討論があり、採決をいたしました結果、多数をもつて本案の妥当なるを認め、可決いたしたような次第であります。

次に、ただいま議題となりました公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案につきまして、本案の概要及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、二月十日、参議院より本院に送付され、文部委員会に付託となつたものでありまして、その内容は、従来教育公務員特例法第三十三条及びそれに基く教育公務員特例法施行令第十六条の規定によりまして、公立学校の教育公務員は地方公共団体の議会の議員をその残任期間中は兼職ができることになつておりましたところ、このたび地方公務員法の施行に伴いまして、教育公務員特例法第三十三条及び同法施行令第十六条の効力を失うことに相なつたのであります。かようなことになりますと、従来の兼職議員は失格いたしますことになり、それはまた既得権の剝奪をも意味することに相なりますので、ここに本法案を提案いたしまして、地方公務員法の施行にあたりまして、地方自治法第九十二条第二項の規定にかかわりませず、教育公務員で地方公共団体の議員の議員を兼ねている者は、その残任期間中は兼職ができるということにいたしたのであります。以上が本法案の趣旨及び内容であります。

本委員会におきましては、愼重審議の結果、討論を省略いたしまして、全会一致をもつて可決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

◎消防組織法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、一三、法一八六案）

一、提案理由（二月二十二日）

○川本末治君　ただいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案に関しまして、地方行政委員会がこれを立案するに至りました理由及び起草の経過並びに結果についてその概要を御説明申し上げます。

御承知の通り消防組織法は、昭和二十二年十二月二十三日法律第二二六号をもつて公布され、翌二十三年七月二十四日、消防法の制定公布と同時に一部改正を見たのでありまするが、消防機関の組織を定める本法は、消防活動の作用に基準を与える消防法と相まつて、新消防制度の基盤となつていたのであります。しかしながら、その後法律施行の実績に徴し、また近年火災が頻発し、その被害も少からず、日本再建途上の一大障害となつておる現状にかんがみ、消防法については、昨年五月、第七回国会において、火災の予防及び防火活動を一層有効適切ならしめる趣旨から相当に大きい改正が企てられ、同じく本委員会から改正法案が提案されて、その成立を見たのであります。

消防組織法につきましても、かねてより全国各地の関係官民、各団体等から、その改正について陳情や要望があつたのであります

が、その主眼とするところは、要するに消防組織の強化充実をはかるとともに、消防関係者の自覚と責任を高め、あるいは無用の制限を除き、その地位を保護することによりまして、消防目的の達成に完璧を期そうとするものであります。

昨年三月、消防振興の目的をもつて衆参両院の有志議員によつて結成されました消防議員連盟におきましても、その常任幹事会において本法改正の必要を認め、数個の問題点を採択して、すみやかにこれを法律化することを議決したのであります。

本委員会におきましては、この間の事情に即応するため、昨年十二月十一日、不肖川本末治外十二名の小委員を選任し、本法改正について鋭意研究を遂げ、小委員会を開くこと二回でありましたが、その間関係方面とも連絡して、調査立案に遺憾なきを期し、愼重審議の結果、過日ようやく改正草案ができましたので、本月二十日、川本小委員長から本委員会に草案起草の経過並びに結果の報告をなし、本委員会においては、若干質疑応答の後、これを本委員会の成案とすることについて採決の結果、賛成多数をもつて本委員会の改正法律案といたすべきものと議決いたしたのであります。

以下、改正のおもなる点を申し上げますが、その内容は大よそ次の三点であります。

まずその第一点は、現行法の第九条の規定を改正して、ここにあげられている各種の中枢的消防機関に対して明瞭なる法的根拠を与えるとともに、これらの消防機関の全部または一部を市町村は設けなければならないとしたことであります。けだし消防団、消防署、消

防本部、消防職員及び消防団員の訓練機関は、消防組織の根幹、中核であり、防火消火その他消防目的達成のため有効な現実の活動をするか、あるいはその能率を向上するための教養訓練をなす機関でありますから、これを組織法上において並列包括的に明示し、市町村はその実情に即して、それら機関の全部または一部を義務として設置しなければならぬこととしたのであります。

もとより消防団は、全国至るところ、いかなる山村僻地といえども設置せられており、たとい法律上これを義務づけずとも、自衛のためにもみずから組織せられる必要性のあるもので、その輝かしい伝統、実績及び数量のいずれより見るも、消防組織上重要なことはいうまでもありません。人口やや集中して、相当な市街地ともなれば、消防団のほか、常備消防が設けられるようになり、さらに大都市ともなれば、常時訓練を行い、相当な設備を持つた専門的な消防施設が絶対に必要であります。大よそ市制を施行する程度の都市におきましては、現今大多数が消防署を設置しておるのが事実でありますので、法律上も、かかる市街地は漏れなく近代的、科学的な消防施設を設けなければならないとすることが望ましいと考えられるのであります。よつて、いずれを重しとし、いずれを軽しとすることなく、それ〴〵の重要性に着眼しつつ、すべてこれを包括的に組織法上に明示して法的根拠を与え、かつ市町村の設置義務を法定して、これら消防機関の重要性を強調するゆえんのものは、当該市町村の具体的実情に適応しつつも、及ぶ限り消防組織の充実を期するとともに、消防関係者の自覚を高めようとするがためであります。

改正の第二点は、消防団員の災害補償制度の確立に関するものであります。一身を犠牲にして水火の難におもむく使命を帯びております消防団員が、後顧の憂いなく、危険に際して十分な活動をなし得るためには、不幸にして死傷等災害を受けた場合、相当な補償を受け得る制度を確立することの急務なることは申すまでもなく、さきに地方公務員法が制定せられ、その第四十五条の規定により、一般の地方公務員に対してはその原則が定められたのでありますが、非常勤の消防団員は特別職でありまして、地方公務員法の適用外にありますので、本法において特に新しく規定を設け、これを救済しようとするのであります。

改正の第三点は、消防団長を含めた消防団員の公職立候補禁止の解除に関するものであります。公職選挙法及び同法施行令によれば、消防団員は現職のまま公職の選挙に立候補することはできないことになつております。しかしながら、非常勤の消防団員は一般の地方公務員とは著しくその性格を異にしており、かつ地方の実情におきましては、それらの人々は、多くはその地の中堅ないし有識階層に属し、これらの人々が何ら報酬にかかわりなくして、義勇的に奉公している消防団員の職にあるのゆえをもつて、立候補できないとすることは、ただに本人に対して酷であるばかりでなく、広く人材を網羅して民主政治を行つて行こうとする趣旨にも反し、適当ではありませんから、その制限を解き、消防団員は現職のまま立候補できるようにしようとするものであります。

その他は、この機会において数箇所字句の整備及び事項の合理化をはかろうとするものでありまして、たとえば消防吏員の階級の基準は従来一定のものがなく、各市町村で区々であつたものを、国家消防庁の定めた準則によつてこれを定めるとか、消防団長の任命形式を整備するとか、消防事務組合町村の規定を完備するとか、地方公務員法の施行に伴う法文の字句の整理及び事項の調整を行うというがごときことが改正案のおもなる内容であります。

以上、改正案の提案理由並びに起草の経過及び内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

二、参議院地方行政委員長報告(三月五日)

○岡本愛祐君　只今議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、法案の内容及び地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

消防組織法改正の問題は、昨年三月、消防の振興を目的として参衆両院の有志議員によつて結成されました消防議員連盟におきましてこれを取上げ、全国消防関係団体その他からの幾多の要望を参酌し、成るべく速かに法律化すべく努力をいたして参つたのでありますが、今回正式に衆議院側の提出法案として国会の審議に供せられる運びになつた次第であります。

本法案は、消防組織法制定後満三年間における実施の経験に徴し、消防組織の強化とその円滑な運営を図るために、次の諸点に所要の改正を加えんとするものであります。

消防組織法の一部を改正する法律

即ち第一点は、第九条を改正して、市町村は、消防本部、消防署、消防団及び消防職員、消防団員の訓練機関の全部又は一部を設けなければならないこととしたのであります。現行規定の下におきましても、各市町村は、その自治事務たる消防の重要性を認めて、財政その他の事情に応じて、少くともこれら消防機関のいずれかを設置し、その充実に努めているのでありますが、消防組織法第九条には、法文上必らずしもこれら消防機関を必らず設けることを要請していないと解せられるのであります。そこで最近、火災、水災その他の災害や事変が頻発し、住民の生命、身体、財産を守る機関として消防機関の重要性が増大して参つたのに鑑み、市町村に対して、その規模、能力その他の具体的実情に即応して、これら各種消防機関の全部又は一部を必らず設置する義務を課せんとするのであります。なお、我が国の市町村の自衛的消防機関として永い伝統を持ち、現在全国一万有余の市町村に殆んどあまねく設置されておる消防団の地位と性格とは、今回の第九条の改正によつて何らの影響を受けるものではなく、これから申上げる諸点の改正と相待つて、将来消防団の一層の充実と改善とが期待されるのであります。

改正の第二点は、新たに第十五条の三の規定を設けて、市町村消防団に団長及び有効に消防を行うに必要且つ適当な階級の団員を置くことを規定し、併せて消防団長は消防団の推薦に基き市町村長が任命し、消防団長と団員の地位関係を明らかにしたのであります。

改正の第三点は、新たに消防団員の公務災害補償に関する規定を

設けたのであります。同じ市町村内住民の生命、身体、財産を自衛的に守るため、仁俠犠牲の精神を以て水火の難に赴く消防団員をして、後顧の憂いなくその使命に挺身することを得せしめるためには、万一不幸にしてその公務により死亡し、負傷し、疾病に罹り、又は廃疾となつた場合に、相当な補償を受ける制度を確立する必要があることは申すまでもありません。然るに従来これら公共の福祉を守るため身を捧げた消防団員又はその遺族に対して酬いるところが余りにも少なかつたのであります。先に地方公務員法が制定せられ、消防吏員を含む地方公務員に対しては公務災害補償の規定が設けられましたが、消防団員は特別職であるためにその適用外に置かれていますので、今回消防団員に関しても右と同様の規定を設け、その殉職に際し市町村が損害を補償しなければならない義務を負わしめ、市町村吏員と同様の救済を与えんとするものであります。

改正の第四点は、公職選挙法の一部を改正して、非常勤の消防団長及び団員に対し、その公職立候補に対する制限を取除いて、消防団長及び団員たる地位を保有したままで公職に立候補することができるようにしたのであります。非常勤の消防団長及び団員は申すまでもなくいわゆるオランタリーであり、義勇奉公のものであります。即ち平素は全く住民として終始し、一旦有事に際して初めて公共の福祉のため挺身するものであり、而も報酬を受けない建前のものであります。従つて他の常勤であり有給の一般の公務員とは著しくその性格を異にしておりまして、実は公職選挙法にいう公務員に含まれるや否や多大の議論の存したところであります。かような事情になる者に対し、他と一律に公職に立候補することを禁止するのは余りにも酷であり、不公平でありますので、以上のような改正を行おうとするものであります。

改正の第五点は、国家消防庁の所掌事項を若干拡大して、消火液、消火弾等の資材の検定事務を加え、消防吏員の階級の基準を国家消防庁の準則で定めることとし、又国家消防庁は、必要に応じ、消防に関する事項につき、都道府県又は市町村に勧告し得ることとするのであります。

以上に挙げた諸点のほか、地方公務員法の制定に伴い、消防組織法の従来の条文を調整し、並びに従来の不備に対してその他の補足を行うため若干の改正を加えんとしております。

地方行政委員会におきましては、提案者を代表する衆議院議員川本末治君並びに関係政府委員等との間に資疑応答を行い、慎重に検討を加えましたが、その主なるもの二、三を御紹介いたします。

先ず消防機関を市町村の必置義務とすることは、市町村を財政上圧迫するものであつて、不当ではないかとの質問に対し、市町村はすでにいずれかの消防機関を設置しておるのであり、又必置義務も所定の年限も限定して強制するものではなく、要は当該市町村の財政の状況に応じて将来いずれかの機関を置くべき義務を課せんとするものに過ぎないのであるという意味の答弁がありました。次に、この改正に現われたところでは、国家消防庁の権限を強化して、自治消防に対する権力的干与の途を開く意図があるやに疑われる節があるが、その虞れはないかとの質問に対しては、「改正案に、「消防

吏員の階級の基準は、国家消防庁が準則で定める。」とあるのは、市町村に対し準則を強制するものではない、国家消防庁はすでに第四条を以て消防準則を立案することをその所掌事務と定められておるのであるが、その立案した準則は一応の雛形を示すにとどまり、何ら法律上市町村に対し拘束力を加えるものではない、市町村は地方公務員法の原則に従つて自主的に消防吏員の階級を定め得るのである、又都道府県市町村に対する勧告についても同様これを強制するものではなく、自治消防の原則は飽くまで尊重する建前である旨の答弁がありました。次に、現行法第二十一条に「市町村長は、消防の相互応援に関して協定することができる。」とあるけれども、現実には地方財政の困難その他の事情により実際の必要を充たし得ない場合が少くない。このような必要に応ずるために相互応援を保障する法的措置を講ずべきではなかつたかとの質問に対しては、その必要は大いに認めたが、今回の改正は諸般の事情上それを加えるまでに至らなかつた、今後において考慮したい旨の答弁がありました。

かくて三月二日、討論、採決に入り、採決の結果は全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、三、一五、法一九）

一、提案理由（二月十九日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案外一法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律には、従来予備費及び予算の繰越しに関する規定がなかつたのでありますが、今回これに関する規定を新たに設けまして、公団等の予算の執行を適正かつ円滑ならしめるとともに、その他条文の整理等に必要な改正を行おうとするものであります。すなわち予備費につきましては、公団等は予見しがたい予算の不足に充てるため、予備費をその予算に計上することができるものとし、大蔵大臣の承認を経て使用することができるようにいたそうとするものであります。次に予算の繰越しにつきましては、年度内に支出負担行為をなし、避けがたい事由のため年度内に支払いを終らなかつた支出予算は、大蔵大臣の承認を経てこれを翌年度に繰越して使用することができるようにいたし、昭和二十五年度分の予算から適用いたしたいのであります。

次に国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一

部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、昭和二十六年三月三十一日限りその効力を失い、昭和二十六年度以降においては、別に法律をもつて新たな恒久的な退職給与制度を制定実施することになつておるのでありますが、右恒久的退職給与制度実施準備の進捗状況にかんがみまして、とりあえず同法律の効力を一年間延長するため、所要の改正を行おうとするものであります。

以上の理由によりまして、この二法案を提出いたした次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを願います。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月六日）

○夏堀源三郎君　ただいま議題となりました公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案及び農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案におきましては、今回予備費及び予算の繰越しに関する規定を新たに設けて公団等の予算の執行を適正円滑ならしめようとするものであり、なお予算の繰越しにつきましては昭和二十五年分の予算から適用しようとするものであります。

次に農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案におきましては、自作農創設特別措置法に基いて政府が発行した農地証券は、その特殊な性格にかんがみまして、償還財源の許す限り、できるだけすみやかにこれが償還をはかる方針のもとに、昭和二十四年度におきましては、自作農創設特別措置特別会計の余裕資金をもつて、とりあえず一世帯に対して一定金額を限度として買入れの措置を講じ、昭和二十五年度におきましては、金額償還を急速に実行するため、同会計の余裕資金のほか、一般会計の債務償還費の一部をも買入れに充てて参りましたところ、一般会計の債務償還費をもつてする償還につきましては、会計上の措置として、同証券の負担を同会計から一般会計に移すことが必要でありますので、この際これがための必要な規定を設けることとし、なおその結果一般会計の負担となる金額につきましては、将来自作農創設特別措置特別会計から、毎年度予算の定めるところにより一般会計に繰入れることにしようとするものであります。

以上は両法案提出の趣旨でありますが、このうち公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、二月十七日、本委員会に付託され、同十九日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、また農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案は、二月二十日、本委員会に付託され、同二十四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、それ〴〵質疑に入りましたが、質疑応答の詳細に関しては速記録に譲ることにいたします。

次いで質疑を打切り、三月三日、両法案を一括して、討論を省略の上採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月九日）

○小串清一君　只今上程せられました公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の委員会におきまする審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

本案は、公団等の予算について、その執行を適正且つ円滑ならしむるために、予備費及び予算の繰越に関する規定を新たに設けようとするものであります。即ち公団等は、予見しがたい予算の不足に充当するため、予備費をその予算に計上することができることとし、大蔵大臣の承認を経て使用することができるようにいたそうとするものであります。次に予算の繰越につきましては、年度内に支出負担行為をなし、止むを得ない理由によつて年度内に支払を終らなかつた支出予算は、大蔵大臣の承認を経てこれを翌年度に繰越して使用することができることとし、昭和二十五年度分の予算より適用しようとするものであります。

さて、本案審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府委員よりも懇切な説明がありましたが、これらの詳細につきましては速記録によつて御了承を願いたいと存じます。かくして質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

本案は、自作農創設特別措置特別会計法に規定する農地証券の買入償還を促進する見地より、従前より同特別会計の余裕金或いは一般会計の債務償還費の一部を以て買入れて参つたのでありますが、農地証券が同特別会計の負担となつております関係上、会計上の措置として農地証券の負担を一般会計に移す必要がありますので、現在国債整理基金特別会計における買入保有分と昭和二十六年度以降の償還分を一般会計の負担といたそうとするものであります。なお、この結果、一般会計の負担となります償還金につきましては、将来、自作農創設特別措置特別会計から毎年度予算の定めるところによつて一般会計に繰入を行おうとするものであります。

本案の審議に当りましては、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答がありましたが、それらの詳細は速記録によつて御了承を願いたいと思います。かくて質疑を終りまして、討論に入り、油井賢太郎委員より希望附き賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に上程せられました商品券取締法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、国債の市中手持高の減少に伴いまして入手困難を来たしている現状に鑑みまして、商品券の発行に関して必要な供託物の範囲を、国債のほかに、新たに金銭、地方債又は主務大臣が確実と認める社債若しくはこれに準ずる債券にまで拡張し、商品券の発行を

容易ならしめようとするものであります。なお検査官吏の証票携帯に関する規定を設けるほか、経済事情の変動に適応するよう罰金の金額の引上げを行おうとするものであります。

さて、本案審議に当りましては、各委員と政府委員との間に熱心な質疑応答がありましたが、その詳細は速記録により御了承願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、現行の国家公務員等の旅費に関する法律実施後における状況その他諸般の事情を勘案いたしまして、その所要の改正をいたそうというのであります。即ち旅行命令等に関する制度の簡素化、日額旅費の支給対象となる旅行の法定化、旅費の調整権に弾力性の附与、及び採用予定者又は條件附き採用期間中に退職した者に対する旅費を支給しないこと、その他若干の法文の整備をいたそうというのであります。

本案審議の経過につきましては速記録に譲ることを御承知願います。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に議題となりました国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、国家公務員の給与が本年一月以降その水準が改定されましたのに伴い、昭和二十五年十二月以前に退職した共済組合の年金受給者の年金を新給与の水準にまで引上げようというのであります。即ち、年金の改定は、昭和二十六年一月分以降従前の年金算定の基礎となつた俸給を公務員の新給与の基準に引き直して計算することとし、又、国家公務員共済組合法施行以前の公務に起因する年金についても同様に増額いたそうというのであります。次に、この法律案の実施に必要な費用は、国、地方公共団体又は公社がそれぞれ負担することといたそうというのであります。

本案審議に当り、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答がありましたが、その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、原案通り全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎厚生保険特別会計法の一部を改正する法律（昭和二六、三、一五、法二〇）

一、提案理由（一月三十日）

（郵便事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月十日）

（郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（二月十九日）

（郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律（昭和二六、三、一五、法二一）

一、提案理由（二月二十四日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

自作農創設特別措置法に基きまして、政府が発行いたしました農地証券は、その特殊な性格にかんがみまして、償還財源の許す限り、できるだけすみやかにこれが償還をはかる方針をとつて参つたのであります。すなわち、昭和二十四年度におきましては、自作農創設特別措置特別会計に余裕資金が生じましたので、とりあえず一農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律

世帯に対して一定金額を限度として、買入れの措置を講ずることとしたのでありますが、昭和二十五年度におきましては、多年懸案となつていた全額償還を急速に実行するため、この会計の余裕資金のほか、一般会計の債務償還費の一部をも買入れに充てて参つたのであります。しかしながら、一般会計の債務償還費をもつてする償還につきましては、農地証券が、自作農創設特別措置特別会計法の規定により、同会計の負担となつております関係上、会計上の措置として、同証券の負担を一般会計に移すことが必要でありますので、この際目下国債整理基金特別会計において買入れ保有しております分と、次年度以降となる分の償還を一般会計の負担といたしますとともに、なおこの結果一般会計の負担となる金額につきましては、将来自作農創設特別措置特別会計から毎年度、予算の定めるところにより、一般会計に繰入れることとしようとするのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月六日）

（公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月九日）

（公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

◎アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、三、一五、法二二）

一、提案理由（一月三十日）

（郵便事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月十日）

（郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（二月十九日）

（郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎郵便事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

（昭和二六、三、一五、法二三）

一、提案理由（一月三十日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案外四法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

まず第一に、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案について、御説明申し上げます。

郵政事業特別会計におきましては、別途御審議を仰いでおります昭和二十六年度特別会計予算に計上してありますように、歳出総額五百七十一億七千七百二十四万五千円に対し、この会計固有の歳入額は五百三十五億九千三百四十一万円でありまして、差引三十五億八千三百八十三万五千円の歳入不足を生ずることになるのでありますが、これは本特別会計の固有業務が、公共的性格のものであるのにかんがみまして、その料金が低廉になつております関係上、給与改善等に要する経費の財源に不足を来すこととなつたものであります。

本会計におけるこの不足額につきましては、総合均衡予算の建前からいたしまして、これを一般会計からの繰入金をもつて補塡することにいたしたいのであります。

なおこの繰入金につきましては、この会計が独立採算制の建前であり、かつその経費の性質にかんがみまして、後日この会計の財政状況が健全な状態になりましたあかつきには、繰入金に相当する金額は、予算の定めるところにより、一般会計に繰りもどすことにいたしたいと存ずる次第であります。

次に厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

厚生保険特別会計におきましては、昭和二十六年度以降、結核患者用病床を増設いたしまして、健康保険事業の福祉施設を拡充し、結核対策の充実を期したいと存ずるのであります。しかしながらこれに要しまする経費は、この会計の財源のみをもつてしては不足いたしまするので、その一部を一般会計から繰入れまして、その事業の目的を達成いたさせたいと存ずるのでありますが、一般会計からの繰入金は、業務勘定におきましては現行の本特別会計法におきまして、業務取扱いに関する諸費のみが認められておりますので、福祉施設の経費につきましても、一般会計からこの会計に繰入れることができることといたしたいのであります。

次に、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

農業災害補償法第十二条の規定によりまして、農業共済組合の組合員の支払うべき農作物共済にかかる共済掛金の一部を、この会計において負担し、さらにこの負担金は食糧消費者が負担するよう、食糧の売渡し価格に織り込むことになつておりますが、食糧消費者価格の値上りに伴う家計費に及ぼす影響等を考慮いたしまして、昭和二十二年度から引続きこの負担金を食糧消費者に転嫁させないことができることの臨時的措置を講じて参つたのでございます。昭和二十六年度におきましても、別途法的措置を講じ、同様の臨時措置を継続することといたす予定でありますが、これに伴いまして、この会計から農業共済再保険特別会計に繰入れまする四十一億六千百六十四万五千円を限り、一般会計からこの会計に繰入れることができることといたしまして、この会計に生じまする歳入不足を補塡することといたしたいと存ずる次第でございます。

次に食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

食糧配給公団は昭和二十六年四月一日に解散し、昭和二十六年度中に清算結了の予定でありますが、同公団の昭和二十五年度の国庫に納付すべき剰余金は、目下のところ十四億五百八十一万九千円と推定されますが、これを同公団の清算に要する経費の財源の一部として、充当いたそうとするものでございます。

次にアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようといたしますのは、現在は、アルコール専売事業特別会計の毎会計年度の決算上の益金を、一般会計の歳

郵便事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律　五六

入に納付することとなつているほか、昭和二十五年度におきましては、この会計の同年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が、昭和二十四年度末におけるそれらの資産の価額の合計額より減少した場合は、その減少額に相当する金額を昭和二十五年度において、この会計から一般会計の歳入に納付し、当該減少額に相当するこの会計の固有資本を減少することとなつているのでありますが、昭和二十六年度以降におきましても、同様の措置をする必要がありますので、所要の改正をしようとするものであります。

以上五法律案提出の理由を御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（二月十日）

○夏堀源三郎君　ただいま議題となりました郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案及びアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案の提案の趣旨について申し上げます。

昭和二十六年度郵政事業特別会計予算におきましては、歳出総額五百七十一億七千七百二十四万五千円に対し、この会計固有の歳入額は五百三十五億九千三百四十一万円でありまして、差引三十五億八千三百八十三万五千円の歳入不足を生ずることになるのでありますが、これは本特別会計の固有業務が公共的性格のものであるのにかんがみまして、この料金が低廉になつております関係上、給与改善等に要する経費の財源に不足を来すことになつたものであります。本会計におけるこの不足金に対しましては、総合均衡予算の建前からいたしまして、これを一般会計からの繰入金をもつて補塡することにいたし、なおこの繰入金につきましては、この会計が独立採算制の建前であり、かつその経費の性質にかんがみまして、後日この会計の財政状況が健全な状態になりましたあかつきには、これを一般会計に繰りもどすことにいたしておるのであります。

次に厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

厚生保険特別会計におきましては、昭和二十六年度以降、結核患者用病床を増設いたしまして、健康保険事業の福祉施設を拡充し、結核対策の充実を期したいと考えておるのでありますが、しかし、これに要しまする経費は、この会計の財源のみをもつてしては不足をいたしまするので、従来の業務取扱いに関する経費のほか、福祉施設の経費につきましても、一般会計からこの会計に繰入れることができることにいたそうとするものであります。

次にアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

アルコール専売事業特別会計におきましては、昭和二十五年度におきまして、この会計の同年度末においての固定資産及び作業資産の価額の合計額より減少しました場合は、その減少額に相当する金額を、昭和二十五年度において、この会計から一般会計の歳入に納付し、当該減少額に相当するこの会計の固有資本を減少することになつておるのでありますが、昭和二十六年度以降におきましても同様の措置をする必要がありますので、今回所要の改正をいたそうとするものであります。

これらの三法案は、いずれも一月二十五日、本委員会に付託され、同三十日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同三十一日より二月七日に至る間、ほとんど連日にわたり各委員より熱心な質疑を行い、大蔵大臣、郵政大臣、その他政府委員からそれ〴〵答弁があり、慎重審議を続けたのでありますが、その詳細に関しましては速記録に譲りたいと存じます。

次いで質疑を打切り、二月八日、討論採決に入りましたところ、まず郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案につきましては、三宅則義委員は自由党を代表し、宮腰委員は民主党を代表し、松尾委員は社会党を代表してそれ〴〵賛成の意を表せられ、竹村委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。

〔議長退席、副議長着席〕

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案及びアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、三宅則義委員は自由党を代表し、天野委員は民主党を代表し、田中織之進委員は社会党を代表してそれ〴〵賛成の意を述べられ、竹村委員は共産党を代表し、希望条件を付して賛成の旨討論をされました。次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（二月十九日）

○小串清一君　只今上程せられました郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案について、委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

郵政事業特別会計におきましては、料金が低廉になつております関係から、昭和二十六年度予算において給与改善等の必要経費の財源に不足を生じますので、一般会計から三十五億八千三百八十三万五千円を繰入れることによつてこれを補てんせんとするものであります。なお、この繰入金につきましては、この会計の健全財政が確立せられたときには、予算の定めるところによつて一般会計に繰戻そうとするものであります。

さて委員会の審議に当りましては、各委員より熱心な質疑があり、相当突込んだ質問が政府に対してなされました。政府よりは大臣初め係員から懇切丁寧な御説明がありましたが、これらの詳細につきましては速記録によつて御了承を願いたいと存じます。かくして

農業災害補償法第十二条第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律

て質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

本案は、結核対策の一環といたして、本年度より健康保険事業の福祉施設を拡充する見地から、結核患者用の病床を増設いたすこととなりましたが、これに要する経費は厚生保険特別会計の財源のみを以てしては賄い得ませんので、当分の間その一部を一般会計から繰入をなし得るように、所要の改正を行わんとするものであります。

これにつきまして、委員会の審議に当りましては、各委員より御熱心な質疑があり、政府よりも懇切な説明がありましたが、その詳細は速記録によつて御了承を願います。かくして質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申上げます。この案につきましては大蔵委員会においても非常な熱心な審議をいたしました。その審議の経過並びに結果についてこれより申上げます。

本案は、昭和二十六年度以降当分の間、アルコール専売事業特別会計の毎会計年度末における固定資産並びに作業資産の合計額が、前年度末におけるこれらの資産の合計額より減少した場合には、その減少額に相当する金額を、その年度にこの会計から一般会計の歳入に納付せしめて、その納付した金額に相当するこの会計の固有資本を減少するということにしようとするものであります。

さて本案の審議に当り、委員諸君から、資産減少の理由、工場の民間払下げの方針並びに現状、工場の生産能力、アルコール生産費並びにその需給の状況等について熱心なる質疑が行われまして、これに対して政府からも懇切詳細な説明がありました。その結果につつきましては、速記録によつて御了承をお願いいたしたいと存じます。

かくのごとくいたしまして、質疑を終り、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたした次第であります。

以上三案について御報告を申上げます。（拍手）

◎農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律（昭和二六、三、一五、法二四）

一、提案理由（二月十三日）

○島村政府委員　ただいま上程になりました農業災害補償法第十二条第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

この法律案の内容は、農業災害補償法第十二条によりますと、食糧管理特別会計は、水稲、陸稲、麦の農作物共済の共済掛金の一部を農業共済再保険特別会計に繰入れて負担いたしますとともに、この負担金を食糧の売渡し価格の中に織り込まして、消費者に負担させるように定めているのでありますが、これに対する臨時措置として、農業災害補償法第十二条第三項の規定の適用を除外する法律を制定いたし、とりあえず昭和二十三・二十四・二十五の三年度における食糧管理特別会計の負担金を消費者価格に織り込まなかつたのでありまして、昭和二十六年度におきましても、家計費への影響等を考慮いたし、これと同様の措置を講じたいのであります。しかして食糧管理特別会計の昭和二十六年度における負担金四十一億六千百六十四万五千円の財源につきましては、一般会計からの繰入金によることといたし、これに伴う予算並びに法律案は、この法律案と並行して今国会に提案されているのであります。

以上の通りでありまして、どうか慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望いたす次第であります。簡単に説明を申し上げます。

二、衆議院農林委員長報告（三月一日）

○千賀康治君　ただいま議題と相なりました、内閣提出、農業災害補償法第十二条第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会におきまする審議の経過並びに結果の大要を御報告いたします。

現行の農業災害補償法第十二条の規定によりますると、食糧管理特別会計は水稲、陸稲及び麦の農作物共済の共済掛金の一部を農業共済再保険特別会計に繰入れて負担いたしますと同時に、この負担金を食糧の売渡し価格の中に織り込んで消費者に負担させる仕組みと相なつております。しかし、昨今の経済事情のもとにおいては、これが消費者の家計費に及ぼしまする負担を軽減いたしたい趣旨から、昭和二十三年度以降毎年、農業災害補償法第十二条第三項の規定の適用を除外する法律を制定いたし、食糧管理特別会計の負担金を一般会計から繰入れ、消費者価格に織り込まないという臨時的措置を講じて来たのでありますが、明二十六年度におきましても引続き同様の措置を講じたいというのでございます。またこれに要する経費四十一億六千百六十四万五千円につきましては、二十六年度一般会計予算案に計上されているのであります。

本法律案は、去る二月九日農林委員会付託と相なり、十三日、提案理由の説明を島村農林政務次官から聴取の上、二十日質疑を行つたのでございますが、その際、社会党足鹿委員、共産党山口委員より、農業共済制度と食糧供出制度との関係並びに農家経済安定のための負担金の合理的改訂等の問題につきまして発言がございましたが、詳細は速記録に譲りたいと思います。

当日をもつて質疑を終り、次いで二十六日討論に付しましたるところ、共産党山口委員は、本法案の趣旨は消費者の負担軽減を目的とする臨時的措置であるをもつて賛意を表するのであるが、現行の農業災害補償法そのものには賛成しがたいので、全面的に改正を行うよう要望する旨述べられました。討論を終り、ただちに採決を行

いましたるところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告いたします。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（三月七日）

○羽生三七君　只今議題となりました農業災害補償法第十二条第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本法律案の内容たる農業災害補償法第十二条は、その第一項において、食糧管理特別会計は農業共済組合の組合員の支払うべき稲及び麦等の農作物共済の共済掛金の一部を負担することとなし、而してその第三項において、この負担金を食糧の売渡価格の中に織込んで、食糧の消費者の負担とすべきことを規定しておるのであります。併しこれが臨時的措置として、かねてこの第十二条第三項の規定の適用除外の法律を定めて、昭和二十三、二十四及び二十五の三カ年度に亘つて食糧管理特別会計の負担金を消費者の負担とすることを取りやめて、これを一般会計から補塡することにいたして来たのであります。而して昭和二十六年度においても引続き同様な取扱をなさんとするものでありまして、委員会におきましては、今まで毎年とつて来たかような臨時的措置を恒久的措置に切替えるべきであるとの意見が大勢でありまして、政府においても、大体同様な考えを以て、近く農業災害補償制度の再検討の際、篤と考慮したいとの意向でありました。これら質疑の詳細については会議録に譲ることといたしたいのであります。

かくして討論に入り、岡村委員から、この臨時的措置を恒久的措置たらしめることを重ねて主張せられ、なお又本法律案に関連して、農業共済組合連合会の不足金の整理について政府における速かなる解決を強く要望せられ、続いて採決の結果、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申上げます。（拍手）

◎公職選挙法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、一九、法二五）（衆）

一、提案理由（三月八日）

○川本末治君　ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

公職選挙法は、御承知の通り日本国憲法の精神にのつとり、国及び地方公共団体の公職の選挙制度を確立し、選挙の公明かつ適正を確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する目的をもつて昭和二十五年四月制定公布せられ、同年五月一日から施行せられたのでありますが、選挙事務の執行に当つておりまする全国並びに地方の選挙管理委員会当局あるいは各政党方面より、本法施行の実際に徴し、かつは本年四月行われることになつておりまする地方選挙、すなわち全国大多数の都道府県、市町村の議会の議員及び長の選挙を間近に控えまして、さらに本法の目的達成の完璧を期するため、その改正が要望せられるに至つたのであります。

地方行政委員会におきましては、右の要望にこたえるため、昨年十二月十一日、選挙に関する小委員会を設置し、十四名の小委員が選任せられ、生田和平君が小委員長に選ばれました。この小委員会は、一月三十一日、第一回の小委員会において、本年四月に行われる地方選挙に直接関係を有する事項についてのみ公職選挙法の改正を考究すること及び各政党より改正要望ないし意見を徴することの基本方針を決定し、爾来幾度か小委員会を開き、政府の関係各当局も参加の上、鋭意研究を続け、慎重審議の結果、二月十九日、ようやく改正試案の成案を得ましたので、翌二月二十日、本委員会において、その結果を小委員会から報告し、委員会はさらに質疑応答を重ね、慎重審議いたしまして、右の案に検討を加えた結果、地方公務員の立候補制限の緩和について一段とその歩を進める方向において修正を施し、ここに地方行政委員会の改正法律案として、大多数の賛成をもつて議決せられた次第であります。

以下、改正案の内容の概要を申し上げます。改正項目は十九の多きに達し、その内容は、おおよそ選挙技術に関する事務的事項であつて、煩瑣にわたりますので、きわめて簡単にその要綱を列挙するにとどめ、一々その理由を申し上げることは省略いたしたいと存じますが、これを要するに、立候補については無用の制限を緩和し、選挙運動についてはその公正をはかるとともに、選挙公営の趣旨を推進し、選挙事務については簡素明確化と合理化を期し、さらに選挙告示の時期については、選挙期日までの期間の短縮ないし臨時特例を設けて経費、労力の節減に資するなど、もつぱら選挙技術に改善を加えて、選挙、特に今回の地方選挙の執行を合理的、経済的かつ適正ならしめようとするものであります。

まず改正の第一点は、都道府県の議会の議員の選挙は三十日前に告示することとなつているのを二十日前にすることに改めること。しかしながら、都道府県の議会の議員と都道府県知事または都道府県の教育委員会の委員の選挙を同時に行う場合は従来通り三十日前に告示すること。

次に改正の第二点は、投票所の開閉時刻を、特別の事情のある場合に限り、都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、二時間の範囲内において市町村の選挙管理委員会がこれを繰上げまたは繰下げることができるものとすること。

改正の第三点は、全国選挙管理委員会の指定する交通至難の島その他特別の事情のある地域については、同一郡市の区域内においても不在者投票ができるものとすること。

改正の第四点は、地方公共団体の選挙における不在者投票について、投票用紙の様式は当該選挙管理委員会が定める旨の原則を、政令で例外を設け得ることとすること。

改正の第五点は、地方公務員法附則第二十項に規定する公営企業に従事する職員で政令で指定する者、並びに臨時または非常勤の嘱託員その他これに準ずる職にある者で政令で指定する者及び非常勤の水防団員に対し、公務員の在職中立候補の禁止を解除すること。

さらに改正の第六点は、自動車、拡声機及び船舶の使用制限を新たに都道府県の議会の議員、市の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙についても行うこととし、この場合においては、候補者が乗用するものを含めて、選挙運動用自動車のために要した費用は、五大市の市長の選挙の場合を除いて選挙運動費用に加算することとすること。

改正の第七点は、都道府県の議会の議員、市の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙についても新たに一定枚数の通常はがきの頒布を認めることとし、その費用は有料とすること。

改正の第八点は、長の決選投票の場合のポスターの枚数を限定すること。

改正の第九点は、選挙管理委員会の行う選挙当日のポスターの撤去は、選挙の前日及び当日においてすることに改めること。

改正の第十点は、市町村長の選挙について、公営立会演説会を条例の定めるところにより開催し得る道を開くこと。

改正の第十一点は、五大市の市長の選挙について、条例の定めるところにより選挙公報を発行し得る道を開くこと。

改正の第十二点は、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、市町村長、市町村の教育委員会の委員及び長の決選投票の場合の選挙についても、新たに候補者の氏名等の掲示を市町村選挙管理委員会において行うこととし、その場所は一投票区につき一箇所とすること。

改正の第十三点は、立候補を辞退した場合の燃料、用紙の返還義務の規定に無料はがきを追加し、新たにはがき、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の規定を設けること。

改正の第十四点は、はがき、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の違反に対する罰則を設け、その他罰則規定中所要の整備を行うこと。

改正の第十五点は、五大市の選挙管理委員会と、その区の選挙管理委員会との職務権限の限界を、政令の定めるところにより明確化すること。

改正の第十六点は、選挙に関する届出、請求、申出その他の行為は執務時間中にするために、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととすること。

改正の第十七点は、鹿児島県大島支庁管内、大島郡、十島村のうち、黒島、竹島及び硫黄島の選挙区の所属についての特例を設けること。

改正の第十八点は、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定により行う今回の地方選挙の期日の告示は、昭和二十六年四月三日に統一して行うこととすることであります。

さらに改正の第十九点は、その他これらに関連する必要な規定の整備等を行つたこと。

以上が本改正案の内容であります。

右、本改正案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げました。何とぞ御可決あらんことを御願い申し上げます。（拍手）

二、参議院地方行政委員長報告（三月十六日）

○岡本愛祐君　只今議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、その内容の概略並びに地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

御承知の通り、公職選挙法は両院に設けられた特別委員会が立案し、昨年四月制定公布を見、爾来国及び地方公共団体の公職選挙の基本法として、昨年六月の参議院議員の通常選挙を初め各種の公職選挙に適用されて参つたのでありますが、本法実施後の経過に鑑み、その不備を補うため今回衆議院提案として所要の改正を加えんとするものであります。ただ今回の改正決案は来る四月に行われる地方選挙に間に合せることを当面の目標とし、来たる三月二十日を施行期日といたしておりますために、おのずからその範囲もこれに直接関係を有する事項に限定しております。

改正事項の主なものを申上げますと、その第一点は、選挙運動の起点となる選挙期日の告示日について、都道府県の議会の議員の選挙は現行法においては三十日前に告示することとなつておりますのを、二十日前に告示することと改め、ただ都道府県の議会の議員の選挙と都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員の選挙とを同時に行う場合は、現行通り三十日前に告示することとしております。なお都道府県の議会の議員の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、勿論二十日前に告示することとしております。更に、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律によつて、来たる四月二十三日及び同三十日に行われる選挙の期日は、以上の改正にかかわらず四月三日に告示しなければならないこととしております。

第二点は、投票所の開閉時刻は選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情のある場合に限り、市町村の選挙管理委員会が都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、二時間以内の範囲内において繰上げ又は繰下げることができることとしております。第三点は、不在者投票につき、投票者がその属する投票区のある郡市内においても、交通至難の島その他の地で全国選挙管理委員会が指定する地域に居住中若しくは滞在中であり、又はその地域において職務若しくは業務に従事中である場合には不在者投票を認めることとし、なお不在者投票について投票用紙の様式は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるという現行法の規定に対して、政令で特別規定を設け得る途を開いております。第四点は、公務員の立候補制限から除外するものの中に、専務として嘱託員で臨時又は非常勤のもので政令で指定するもの、地方公務員法附則第二十項に規定する公営企業に従事する職員で政令で指定するもの及び非常勤の水防団長その他の水防団員を加えております。第五点は、選挙用の自動車、拡声機、船舶に関し、都道府県の議会の議員、市の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙についても、主として選挙運動のために使用するものとしては、自動車一台、拡声機二揃い及び船舶一隻に限定し、それ以外の使用を認めず、その選挙費用の計算関係としては、都道府県の議会の議員、市の議会の

公職選挙法の一部を改正する法律

議員、五大市以外の市の市長及び市の教育委員会の委員の選挙運動用自動車のために要した支出は選挙運動費用に加算することとし、又五大市の市長の選挙運動用自動車は知事等と同様、選挙運動費用から除外することとしております。

第六点は、文書図画に関し、都道府県の議会の議員、市の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙についても一定枚数の通常葉書の頒布を認め、これを有料とすることとし、及び地方公共団体の長の決選投票の場合に掲示するポスターの枚数を定め、又投票場の入口から一町以内に掲示したポスターについて、選挙管理委員会が撤去すべき期間が、現行法では選挙の当日だけであるのを、「選挙の前日及び当日」に改めております。第七点は、市町村長の選挙について、決選投票の場合を除きまして、条例の定めるところにより公営立会演説会を開催し得る途を開き、又五大市の市長の選挙について、条例の定めるところにより選挙公報の発行を認め、これらの費用はいずれも当該市町村の負担とすることとしております。第八点は、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、長、教育委員会の委員の選挙についても、候補者の氏名等の掲示を市町村選挙管理委員会が行うこととし、その個所は一投票区につき一カ所とすることとしております。第九点は、立候補を辞退した場合の返還義務として、燃料、用紙のほかに無料葉書を追加すると共に、葉書、乗車券、燃料、用紙等の譲渡しを禁止する規定を設けると共に、右葉書等の譲渡禁止の違反に対する罰則を設けております。第十点は、選挙に関する届出、請求、申出その他の行為は執務時間中にするため、午前八時半から午後五時までに限定することとしております。そのほか鹿児島県大島支庁管内十島村のうち、一部の地域の選挙区所属について特例を設け、選挙事務関係の規定の整備を図り、各項目の改正に附随し、又は関連する事項について関係条項を整備し、又はこの法律の施行に関し経過規定を設ける等の措置をとっております。

地方行政委員会におきましては、提案者を代表する衆議院議員川本末治君、政府委員等との間に質疑応答を行い、慎重審議を重ねたのでありますが、ここには質疑応答の主なもの二、三を御紹介するにとどめまして、余は速記録により御覧を願いたいと存じます。先ず現行第八十九条の規定により、在職中公職立候補を認められる技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で政令で指定するものの範囲は、地方公務員法により特例を認められ、政治活動を認められる単純労務者の範囲と矛盾しないと解釈して差支えないかという意味の質疑に対して、提案者側よりは、問題は技能者の範囲の点であると思われるが、この技能者という用語の解釈により矛盾なく解釈し得るものと思量している旨の答弁がありましたが、政府委員側からは、技能者の中には地方公務員法に言う単純労務者に包含されるものがあるから、それは現行公職選挙法の第八十九条によって公職立候補を制限せられるものと解せざるを得ない旨の答弁がありました。かく答弁が矛盾したのであります。又第百九十七条第一項第三号に新たに加える但書が余りに難解でありますので、種々の質疑応答を重ねましたが、結局それは次のことを意味し、又は結果することが判明しました。即ち都道府県の議員、市の議会の議員、五大市以外の市の市長及び市の教育委員会の委員の選挙について使用する自動車については、主として選挙運動のために使用し得るものは従前と異なり一台に限定され、それは候補者が乗用すると否とを問わず、その選挙費用に加算をする趣旨であるが、その他に候補者が乗用する船車馬等のために要した支出は、従前通り選挙費用に加算されないものとするのである。なお町村長等が選挙運動用に自動車を使用するとすれば、それは従前通り台数に制限なく、候補者が乗用する限りは選挙費用から除外され、候補者が使用しないもののみは選挙費用に加算されるということになるのであります。そこでかくては市の選挙と町村の選挙と矛盾を来たすのではないかとの質問に対し、提案者側から、町村の区域は狭く又選挙運動費用の金額は少いので、自動車を多数に使用することはできないものと考えるから、矛盾を来たすようなことはないと考えるとの答弁がありました。又都道府県の議員、市の議員、市長等の選挙用自動車の費用が選挙費用に加算されるために、その候補者の選挙運動費用の制限金額を従前より増加する必要があるのではないかとの質問に対し、増加することが必要であると思量するとの答弁がありました。次に、改正の第二百七十条の二に規定する制限時間に遅れてなされた届出、請求、申出等は無効であるかとの質問に対しては、提案者側より、法律上無効となることはやむを得ないが、運用上親切な取扱によって届出、請求、申出等の各本人に余り酷な結果を来たさないようにしたい旨の答弁がありました。

かくて三月十五日討論に入り、緑風会、社会党、民主党、自由党の各派所属の委員の共同提案として修正案が提出されました。その修正案の内容は、第一点は、第八十九条の公職立候補制限に関する規定中「技能者」を削り、地方公務員法において、当分の間、身分取扱について特例を認められた単純労務者の立候補の制限を撤廃することができる途を開いたことであります。第二点は、午後十時から翌日午前六時までの間は、街頭演説及び連呼行為を禁止する規定を加えたことであります。第三点は、前項の夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止に対する罰則を設けたことであります。第四点は、右の修正案に伴う条項の整備を図ったのであります。

次いで採決に入り、修正の部分及び修正の部分を除いた原案、いずれも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、三、一九、法一六）

一、提案理由（三月一日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

現行の国家公務員等の旅費に関する法律は、昨年四月制定されたものでありますが、その実施後の状況その他諸般の事情を勘案いたしました結果、旅行命令等に関する制度を簡素化し、日額旅費の支給対象となる旅行を明確にいたしますとともに、旅費の調整権に弾力性を付与すること等は、当面最も急を要する問題であるとの結論に到達いたしましたのであります。よつて政府はこの際これらの諸点につきまして所要の改正を行うため、本法律案を提案いたしました次第であります。

次に本法律案の大要を御説明申し上げます。第一に、現在、旅行命令は、旅行命令書等に記載の上発せられることとなつているのでありますが、過去の経験に徴しますと、この制度は事務的に繁雑な手数を要する割合に与益に乏しいので、この際、事務簡素化の見地から、手続の簡単な旅行命令簿等の制度に改めることといたしました。

第二に、現行の規定では、日額旅費の支給対象となる旅行の範囲は、単に各庁の長が大蔵大臣に協議して定めることとなつておりますため、ややもすると各庁間に不権衡を生じやすく、ひいては日額旅費制度の統一的な運用上支障がありますので、まずその旅行の性質を法定する等により、日額旅費制度の統一をはかることといたしました。

第三に、現在各庁の長に付与せられております旅費の調整権限は、不当に旅行の実費を越えた旅費を支給することとなる場合のみに限定せられておりますが、その範囲を拡張して通常必要としない旅費を支給することとなる場合におきましても、適宜な調整を加えることができるように旅費の調整権に弾力性を与えることといたしました。

第四に、現行の規定によりますと、永年にわたり勤続した職員であつても、その者が普通退職した場合には、何らの旅費をも支給されないにもかかわらず、採用予定者または条件付採用期間中に退職させられた者に対してのみは、赴任旅費または帰住旅費を支給せられる建前となつておりまして、両者の間に著しい不権衡がありますので、この際権衡をはかる意味合いにおいて、後者に対しても旅費を支給しないこととといたしました。

第五に、その他若干法文の整備をはかることといたしました。

以上、本法律案の提案理由を御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月六日）

（商品券取締法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月九日）

（公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎水産業協同組合法等の一部を改正する法律（昭和二六、三、二〇、法二七）（参）

一、提案理由（二月九日）

○委員長（木下辰雄君）　只今から水産委員会を開会いたします。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案を議題に供します。この法律案は参議院の水産委員会の各委員、即ち木下辰雄、秋山俊一郎、入交太藏、青山正一、松浦清一、櫻内義雄、千田正、この七名の発議であります。この法案の概要について説明を申上げます。

第一は、現行法は、水産業協同組合共済会の理事の少くとも四分の三は、会員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人でなければならんことになつておりまするが、この他に「会員たる水産業協同組合の理事たる者」をも加えるということにいたしたのであります。その理由は、共済会が主として水産業協同組合により構成される団体であることに鑑み、その理事について前記の地位を認めることが適当であり、これによつて共済会の運営を円滑にすることができるのであります。

第二は、水産業協同組合共済会も、農林中央金庫の出資者となることができることにいたしたのであります。その理由は、これによりまして、共済会は農林中央金庫から資金の融通を受け、又預金をする等の便宜を得て、運営の円滑を期することができるようにいたしたのであります。

この法案について何か御意見なり御質問がありましたならお願いいたします。

三、参議院水産委員長報告（二月十三日）

○木下辰雄君　只今議題となりました水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

この法律案は木下辰雄ほか六氏の発議による議員提出の法案であります。その内容について簡単に御説明申上げます。

前国会において水産業協同組合法が改正せられまして、水産業協同組合共済会を設立することができるようになつたのでありまするが、その共済会の理事は、少くともその四分の三は、協同組合を直接又は間接に構成する個人、即ち正会員でなければなんことに相成つております。この点を改正いたしまして、協同組合の理事は正会員同様に共済会の理事となることができるようにいたしたのであります。

この改正の理由といたしましては、共済会は協同組合又はその連合会によつて組織されるのでありまするから、当然、協同組合の理事が共済会の理事に選挙されるのでありますから、協同組合の理事は員外理事でも全部有資格者としたほうが共済会の運営を円滑にすることができるからであります。

次にこの法案の第二の改正点は、この共済会も協同組合同様に農

林中央金庫の出資者となり得るように中央金庫法の一部を改正いたしたのであります。これによりまして、共済会も農林中金に預金をなし、又融資を受ける得ることとなり、共済会の運営を円滑ならしめ、経営を強固にいたすことになるのであります。

委員会におきましては、協同組合の実情に鑑み、又組合の要望もありまして、十分に調査研究の結果、委員七名の発議による法案でありまするから、別に質疑もなく、千田正君の動機によりまして、討論を省略し、採決の結果、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

三、衆議院水産委員長報告（三月八日）

○富永格五郎君　ただいま議題となりました水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず提案の理由並びに内容について御説明いたします。前の第九国会において、水産業協同組合法の一部を改正して、水産業協同組合共済会が設立できるようになつたのでありますが、その共済会を組織するにあたりまして、これを運営する役員の選任については協同組合法の役員選任の規定の準用により行われますので、その選任がはなはだしく困難であり、従つて共済事業に支障を来す結果になるのであります。そのため、協同組合法の役員選任規定で、役員の四分の三は正会員でなければならないとなつているのを、共済会の役員には、特例として、単位組合または同連合会の理事は正会員と同じく共済会の理事となれるというようにいたしたのであります。共済会は協同組合またはその連合会で組織されている関係上、協同組合またはその連合会の理事が共済会の理事になれるのは当然であろうと存ずるのであります。また御承知の通り、水産業協同組合は農林中央金庫の系統機関になつており、その協同組合と一体をなす共済会も、組合と同様に農林中央金庫の系統機関として出資者となり、預金をし、あるいは融資を受けることができるように、農林中央金庫法の一部を改正いたそうとするのであります。以上が、提案の理由と、そのおもなる内容であります。

本法案は参議院提出の法律案でありまして、二月十三日に本委員会に付託になり、その内容が協同組合の育成に関係の深い問題であり、共済会の運営の円滑、経営の強化等の諸点より十分の審議を尽したのでありまして、三月六日の委員会においての討論には、共産党井之口委員より反対意見の発表がありましたが、採決を行いました結果、共産党ただ一人の反対のほか、全員賛成をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告いたします。（拍手）

◎国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二三、法二八）

一、提案理由（三月五日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案外三法律案の提案理由を御説明申し上げます。

国家公務員のための国設宿舎に関する法律は、昭和二十四年八月施行されて今日に至つたのでありますが、この法律施行後の状況にかんがみ、宿舎の設置、維持及び管理に関して完全を期し、その目的を達成するためには、国設宿舎を設置する機関、国設宿舎の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舎の使用料の所属区分、使用料の徴収に関する規定等について所要の改正を加える必要が生じましたので、ここにその改正案を提出することといたしたのであります。

次にその改正案のおもな点を申し上げますと、まず第一は、宿舎を設置する機関に関する規定を明定したことであります。現行法における宿舎の設置機関に関する規定はきわめて抽象的であつて、具体的な規定は、宿舎審議会の決定に基いて政令で定められているのでありますが、このことはきわめて重要な事項でありますので、法律をもつて明文化することとし、原則的に宿舎の総合調整を行う大蔵大臣が宿舎の設置を行うこととしたのであります。但し郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する特別会計に属するもの、または一時に多数の宿舎を急速に設置する必要がある場合、その他大蔵大臣以外の者が設置することを適当とする事情があるときは、当該宿舎を貸与する各省各庁の長が行うこととしたのであります。

第二は、公邸及び無料宿舎の設置について予算的制約を明文化したこと、及び公邸を貸与する者の範囲に警察予備隊本部長官を加えたことであります。公邸及び無料宿舎については、現行法では予算の有無にかかわらず国が設置しなければならないこととなつておるのでありますが、国家予算との関連において予算の範囲内で逐次設置して貸与することとしたのであります。

なお警察予備隊の設置に伴い、同本部長官には公邸を貸与する必要があるので、これに関する規定を設けることといたしました。

第三は、宿舎の費用及び使用料に関する会計の所属区分を明確にするとともに、会計間の財産整理に関する規定を整備したことであります。現行法では、宿舎の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舎の使用料は、それぞれ宿舎の貸与を受けた者の報酬を支弁する会計の所属となつているのでありますが、これらの費用及び使用料については、その宿舎の所属する会計が負担し、またはその会計に帰属させることが適当でありますので、このように改正しようとするものであります。

最後に、企業的に事業を運営する特別会計を除く特別会計所属の職員で、現在一般会計をもつて設置された宿舎に居住している者があるので、国有財産法による財産の整理上においても、また宿舎の合理的な総合調整を行う場合においても、これら異なる会計間において有償として整理することは支障があるので、当分の間これを無償として整理することができることとしたのであります。

次に、不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案提出の理由を御説明申し上げます。従来不正保有物資及び過剰物資については、国が直接に買取り売払いを行い、これに関する経理を一般会計と区別して明確に行うために、不正保有物資等特別措置特別会計を設置し経理するとともに、これらの物資を政府が譲り受ける場合には、当該物資の性質にかんがみ、その対価を登録国債で決済するため、不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律が制定せられ、これにより買取りが行われて参つたのであります。今回、これらの物資の処理の進捗状況にかんがみまして、不正保有物資等特別措置特別会計法及び不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律の二法律を廃止することといたし、それに伴つて所要の経過規定をあわせ規定しようとするものであります。

次に、郵便貯金特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

郵便貯金につきましては、従来郵政事業特別会計において経理いたして参つたのでありますが、本国会におきまして別途御審議を願つております資金運用部資金法の制定に伴いまして、資金運用部資金の大宗であります郵便貯金の事業につきまして、その健全な経営をはかるとともに、その経理を明確にいたしますため、新たに特別会計を設置して経理する必要を認めましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法律案の内容の概略を申し上げますと、第一に、郵便貯金事業の経理は、前に述べましたように本会計において行うこととなるわけでありますが、その業務は従来通り郵政、事業特別会計において行うことといたします関係上、業務の取扱いに関する諸費及び業務に必要な営繕費は、郵政事業特別会計の歳出として支出することとし、その財源につきましては、本会計から郵政事業特別会計に繰り入れて経理することにいたそうとする点であります。

第二に、この会計の歳入歳出につきましては、資金運用部預託金の利子、借入金及び付属雑収入をもつてその歳入とし、郵便貯金の利子、郵政事業特別会計への繰入金、一時借入金の利子、借入金の償還金及び利子並びに付属諸費をもつて、その歳出とすることといたそうとする点であります。

第三に、この会計において郵便貯金の利子の支払上、一時現金に不足を来しました場合には、郵便貯金の受入金を当該年度内に限り繰りかえ使用することができる道を開き、事業運営の円滑をはかろうとする点であります。

第四に、この会計におきましては、当分の間毎会計年度の歳入が不足することが予測されますので、その歳入不足を補塡するため、当該年度において、予算の定めるところにより一般会計からこの会計に繰入金をすることができる道を開きますとともに、後日この会計の財政状況がゆたかになりましたあかつきには、この会計から当該繰入金に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰りもどすことにいたそうとする点であります。

以上本法律案の主要な点について概略申し述べましたが、その他予算及び決算の作成及び提出等この特別会計の経理に必要な規定を設けるとともに、この法律の制定に伴つて郵政事業特別会計法及び郵政省設置法の一部を改正する必要がありますので、これらを附則で規定しようとした次第であります。

次に会計法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

供託金等国が保管する現金につきましては、従来大蔵省預金部に預け入れておつたのでありますが、今回別途御審議をお願いいたしております資金運用部資金法案が施行になりますと、国の保管する現金は国庫の保管金として取扱い、資金運用部に預託しないことになりますので、その利子の支払いにつきましては、国が日本銀行に取扱わせることといたしますとともに、その利子の支払いに必要な資金を同行に交付することができるようにいたしまして、利子支払い事務の円滑をはかろうとするものであります。

以上の理由によりまして、この四法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律

二、参議院大蔵委員長報告（三月七日）

○小串清一君　只今上程せられました国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案の委員会におきまする審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず本改正案の主要な諸点を申上げまするに、第一には、宿舎を設置する機関に関する規定を設けようとするのであります。第二は、公邸及び無料宿舎の設置について、予算的制約を明文化すると共に、公邸を貸与する者の範囲に警察予備隊本部長官を加えようとするのであります。第三は、宿舎の費用及び使用料に関する会計の所属区分を明確にすると共に、会計間の財産整理に関する規定を整備しようとするのであります。第四は、企業的に事業を運営する特別会計を除く特別会計所属の職員で、現在一般会計を以て設置された宿舎に居住している者があるので、国有財産法による財産の整理上においても、又宿舎の合理的な総合調整を行う場合においても、これら異なる会計間において有償として整理することは支障があるので、当分の間これを無償として整理することができるようにいたそうとするのであります。

本案審議に当りましては、各委員より熱心な質疑がありましたが、それらの詳細は速記録により御承知を願いたいと思います。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告いたします。

（拍手）

三、衆議院大蔵委員長報告（三月八日）

（旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

（昭和二六、三、二三、法二九）

一、提案理由（二月十日）

（国民金融公庫法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十六日）

（国民金融公庫法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月十二日）

○小串清一君　只今上程せられました開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案の委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

開拓者資金融通法による農地開拓者に対する貸付金の財源は、従来開拓者資金融通特別会計の負担で発行する公債又は借入金によつて調達して来たのでありますが、健全財政の見地から、昭和二十四年度以降は一般会計からの繰入金を以て充当いたし、昭和二十六年度においても営農資金として十億一千四百四万円、共同施設資金として四千二百二十五万円、営農促進対策資金として三億六千七百万円、合計十四億二千三百二十九万円を一般会計から繰入れまして、その貸付の財源に充てようとするものであります。なおこの繰入金については、将来貸付資金が償還されることが予想されますので、この繰入額に相当する金額に達しますから、予算の定めるところにより一般会計に繰入れる規定を設けようといたすものであります。

さて本案の審議に当りまして、各委員から、いわゆるインベントリー・ファイナンスとの関連、開拓者の入植の状況、開拓者に対する資金貸付計画、徴税措置等について熱心なる質疑が行われまして、これに対して政府からも懇切な説明がありましたが、その詳細については速記録によつて御了承をお願いいたしたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

◎旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二三、法三〇）

一、提案理由（三月三日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案外一法律案の提出理由を御説明申し上げます。

まず第一に、旧軍用財産を時価に比し減額した対価で譲渡することができる期間は、現行法では昭和二十六年六月三十日までございますが、これをさらに三箇年延長するとともに、この減額し得る割合の限度を現行の二割から四割に引上げ、かつその減額した対価で譲渡し得る範囲を拡張して、公共団体が社会事業施設の用に供する場合、及び学校教育法第九十八条に規定するいわゆる旧制学校の設置者が当該学校の用に供する場合にも、減額した対価で譲渡することができることといたしました。

第二に、前述の減額譲渡をすることができる場合に該当する場合には、本年三月三十一日現に貸し付けているものに限り、時価の五割以内において減額した対価で貸し付けることができるようにいたしました。

第三に、旧軍用財産または物納財産を譲り渡した場合における譲受人の売払い代金の延納期間を延長し、現行の三年を五年に改めるとともに、現行法では財産税法及び戦時補償特別措置法による物納財産の場合に限られておりますが、これを拡張して、所得税法及び相続税法による物納財産の場合にも、延納の特約をすることが出来ました。

第四に、現行法では国の学校の用に供する目的をもつて、地方公共団体により無償で国の用に供せられた財産を、国がその用に供しないときは、これを当該地方公共団体に無償で返還しなければならないこととなつておりますが、これを拡張して、学校以外の教育施設についても適用することといたしました。

次に、国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案を提案いたしました理由について御説明申し上げます。

御承知のように、公務員の給与は本年一月以降その水準が改定されたのでありますが、昭和二十五年十二月三十一日以前に退職した共済組合の年金受給者の年金の額は、従前の給与水準を基準として算定することとなつておりますので、これを新給与の水準まで引上げんとするものであります。以下簡単にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず年金の改定は、昭和二十六年一月分以降従前の年金算定の基礎となつた俸給を、公務員の新給与の基準に引直して計算することといたし、また国家公務員共済組合法施行以前の公務に基因する年金についても、同様に増額することにいたしました。

次にこの法律案の実施に必要な費用、すなわち、既給年金者に対

する年金額の引上げにより増加する費用は、国、地方公共団体または公社がそれぞれ負担することにいたしました。

以上この二法案の主要なる点を御説明いたしました次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月八日）

○小山長規君　ただいま議題となりました旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、旧軍用財産、物納財産等の処分を促進するために、まず第一に、旧軍用財産を時価に比べ減額した対価で譲渡することができる期間をさらに三箇年間延長するとともに、その減額割合の限度を二割から四割に引上げ、かつ減額した対価で譲渡し得る範囲を拡張して、公共団体が社会事業施設の用に供する場合及び旧制学校の設置者が当該学校の用に供する場合にもできることといたしております。

第二に、減額譲渡をすることができる場合に該当する場合には、本年三月三十一日現在において貸し付けているものに限り、時価の五割以内において減額した対価で貸し付けることができることといたしております。

第三に、旧軍用財産または物納財産を譲渡した場合における譲受人の売払い代金の延納期間を現行の三年より五年に延長いたしますとともに、所得税法及び相続税法等による物納財産の場合にも延納の特約ができるということにいたしておるのであります。

第四に、現行法では、国の学校の用に供する目的をもって地方公共団体等により無償で国の用に供せられた財産を、国がその用に供しないときには、これを当該地方公共団体に無償で返還しなければならないということになつておるのでありますが、これを拡張いたしまして、学校以外の教育施設についても適用することができるようにいたしております。

この法案は、三月二日、本委員会に付託され、同三日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同日より本八日に至るまで三日間にわたりまして質疑を行つたのでありますが、その詳細に関しましては速記録に譲ることといたします。

次いで質疑を打切り、討論採決に入りましたところ、成田委員は社会党を代表して賛成の意を述べられ、深澤委員は共産党を代表して反対の旨討論されました。次いで採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決いたすべきものと決しました。

次に、不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案について申し上げます。

臨時物資需給調整法に基く命令の規定による不正保有物資及び過剰物資につきましては、国が直接に買取り、売払いを行い、これに関する経理を一般会計とは区別して明確に行うために、特別会計を設置して経理するとともに、これらの物資を政府が譲り受ける場合には、当該物資の性質にかんがみまして、その対価を登録国債で決済することに関する二法律が制定せられまして、終戦後における当面の経済復興に資せしめられて参つたのでありますが、この法案は、今回これらの物資の処理の進捗状況にかんがみまして、以上の二法律を廃止することといたし、それに伴つて所要の経過規定を設けようとするものであります。

この法案は、三月三日、本委員会に付託され、同五日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、七日質疑を行つたのでありますが、その詳細に関しましては速記録に譲ることといたします。

次に、国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案について説明をいたします。

この法案は、現行法施行後の情況にかんがみまして、第一に、宿舎を設置する機関に関する規定を明定いたしました。第二に、公邸及び無料宿舎の設置について予算的制約を明文化いたしますとともに、警察予備隊の設置に伴い、同本部長官に公邸を貸与する規定を設け、第三には、宿舎の費用及び使用料に関する会計の所属区分を明確にいたしますとともに、会計間の財産整理に関する規定を整備する等によりまして、宿舎の設置、維持及び管理に関して完全を期することといたそうとするものであります。

この法案は、三月三日、本委員会に予備付託、同七日、本付託となり、五日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、質疑に入つたのであります。

以上の不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案及び国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、本八日質疑を打切り、一括して討論を省略の上採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月十四日）

○小串清一君　只今議題となつております旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず本改正案の要点を申上げまするに、第一に、旧軍用財産を時価に比して減額した対価で譲渡し得る期間は、現行法では昭和二十六年六月三十日までであります、これを更に三カ年延長すると共に、減額し得る割合の限度を現行の二割から四割に引上げ、且つ減額した対価で譲渡し得る範囲を、公共団体が社会事業施設の用に供する場合、及び学校教育法第九十八条に規定する旧制学校の設置者が学校の用に供する場合にも適用せしめようというのであります。第二に、減額譲渡し得る場合に該当するときには、本年三月三十一日現在貸付けているものに限り、時価の五割以内において減額した対価で貸付けることができるようにいたそうというのであります。第三に、旧軍用財産又は物納財産を譲渡した場合における譲受人の

売払代金の延納期間を、現行の三年を五年に延長するに共に、所得税法及び相続税法による物納財産の場合にも延納の特約ができるようにいたそうというのであります。第四に、現行法では、国の学校の用に供する目的で地方公共団体により無償で国の用に供せられた財産を、国がその用に供しないときは、これを当該地方公共団体にやはり無償で返還しなければならないことになつておりますが、これを拡張して、学校以外の教育施設にも適用することができるようにいたそうというのであります。

さて、本案は慎重に審議をいたしたのでありますが、その詳細は速記録によつて御了承願いたいと思います。かくて質疑を終了し、討論に入り、油井賢太郎委員より、旧軍用財産を速かに処理せられたいという賛成意見が述べられ、又松永義雄委員より、旧軍用財産の譲渡貸付について適切な運営を図られたい旨の賛成意見が述べられまして、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、議題となりました不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申上げます。

本案は、これまで不正保有物資及び過剰物資については、国が直接に買取り、売払いを行い、これに関する経理を一般会計と明確に区別するために、不正保有物資等特別措置特別会計を設置して行なつて参つたのであります。そうしてこれらの物資を政府が譲り受ける場合には、その対価を登録国債で決済するために、不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律が判定せられ、これによつて買取りが行われて参つたのであります。が、今回これらの物資の処理状況に鑑みまして、不正保有物資等特別措置特別会計法及び不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律の二つの法律を廃止し、それに伴う所要の経過規定を規定しようというのであります。

本案の審議に当りましては、各委員と政府委員との間に熱心な質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録に譲ることといたして御承知を願いたいと思います。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎商品券取締法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二三、法三二）

一、提案理由（二月二十八日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました商品券取締法の一部を改正する法律案について、提出の理由を御説明申上げます。

今回改正しようといたしますおもな点は、商品券発行に関して必要な供託物の範囲を拡張することであります。すなわち国債の市中手持高が不足していて入手困難な現状にかんがみまして、国債のほかに金銭、地方債または主務大臣の確実と認める社債もしくはこれに準ずる債券を、供託物として認めようとするものであります。なお検査官吏の証票携帯に関する規定を設け、また経済の実情に適応するよう、罰則を整備する等の改正をいたそうとするものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月六日）

○奥村又十郎君　ただいま議題となりました商品券取締法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず商品券取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、国債の市中手持高が不足して入手困難な現状にかんがみまして、商品券発行に関して必要な供託物の範囲を拡張いたしまして、国債のほかに金銭、地方債、または主務大臣の確実と認める社債等を供託物として認めることとするほか、検査官吏の証票携帯に関する規定を設ける等の改正をいたそうとするものであります。

以上の二法案につきましては、三月五日質疑を打切り、一括して討論を省略の上採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月九日）

（公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

海事代理士法、国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律

◎海事代理士法（昭和二六、三、二三、法三二）

一、提案理由（二月十九日）

（港則法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院運輸委員長報告（三月六日）

（港則法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院運輸委員長報告（三月九日）

（港則法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二六、三、二四、法三三）

一、提案理由（三月三日）

（旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月六日）

（商品券取締法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月九日）

（公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭和二六、三、二四、法三四）

一、提案理由（二月十日）

○西川政府委員　国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本公庫は、発足以来国民大衆の資金需要に応ずるため再三の増資を行いまして、昨年十二月末までに、普通小口貸付四十二億四千万円の貸付を行い、一般の金融機関から融資を受けることが困難な国民大衆の生活を建て直し、経済の復興に寄与して参つたのであります。昭和二十六年度におきましても、公庫に対する資金需要は依然相当の額に上るものと予想せられまして、この種資金の円滑な運用をはかることはきわめて必要でありまするから、この際公庫の資本金四十億円を六十億円とすることとし、昭和二十六年度予算におきまして、公庫に対する出資金二十億円を計上したのであります。明年度におきましては、この増資額二十億円に既往の貸付金の回収金を加え、最低約五十億円の新規資金が確保されることとなつており

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十六日）

○奥村又十郎君　ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案及び開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず国民金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案の提出理由を申し上げますと、国民金融公庫に対する資金需要は、昭和二十六年度におきましても依然相当の額に上るものと予想されまして、この種資金の円滑な疏通をはかることは中小企業振興上緊要でありますので、この際公庫の資本金四十億円を六十億円に増額し、もつて新規資金の確保をはかろうとするものであります。

この法案は、二月九日、本委員会に付託され、同十日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同二十一日及び二十二日の二日間にわたり質疑を行つたのでありますが、その詳細に関しては速記録に譲ることといたします。

次いで質疑を打切り、討論採決に入りましたところ、小山委員は

ます。

以上の趣旨によりまして、本法律案を提案した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いいたします。

次に、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

開拓者資金融通法による農地の開拓者に対する資金の貸付に関する歳入歳出につきましては、開拓者資金融通特別会計を設けて経理いたしておりますが、この貸付金の財源は、従来この会計の負担で発行する公債または借入金によつて調達して参つたのでありますが、健全財政の見地から妥当でないと思われますので、昭和二十四年度から引続き一般会計からの繰入金をもつて、その財源に充てて参つたのであります。

昭和二十六年度におきましても、前年度と同様の趣旨をもちまして、営農資金として十億一千四百四万円、共同施設資金として四千二百二十五万円、営農促進対策資金として三億六千七百万円、合計十四億二千三百二十九万円の貸付を計画いたしておりますので、この額を一般会計から繰入れまして、貸付金の財源に充てることといたしたいのであります。なおこの繰入金は、将来貸付金がこの会計へ償還されますので、繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより、一般会計へ繰りもどす規定を設けることといたしたいのであります。

国民金融公庫法の一部を改正する法律

自由党を代表し、宮腰委員は民主党を代表し、松尾委員は社会党を代表し、また竹村委員は共産党を代表しまして、それ〴〵資本金の増額等につき希望条件を付し賛成の旨討論せられました。次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。

農地の開拓者に対する貸付金の財源は、健全財政の見地から、昭和二十四年度から引続き一般会計からの繰入金をもつてその財源に充てて参つたのであります。従いまして、この法案におきましては、昭和二十六年度においても、前年度と同様の趣旨をもちまして、営農資金、共同施設資金及び営農促進対策資金の貸付予定額合計十四億二千三百二十九万円を一般会計から繰入れて貸付金の財源に充てることといたし、なおこの繰入金は、将来貸付金が償還されますので、予算の定めるところにより一般会計へ繰りもどすことといたしておるのであります。

この法案は、二月九日、本委員会に付託され、同十日、提案理由の説明を聴取し、同二十日質疑を行つたのでありますが、その詳細に関しては速記録に譲ることといたします。

次いで質疑を打切り、同二十二日討論採決に入りましたところ、小山委員は自由党を代表して賛成の意を述べられ、天野委員は民主党を代表し、田中織之進委員は社会党を代表し、また竹村委員は共産党を代表しまして、それ〴〵開拓政策の確立等につき希望条件を付し賛成の旨討論せられました。次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(三月十六日)

(企業再建整備法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎国立光明寮設置法の一部を改正する法律 (昭和二六、三、二六、法三五)

一、提案理由(三月十三日)

○政府委員(平澤長吉君) 只今議題となりました国立光明寮設置法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明いたします。

昭和二十四年十二月に公布されました身体障害者福祉法は、昨年四月一日より施行されまして爾来身体障害者の福祉の施策はこれによつて着々と進められつつあるのであります。

これより先、失明者の保護更生を図るために、昭和二十三年七月国立光明寮設置法が公布施行され、東京・塩原の二カ所に失明者更生施設が設置されました。

現在までに両施設から合せて二百十九名がすでに卒業をいたし、それ〴〵社会に復帰、更生してその第一線に活躍しておるのであります。又今春卒業予定者も八十九名に上つておるのであります。併しながらこの両施設の収容定員は合せて僅かに百名に過ぎず、現在入寮希望者は約二千名を算え、年ごとに増加の傾向を辿つているのでありまして、現在これらの切なる要望に応えるため、両施設とも非常に無理をして、定員以上の人員を収容いたしておるのでありますが、なおその大部分の要求を満し得ない状況にあります。このように、多数の失明者の更生指導につきましては、現在の能力では、甚しく不十分でありまして、是非ともその施設の増設が必要となつておるのであります。

なお従来の国立二施設は共に東日本に偏在しておりまして、かねてから関西方面にこれが設置を強く要望されて参つた次第もありまして、先に御承認を得ました昭和二十五年度予算額を以て、新たに神戸市に失明者更生施設を増設することに相成り、目下これが建築を進めておるのであります。明年度よりこれを開設することを得る運びと相成つておるのでありまして、そのために本改正をいたすことが必要になつたのであります。本改正によりまして、身体障害者福祉法の運営が著しく促進され、失明者の福祉につきまても一層増進を期し得られることと確信いたす次第であります。何とぞよろしく御審議の上速かに可決せられるように希望いたす次第であります。

二、参議院厚生委員長報告(三月十四日)

(厚生年金保険法特例の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院厚生委員長報告(三月十七日)

(厚生年金保険法特例の委員長報告と一括して掲載)

◎経済安定本部設置法の一部を改正する法律 (昭和二六、三、二六、法三六)

一、提案理由(三月七日)

○小峯政府委員 ただいま議題となりました経済安定本部設置法の一部を改正する法律案につき、その提案の理由を説明いたします。

経済安定本部の外局である物価庁は昭和二十六年四月一日において、内部部局に組織がえされることと定められているのでありますが、最近における内外の経済諸情勢の推移にかんがみ、物価行政が重要である点を考慮いたしまして、物価庁を経済安定本部の内部部局に組織がえする時期を延期することとし、昭和二十七年四月一日以前においてその組織がえ及び組織がえの時期を立法措置をもつて定めることといたしたのであります。

次に、経済調査庁法の一部を改正する法律案につきまして、その

提案理由を御説明申し上げます。

政府は昨年五月経済調査庁法の改正によりまして、経済調査庁をして一年間を限り、特別調査庁の業務の調査及び経理の監査を行わせることにいたしましたので、経済調査庁におきましては、可及的に期限内に所期の調査を完了するよう鋭意努力いたしますとともに、調査の結果につきましては、随時勧告その他所要の措置によりまして、調達業務の運営の改善並びに国費の節減に寄与して参つたのであります。しかしながら何分にも調達業務はきわめて広汎にわたつておりますので、遺憾ながら現在までにまだ調査に着手するに至り得なかつた部門も相当残されておりますし、すでに調査いたしました部門につきましても、期間の関係上、抽出調査を余儀なくされたものもあるような実情でありまして、さらに調査を続行する必要を生じて参つておるのであります。これらの事情から、なお当分の間引続き経済調査庁をして、特別調達庁の業務の調査及び経理の監査を行わせる必要がありますので、本改正を行わんとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同賜わりますようお願い申し上げる次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(三月十七日)

(国家行政組織法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(三月二十日)

(法務府設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律

(昭和二六、三、二六、法三七)

一、提案理由(三月五日)

(国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月八日)

(旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月十四日)

(旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎厚生年金保険法特例

(昭和二六、三、二七、法三八)(参)

一、提案理由(三月九日)

○長島銀藏君　只今議題となりました厚生年金保険法特例案につきまして、その提案理由を御説明申上げます。

厚生年金保険におきましては、御承知のように養老年金、障害年金、遺族年金、か婦年金、かん夫年金及び遺児年金の六つの年金がございますが、このうち、養老年金は未だ給付の時期が到来いたしておりませず、か婦、かん夫、遺児の各年金につきましては、いずれも終戦後の創設にかかる新らしい制度でありますので、問題はないのでございます。

ところが、この制度の創設以来比較的早い時期からその受給者が発生しておりました障害年金及び遺族年金につきましては、その年金支給の計算基礎となりまする標準報酬の月額と年金計算の場合の平均のとり方とが、今日までに数回に亘つて改訂されて参つているのであります。そのために新旧の年金の間に不均衡が生ずるようになり、従前の低い標準報酬月報によりまする年金は、受給者の生活保障という目的を達することができない事態が生ずることとなつて参つたのでございます。この不均衡と欠陥を是正する措置として、過去において昭和二十三年と昭和二十四年の二回にわたり、従前の低額な標準報酬月額によりまする年金額を五倍に引上げたのであります。然るにその後の経済情勢の変動に伴いまして、実際上の給与水準も相当高まつて参り、五倍に引上げた当時の被保険者全体の総平均標準報酬と今日の総平均標準報酬とを比較いたしますると、約二倍の開きを生じて参つたのであります。従いまして、その不均衡をもう一度是正する必要が生じて参りましたのと、先般の措置から多少漏れていたものでございましたので、本案におきましては、これらのものも併せて救済するように措置いたしました。

先ず障害年金及び遺族年金の年金額の計算が、昭和二十三年八月一日即ち標準報酬月額について大幅の改訂をいたしましたとき、以前の低い標準報酬のみを基礎としておりましたものにつきましては、すべてこれらを更に二倍に引上げることとし、さきに行いました五倍引上げを合せると、当初の十倍に引上げた年金額に改訂することといたしました。

次に昭和二十三年八月一日以後の高い標準報酬と、それ以前の低い標準報酬との双方が年金額計算の基礎になつておるものにつきましては、同日以前の低いものを切り捨てて、改訂後の高い標準報酬だけをとつて年金額の改訂を行うこととし、そのうちで標準報酬の平均のとり方及び年金額の算出基準が従前の古い制度によつておつたものにつきましては、新らしい制度による方法に切り換えることとして、できるだけ不均衡を是正することといたしたのでございます。

右が本法案の提案理由でございますが、何とぞ御審議の上速かに

可決せられんことをお願いする次第でございます。

二、参議院厚生委員長報告（三月十四日）

○河崎ナツ君　只今上程せられました厚生年金保険法特例案並びに国立光明寮設置法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず厚生年金保険法特例案について申上げます。本案は、本院議員長島銀藏君外五名の共同発議にかかる法案でありまして、先ずその提案理由並びに内容の要点について申上げます。御承知の通り厚生年金保険におきましては、養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及び遺児年金の六つの年金がございますが、このうち養老年金は未だ給付の時期が到来いたしておりませず、寡婦、鰥夫、遺児の各年金につきましては、いずれも終戦後の創設にかかる新らしい制度でありますので、問題はないのでございます。ところが、この制度の創設以来、比較的早い時期からその受給者が発生しておりました障害年金及び遺族年金につきましては、その年金支給の計算基礎となりまする標準報酬の月額と年金計算の場合の平均のとりかたとが、今日までに数回に亘つて改訂されて参つているのであります。そのために新旧の年金の間に不均衡が生ずるようになり、従前の低い標準報酬月額によりまする年金は、受給者の生活保障という目的を達することができない事態が生ずることとなつて参つたのでございます。この不均衡と欠陥を是正する措置として、過去におきまして、昭和二十三年と同二十四年の二回に亘り、従前の

低額な標準報酬月額によりまする年金額を五倍に引上げたのであります。然るにその後の経済情勢の変動に伴いまして、実際上の給与水準も相当高まつて参り、五倍に引上げた当時の被保険者全体の総平均標準報酬と今日の総平均標準報酬とを比較いたしまするに、約二倍の開きを生じて参つたのでございます。従いまして、その不均衡をもう一度是正する必要が生じて参りましたのと、先般の措置から多少漏れていたものもございましたので、本案におきましては、これらのものも併せて救済するように措置いたしてあるのでございます。

先ず障害年金及び遺族年金の年金額の計算が、昭和二十三年八月一日即ち標準報酬月額について大幅の改訂をいたしましたとき以前の低い標準報酬月額のみを基礎としておりましたものにつきましては、すべてこれらを更に二倍に引上げることとし、先に行いました五倍引上げを合せると当初の十倍に引上げた年金額に改訂することと相成つております。

次に昭和二十三年八月一日以後の高い標準報酬とそれ以前の低い標準報酬との双方が年金額計算の基礎になつておるものにつきましては、同日以前の低いものを切り捨てて、改訂後の高い標準報酬だけをとつて年金額の改訂を行うこととし、そのうちで標準報酬の平均のとり方及び年金額の算出基準が従前の古い制度によつておつたものにつきましては、新らしい制度による方法に切換えることとして、できるだけ不均衡を是正することといたしているのでございます。以上が本案の提案理由並びにその内容の概要でございます。

厚生委員会におきましては、先ず提案者から提案理由の説明を聴取して後、法制局中原課長から法案の内容につきまして逐条的に詳細な説明を聴取いたしまして、慎重審議を盡したのでございます。この法案の法文は頗る複雑難解でございますが、その趣旨は比較的簡単でございまして、今回の改正によりまして従来の不均衡の是正せられ、障害年金、遺族年金に関しましては、被保険者全部が現在の給与水準に相応する厚生年金の支給を受けることになるのでございます。

かくて討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。

次に国立光明寮設置法の一部を改正する法律案について申上げます。先ず本法案の提出理由を簡単に申上げます。

第二回国会において国立光明寮設置法が制定せられ、昭和二十三年七月、東京、塩原の二カ所に失明者更生施設が設置されました。現在までに両施設から合せて二百十九名がすでに卒業し、それ〴〵社会に復帰更生して生活の第一線に活躍いたしております。然るにこの両施設の収容定員は合せて僅かに百名に過ぎず、一方現在の入寮希望者は約二千名を超え、年ごとに増加の傾向を示しているのでありまして、これらの切なる要望に応えるためには、現在の能力では甚だしく不十分でありまして、是非その施設の増設が必要となつておるのであります。なお、従来の国立二施設は共に東に偏在しておりまして、かねてより関西方面にこれが設置を強く要望されて参つた次第もありまして、昭和二十五年度予算を以て新たに神戸市に

失明者更生施設を増設することとなり、目下これが建築を進めており、明年度これを開設することを得る運びと相成つておるのでありまして、そのために本改正をいたすことが必要になつたのであります。

本委員会におきましては慎重に審議を盡したのでありますが、その審議におきまする質疑の主なるものを一二申上げますと、質問の第一、失明者の分布状況と更生施設設置地域との関係から平等に入寮せしめることができるかどうか。これに対しまして政府から、入寮の基準を設け、緊急度の高い者から申込順に平等に公平に入寮せしめている、又更生施設設置に関しましては、将来九州、中国、北海道など順次各地方に増設したいとの答弁がありました。質問の第二といたしましては、塩原光明寮を廃止するとの説を聞くが、その真偽はどうか、切に存続を要望する。これに対しましては政府から、廃止どころか今後ます〳〵整備いたして参りたいとの答弁がございました。その他二三の質問が行われました後、質疑を終了いたしまして、討論に入りましたところ、中山、有馬両委員より、将来の設置計画を急速に実現せられんことを要望して、本法案に対しまして賛成の意見が表明せられました後、討論を終結いたしまして、採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申上げます。（拍手）

三、衆議院厚生委員長報告（三月十七日）

○松永佛骨君　ただいま議題となりました厚生年金保険法特例案及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず厚生年金保険法特例案について申し上げます。

厚生年金制度のうち、障害年金及び遺族年金につきましては、比較的早い時期からその受給者が発生しておつたのでありましたが、その年金支給の計算基礎たる標準報酬の月額と、年金計算の場合の平均のとり方とは、今日まで数回にわたり改訂されておるのであります。そのために新旧の年金の間に不均衡が生ずるようになり、従前の低い標準報酬月額によりまする年金は、受給者の生活保障という目的を達することができない事態が生ずることとなりましたため、この不均衡と欠陥を是正する措置として、過去において、昭和二十三年と昭和二十四年の二回にわたり、従前の低額な標準報酬月額によりまする年金額を五倍に引上げておるのであります。しかるに、その後の経済情勢の変動に伴いまして、当時の被保険者全体の総平均標準報酬と今日の総平均標準報酬との間には約二倍の開きを生じて参つたのであります。よつて、今回かかる不均衡をさらに是正いたしまするとともに、先般の措置から多少漏れていたものをもあわせて救済いたそうとするのが、本法案提案の理由であります。

次に本法案の内容のおもなる点を申し上げれば、まず障害年金及び遺族年金の年金額の計算が、昭和二十三年八月一日以前の低い標準報酬のみを基礎としておりましたものにつきましては、すべてこれをさらに二倍に引上げることとし、さきに行いました五倍引上げと合せて当初の十倍に引上げた年金額に改訂することといたしたのであります。次に、昭和二十三年八月一日以後の高い標準報酬と、それ以前の低い標準報酬との双方が年金額計算の基礎になつておるものにつきましては、同日以前の低いものを切り捨て、改訂後の高い標準報酬だけをとつて年金額の改訂を行うこととし、そのうちで標準報酬の平均のとり方及び年金額の算出基準が従前の古い制度によつておつたものにつきましては新しい制度による方法に切りかえることとし、できるだけ不均衡を是正することといたしておるのであります。

本法案は、三月一日、予備審査のため本委員会に付託せられましたが、十四日本付託となり、提案者、参議院議員長島銀藏君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、同日及び十五日にわたり熱心なる質疑応答が行われたのであります。次いで質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由党より青柳委員、国民民主党より金子委員、日本社会党より堤委員、日本共産党より苅田委員が、各党を代表し、それ〴〵希望条件を述べて賛成意見の開陳があつたのであります。かくて討論を終結し、採決に入りましたところ、本法案は全員一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第でございます。

次に、国立光明寮設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

失明者の保護更生をはかるため、昭和二十三年七月、国立光明寮設置法が施行され、東京、塩原の二箇所に失明者更生施設が設置されたのでありますが、この両施設の収容定員は合せてわずかに百名にすぎず、現在入寮希望者は約二千名を数え、年ごとに増加の傾向をたどつておりますため、両施設が定員以上の人員を収容いたしましても、なおその大部分の要求を満たし得ない状況でありまして、多数の失明者の更生指導につき、はなはだしく不十分な実情にあるのであります。よつて、このたび新たに神戸市に失明者更生施設を増設して失明者の福祉増進をはかろうとするのが、政府の本改正法案提案の理由であります。

本法案は、三月十四日、本委員会に付託せられ、平澤政務次官より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入り、十四、十五の両日にわたり、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのでありますが、詳細は速記録に譲ることといたします。

次いで質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全員一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと決した次第でございます。

右御報告申し上げます。（拍手）

◎登録税法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二八、法三九）

一、提案理由（二月十日）

（所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十六日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十日）

（通行税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎相続税法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二八、法四〇）

一、提案理由（二月十日）

（所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十六日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十六日）
（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十日）
（通行税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎印紙税法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二八、法四一）

一、提案理由（二月十日）
（所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十六日）
（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十日）
（通行税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎骨牌税法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二八、法四二）

一、提案理由（二月十日）
（所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

○小串清一君　只今上程せられました通行税法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、近く民間航空が再開せらるる見込でありますので、その際は航空機の乗客に対し通行税の一般税率百分の二十で課税すると共に、汽船の二等の乗客に対し通行税を課さないこととするほか、規定を若干整備しようとするものであります。本案につきましては、さしたる質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に登録税法の一部を改正する法律案の委員会における経過並びに結果について申上げます。

本案は、商法の一部を改正する法律、保健婦助産婦看護婦法及び鉱業法施行法の施行に伴い、それ〴〵規定を整備しようとするものであります。本案につきましても格別質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に相続税法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、資本蓄積の一環として、被相続人の死亡により相続人その他の者が取得する生命保険金につきまして、取得者ごとに十万円までの金額に対しては相続税を課さないこととすると共に、課税価格等の更正決定をなし得る期間を短縮し、その他若干の点について規定を整備しようとするものであります。本案も格別質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に印紙税法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、手形、受取書、売買契約書、借用証書等の課税最低限が百円、物品切手の課税最低限が十円となつておりますのを、最近の経済取引の実情を考慮しまして、前者については千円に、後者については五十円に、それ〴〵引上げると共に、右の引上げに伴い税率を若干改め、併せて非課税及び罰則に関する規定を整備しようとするものであります。本案につきましても格別の質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

最後に、上程せられました骨牌税法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、トランプ及び花札に対する一組につき百三十円の課税は高率に過ぎる嫌いがありますので、先に物品税の税率を引下げたことをも関連いたしまして、一組につき五十円に改めると共に、課税済の骨牌を製造所に戻入れ又は移入れした場合には骨牌税相当額を還付する規定などを新たに設け、且つ罰則の規定についても所要の改正を行おうとするものであります。本案につきましても、さしたる質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上五案について御報告申上げます。（拍手）

通行税法の一部を改正する法律

◎企業再建整備法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二八、法四四）

一、提案理由（三月十三日）

○政府委員（西川甚五郎君）　企業再建整備法の一部を改正する法律案につきまして御説明を申上げます。

企業再建整備法に基く特別経理会社の再建整備計画の認可は現在までに殆んど終了したのでありますが、認可後における経済事情の変化等によりまして、資本の増加、第二会社株式の処分、資産の処分等が予定通り行えぬため、未だ整備計画の実行が完了していないものが少くない状態であります。従つてこの際特別経理会社の解除の条件を緩和し、整備計画の速やかな実行完了を期すると共に、商法の一部改正法施行に伴う規定の整備を行うため、この法律案を提案いたした次第でございます。

次にこの法律案の主なる内容につきまして、その概要を御説明申上げます。第一は、資本の増加に関する点でございます。即ちこれまで整備計画において企業の資本構成の是正、旧債務の返済等のために増資を計画しながら、その実行の困難から特別経理会社として残つているものが相当ありますので、今回商法の改正によりまして、授権資本制度が採用されることになりますのに伴い、授権資本の増加を以て整備計画の増資とみとめることとしようとするものであります。

第二は、第二会社株式の処分に関する点でございます。特別経理会社の保有する第二会社の株式は、証券市場の状況等により、その急速な処分が困難なものが相当生じている実情にありますので、これらの会社については、整備計画中の他の事項の実行が完了しますれば、第二会社株式の処分が終つていないでも特別経理会社から解除することとしようとするものであります。併しながら特別経理会社が解除になりました後でも、第二会社株式を処分することは従来通りとすると共に、長期間にわたつて旧会社が第二会社を独占的に支配することを防止するため、その第二会社の株式について有する議決権の行使につきましては、主務大臣の監督を受けることとしております。

第三は、資産の処分に関する点でございます。整備計画に定めた特別経理会社の旧勘定の資産その他今後の事業運営について不必要な資産の処分は相当困難となつているものが少くありませんので、解散した特別経理会社につきましては、特別管理人の全員の同意があれば、資産の処分が未済でありましても、整備計画中他の事項の実行が完了すれば、整備計画の実行は完了いたしたものとして特別経理会社から解除しようとするものであります。なおこの他商法の改正に伴いまして、関係条文の整備を行う必要がありますので、これらの点について改正を行うこととといたしております。

以上が法律案の主なる内容でございますが、何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことをお願い申上げます

二、参議院大蔵委員長報告（三月十六日）

○小串清一君　只今上程せられました企業再建整備法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず、本案の提案理由について申上げます。企業再建整備法に基く特別経理会社の再建整備計画の認可につきましては、現在までに特別経理会社四千七百六十二社のうち八社を除くのほかは全部終了したのでありますが、認可後における経済情勢の変化等によりまして、資本の増加、第二会社株式の処分、資産の処分等が実施困難なために、未だ整備計画の実行が完了しないものが千六百三社に達する実情であります。従いまして、この際整備計画の実行完了を促進せしめる見地から、特別経理会社の解除の条件を緩和するほか、商法の一部改正法の施行に伴い、規定の整備を行おうとするものであります。

次に、本案の主なる内容について申上げます。第一に、資本の増加に関する点であります。現在増資の実行が困難なために、特別経理会社として存続を余儀なくされているものが相当数ありますので、今回商法の改正による授権資本制度の採用に伴いまして、授権資本の増加を以て整備計画の増資と認めることといたそうとするものであります。第二は、第二会社株式の処分に関する点であります。即ち特別経理会社の保有する第二会社株式の処分については、整備計画中の他の事項の実行が完了すれば、第二会社株式の処分が終らない場合でも特別経理会社から解除することとしようとするものであります。又特別経理会社が解除後でも第二会社株式を処分することは従前の通りでありますが、長い期間に亘つて旧会社が第二会社を独占的に支配することを防止するために、その議決権の行使については、主務大臣の監督を受けることを規定いたそうとするのであります。第三は、資産の処分に関する点であります。解散をした特別経理会社につきまして、特別管理人の全員の同意があれば、資産の処分が未済でありましても、整備計画中他の事項の実行が完了すれば、特別経理会社から解除しようとするものであります。なお又商法の改正に伴いまして、関係条文の整備を行うこととといたしております。

さて、本案の審議に当りまして、各委員より熱心なる質疑が行われ、又これに対しまして、政府からも懇切丁寧な説明がありましたが、それらの詳細は速記録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、上程せられました国民金融公庫法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申上げます。

国民金融公庫は発足以来国民大衆の資金需要に応ずるために、これまで再三の増資を行なつて、相当の成果を挙げて参つておるのであります。最近の金融情勢からいたしまして、昭和二十六年度においても、公庫に対する資金の需要は相当の額に上るものと予想せら

れまするので、この種の資金を円滑に供給するために、この際公庫の資本金四十億円を六十億円に増資することとし、昭和二十六年度予算において、公庫に対する出資金二十億円を計上しておるのであります。この増資額二十億円に既往の貸付金の回収金を加えますると、最低約五十億円の新規の資金が確保されることになつておるのであります。

本案の審議における主な問題点を申上げますと、増資額と資金需要額との関係、公庫の支所増設の問題、公庫の債券発行の問題、公庫の役職員を特別職とする問題等でありますが、その詳細は速記録によつて御了承を願いたいと思います。

かくて質疑を終了し、討論に入りまして、松永義雄委員より、公庫に対する資金の需要額は二百億円にも上つていると言われている現在において、今回の改正ではこの資金需要額を賄い得ない、又資金需要を賄うためには支所を増設すべきである。併し今回の改正で二十億円の増資が行われるので、不満足ではあるが賛成する旨の意見が述べられました。又油井賢太郎委員より、広くこの資金需要者の要望を充足すべきであるという意味の御意見があつて、結局この案に賛成されたのであります。

採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

三、衆議院大蔵委員長報告（三月二十日）

（在外公館等借入金の返済の準備に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎社会福祉事業法案（昭和二六、三、二九、法四五）

一、提案理由（三月十九日）

○国務大臣（黒川武雄君）　社会福祉事業法案提出の理由について説明申上げます。

現下の社会情勢により、社会福祉事業は、公的扶助制度の確立と、その専門技術化の促進が強く要望せられ、先に生活保護法の全文改正及び社会福祉主事の設置に関する法律が制定せられたわけであります。而も約二百億円の経費を要する公的扶助その他児童及び身体障害者等の福祉に関する行政は、今やその一層の強化を要請されつつありまするし、その運営の合理化と能率的組織の整備がますます要求せられているのであります。他方民間の社会福祉事業の分野においても、刷新拡充の必要が痛感されていることは、御承知の通りであります。一方社会保障制度審議会からの勧告のうちにも、社会福祉事業を能率的科学的に運営する民生安定所の設置が謳われ、特別法人の制度確立により、民間社会事業に自主性を与え、公共性を高める旨が述べられております。

ここに昭和十三年に制定せられた社会事業法を廃止して、新らしい社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、生活保護法等の既存立法と相待つて、社会福祉事業が公明且つ適正に行われることを確保し、以て、社会福祉の増進に貢献したいと存ずるわけであります。これが本法案を提出した理由であります。

以下、本法案の内容について、その要点を概略説明申上げます。

第一に、社会福祉事業を分けて第一種事業及び第二種事業とし、そのおの〳〵について、その事業内容を具体的に定義いたしております。なお更生緊急保護法に基く事業及び一定の基準に達しないものは、この法の対象から除いてあります。第二に、社会福祉事業の経営主体の規定でありますが、第一種事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則といたしましたが、宗教法人その他個人で以ても、許可を受ければ、経営することができる途を開いてあります。第三に、事業経営の準則を定め、国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者のそれ〴〵の責任を明確ならしめ、公私の関係を確立する準則を定めたわけであります。第四に、中央に社会福祉事業に関する重要事項を調査審議するため、社会福祉審議会を設けることがあります。第五に、福祉に関する事務所の規定を設け、都道府県及び市は、福祉に関する地区を定め、その地区ごとに、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を掌るものとするものであります。地方行政調査委員会議の勧告を尊重して、町村及び一部事務組合も福祉に関する事務所を設置することができるようにされております。第六に、社会福祉主事に関する規定を設け、社会福祉主事に関する法律を吸収いたしました。第七に、指導監督及び訓練の規定を設け、行政の効果的遂行を企図いたしました。第八に、社会福祉法人の制度を創設し、その組織及び運営について一定の基準を定め、災害時における緊急復旧に際しては、公の支配に属する社会福祉法人に対しては、補助の途を講じ得るよう規定してあります。第九に、社会福祉事業の経営と寄附金募集の規定を設けてこれが適正に行われるようにいたしました。第十に、共同募金及び社会福祉協議会の組織及び運営について規定し、共同募金会と、その区域内の公私社会福祉事業関係者の協力による社会福祉協議会との密接な連絡により、社会福祉事業の組織的活動を図ることといたしました。第十一に、従来の各種の課税除外に加えて、新たに登録税の課税除外の規定を設けようとするものであります。

以上、法案の要点について、御説明申上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、速かに可決あらんことを希望いたします。

二、参議院厚生委員長報告（三月二十三日）

○河崎ナツ君　只今議題となりました社会福祉事業法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず本案の提案理由につきまして説明申上げます。現下の社会情勢によりまして、社会福祉事業は、公的扶助制度の確立とその専門技術化の促進が強く要望せられ、先に生活保護法の全文改正及び社

会福祉主事の設置に関する法律が制定せられたわけでございます。而も約二百億円の経費を要する公的扶助その他児童及び身体障害者等の福祉に関する行政は、今や一層の強化を要請されつつあります次第でございますが、その運営の合理化と能率的組織の整備がますます要求せられているのでございます。他方、民間の社会福祉事業の分野におきましても刷新拡充の必要が痛感されておりますことは、御承知の通りであります。なお又、社会保障制度審議会からの勧告のうちにも、社会福祉事業を能率的、科学的に運営する民生安定所の設置が謳われ、特別法人の制度確立により、民間社会事業に自主性を与え、公共性を高めることと述べられております次第でございます。ここにおきまして、昭和十三年に制定せられました社会事業法を廃止して、新らしい社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、生活保護法等の既存立法と相待ちまして、社会福祉事業が公明且つ適正に行われることを確保し、以て社会福祉の増進に貢献いたしたいというのでございます。以下本法案の内容の要点を簡単に申上げます。第一に、社会福祉事業を分けまして第一種事業及び第二種事業とし、そのおの〳〵についてその事業内容を具体的に定義いたしております。なお、更生緊急保護法に基く事業及び一定の基準に達しないものは、この法の対象から除いております。第二に、社会福祉事業の経営主体についての規定でございますが、第一種事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則といたしておりますが、宗教法人、その他個人であつても、許可を受ければ経営することができる途を開いてあります。第

三に、事業経営の準則を定め、社会福祉事業を経営する者のそれぞれの責任を明確ならしめ、公私の関係を確立することにいたしてあります。第四に、社会福祉事業に関する共通的基本事項その他重要事項を調査審議するため、中央に社会福祉審議会を設置することになつております。第五に、福祉に関する事務所の規定を設け、都道府県及び市は、福祉に関する地区を定め、その地区ごとに事務所を設けて、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を掌るものといたしております。なお町村及び一部事務組合も福祉に関する事務所を設置することができることになつております。第六に、社会福祉主事に関する規定を設け、社会福祉主事の設置に関する法律を吸収することになつております。第七に、指導監督及び訓練の規定を設けまして、行政の効果的遂行を企図いたしております。第八に、社会福祉法人の制度を創設し、その組織及び運営について一定の基準を定め、災害時における緊急復旧に際しては、公の支配に属する社会福祉法人に対しては補助の途を講じ得るよう規定いたしてあります。第九に、社会福祉事業の経営と寄附金募集の規定を設けまして、これが適正に行われるようにいたしております。第十に、共同募金及び社会福祉協議会の組織及び運営について規定し、共同募金会と、その区域内の公私社会福祉事業関係者の協力による社会福祉協議会との密接な連絡により、社会福祉事業の組織的活動を図ることといたしてあります。第十一には、従来の各種の課税除外に加えて新たに登録税の課税除外の規定を設けようとするものであります。

以上がこの法案の提案理由及びその内容の概略でございます。

厚生委員会におきましては慎重審議を尽しまして、政府当局との間に幾多の重要な質疑応答が交されたのでございますが、そのうち要点を申上げますと、

山下委員から厚生大臣に対しまして、この法案は社会福祉事業全般に関する基本法案である、近来の社会福祉事業は著しく公共性を帯びて来たが、政府は本法案成立後如何なる政策を実施する方針なりや。即ち一、国の責任に属する社会福祉事業は将来如何にして実施するか。二、地方公共団体経営の社会福祉事業に対しては如何なる方針で臨むか。三、民間社会福祉事業に対する態度如何という趣旨の質問に対しまして、厚生大臣から、社会福祉事業の経営については、国又は地方公共団体は十分責任を持つてこれを実施する、民間経営の社会福祉事業に対しては指導監督を強化し、公明適正に行われるようにしたいとの答弁がありました。

次に、国自体の責任に属する社会福祉事業を民間に委託しているが、その現状は頗る消極的であり、民間社会福祉事業の特性を減殺している、事業委託に際しては十分なる費用を支出すべきだと思うがどうかとの質問に対しまして、民間社会福祉事業経営者へ事業を委託する場合は、十分なる成果を挙げ得るよう責任を持つて実施し、且つその自主性を十分尊重して行きたいとの答弁がございました。

又社会福祉事業の振興を図るには人の問題が最も大切であるが、社会福祉事業従事者の養成及び処遇並びに社会福祉事業功労者に対する処遇問題等についての所見如何との質問に対しまして、社会福祉事業従事者の養成には昭和二十六年度予算にも相当な額を計上してあるので、極力これが養成に努めるつもりである、又社会福祉事業の功労者に対しては藍綬褒章を授与することになつておりますが、文化勲章授与等の措置についても善処いたしたいとの答弁でございました。

次に、民生委員法及び民生委員の取扱方を如何にするか、民生委員の地方議会議員兼職等は差支なきや、日本赤十字社も社会福祉事業を経営しているが、本法と日赤との関係如何との質問に対しまして、民生委員法の取扱方については、目下研究中である、民生委員は本来のボランテイーアとして存続せしめることとし、民生委員が地方議員選挙に立候補するのは差支ない、本法は日本赤十字社にも適用されるとの答弁でございました。

次に、本法案の内容につきまして、同じく山下委員から木村社会局長への質問に対しての局長の答弁の要点を申上げますと、

先ず社会福祉審議会につきまして、これを設置する必要があるのか、ただ名目的のものならば無意味である、設置するとすれば権威あるものでなければならぬが、如何なる事項を審議するか、又児童福祉審議会、身体障害者福祉審議会等との関係如何との質問に対しまして、社会福祉審議会は、社会福祉事業全分野における共通的、基本的事項その他の重要事項を調査審議する、本審議会を中心として他の審議会との調整を図り、できるだけ権威あるものにいたしたいとの答弁がございました。

次に、福祉に関する事務所につきまして、福祉に関する事務所は、都道府県及び市のみならず町村も設置することができるようになつておるが、その結果濫設して複雑化する虞れはないか、又事務所の長に保護の決定権がないのは甚だ遺憾に思うがどうかとの質問に対して、町村が福祉に関する事務所を設置せんとする場合には、真によく運営し得る見込があるものに対してのみ都道府県知事は設置の承認を与えるよう指示して、濫設、混乱を防止することとし、保護の決定権は一応事務所の設置者に与えるが、これを事務所の長に委任する形式をとらしめたいと思うとの答弁がございました。

又社会福祉法人につきまして、本法により設立された社会福祉法人に対しては、災害時のみならず、平時においても十分補助の途を講ずべきであると思うが如何との質問に対しまして、社会福祉法人に対する補助を災害時のみに限定したのは関係方面の意見を勘案した結果であり、これにより憲法第八十九条の問題は一応解決したことになるとの答弁がございました。

次は共同募金の問題につきまして、共同募金の配分を受けた者は、受配後一年間はその事業経営に必要な資金を得るため寄附金を募集してはならないことになつているが、これはその配分金が事業経営に十分であることを前提とするもので、実際は配分金は僅少で、事業経営に不十分であるから、この規定(第八十一条)は不当だと思うが如何との質問に対しまして、これは共同募金の性質上一応かように規定したので、若し自発的に寄附を申出る者があれば、これを受入れることは少しも差支ないとの答弁でございました。

次に社会福祉協議会につきまして、社会福祉協議会の下部組織について何らの規定なきはどうか、又更生保護事業は社会福祉事業から除外してあるにかかわらず、社会福祉協議会の構成メンバーとなり、且つ共同募金の配分を受け得るものとしてある理由はどうかとの質問に対しまして、社会福祉協議会は地域社会の組織化を基調とするものである、共同募金会との関連上、都道府県を単位として立案したのであるが、町村も任意に協議会を設置することができる。

次に更生緊急保護法に言う更生保護事業を社会福祉事業から除外した理由は、更生保護事業は刑事政策的色彩が濃厚であるため、法務府の意見を尊重し、社会福祉事業から除外するを至当と認めたからであるとの答弁でございました。

次に石原委員から、共同募金会の役員問題につきまして、共同募金の配分を受ける者はその共同募金会の役員にはなれないことになつておるが、これは或る程度認めては如何との質問に対しまして、本村社会局長から、従来の実績に徴し、利害関係の密接な者は一応共同募金会の役員にはなれないことにいたしたのである、共同募金を実施するには、あらかじめ社会福祉協議会の意見を聞くことになつている、本法施行後の結果を見て、将来考慮することにいたしたいとの答弁がありました。

その他、社会福祉主事の資格、養成及び処遇問題、本法施行に伴う財政問題その他についても質疑応答が交されましたが、その詳細は速記録によつて御覧願いたいと存じます。

なお、本委員会におきましては、本法案は日本におきましても最初の相当重要性を持つておる法案でもございまするので、特に小委員会を置きまして、本法案の取扱方並びに政府に対する要望事項等の決定方を付託いたしましたのであります。で、小委員会は、松原一彦委員を小委員長といたしまして二回開会し、慎重審議の結果、政府に対する要望事項を決定して関係当局の所見を質し、且つこれが実現方を要望いたしました旨、小委員長から報告がございました。次にその概要を申上げます。先ず政府に対する要望事項といたしまして、小委員会は次のことを決定いたしました

一、政府は国民にあまねく社会福祉事業の重要性を認識せしめ、その協力態勢を確立するよう努めること。

二、政府は社会福祉事業の振興に関する根本計画を樹立すると共に、地方公共団体をしてその地区の実情に即応した社会福祉事業振興計画を樹立せしめること。

三、不良社会福祉事業の粛正を断行すると共に、優良社会福祉事業の助成を図り、且つ公的社会福祉事業施設の改善向上に努力すること。

四、社会福祉事業関係者の処遇並びに社会福祉事業功労者の表彰について特別の措置を講ずること。

五、社会福祉事業経営者に対する国又は地方公共団体の事業委託費を大幅に増額すること。

六、社会福祉事業施設に対する免税を更に拡大すること。

七、戦争犠牲者に対して速かに適切な方途を講ずること。

八、本法案成立後適当な時期に左の通り条文を改正すること。

(1) 第二条第四項第一号を削除する。即ち更生緊急保護法に言う更生保護事業は、この法律における社会福祉事業にこれを含める。

(2) 第六条第二項中「監督に属し、その」を削除する。即ち第六条第二項において「社会福祉審議会は、厚生大臣の監督に属し、」とあるが、文句が妥当でないから、この「監督に属し」という文句を削る。

(3) 第十三条第四項及び第五項を削除し、関係条文を整理する。即ち町村及び町村の一部事務組合は、福祉に関する事務所を設置することができないことにする。

(4) 第五十六条中「緊急にこれを復旧する必要があると認めるとき」の次に、「又は、国若しくは地方公共団体が、要援護者等に関する収容その他の措置を委託したことによつて、社会福祉法人その他の者の経営する社会福祉事業施設の改善をする必要が生じたと認めるとき」を加える。即ち国又は地方公共団体が要援護者等に関する収容その他の措置を委託したことによつて、社会福祉法人その他の者の経営する社会福祉事業施設の改善をする必要が生じたと認めるときにも補助金を支出する等のことができるようにする。

(5) 第七十三条第三号を、「当該共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員の総数のそれぞれ五分の一を超えないこと。」に改める。即ち共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員に含まれないことが共同募金会の設立の認可の条件になつているが、これ

を共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員の総数のそれぞれ五分の一を超えないことに改める。

(6)　第八十一条を削除する。即ち共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間はその事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならないことになつているが、これを緩和して、特別の事情があつて第六十九条により都道府県知事の許可を受けた場合は寄附金を募集できるようにする。

以上が政府に対する要望事項でございまして、これに対し木村社会局長からは、この要望事項に対しては、将来関係方面ともよく協議して、成るべく御趣旨に副うよう善処したいとの答弁がありました。

又社会福祉事業に対する法人税の減免問題につきましては、大蔵省当局から、社会福祉事業に対する法人税については、これを全面的に免除するわけには行かぬが、でき得る限り御趣旨に副うよう努力いたしたい旨の答弁があり、又地方税の減免問題につきましては、地方財政委員会事務当局から、市町村民税の法人の均等割については運営の面で善処することとし、附加価値税及び入場税の減免問題については、これは消費者負担の税である関係から減免困難とは思うが、研究善処いたしたいとの答弁がございました。この税の減免問題は社会福祉事業の育成発展に重大な関係がありますので、極力善処するよう特に強く要望いたしました。これが小委員長報告の大要であります。そうして本委員会におきましては、小委員長のこの報告を全面的に承認いたしました次第でございます。

かくて質疑を打切りまして、討論に移りましたところ、中山委員から、本案については小委員長報告中の要望事項の実現方に関し政府の善処を期待して原案に賛成の意を表されました。次に、日本社会党を代表いたしまして私から、この法案は、(1)社会福祉に関する責任は国家社会におることを明確化し、且つ国、地方公共団体及び民間社会福祉事業の分野をそれ〳〵明白にしてある点、(2)社会福祉事業を二大別して、公私の協力を必要とする事業種目と民間社会福祉事業家の活躍に期待すべき事業種目とを画然区別し、且つ民間社会福祉事業に対する国又は地方公共団体の補助の途を開いてある点、(3)従来一般事務的に処理されていた福祉行政が、福祉に関する事務所の設置、専門職員の配置、指導訓練の制度等により一段の発展を期することとし、且つ地域社会を基礎とする社会福祉関係者の協議会が組織されて協力態勢を整えた点、(4)共同募金を法制化してある点等々、その構想は時宜に適したもので、社会保障制度の一環をなす社会福祉部面の公私の活動組織を確立し、その活動の一歩前進を促すべき法案といたしまして、賛意を表するものでありますが、まだ〳〵完璧なものとは言えない、政府はよろしく小委員長報告の要望事項の実現方に関し最善の努力を払うべきことを要請いたしまして、本案に賛成する旨を申述べた次第でございます。次に松原一彦委員は、小委員長報告中の要望事項実現方その他に関し政府の善処を要望して、原案に賛成の意を表せられ、又谷口委員は民主党を代表して、本案のごとき重要法案は最も慎重に審議すべきもので、この意味において特に小委員会を設けて審議せしめたことは適当な措置と考える、小委員長報告中の要望事項の実現方を強く政府に要望して原案に賛成する旨を述べられました。

かくて討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致を以ちまして本案は政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申上げます。(拍手)

三、衆議院厚生委員長報告(三月二十六日)

○松永佛骨君　ただいま議題となりました社会福祉事業法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

現下の社会情勢にかんがみ、社会福祉事業に関しては、公的扶助制度の確立と、その専門技術化の促進が強く要望せられ、すでに第七国会においては、生活保護法の全文改正及び社会福祉主事の設置に関する法律の制定を見ておるのでありますが、なおその運営の合理化と能率的組織の整備についてはます〳〵強く要求せられており、他面民間の社会福祉事業の分野においても、その一層の刷新強化の必要が痛感されておるのであります。かくて、社会保障制度審議会からの勧告のうちにも、社会福祉事業を能率的、科学的に運営する民生安定所の設置がうたわれ、特別法人制度の確立により民間社会事業に自主性を与え、その公共性を高めることを述べておるのでありますが、また社会福祉事業団体の側よりも、社会福祉に関する総合的基本事項の制定を熱烈に要望し、数次にわたり請願が提出せられておる実情であります。かかる諸般の情勢に対応するため、昭和十三年に制定せられた社会事業法を廃止して、新しい社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、既存の福祉立法と相まつて社会福祉事業の公明かつ適正なる実施を確保し、社会福祉の増進に貢献せんとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

次に本法案の内容のおもなる点を申し上げますれば、第一は、社会福祉事業をわけて第一種事業及び第二種事業とし、各事業内容を具体的に定義せる点。第二は、社会福祉事業の経営主体に対する規定と事業経営の準則を定め、その責任を明確ならしめている点。第三は、社会福祉事業に関する重要事項を調査審議するため社会福祉審議会を設置することといたしているのであります。第四は、都道府県及び市は福祉に関する地区を定め、その地区ごとに福祉の事務をつかさどらせることにしたのでありますが、町村及び一部事務組合も福祉に関する事務所を設置することができるようにした点。第五は、社会福祉主事に関する規定を設けて社会福祉主事に関する法律を吸収いたしますとともに、新たに指導監督及び訓練の規定をも設けて行政の効果的遂行を企図いたしたのであります。第六は、社会福祉法人の制度を創設して、その組織及び運営について一定の基準を定め、災害時における緊急復旧に際しては、公の支配に属する社会福祉法人に対して補助の道を講じ得るよう規定いたしているのであります。第七は、社会福祉事業の経営と適正なる寄付金募集の規定。第八は、共同募金及び社会福祉協議会の組織及び運営について規定し、第九は、従来の各種の課税除外に加えて、新たに登録

税の課税除外の規定を設けようといたしているのであります。

本法案については、社会福祉事業の基本的立法として、本委員会において、従来しば〳〵検討を重ねて参ったのでありますが、本月十三日、予備審査のため本委員会に付託せられ、翌十四日、政府より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入ったのであります。かくて、去る二十三日、本付託となり、二十四日の委員会においてもきわめて熱心なる質疑応答が行われたのでありますが、その詳細は速記録に譲ることにいたします。

次いで質疑を終了し、討論に入りましたところ、国民民主党を代表して金子委員より、日本社会党を代表して堤委員より、数項の希望を述べられてそれ〴〵賛成の討論があり、次いで日本共産党を代表して井之口委員より反対意見の開陳があったのであります。かくて討論を打切り、採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和二六、三、二九、法四六）

一、提案理由（三月一日）

○保利国務大臣　ただいま議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の提案理由について、御説明を申し上げます。

労働者災害補償保険法は、労働基準法の裏づけとして、昭和二十二年九月一日から施行され、業務上災害をこうむった労働者に対して、的確かつ公正な災害補償を行い労働者の補償を受ける権利を擁護すると同時に、他面保険方式により事業主の経済的負担の分散軽減をはかることを目的といたしまして、施行以来三年有半、おおむね所期の効果を収めて参ったのであります。しかしながら産業災害の発生状況は増加の傾向にありまして、これが本法の運営に相当の影響を与えている状況にかんがみまして、この際現行の労働者災害補償保険法第二十七条において定めるいわゆるメリット制が、過去五箇年の実績により発動し得るように規定せられておりますのを、三年の実績によつて行い得るように改め、もつて本法の運営を一層円滑容易ならしめんとするものでございます。

その理由といたしまして、第一は、本制度の実施によりまして災害防止に努力を払い、災害件数を過小ならしめた事業主に対しましては、その負担の軽減をはかると同時に、災害が多数発生いたしました事業の事業主に対しましては、これによる負担をすべての事業主に転嫁せしめることなく、ある程度その負担を加重することによりまして、保険料の分担の公平をはからんとする点にございます。

第二は、本制度を早期に発動することによりまして、事業主をして災害防止に対する関心をます〳〵深からしめ、もつて産業における災害の減少をはからんとする点にあります。

K 2434

何とぞ御審議の上、可決くださいますようお願いをいたします。

二、衆議院労働委員長報告（三月十七日）

○島田末信君　ただいま議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について、労働委員会の審査の経過並びに結果を報告いたします。

改正案の趣旨は、近年産業災害の発生状況が逐時増加の傾向にあり、これが保険経済に少からぬ影響を与えている現状にかんがみまして、この際労働者災害補償保険法第二十七条を改正し、保険料に関するメリット制が、現行法においては過去五年の災害実績によつて発動できるように規定されているのを、三年の実績によつて発動できるように改め、あわせて保険料率を引上げまたは引下げる場合の限度を明確にしようとするものであります。その理由の第一は、本制度を実施することによりまして、災害防止に努力を払った事業主に対しましては保険料の負担を軽減し、災害を多く発生させた事業主に対しましては負担をある程度重くすることによりまして、保険料の公平をはかろうとすることであります。理由の第二は、この制度を早期に実施することによりまして、事業主をして自発的に災害防止についての関心を深めさせ、これによつて産業災害の減少を企図しようとするものであります。

本案は、去る二月二十八日に政府より本国会に提出され、同日労働委員会に付託されたのであります。よつて労働委員会は、三月一日政府より提案の理由について説明を聴取し、次いで二日、七日、十二日にわたり会議を開き、政府に対し質疑を重ね、慎重に審査を進め、最後に討論に移りましたところ、本案に対し自由党及び日本社会党は賛成し、日本共産党は反対したのであります。よつて採決の結果、多数をもつて本案は原案通り可決すべきものであると決定いたしたのであります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院労働委員長報告（三月二十三日）

○赤松常子君　只今議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本改正案の提案の理由並びにその内容を申上げますと、労働者災害補償保険法は、業務上災害をこうむった労働者に対しまして公正な災害補償を行うと共に、保険方式によつて事業主の経済的負担を分散軽減することを目的として、施行以来三年余りを経過したのでございますが、最近災害の発生が増加し、保険給付金額が漸増の傾向にありますので、この際、現行保険料金に対しまして直ちにメリット制を採用せんとするものであります。現行法ではメリット制が過去五カ年の実績により発動し得るよう規定されておりますが、本法施行以来三年余を経過いたしておりますので、三カ年の実績によりメリット制を採用し、災害の多数発生しております事業主に対しましては、これによる負担をすべて同種の事業主に転嫁負担せしめることなく、或る程度自己の負担を加重せしめ、半面、災害の少い

事業主に対しましては或る程度その負担を軽減して保険料負担の公平を図り、延いては災害防止に対する事業主の関心を高めて、以て災害の減少を図らんとするものであります。

委員会におきましては慎重に審議を重ね、熱心な質疑応答が繰返されました。質疑の主なるものを御紹介いたしますと、原委員より、メリット制を現在直ちに比較的災害の多い百人程度の中小企業をも含めて実施するときは、経営困難で災害防止を十分に考えるいとまのない中小企業、特に鉱山においては、保険料金の負担に堪えられない結果、労働者の賃金に悪影響を及ぼす虞れはないか、又災害防止は労使双方の協力に待つところ大なるものがあるから、メリット制の実施により俄かに災害防止が強化されるものと速断してはならないとの指摘があり、これに対し政府委員より、保険料金の負担の増加は最高で従来の料金の三〇%高でありますから、賃金に影響を及ぼすほどの額とも思われませんが、今後中小企業の災害防止に一層の努力を払い、労使協力してその減少に努めるよう指導監督いたしたいとの答弁がございました。

かくて質疑は終了し、討論を省略、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二九、法四七）

一、提案理由（三月七日）

（商法の一部を改正する法律施行法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院法務委員長報告（三月十七日）

○北川定務君　ただいま議題となりました犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

犯罪予防と犯罪者の更生をはかるために一昨年制定せられました犯罪者予防更生法によりまして、地方少年保護委員会と地方成人保護委員会とはいずれも全国八箇所に設置せられまして、おの〳〵三人の委員で組織せられ、それ〴〵青少年または成人につき仮出獄、仮出場、仮退院の処分をいたし、また保護観察をつかさどり、その他犯罪者の予防及び更生のために必要な事務を遂行しておるのでありまして、そのため委員はみずから刑務所または少年院に出向き、受刑者または在院者に個々に面接することになつておるのであります。特に関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会は、管轄区域が広いため、委員の事務負担が著しく過重となつて、事務遂行上支障を生ずる実情にありますので、この際この二つの委員会の組織定数を改め、その委員の数をそれ〴〵五人にいたそうとするのであります。

以上が改正の理由でありますが、委員会におきましては、現下の犯罪事情にかんがみまして必要な措置と認め、質疑なく、討論を省略し、全会一致をもつて政府原案通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院法務委員長報告（三月二十三日）

（少年院法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二九、法四八）（衆）

一、提案理由（二月二十八日）

○佐藤（重）委員　提案の理由を説明いたします。

新しい教科書検定制度実施以来、民間企業による教科書の出版は盛んに行われ、現在では小・中・高等学校の教科書を発行するもの七十五社、教科書の点数一千六百六十八点、発行部数約二億五千万冊を数えるに至り、わが国の教科書は質、量ともに非常に向上いたしたのであります。ただ教科書の定価は、教科書の持つ教育的な性格にかんがみまして、できる限り廉価で供給するため、厳格な定価算定方式によつて抑制されております。そこで教科書発行者の経営はかなり苦しく、教科書製造資金の調達には、多大の困難を感じておるような状態であります。従いまして、このような教科書発行者の経営上の困難を、なるべく定価の高騰を来すことなく軽減することができるような措置をとることが必要なのであります。教科書の発行に関する臨時措置法は教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な価格を維持することを主たる目的とする法律でございまするが、同法中に教科書の供給を完全にするため、教科書発行者から定価の三分、すなわち三%に当る保証金を徴するという規定が設けられております。しかしながら前にも申し上げましたように、教科書発行部数が法律制定当時に比べまして激増し、また資材の値上り、色刷り教科書及び営業費の増加等により、教科書の定価が高騰したため、保証金の金額は多額となり、莫大な教科書製造資金の調達に苦しむ教科書発行者に、過重な負担となつておるのであります。しかしながら一面このように保証金の金額が多額になつているということは、保証金の率を減少しても、保証金として十分な金額が徴収できることを意味するものと考えられるのであります。そこでこの保証金の率を減ずることによつて、教科書の定価に影響なく、教科書発行者の経営上の困難を軽減し、あわせて教科書の製造、供給を一層円滑にしたいと存じまして、今回本法案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上すみやかに本法案が成立いたしますようお願いいたします。

二、衆議院文部委員長報告（三月十七日）

○岡延右エ門君　ただいま議題となりました教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、本案の概要及び委員会における審議の結果を御報告申し上げます。

本案は、佐藤重遠君外自由党所属文部委員全員の提出によるものでありまして、さきに第二国会において制定されました教科書の発行に関する臨時措置法のうち、次の点を改正しようとするものであります。すなわち現行法におきましては、教科書発行者から定価の三分に当る保証金を徴収するという規定が設けられておるのでありますが、今日の実情より見まするに、この法律制定当時に比べて、教科書の発行部数は二億五千万冊を数えるほど質量ともに向上激増し、また資材の値上り、色刷り教科書及び営業費の増加等により教科書の定価が高騰したため保証金の金額は多額になり、莫大な教科書製造資金の調達に苦しむ教科書発行者に過重な負担となつているのであります。そこで、この保証金の率を減ずることによつて、教科書の定価に何ら影響することなく、教科書発行者の経営上の困難を軽減し、あわせて教科書の製造、供給を一層円滑にしようとするのが改正の要旨であります。

そこで文部委員会といたしましては、本案について慎重に審議いたしました後、本改正案の趣旨の妥当なることを認めまして、全会一致をもつてこれを原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず本案の内容を簡単に御説明申し上げますと、国立大学に附置する研究所、学部附属の学校及び教育研究施設の新設または合併並びに国立短期大学の新設、旧制諸学校の廃止等について所要の規定を設けるとともに、国立学校に置かれる職員の定員を昭和二十六年度予算に合致するように改正する必要等に応じた改正措置でございます。以上が政府原案の大要であります。

本案は、去る三月六日、本委員会に付託され、慎重に審議を重ねまして後、自由党を代表して私、民主党を代表して小林信一君よりそれぞれ本案に賛成の討論があり、次いで共産党を代表して渡部義通君の反対討論が行われましたが、採決の結果、起立多数をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第でございます。

右御報告申し上げます。

三、参議院文部委員長報告（三月二十三日）

○加納金助君　只今上程されました教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の文部委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

本法案提出者である衆議院議員佐藤重遠君ほか十四名の提案した理由及び法案の内容とするところは、教科書発行に関する臨時措置法の規定により、教科書の発行者から徴する保証金の額は、教科書の定価の三分に相当するものでありまするが、教科書発行者は、厳格なる定価算定方式によつてその定価が制約され、且つ資金の調達に多大の苦心を重ねている上に、教科書用資材の値上り、営業費の増加等により、教科書の定価が高騰したため、資金の調達は更に困難となり、過重な負担となつているので、保証金制度の趣旨を害しない程度に、即ち従来の定価の三分を一分に減額してその負担の軽減を図り、以て教科書の値上りを適度に抑えると共に、その円滑なる発行に資しようとするものであります。

文部委員会における荒木、高田、若木、木村、岩間等の各委員の質疑並びに応答の大要を申上げます。保証金の三分を一分にするというよりも、むしろこれを撤廃したがよくはないかとの質問に対し、発行義務の履行を強制する方法としてこの程度のものは存続する必要があると思うが、将来考慮さるべきであるとの答弁がありました。用紙及び資金の確保について政府の施策について質したのに対し、文部当局は、教科書用紙の統制は撤廃しないようにすることを考慮中であるし、二十六年度分の教科書用紙についてはその九〇％までは確保してあるので懸念の要はない、なお将来の問題につきましては、用紙及び資金の確保に関し具体的に各種の施策を講じつつあり、又講ずるつもりであるとのことであります。三分を一分にすることにより定価が他の諸物価なみに上ることを防ぐというようにすべきであるが、更に積極的に他の諸方策を講じて、その定価の高騰を能う限り抑制する必要があると思うがどうかとの質疑に対しましては、提案者は政府をして十分その趣旨に副うよう努力させる考えであるとのことであります。又文部省当局も十分趣旨に副うよう努力するとのことであります。保証金を三分を一分にすることにより発行者の負担は相当軽減されるから、教科書代金を前払いさせるというような従来の弊は断乎中止すべきではないかとの質問に対しましては、提案者は政府をして御趣旨に副わせるようにするとの答弁があり、大臣及び文部当局も又さような弊害は除去するに万全の方途を講ずるとの答弁がありました。

かようにいたしまして質疑を終了し討論に入りましたが、その大要を申述べます。先ず高田委員よりは、第一、保証金を三分を一分にすることにより従来の教科書代金の前払いというような悪弊を除去すべきこと、第二、用紙の高騰などのため大資本による発行者が実権を握る結果とならないようにしなければならないこと、第三、検定制度の助長を図ること、第四、教科書用紙の統制の撤廃はしないことの要望を付して賛成しました。矢嶋委員よりは、第一、適時正確に配給すること、第二、前払いの弊害を除去することの要望を付して賛成し、岩間委員からも前払いの弊害除去を強調して賛成し、木村委員よりも賛成の意見開陳があり、かくて採決に入り、全員一致、本案賛成に決定いたしました。

次は、昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案についての文部委員会における審議の経過及びその結果を御報告申上げます。

政府の提案の理由とするところは、義務教育費無償という理想の、より広範囲な実現への試みといたして、地方公共団体に対し昭

和二十六年度に公立学校に入学する児童の教科書の給与を奨励し、以て児童が国及び地方公共団体の一員としてその援助の下に教育を受けているという意識を明確にするため、教科書給与に要する経費の二分の一を国が補助することとしたいということであります。本法案の内容とするところは、第一に、国は、市町村が昭和二十六年度に市町村立の小学校に入学する児童に対して、国語及び算数の教科用図書を給与するとき、予算の範囲内においてその経費の二分の一を補助すること、第二に、国は、都道府県が昭和二十六年度に都道府県立の盲学校、ろう学校の小学部に入学する児童に対して国語算数その他の教科用図書を給与するときに、予算の範囲内においてその経費の二分の一を補助すること、この二点であります。

委員会における高橋、岩間、矢嶋、木村等の各委員の質疑に対する政府当局の応答の主なるものを申上げます。

私立学校、官立学校の児童を除外したのは法案提出の理由の根本に反するものであり、児童に差別感を与えるものではないかとの質問に対し、一応学校教育法による設置義務に基く公立の学校の児童に限つたが、将来私立学校にも及ぼすよう努めたいとのことであります。二十七年度以降は他の教科用図書に及ぼすことは勿論、漸次上学年に及ぼすよう考慮すべきであるがとの質問に対し、審議会に諮り適切なる方策を立てると共に、財政上の諸点を十分考慮し、能う限り希望に副うよう努力するとのことであります。義務教育費無償の原則に則り、政府はその根本的施策を講ずべきであるのに、かくのごとき低度の施策、即ち最低七百億円を要するのに対して僅かに三億円程度の予算を以てして、而も臨時的のものとして立法するがごときは理解に苦しむとの質疑に対し、現在の国家財政の実情を以てしては一挙に広範囲に亘ることは困難であるから、差当りその試みとして二十六年度のみの臨時的なものとしてあるが、審議会等に諮り、将来具体的計画を立て、より広範囲の義務教育費無償の原則の実現に努めるとの政府の答弁であります。地方財政については適当な措置がしてあるかとの質疑に対し、関係当局と十分打合せがしてあるとの答弁であります。補助の形では教科用図書の定価を自然制約するため、質的低下を来す虞れはないかとの質疑に対しまして、地方公立学校で採用に決定したものを具体的に調査して積算してあるから、大体予算に不足は生じないが、若し必要があれば予算増額を考慮するとのことであります。就学奨励費及び生活保護法、児童福祉法に基く予算により、貧困家庭の児童に対しては教科書その他の給与をしてはどうかとの質疑に対し、関係方面と連絡して善処するとの答弁であります。

かくて討論に入り、高田委員は、第一、本法案の根本の趣旨を生かすため、義務教育を受ける者の全部に及ぼすよう基本的実施計画を樹立すること、第二、予算の裏付けを科学的、合理的にすると共に、教科書用紙の統制を廃止しないようにし、これによつて用紙の確保を期し、併せて教科用図書の質と量の保全に努めること、この希望を付して賛成し、岩間委員は、第一、本法案は義務教育無償の原則を達するためには極めて低い程度のもので、根本的実施行計画もなく、従つてこの理想には極めて遠いものであり、単に一時的に糊塗しているに過ぎないものである。第二に、予算的裏付けが極めて少額であつて、教育を受ける者の貧富の差による階級性を改めるに至らないこと等の理由を述べ、本法案に反対し、矢嶋委員は、第一、この法案は理想への第一歩であること、第二、今後教科書行政を根本的に検討し、理想に達するようにするため、明年度は更に範囲を拡大すると共に、検定制度を助長し、固定制度を速かに廃止すること、第三、国庫補助に不足を生じたるときは政府は速かに予算措置を講ずること等の意見及び要望を付して賛成し、加納委員は、第一、国家財政窮乏の折柄、理想への第一歩を踏み出したことは十分に価値があること、第二、来年度以降は漸次上学年に及ぼすべきこと、第三、教科用図書の質と量を確保し、価格についても値上りを極力防止するよう努むべきこと等の要望及び意見を述べて賛成し、高橋委員は、第一、来年度以降は私立学校児童にも及ぼすよう政府は善処すること、第二、本法案は理想への第一歩であること等の意見を述べて賛成しました。

かくて採決の結果、多数を以て政府原案賛成に決定いたしました。なお詳細は委員会会議録の御参照をお願いいたします。

以上を以ちまして報告を終りといたします。（拍手）

◎昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律

（昭和二六、三、二九、法四九）

一、提案理由（三月十三日）

○水谷政府委員　今回政府より提出いたしました昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案について、御説明いたします。

申し上げるまでもなく、義務教育はわが国の教育の根幹であり、わが国の将来は、その振興のいかんにかかつていると申しても過言ではないと思います。この義務教育の重要性を認識して、われ〳〵は新憲法のもとに、多大の困難を冒して義務教育の年限を延長したのでありますが、同時に、憲法第二十六条第二項におきましては、この義務教育が国民の負担なしに行われるように、義務教育は無償とするという理想が明らかにされているのであります。この義務教育の無償ということは、国民がその子弟に義務教育を受けさせる場合に、特にそのことによつて国民に負担をかけないことを理想としているのでありますから、われ〳〵といたしましては、常にこの理想のより広範囲な実現に努めるべき責務を負つているわけであります。現在は御承知のように、国立及び公立学校の義務教育につきましては、授業料を徴収しないことになつているのでありますが、義

昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律

務教育の無償は、これを越え、さらに拡大されなければならないことは、言うまでもありません。この意味で、明年度におきましては、義務教育の無償の範囲を拡大する一つの試みといたしまして、国が地方公共団体に対して、市町村立の小学校並びに都道府県立の盲学校及びろう学校の小学部に新たに入学いたします児童に対しまして、国語、算数等の教科用図書を給与することを奨励することにいたしたわけであります。また教科用図書は、新しい教育の観点からいたしましても、最も重要な教材でありますが、特に経済的に恵まれていない日本の児童にとりましては、これがほとんど唯一の図書となっている場合も少くないのであります。従つて、教科用図書を児童に給与することによりまして、児童が国及び地方公共団体の一員として、その援助のもとに教育を受けているという意識を明確にいたしますことは、公共心の涵養という見地からいたしましても、きわめて有意義なことと考えるのであります。以上が、この法律案を提出いたしました理由でございます。

次に、この法律案の骨子について御説明いたします。

第一に、国は、市町村が昭和二十六年度に市町村立の小学校に入学いたします児童に対して、国語及び算数の教科用図書を給与いたしますときは、予算の範囲内におきまして、その給与に要する経費の二分の一を補助することにいたしております。

第二に、国は、都道府県が昭和二十六年度に都道府県立の盲学校及びろう学校の小学部に入学する児童に対して、国語、算数その他の教科用図書を給与いたしますときは、予算の範囲内におきまして、その給与に要する経費の二分の一を補助することにいたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその骨子について概要を御説明いたしましたが、昭和二十七年度以降のことにつきましては、関係各庁の職員及び学識経験者をもつて組織する審議会において、義務教育振興の見地から、この制度の実施の結果を検討し、その改善の方策について研究いたしたいと考えております。

何とぞこの法律案の必要性を認められ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

二、衆議院文部委員長報告（三月十七日）

○岡延右エ門君　ただいま議題となりました昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案について、本案の概要及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、憲法第二十六条に基く義務教育無償の精神により、その広範囲な実現への第一歩として、地方公共団体に対して、昭和二十六年度に公立学校に入学する児童の教科用図書の一部について、その給与を奨励するため、国がその経費の二分の一を補助しようとするものであります。

文部委員会といたしましては、本案について慎重に審議をいたし、次いで討論に入りましたが、自由党を代表して若林義孝君の賛成意見があり、共産党を代表して渡部義通君より反対意見が述べられました。次いで採決の結果、起立多数をもつてこれを原案通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院文部委員長報告（三月二十三日）

（教科書発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二九、法五〇）

一、提案理由（三月十三日）

○島村政府委員　ただいま上程になりました農業災害補償法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

この法律案の内容は、現行の農業災害補償法第十三条の二及び第十三条の三の規定によりますと、昭和二十四年、二十五年の両年度におきまして、蚕繭共済及び家畜の死亡廃用共済にかかわる共済掛金の一部を国庫が負担いたすことになつておるのでありますが、これを改正して、昭和二十六年度におきましても同様の措置を講ずることといたしておるのであります。

右の国庫負担措置の経緯について申し上げますと、蚕繭共済につきましては、農業災害補償制度制定当時は、製糸業者等がその共済掛金の一部を繭の取引数量に応じて分担し、この負担金の財源を生糸等の販売価格の統制額の中に織り込み、生糸等の使用者に転嫁することができる措置を講じていたのでありますが、昭和二十四年五月に至り、蚕糸に関する諸統制を撤廃いたしましたため、かかる措置が実際上不可能となりましたので、第六国会におきまして、国家財政の将来をも勘案いたし、とりあえず昭和二十四年、二十五年の両年度において、右の製糸業者等が蚕繭共済にかかわる共済掛金の一部を負担する措置にかえて、これを一般会計において負担することにいたしたのであります。また家畜の死亡廃用共済につきましては、第五国会におきまして、任意加入制を改め、農業共済組合の総会の議決のあつたことを条件とする最低共済金額の加入義務制といたし、この措置による加入頭数の増加に伴う共済掛金標準率の引下げ等の措置を講じたのでありますが、その後これに関連いたし、第六国会におきまして、国家財政の将来をも考慮いたし、とりあえず昭和二十四年、二十五年の両年度において、この共済掛金の一部を国庫負担とする措置を講じたのであります。

これら蚕繭共済及び家畜の死亡廃用共済にかかわる共済掛金の一部を国庫において負担する臨時的措置は、養蚕及び畜産の重要性と農業災害に対する国家補償制度強化の必要性にかんがみまして、国家財政事情の許す限り、これを恒久的措置にいたしたいと考えているのでありますが、この点につきましては、異常災害の連続発生に伴う共済掛金率改訂等を中心とする制度の根本的再検討の際、あわせて考慮いたす考えであります。

以上がこの法律案の大要でありまして、右に伴う予算上の措置に

つきましても、昭和二十六年度本予算案におきまして、蚕繭共済にかかわる共済掛金の国庫負担額二億一千八百七十万円及び家畜の死亡廃用共済にかかわる共済掛金の国庫負担額一億四千六百二十五万円をそれ〳〵計上いたしてありますので、何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いいたす次第であります。以上提案の理由を説明申し上げます。

二、衆議院農林委員長報告（三月十七日）

○千賀康治君　ただいま議題となりました、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案並びに松浦東介君外百四十名提出、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案につきまして、農林委員会における審議の経過及び結果の大要を御報告申し上げます。

まず農業災害補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、現行の農業災害補償制度は昭和二十二年十二月より実施されたのでありますが、この際蚕繭共済につきましては、共済掛金の一部を生糸等の販売価格の統制額の中に織り込みまして、使用者に転嫁し得る手段を講じていたのであります。しかるに、昭和二十四年五月、蚕糸に関する統制を撤廃いたしましたため、かかる措置をとることができなくなりましたので、とりあえず昭和二十四、二十五年の両年度においては国庫において負担するという臨時措置をとることといたしたのであります。また家畜の死亡廃用共済につきましても、昭和二十四年に、従来の任意加入制を改めまして、農業共済組合の総会の議決がありました場合には最低共済金額の加入を義務制といたしますとともに、蚕繭共済の場合と同様に、昭和二十四、二十五年の両年度は、その共済掛金の一部を国庫負担として来たのでありますが、現下におきまする農家経済の実情等を勘案いたしまして、蚕繭並びに家畜の死亡廃用の両共済掛金につきまして、明二十六年度におきましても、同様の臨時措置をとりたいというのであります。

本法案は、去る十日付託と相なり、十三日島村農林政務次官より提案理由の説明を聴取いたしたのでありますが、その目的とするところは、農家負担の軽減をはかるとともに、農業災害補償制度の健全なる発達に寄与いたそうとするものであります。またこれに要しまする経費三億六千四百九十五万円につきましても、すでに予算上の措置を講じておるのであります。農業災害の頻発しております現況から見まして当然の措置であると考えられまして、各委員とも異論がございませんので、同日、質疑討論を省略、ただちに採決いたしましたるところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案につきまして御報告いたします。

この法律案の大体の趣旨といたしまする点は、戦前、戦後を通じて、日本の穀倉として国民の食生活を支えて参つた東北、北陸信等に対して、今後財政力の許す最大限度で土地改良事業等に追加的な投資を行い、国民食糧の自給力向上のための有力な手段にしたいということと、早場米奨励金等の減額に伴つて、非常な不利な条件下にあります。

業を営むこの地域の住民の生活が次第にきゆうくつに向つて来ていますので、この際保護奨励的な施策を講じ、もつて現下の経済変動期にあたり、これをみごとに切り抜ける底力を涵養せしめたいということにあるのであります。

以上のごとき趣旨に基きまして、この法律案におきましては、積雪寒冷単作地帯における農業及び農村をすみやかに振興させるための具体的な方策の確立に必要な国内態勢の整備を可能ならしめる基本事項を規定しているのであります。すなわちその骨子は、第一点は、積雪寒冷単作地帯振興対策の基礎となる農業振興計画を、市町村、道府県及び中央の三段階で、互いに関連性を持たせつつ、おのおの独立した計画として作成すべきことを法律上命令し、かつ国はこの計画の実施に関して予算の範囲内で援助する義務を負うことを明らかにしているのであります。第二点としましては、国会議員八名、各省事務次官十一名、道府県知事、議長各二名、市町村長二名、大学教授二名、農業団体代表者三名以内、計三十名以内をもつて構成する積雪寒冷単作地帯振興対策審議会を設置し、地帯の指定、計画の承認等についての議決並びに農村振興に関する調査審議等を行わしめようというのであります。最後に、この法律は、五箇年を有効期間とする臨時措置であることを明示しておるのであります。

以上申し述べましたごとく、本法律案は積雪寒冷単作地帯の振興に関する基本法たるの性格を持つているのでございまして、この法律の運用による実際の成果は、かかつて一は関係者の努力にまつべきものと存ぜられるのであります。

三月十三日、提案者より提案理由の説明を聞き、三月十四日、本法の適用範囲をできるだけ広く拡張せられたい、農民団体の代表者をも審議会の委員に加えられたい等の希望的意見を交えた質疑が行われました後、討論を省略して、ただちに表決に付し、総員をもつて可決することにした次第であります。

以上御報告いたします。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（三月二十三日）

（積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の委員長報告と一括して掲載）

◎公認会計士法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二九、法五一〇参）

一、提案理由（三月二十二日）

○委員外議員（平岡市三君）　只今議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

公認会計士法は、我が国に立派な会計士制度を誕生せしめる構想の下に第二回国会において制定されたのでありますが、財務書類の監査証明という職能に応じた高い品位と技能とを有する公認会計士制度を確立するためにたび〳〵改正が行われましたことは御承知の通りであります。

このたびもまた、この趣旨に則りまして、次の諸点について改正を加え、制度の改善充実を図りたいと存ずる次第であります。

先ず第一に、財務書類の監査証明の業務は、公認会計士、外国公認会計士及び計理士でなければ営んではならないこととといたしたのであります。即ち公認会計士制度は極めて新らしい制度であり、且つ企業の財務書類の監査又は証明に関する業務は高度の技能と職業道徳とを必要とすることが強く要請せられますので、かかる業務を営む者は、公認会計士、外国公認会計士、計理士のごとく特定の資格を有する者に限定することといたしたのであります。

第二に、公認会計士の資格試験でありますところの第三次試験の試験科目に、新たに、税に関する実務を加えることといたしたのであります。けだし、税に関する実務知識は、公認会計士がその業務を行う上におきまして当然必要とされるからでございまして、シャウプ第二次勧告におきましても同様の趣旨の勧告が行われている次第であります。なお試験科目の増加に伴いまして、試験委員の定数を増加することといたしております。

第三に、特別試験の施行期間を二カ年延長することといたしたのであります。即ち特別公認会計士試験の施行は、本年七月を以て打切ることになつておりますが、公認会計士の資格試験でありますところの第三次試験の受験資格者が約二年後でなければ相当の数に達しないことが予想されますことと、現在まで特別に試験に合格した者のほかにこの特別試験を受験する資格のある優秀な学識経験者が多数存在いたしますので、かかる適格者にも特別試験を受験する機会を与えることが望ましいという理由から特別試験の施行期間を二カ年延長することといたしたのであります。

第四に、公認会計士試験の第三次試験の受験資格を緩和いたしまして、会計士補となる資格を有する者であれば会計士補の登録を受けていなくても受験し得ることといたしたのであります。

その他罰則の整備及び条文の整理することといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成せられんことをお願いいたします。

二、参議院大蔵委員長報告（三月二十三日）

○小串清一君　只今上程せられました公認会計士法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、次の諸点について改正を加え、公認会計士制度の改善充実を図ろうとするものであります。即ち第一に、財務書類の監査証明の業務を営む者を、公認会計士、外国公認会計士及び計理士に限定し、第二に、公認会計士試験の第三次試験の科目に新たに税に関する実務を加えると共に、試験委員の定数を増加し、第三に、特別試験の施行期間を二カ年延長し、第四に、公認会計士試験の第三次試験の受験資格を緩和し、その他罰則を整備するものであります。

本案審議の詳細は速記録によって御了承を願いたいと存じます。質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に再評価積立金の資本組入に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、株式会社の再評価積立金の資本への組入の手続及び方法について必要な事項を定めると共に、これに伴いまして商法の特例を設けようとするものであります。その主なる内容について申上げますならば、第一に、再評価積立金の資本組入は株主総会の特別決議によることとしたこと、

〔議長退席、副議長着席〕

第二に、再評価積立金を資本に組入れた場合には、組入と同時に又はその後随時に株主総会の特別決議によつて株主に対し新株を発行することができることとしたこと、第三に、この新株は株主に対して無償で交付することを原則とするが、新株の発行価額の一部を株主に払い込ませることを認め、併せて引受けのない新株の処理方法及び新株を引受けない株主の引受権の譲渡又は金銭分配請求権について必要なる規定を設けたこと、第四に、再評価積立金の資本組入による新株の発行の場合における会社の資本金額及び資本準備金の積立について商法の特例を設けたこと、第五に、税法上所得計算に関し特例を設けたことなどであります。本案につきましては、格別の質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたした次第であります。

次に、上程せられました資産再評価法の一部を改正する法律案の委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、前回資産の再評価を十分に行わなかつた企業に対して、おおむね前回と同様の基準によつて更に再評価を行い得る機会を与え、企業経理を合理化して、健全な資本の蓄積を図りますと共に、再評価積立金を早期に資本に組入れ得るようにしようとするものであります。その概要について申上げますと、第一は、今回の第二次再評価の時期でありますが、これは法人につきましては、原則として本年一月一日又は一月一日から九月三十日までに開始する事業年度の初日現在で行い得ることとし、ただ、電力、ガス等の公益事業を営む法人につきましては、再評価の時期を一年延長することを認めております。又個人につきましては本年一月一日現在で再評価を行い得ることとしております。第二は、再評価の対象になる資産でありますが、これは前回再評価を行うことのできた資産で最高限度まで再評価を行わなかつたものとし、ただ株式は今回の再評価から除外せられております。第三は再評価の基準でありますが、これは原則として前回通りの物価倍数によることとなつておりますが、再評価後に減価償却を行なつている資産につきましては、その償却額だけ減額したものを今回の再評価の限度額としております。なお、陳腐化資産につきましては、稼働率、収益率等の向上に基く増額を認めております。第四は再評価税でありますが、これは前回と同様、再評価差額に対しまして百分の六の税率によって課することとなつております。その納付の方法はおおむね前回通りでありますが、延納の最終期限は、これを一年延長して今回の再評価後五年となつております。第五は、再評価積立金の資本組入の時期でありますが、こ

れは本年七月一日以後においては再評価積立金の四分の三の範囲内で資本への組入を許すこととなつております。なお、このほか、社債発行限度の特例等を設けますと共に、商法の一部を改正する法律の施行に伴いまして規定を整備しております。さて、本案の審議に当りまして、委員諸君から熱心なる質疑があり、これに対して政府からも詳細な答弁があつたのでありますが、それらの詳細は速記録によつて御了承を願いたいと思います。かくして質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしたわけであります。

次は、保険募集の取締に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、生命保険募集人などに登録制を布くと共に、不正募集行為の取締を行う見地から、昭和二十三年七月、保険募集の取締に関する法律を制定いたしましたが、今なお生命保険会社と契約者との間の契約上の紛争が見受けられますので、今回悪質の募集に対する取締を強化するために、現行法の不備なる点を改正いたしまして、保険契約者の保護と保険事業の健全なる発達を図ろうとするものであります。

次に、本案の主なる改正点を申上げますと、第一点は、現在、生命保険会社の役員及び使用人の登録と区別して、生命保険募集人の登録を行なつておりますが、事務の簡素化を図るため両者を統一いたそうとすることであります。第二点は、現行法では下請生命保険募集人は届出制となつておるために、登録をなすべき生命保険募集人らがこれらの制度を濫用いたします弊害がありますので、届出制を廃止して、すべて登録制としようとするものであります。第三点は、会社の使用人などの与える損害については民法の規定によつており、本法に特別の規定がなかつたのでありますが、この際、本法において統一的な規定を設けようとするものであります。第四点は、既存の保険契約を不当に消滅させて新たな保険契約の申込をなさせるなどの契約の不当なる乗換募集を禁止するほか、登録の抹消に関する規定を設ける等、所要の改正を行おうとするものであります。

さて、委員会の審議に当りましては、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答が交されましたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終り、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、上程せられました所得税法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず本案の内容について申上げますと、政府は昨年中央地方を通ずる税制の根本的改正を行い、国民負担の軽減合理化を図つたのでありますが、今日の国民の生活の実情から考慮いたしますと、国民の負担はなお相当重いものがありますので、本年重ねて減税を断行し、国民生活の安定、資本の蓄積に資することとなり、先に酒税、砂糖消費税及び揮発油税等の引下げ、物品税の改正を実施すると共に、給与所得に対する源泉徴収税額の暫定的軽減措置を講じたのでありますが、今回更に所得税法その他の改正を提案いたしておるのであります。今回の税制改正の基本方針は、第一に、国民負担の軽減合理化を図り、第二に、税制の簡素化を図り、第三に、資本の蓄積に資するの三点にありますが、今回の所得税法の一部改正も又この方針に則つて行われるものであります。

今、改正の主要なる点を申上げますと、その第一は、基礎控除、扶養控除及び不具者控除の引上げ並びに税率の改正であります。即ち基礎控除を二万五千円から三万円に、扶養控除及び不具者控除を一万二千円から一万五千円にそれ〳〵引上げると共に、低額所得の所で累進税率の上昇が急激になつておりますのを緩和し、所得階級区分のうち、八万円を超える金額と十二万円を超える金額との二つの段階を撤廃し、最高税率の適用限度を五十万円から百万円に引上げることとしたことであります。その第二は、老年者、寡婦、勤労学生及び生命保険料の控除の新設であります。即ち老年者、寡婦及び勤労学生の所得から一万五千円を特別に控除すると共に、生命保険料については二千円を限定として所得から控除することといたしたことであります。その第三は、資産所得及び扶養親族の所得の合算制の廃止であります。その第四は、申告期限及び納期の改正であります。即ち一般に申告期限及び納期が六月、十月及び翌年一月の三期となつておりますのを、農業所得者の場合と同様に、七月、十一月及び翌年二月の三期に改めることといたしたことであります。その第五は、更正決定をなし得る期間の制限であります。即ち更正決定をなし得る期間は一般の時効期間の適用を受け、申告期限後五年となつておるのでありますが、原則として申告書提出期限から三年後は更正決定を行うことができないようにしたことであります。その第六は、青色申告の特典の拡張であります。即ち青色申告者が再調査又は審査請求をしている間は督促又は滞納処分を行うことができないこととしたことであります。その第七は、改正商法の施行に伴う規定の整備であります。以上申上げましたのが、今回改正の主要点であります。

さて、本案につきましては、他の税制改正法案と共に、二月十七日公聴会を開きまして、一橋大学教授井藤半彌君ほか四名の公述人から意見を聴取いたしまして、慎重に審議いたしたのであります。その審議に当りまして、委員諸君から種々熱心な質疑があり、これに対し政府から詳細懇切な答弁がありましたが、その主なものを申上げますと、新聞紙上などで、今回の減税は単なる税法上の減税に過ぎないとの批判が行われているが、このことは明らかに、法規の上では減税が行われても、一般消費物資等の価格が上昇しつつあつて、折角の減税も負担の軽減にはならない、家計は潤わないということを言つておるのではないかと思う。本当に実質的な負担軽減になるのか、それとも単なる税法上の減税であつて、実質的には家計は潤おつて来ないのか。はつきりした見解を承わりたいとの質疑に対し、国民所得に対する税の負担割合は、国税、地方税を通じて、昭和二十四年度は二七・四%、昭和二十五年度は二三%と下つておるが、今回の改正によつて、更に昭和二十六年度は二〇・二%ぐらいに下る計算であつて、この点から言つても相当の負担軽減となり、又国民の所得も実質的に増加して担税力が増すわけであるが、この

公認会計士法の一部を改正する法律

税の自然増の部分を今回の改正によつて減らすことになるので、結局国民の手取り所得も殖え、実質的な減税となると考えるとの答弁があり、又先般昭和二十五年度の補正予算で税収入の組替えが行われたのであるが、最近国税庁長官の話によると、申告所得税は更に補正予算に比べて百五十億円程度の減を来たすのではなかろうかとのことである。若しそうだとすると、昭和二十五年度は一千億円の徴収も疑問とせられることになる。又近く国民徴収法を改正して無理のない徴収方法をとるとのことであるが、この適用を受けるのは申告所得税が一番多いのではないか。かれこれ総合勘案すると、昭和二十六年度の申告所得税の歳入見積りはやや過大に失しておるのではなかろうかとの質疑に対し、予算編成の技術的な関係もあつて、昭和二十五年十月を水準として計算したものであるが、当時の現状を基礎とする限り適当なものと考えるとの答弁があり、又生命保険料を二千円を限度として所得から控除することは、一面資本蓄積の見地から、又一面大衆的な保険契約者の負担軽減の見地から行われるものであるとのことであるが、そうだとすると、もつと大衆性を持つた健康保険その他の社会保険については、もつと重要に考慮すべきではないかとの質疑に対し、今回の保険料の控除は資本蓄積措置の一環として行われるものであるのと、若し社会保険にまで控除を認めるとなると更に約三十三億余円の減収を来たすこととなるので、この際は、保険会社の生命保険、簡易生命保険及び郵便年金の三つの任意の保険に限り控除を認めることとしたとの答弁があり、更に又資本蓄積のために生命保険料の控除を認めるというならば、この控除を所得税法に規定するのはおかしい、むしろ租税特別措置法に規定すべきではないかとの質疑に対し、租税特別措置法に規定すると当分の間控除するということになつて、将来どうなるかわからないという心配もあるので、恒久的な制度としたいと考えて所得税法に規定したとの答弁がありました。このほか青色申告の優遇措置、物価の上昇と基礎控除及び扶養控除との関係、退職所得金に対する所得税の軽減措置、証券の売買差金に対する課税の問題、農地の不等価の交換の場合の課税の取扱、農業所得と自家労力との関係、漁業権補償金及び農家の保有米に対する課税の問題、国税と地方税の納期の調整などについて質疑応答が行われたのでありますが、これらの詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了いたし、討論に入りまして、松永委員から、物価が上昇して一部には非常な利益を得ておる者がある半面に、生計がだん〳〵苦しくなつて行く者が存在する、この法律はこの両者に対する考慮が十分に払われていないという理由で反対の意見が述べられ、又油井委員からは、この程度の減税ではまだ国民の担税能力にマッチしない、将来地方税とも併せ考え、国民負担を一層軽減合理化してもらいたいという希望を付し、賛成の意見が述べられました。採決の結果は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、上程せられました法人税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申上げます。

本案は、改正商法の施行に伴いまして、これとの調整を図るため、無額面株式を発行した場合の発行価額のうち、資本に組入なかつか金額を、額面株式を発行した場合のプレミアムと同様、益金に算入しないこととするなど、規定を整備すると共に、法人税法に規定する同族会社に該当する会社でありましても、その親会社が非同族会社であるときは、その会社に対しては積立金課税を行わないこととし、併せて青色申告の特典を拡張し、課税標準等の更正決定をなしなし得る期間を短縮するなどの措置を講じようとするものであります。

さて本案の審議に当りましては、委員諸君から熱心な質疑があり、これに対し政府から懇切な答弁がありましたが、その主なるものについて申上げますならば、シャウプ勧告に基く現行税制に根本的に再検討の要があると考える。問題はいろ〳〵あるが、最も顕著なるものは法人に対する課税の考え方である。譲渡所得の完全な把握を前提として法人を個人の延長と見て課税する考え方は、実際には譲渡所得が完全に把握せられないために課税が不公平となり、中小商工業者、農業者、漁業者の負担過重を招来しておる。この点をどう考えるかとの質疑に対し、税制を改正して見てうまく行かぬ点もあるので、経済界の変化も考えて実情に合うようだん〳〵改めて行きたいと考えている、根本的な税制改革については、今後の経済界の動きなどを見てとくと研究したいという答弁があり、又特別法人の資本の充実を期する意味で、この税率を元のように或る程度一般法人に比べて低くするのが適当ではないかとの質疑に対し、よく検討してみたいという答弁がありました。そのほか種々質疑応答が行われたのでありますが、これらの詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、松永委員から、法人の担税能力は著しく増大しておるので、税率をもつと高めて然るべきものと考える、この法案はこの趣旨に則つていないので不満足であるとの理由で反対意見が述べられ、又油井委員からは、法人税の三五%という一律課税は再考すべき段階に入つている、資本の蓄積も至極結構であるが、不公平のないよう税法の改正を更に検討せられたいとの希望を付して、賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、上程せられました租税特別措置法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案の主要点を申上げますと、その第一は、貯蓄の増強を図るために、公債、社債及び預貯金の利息等に対する所得税の課税に当り、源泉選択を認め、その税率を百分の五十としたことであります。その第二は、我が国経済の再建上緊要と認められる特定の機械その他の設備及び船舶について、取得後三年間は法定償却額の五割増の特別償却を行い得ることとしたことであります。その第三は、会社の社内留保を増加して資本の蓄積に資せしめるため、積立金に対する百分の二の法人課税を廃止することとし、ただ同族会社に対しては、五十万円を超えるものについて現行の百分の七の税率を百

分の五の税率に改め、課税をすることとしたことであります。その四は、資金コストの低下に資せしめるために、見返資金で保有する銀行等の優先株式又は優先出資に対する配当は、所得の計算上これを損金に算入することとしたことであります。その第五は、最近における砂糖消費の事情に顧み、輸入砂糖等に対する免税措置を廃止することとしたのであります。

さて、本案の審議に当りまして、委員諸君から熱心なる質疑があり、又これに対し政府から懇切なる答弁もありましたが、その詳細は速記録によって御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論に入り、松永委員から、物価は次第に上つて来ているが、この対策も講じないで、この税法改正を進めて行くことは、甚だ遺憾であるとの理由から、反対の意見が述べられ、又油井委員から、砂糖などについては将来相当課税を考慮して、国民生活に適応する消費税を設けるよう今から検討せられたいとの希望を付して、賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議題となりました在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、在外公館等借入金整理準備審査会法の規定に基き、国の債務として確認された在外公館等借入金の返済について、昭和二十六年度中に開始するために必要な措置を講ずることを約するほか、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法等、借入金の返済に関し必要な事項を定める法律案を、この法律施行後最初に召集された国会に提出することを規定いたそうとするものであります。又この準備のため、最も重要且つ困難な問題であります借入金を表示する現地通貨の評価につきまして調査審議を行う諮問機関として、大蔵省に在外公館等借入金評価審議会を設置しようとするものであります。さて、本案の審議に当りまして、各委員より熱心なる質疑が行われまして、これに対して政府からも懇切丁寧な説明がありましたが、その詳細は速記録によって御了承を願いたいと存じます。かくて質疑を終り、討論に入り、油井委員より、海外引揚者の困窮せる現状に鑑み、速かに予算措置を実施し、借入金の返済を図られたいとの賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定をいたした次第であります。

最後に、上程をせられました保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、保税倉庫及び保税工場の正規の利用を助長し、貿易の発展に資せしむるために、私設保税倉庫の庫主に対し、災害によって滅失した貨物又は税関長の承認を経て滅却した貨物については、その関税の責任を免除し、庫主の供託する輸入税の担保範囲を税関長の確実と認める社債にまで拡張しようとすること、又、従来政令で規定せられております保税倉庫及び保税工場の特許手数料の徴収根拠を法律に規定し、加工貿易振興のため必要ある場合には特許手数料を低減又は免除できる規定を設けようとすること、更に、違反行為取締

の確実を図るために罰則の規定を整備する等、所要の改正をしようとするものであります。さて、委員会の審議に当りましては、各委員諸君と政府委員との間に熱心な質疑応答が交されたのでありますが、それらの詳細は速記録によって御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了いたしまして、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

三、衆議院大蔵委員長報告（三月二十六日）

（食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎電信電話料金法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、二九、法五二）

一、提案理由（三月十三日）

○田村国務大臣　今回政府より提出いたしました電信電話料金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

電話に関する料金のうち、装置料等を引上げるとともに、一般放送事業者が専用する場合の市外専用電話料を引下げて、新開社、日本放送協会等と同額にする等の必要がありますので、これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要点を申し述べます。

一、まず加入電話の装置料は、加入者の宅内への引込線工事及び電話機とりつけ工事に要する労務費及び消耗品費でありますが、加入電話の取消しまたは移転などにより不要になる性質のものでありますから、その工事の都度、一時に実費を回収することが必要であります。しかるに現在の装置料は、実費に比してはなはだしく低廉でありますので、これを実費まで引上げる必要があるのです。

二、右と同様の理由によりまして、構内移転、付属物品、増設機械、災害電話復旧、臨時電話の場合の装置料を、それ〴〵引上げたのであります。

三、この改正に伴いまして、これと同一の性質を有する市内専用電話及び市外専用電話の端末設備の移転料につきましても、同様の理由によりまして、引上げたのであります。

四、また近く業務開始を予想せられる一般の放送事業者の用に供する専用については、日本放送協会の用に供するものと同一に取扱うのが適当と思われますので、これと同様の料金にすることといたしたのであります。

以上をもちまして、本法案の提案の理由を説明いたしました。十分御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

二、衆議院電気通信委員長報告（三月二十日）

○高塩三郎君　ただいま議題となりました電信電話料金法の一部を

改正する法律案につきまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、電信電話料金法の別表第二の電話に関する料金の一部に改正を加えようとするものでありまして、加入電話に関する料金と専門電話に関する料金の両類にわたつて、改訂しようとする料金の種別は二十数箇目に及んでいるのであります。

改正点について、その主要なものを申し上げれば、第一は、加入電話の装置料及びこれと同性質の料金の引上げであります。すなわち、加入申込受理、電話機の構外移転、加入の所属変更、災害電話の復旧等の場合の装置料等を現行の千五百円から四千円に、電話機の構内移転等の場合については同じく七百円を千五百円に、増設電鈴、付属物品の構内移転等の場合については同じく四百円を五百円に引上げる等の改訂を加えるものであります。その第二は、市外専用電話の専用料に関するものであります。すなわち市外線専用料は、現在新聞社、通信社及び日本放送協会等については、一般の専用料金に比べて、長期専用料では約七割四分方、短期専用料では約三割三分方それ〴〵低額となつているのでありますが、この低額料金の適用範囲に新たに民間放送事業者の専用をも加えることであります。なおこれに関連して、一般的に市外専用電話の時間専用の場合の端末設備料を廃止することとし、端末維持料の年額制を日額制に改めることとしております。

電気通信委員会におきましては、三月五日、本内閣提出法律案の付託を受けまして、三月十三日、三月十九日及び本日の三回にわたつて委員会を開き、審議をいたしたのであります。政府の説明によりますと、まず装置料等は、電話の新設または移転に要する労務費及び消耗品費等資産として固定されないものに見合される料金であつて、工事の都度一時金として実費を回収すべきものであるが、現在の料金額は最近の実費に比べてはなはだしく低いので、これを実費まで引上げる必要があり、また市外専用電話の専用料については、近く業務開始を予想される民間放送事業を日本放送協会の事業と同様に取扱うこととして、適用する料金を同額にするというのであります。

委員会において各委員から行われました質疑のおもなるものといたしましては、一、装置料と見合すべき所要経費について、最近の実費額及びその労務費と消耗品費との内訳並びにその調査の時期、二、資産再評価による減価償却費の増加と、この改訂による増収額との関係、三、この料金改訂と電話需給の不均衡改善との関係、四、電話料金について現在の未収額、その種別内訳及び未回収の原因等、多岐にわたつたのでありますが、質疑応答の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくいたしまして、委員会は三月十九日質疑を打切り、本日討論を行い、討論の際、日本社会党を代表して松井政吉君は、本議案のうち料金引上げに関するものは経済情勢の推移に照しやむを得ないものと認めるが、これに伴つてできる限り加入希望者の便益をはかること及び電話サービスの改善に一層の力を注ぐことの希望を付して賛成の意見を述べられたのであります。

次いで採決の結果、大多数をもつて、本案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院電気通信委員長報告（三月二十三日）

○寺尾豊君　只今議題となりました電信電話料金法の一部を改正する法律案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず本案の提案理由といたしますところは、電話の加入又は移転の際の装置料等を引上げると共に、近く業務開始を予定されております一般放送事業者に対する市外電話の専用料金を新聞社及び日本放送協会と同額に引下げるために、所要の法律改正をしようとするものであります。

その内容といたしますところは、電信電話料金法の別表二に定めてあります加入電話の装置料は、現在の千五百円では実費に比較して甚だしく低廉でありますので、これを四千円に引上げようとするものであります。これと同様の理由によりまして、構内移転、附属物品、増設機械の装置料金等をそれ〴〵実費を賄い得る程度まで引上げようとするものであります。又、右別表の市外線専用料中、日本放送協会とありますのを放送事業者と改めまして、近く業務開始を予定されております一般放送業者を新聞社及び日本放送協会と同等の取扱をいたし、いずれも来たる四月一日から実施しようとするものであります。

裁判所職員定員法

当委員会におきましては、本法案が去る三月五日予備審査として付託されまして以来、三回に亘つて委員会を開きまして、慎重審議をいたし、各委員から、この装置料の算出根拠、この引上げによる増収見込額、電信電話料金の決定に関する根本方針、電話の拡張及びサービス改善等について熱心且つ綿密なる質疑が行われました。政府からこれに対し懇切なる答弁がありましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて三月二十二日質疑を終え、討論を省略し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

御報告申上げます。（拍手）

◎裁判所職員定員法（昭和二六、三、三〇、法五三）

一、提案理由（三月十三日）

（裁判所法等の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、参議院法務委員長報告（三月十九日）

（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院法務委員長報告（三月二十七日）

（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎在外公館等借入金の返済の準備に関する法律（昭和二六、三、三〇、法五四）

一、提案理由（三月十二日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

在外公館等借入金につきましては、さきに制定されました在外公館等借入金整理準備審査会法に基き、政府は鋭意その確認事務を進めて参ったのでありますが、確認を終えたこれらの借入金は、できるだけすみやかに返済いたしたい所存であります。よって政府は、その返済を昭和二十六年度中に開始することとし、返済に関して必要な事項を定める法律案を、この法律施行後最初に召集される国会に提出し、返済に必要な諸般の措置を講ずることとするとともに、右の返済に関する法律案に織り込むべき事項のうち、最も重要であり、また困難な問題でありますところの、借入金を表示する現地通貨の評価について、特に諮問機関を設置して、評価に関する事項を調査審議させることといたしたいと存ずる次第であります。

次に緊要物資輸入基金特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、特殊需要に応ずるため、緊急に取得することを必要とする外国で生産された物資の取得及び売払いを円滑にする目的をもって、緊要物資輸入基金を置き、一般会計からの繰入金をもってこれに充てることとし、その運用に関する経理を一般会計と区分して行うために、緊要物資輸入基金特別会計を設置いたそうとするものであります。

この会計におきましては、ただいま申し述べました物資の取得及び売払いは、基金の運用として行うこととし、この会計の歳入歳出といたしましては、基金の運用によって生じた利益の繰入金、預託金の利子、借入金の借入及び融通証券の発行による収入金、決算上の不足補塡のための一般会計からの補塡金等をもってその歳入とし、事務取扱費、借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、並びに基金の運用によって生じた損失の補塡金等をもって、その歳出といたしますとともに、この特別会計の決算上の剰余及び不足の処理、予算及び決算の作成、提出の手続等、特別会計として必要な措置を規定いたそうとするものであります。

なお政府貿易から民間貿易の移行に伴いまして、本特別会計の創設に際し、貿易特別会計はこれを廃止することが適当と思われますので、その廃止及びこれに伴う必要な措置をあわせて規定いたそうとするものであります。

次に物品税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

物品税につきましては、さきに第九回国会の審議を経まして税率の引下げ、生活必需品及び事務用品に対する課税の廃止等の改正を行ったのでありますが、なお若干制度の改正を必要と認めまして、ここにその改正案を提案いたした次第であります。

今回の改正の内容は、二点でありまして、第一は、サッカリンまたはズルチンを原料とする錠剤甘味料につきましては、従来はその原料段階において課税いたしておるのでありますが、納税資金の調達等を考慮いたしまして、今後は原料段階においては原料免税を行い、製品段階において課税することにいたしたのであります。

第二は、物品税の取締りを容易にし、脱税の絶滅を期するために、製造場から移出される際の形のまま、小売店舗において陳列販売されるような物品のうち、特に必要なものにつきましては、その製造者に対して、移出の際物品税証紙の貼付を命ずることといたしたのであります。この物品税証紙は政府において発行し、納税義務者に無料で交付するのであります。

以上の改正によりまして、物品税につき一層納税の円滑化、負担の適正をはかることができると考えるのであります。

以上が三法律案を提出いたした理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられんことを切望してやまない次第であります。

なお各法案につきましては、もう少し具体的に御審議に入ります前に、もう一度御説明申し上げたいと存じております。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十日）

○夏堀源三郎君　ただいま議題となりました在外公館等借入金の返済の準備に関する法律

案外二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案におきましては、政府は在外公館等借入金の返済を昭和二十六年度中に開始することといたしまして、返済に関して必要な事項を定める法律案を、この法律施行後最初に召集される国会に提出し、返済に必要な諸般の措置を講ずることとするとともに、右の返済に関する法律案に織り込むべき事項のうち最も重要であり、また困難な問題であるところの借入金を表示する現地通貨の評価について、特に諮問機関を設置して評価に関する事項を調査審議させることといたそうとするものであります。

この法案は、三月九日、本委員会に付託され、同十二日政府委員より提案理由の説明を聴取し、同日より同十四日及び十五日の三日間にわたって質疑を行ったのであります。

次に保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案におきましては、近時の保税倉庫及び保税工場の運用の状況にかんがみまして、これらの正規の利用を助長し、わが国貿易の発展に資せしめることを目的として、第一に、私設保税倉庫の保管貨物の輸入税について、災害によって滅失した貨物または税関長の承認を経て滅却せられた貨物に関しては保税倉庫業者の責任を免除するとともに、保税倉庫業者が供託する保管貨物の輸入税の担保の種類を、従来の金銭または国債証券のほか、税関長の確実と認める社債にまで拡張することといたし、第二に、保税倉庫及び保税工場の特許手数料の徴

収に関する根拠を法律に規定するとともに、加工貿易振興のため特に必要があるときは特許手数料を低減または免除できることといたし、第三に、罰則の規定を整備して、これらの制度に伴う違反行為の取締りの確実をはかることといたそうとするものであります。

この法案は、三月十三日、本委員会に付託され、同十四日政府委員より提案理由の説明を聴取し、同十七日質疑を行ったのであります。

以上の二法律案につきましては、三月十九日、これらを一括して討論採決に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表して、在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案に対して反対の旨討論せられました。次いで採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、企業再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、特別経理会社の再建整備計画の認可後における経済事情の変化等によりまして、資本の増加、第二会社株式の処分、資産の処分等が予定通り行えないため、いまだ整備計画の実行が完了していないものが少くない状態にかんがみまして、この際特別経理会社の解除の条件を緩和し、整備計画のすみやかな実行完了を期するとともに、商法の一部改正法施行に伴う規定の整備を行うため、第一に資本の増加に関しましては、今回商法の改正によって授権資本制度が採用されることになりますのに伴い、授権資本の増加をもつて整備計画の増資と認めることといたし、第二に第二会社株式の処分に関しましては、整備計画中の他の事項の実行が完了すれば、第二会社株式の処分が終つていないでも特別経理会社から解除することといたすのでありますが、解除後におきましても第二会社株式を処分することは従来通りとするとともに、旧会社の第二会社株式についてする独占的支配を防止するため、旧会社の第二会社の株式について有する議決権の行使については主務大臣の監督を受けることといたし、第三に旧勘定等の資産の処分に関しましては、解散した特別経理会社については、特別管理人の全員の同意があれば、資産の処分が未済でありましても、整備計画中他の事項の実行が完了すれば、整備計画の実行は完了いたしたものとして特別経理会社から解除することといたし、最後に、商法の改正に伴いまして関係条文の整備を行う等、所要の改正を行おうとするものであります。

この法案は、三月十二日、本委員会に予備付託せられ、同十四日政府委員より提案理由の説明を聴取し、同十五日質疑を行ったのでありますが、その詳細に関しては速記録に譲ることといたします。

次いで同十六日、本付託となり、同十九日、討論を省略の上採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十三日）

（公認会計士法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎精神衛生法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三〇、法五五）（参）

一、提案理由（三月十五日）

○中山壽彦君　精神衛生法は第七国会におきまして、皆様の御賛同を得て成立をいたし、昨年の五月一日から施行になつたのでありますが、施行後約一年間の経過から見まして、多少不便を感じ、又不都合な点も生じて参りましたので、この際その点を更に整備いたすべく、この一部改正法案を提出することといたしたのでございます。

まず精神衛生審議会の構成につきまして、現行法における十五名の正式の委員のほかに他の審議会と同様に、必要がある場合には臨時委員をも設けることができることといたしたいと存ずるのであります。

次に市町村長が保護義務者になつた場合の医療保護に要する費用の負担関係を改めることにいたしました。現行法におきましては、この場合だけ特に全額を都道府県の負担として、特別な取扱をいたすようになつておるのでありますが、私人が保護義務者である場合と何ら区別をすべき理論上の理由もなく、又、この規定のために浮浪者の多く集まる大都市を持つ都や府県に対して不当に負担を多くする結果ともなりますので、かかる費用負担の帰属を定めている条項を削除することにいたしたいのでございます。又、この際、解釈上疑義を生じている向きのある検察官の通報義務に関する規定につきまして、誤解を生じないよう、その表現を改めることにいたしました。

この法案の内容は、以上の三点でございますが、精神衛生法の運用に関しまして、二十六年度予算には、国立の精神衛生研究所設置に要する経費が計上されることになつております。精神衛生研究所は、精神衛生法施行上重要な役割を持つものでありまするが、法の体系の上から、これに関する事項は別途厚生省設置法に挿入することといたし、今回の改正案からは除外いたしました。

以上がこの法案の提案理由でございますが、何とぞ御審議の上、御賛成下さるようお願いいたす次第でございます。

二、参議院厚生委員長報告（三月十六日）

○川崎ナツ君　只今議題となりました精神衛生法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果について、以下簡単に御報告申上げます。

本案は厚生委員の中山議員ほか四名の提案であります。提案理由といたしましては、精神衛生法は第七回国会で制定されまして、昭和二十五年五月一日から施行されて参つたのでありますが、施行後一年の経過から見まして、本法実施面におきまして、一、二不都合な点がございましたので、この際その点を整備いたすべく提案されたものでございます。

改正の第一点は、精神衛生審議会の構成につきまして、現行法第十四条の十五名の委員のほかに、精神科領域の広範にして多岐に亘る性質に鑑みまして、特に必要がある場合には、他の審議会における同様に臨時委員を設けることといたしたのでございます。第二点は、第二十五条の検察官の通報義務に関しまして、解釈上疑義の存する向きがありますので、誤解を生じないよう、その表現を改めたことでございます。第三点は、第四十九条で、市町村長が保護義務者になった場合の医療及び保護に要する費用は、保護義務者となつた市町村を管轄する府県の全額負担となつておるのでありますが、このことは私人が保護義務者である場合と何ら区別すべき理由もないのでありまして、又この規定のため、法令上は、浮浪者の多く集まる大都市を持つ府県の負担を不当に重くする結果ともなつておりますが、該当の府県は四十九条を働かせないで、生活困窮者として生活保護法を適用いたしておる実情でございますので、この際理論上の矛盾をなくすると共に、実情に即せしめるため、本条を削除いたしたのでございます。

以上三点につき、慎重に審議をいたして参りましたところ、長島委員より、本案につきましては質疑の余地もないことと思われるから、質疑、討論を省略して採決の動議が提出されました。よつて採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申上げます。（拍手）

三、衆議院厚生委員長報告（三月二十四日）

（結核予防法の委員長報告と一括して掲載）

◎外国為替資金特別会計法

（昭和二六、三、三〇、法五六）

一、提案理由（三月七日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました外国為替資金特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

政府の行う外国為替等の集中のための売買につきましては、従来それに関する経理を行うため外国為替特別会計を置き、同会計において為替取引に伴う一切の収支を予算に計上して、経理して来たのでありますが、今回さらにその円滑を期するため、これを改正いたしまして、新たに外国為替資金を置き、外国為替等の売買を本資金の運用として行うこととし、その運営に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、外国為替資金特別会計を設置することとし、もつて政府の行う外国為替等の売買、及びこれに伴う取引の円滑化に資することとしようとするものであります。従つて、本会計は、外国為替等の売買に伴つて生ずる利益、外国為替資金の運営に基く収益金、借入金の借入れ及び融通証券の発行による収入金、決算上の不足補塡のための一般会計からの補塡金をもつて歳入とし、事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費、借入金及び融通証券の償還金、融通証券の発行及び償還に関する経費、及び外国為替等の売買に伴つて生ずる損失の補塡金等の経費をもつて、歳出といたしますとともに、特別会計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十四日）

○西村直己君　ただいま議題となりました外国為替資金特別会計法案外三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

外国為替資金特別会計法案は、政府の行う外国為替等の集中のための売買につきましては、従来外国為替特別会計を置き、同会計において為替取引に伴う一切の収支を予算に計上して経理して参つたのでありますが、今回さらにその円滑を期するためこれを改正いたしまして、新たに外国為替資金を置き、外国為替等の売買を本資金の運用として行うことといたしまして、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため外国為替資金特別会計を設置することとといたしたそうとするものであります。

次に、緊要物資輸入基金特別会計法案の提案趣旨を申し上げます。この法案は、特殊需要に応ずるため緊急に取得することを必要とする外国で生産された特資の取得及び売払いを円滑にする目的をもつて緊要物資輸入基金を置き、一般会計からの繰入金をもつてこれに充てることといたしまして、その運用に関する経理を一般会計と区分して行うために緊要物資輸入基金特別会計を設置いたそうとするものであります。この会計の歳入歳出といたしましては、基金の運用によつて生じました利益の組入金、預託金の利子、借入金の借入れ及び融通証券の発行による収入金、決算上の不足補塡のための一般会計からの補塡金等をもつてその歳入といたしまして、事務取扱費、借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費並びに基金の運用によつて生じた損失の補塡金等をもつてその歳出といたしますとともに、特別会計に必要な措置を規定いたしておるのであります。なお政府貿易から民間貿易への移行に伴いまして、本特別会計の創設に際し、貿易特別会計はこれを廃止することが適当と思われますので、その廃止及びこれに伴う必要な措置をあわせて規定いたそうとするものであります。

以上の二法案のうち外国為替資金特別会計法案は、三月六日、本委員会に付託され、翌七日政府委員より提案理由の説明を聴取し、また緊要物資輸入基金特別会計法案は、三月九日、本委員会に付託され、同十二日政府委員より提案理由の説明を聴取しました。質疑応答の詳細に関しては速記録に譲ることといたします。

次いで三月二十日、両法案を一括して討論採決に入りましたところ、深澤委員は共産党を代表して反対、三宅則義委員は自由党を代表して賛成、松尾委員は社会党を代表して、外国為替資金特別会計

法案に対しては反対、緊要物資輸入基金特別会計法案に対しては条件を付して賛成の旨討論せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

（副議長退席、議長着席）

次に、農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農業共済再保険特別会計におきましては、気象上の悪条件に基く異常災害の発生に伴つて再保険金の支払いが増加し、これがため支払い財源に不足が生じ、毎年一般会計からこの不足財源を補塡するため繰入れを行つて参つたのでありますが、今後も同様の事態が発生する可能性が考えられますので、この法案は、この会計に新たに再保険金支払金勘定を設け、農業勘定における再保険金の支払い財源の不足に充てるための財源を、一般会計からこの再保険金支払基金勘定に一括して繰入れておきまして、必要が生じた場合には、この勘定からその不足を補塡することができるようにいたそうとするものであります。なお再保険金支払基金勘定に属する現金は、この会計の農業勘定及び家畜勘定において、一時支払い上現金に不足が生じましたときは、これを繰りかえ使用することができることといたしまして、農業勘定及び家畜勘定における支払いの円滑化にも資することといたそうとするものであります。

この法案は、三月十三日、本委員会に付託され、同十五日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、質疑に入つたのでありますが、その詳細に関しては省略することといたします。

次いで同二十日討論採決に入りましたところ、西村直己委員は自由党を代表し、深澤委員は共産党を代表し、また松尾委員は社会党を代表してそれぞれ賛成の旨討論せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決されました。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本製鉄八幡共済組合の年金受給者の年金額につきましては、第九国会におきまして、官業共済組合時代の退職者に対して、国がその年金額の改訂に伴い必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を、同共済組合に対し交付する法律的措置が講ぜられたのでありましたが、この改正案におきましては、国庫負担につきさらに特別の措置を講ずる必要を認めまして、年金受給事由の発生が官業時代であると民営時代であるとを問わず、年金額増加分のうち官業在職期間に相当する部分の二分の一を国庫負担とすることといたしまして、その交付方法としましては、一時交付をとりやめて、毎年四半期に交付することといたそうとするものであります。なお本改正法実施の結果、二十六年度予算に影響を及ぼすことのないよう、附則に必要な規定を設けることといたしておるのであります。

この法案は、三月二十日、本委員会に付託され、同二十二日、提出者西村直己君より提案理由の説明を聴取したのでありますが、この法案の起草にあたりましては、本委員会において準備委員を設けの十分審議したものでありますので、ただちに質疑を打切り、討論を省略の上採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十七日）

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律（昭和二六、三、三〇、法五七）

一、提案理由（三月十五日）

（公庫の予算及び決算に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十四日）

（外国為替資金特別会計法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十七日）

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎緊急物資輸入基金特別会計法（昭和二六、三、三〇、法五八）

一、提案理由（三月十二日）

（在外公館等借入金の返済の準備に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十四日）

（外国為替資金特別会計法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十七日）

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二六、三、三〇、法五九）

一、提案理由（三月十三日）

○政府委員（高木松吉君）　裁判所法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案の要点は、次の四項目に大別することができます。そ

の第一は、家庭裁判所に家事調査官及び家事調査官補を置くこと、第二は、家庭裁判所の成人の刑事事件に関する裁判権を拡張すること、第三は、裁判所職員の官の級別を廃止すること、第四は、裁判官以外の裁判所職員に関する事項について規定を整備することであります。

以下各項目について、順次その趣旨を御説明いたします。

先ず第一は家事調査官及び家事調査官補の制度の新設であります。家事審判及び家事調停の制度は、新民法の理念としておりますところの、個人の尊厳と両性の本質的平等とを基本として、家庭の平和と健全な親族の共同生活の維持促進を図るべき重大な使命を担っているのでありまして、この制度の発足以来、家庭に関する事件は、年々増加の一途をたどり、統計の示すところによれば、その増加の率は、毎年前年度の約六割に達している実情であります。而も、このような現象は、決して、終戦後における我が国の特殊な社会事情のみに基く一時的なものではないのでありまして、今後国民の日常生活の中に新民法の精神が徹底普及されるにつれて、この種の事件は更にその数を増加することが予想されるのであります。家事調査官及び家事調査官補の制度は、これら家庭に関する事件の調査を一層十分にし、その処理を一層懇切適正に、而も迅速にいたすことを期するものであります。家事調査官は、裁判官の命を受けて、家庭に関する事件の審判及び調停に必要な調査をつかさどり、家事調査官補は、家事調査官の事務を補助することをその職務といたすのであります。この制度は、現在の裁判所調査官並びに少年調査官の

制度が収めております成果に鑑みまして、その将来に大きな期待と希望とが寄せられるのであります。

第二は、家庭裁判所の成人の刑事事件に関する裁判権の拡張であります。現行制度の下におきましては、家庭裁判所は、その取扱うところの事件について罰金制を科することはできまするが、禁錮以上の刑を科するのを相当と成人の刑事事件について調査した結果約三割強の事件が地方裁判所に移送されておる実情であります。これがため、この種の事件は、家庭裁判所と地方裁判所とにおいて再度に亘つて審理されることになり、ために訴訟の遅延を来す結果を招来しておりますのでこれが改善を図り、家庭裁判所は、この種の事件について禁こ以上の刑をも科することができるものとするための改正を行うことにいたしたのであります。

第三は、裁判所職員の官の級別の廃止であります。これは一般公務員については、すでに先般その官の級別が廃止されましたので、これに歩調を合せるためのものであります。

第四は、裁判官以外の裁判所職員に関する事項に関する規定の整備であります。裁判官以外の裁判所職員は、国家公務員法によりまして、昭和二十六年十二月末日まで一般職に属する職員とされているのでありますが、明年一月一日からは特別職となります関係上、

現在同法において一般国家公務員について定められているような種類の事項は、別に法律を以て規定する必要があるわけであります。そのため、その趣旨の規定を裁判所法の中に設けることにいたしたのでありまして、この点についての特別法は、成案を得次第御審議をお願いいたしたいと考えております。

以上この法律案の内容の概略を御説明いたしました。何とぞよろしく御審議の程をお願いいたします。

次に裁判所職員定員法案の提案理由を御説明いたします。

この法律案は、裁判所の職員の定員に関する法律の全部を改正するものでありまするが、実質的の改正の要点は次の二点でありまして、第一は事件の増加等に伴つて裁判所職員の定員を増加することであり、第二は、家事調査官等の定員を定めることであります。

以下改正の要点について順次御説明いたします。

第一点の定員の増加のうちで、先ず申上げなければならないのは、判事、判事補、裁判所書記官及び裁判所書記官補の増員でありますが、その大部分は家庭裁判所関係の職員であります。家庭裁判所において取扱いまする家庭に関する事件及び少年に関する事件は、現下の社会情勢を反映いたしまして、ます〳〵増加の一途をたどり、昨年中に受理した事件は一昨年に比較して約八%を増加し、家庭事件は三十六万余件、少年事件は九万五千余件の多きに上つております。

更にこれに加えまして、本年一月一日から、少年法の適用されます限界が満二十才未満まで引き上げられることになりました結果、

少年事件につき約二〇%の増加が予想されまするほか、この新たに加わる満十八才以上二十才未満の年齢層の事件は、その取扱が特に困難なことが予想されているのであります。然るに、家庭裁判所の職員は、現在すでに相当の負担過重な状態にありますから、このような負担の増大に対処しましてその職員を増員いたそうとするのであります。

その他、地方裁判所における各職員の増員も含まれておりますが、これは主として民事事件の増加に対処するためのものであります。

次に、少年調査官、少年調査官補及び技官の増員でありますが、これも家庭裁判所の関係のものでありまして、事件の増加等に対処して、その取扱の遺憾なきを期するためであります。

次に裁判所書記官研修所教官の若干名の増員がありますが、これは現在不十分な同研修所の機能を一層充実するためのものであります。

次に第二点は、家事調査官及び家事調査官補の定員を定めることであります。これらの職員は最近増加しております家庭に関する事件の審判及び調停に必要な調査に関する事務をつかさどらせる等のため、別途提案中の裁判所法の一部を改正する法律案により、新たに家庭裁判所に置かれることになつておるのでありますが、本案はその所要定員を定めんとするものであります。

以上この法律案の内容について大略御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどを御願いいたす次第でございます。

二、参議院法務委員長報告（三月十九日）
（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院法務委員長報告（三月二十七日）
（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎低性能船舶買入法の一部を改正する法律（昭和二六、三、三〇、法六〇〇参）

一、提案理由（三月二十二日）

○山縣勝見君　低性能船舶買入法の一部を改正する法律案及び低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律案、両者を一括して提案の趣旨の説明をいたしたいと思いますが、この両法案は先に国会において可決されまして、すでに法案が施行されておるのでありまするが、その後における情勢の変化によつて、この法案の内容に関して修正をいたすべき点が生じましたので、これに関する法律案を提出いたしたいと思うのでありますが、実はこの両者はいずれも低性能船舶買入法の一部の修正に実質的にはなるのでありますが、後ほど御説明申上げまするが、低性能船舶買入法の第一条の目的の解釈上、二つの法律案にいたしまして実は提出をいたしたのであります。

さような関係で先ず低性能船舶買入法の一部を改正する法律案に関して提出理由の御説明をいたしたいと思うのでありますが、低性能船舶買入法の規定に基いて政府と売買契約が締結されまして、近く政府へ引渡さなければならなくなつておりまする船舶のうちには、従来帰還輸送船として使用されておるものがあるのでありまするが、関係方面におきましては、なお当分の間これら船舶を引続き使用することが必要であるとして、その政府への引渡しを延期する措置をとるように要請されておるのであります。然るに低性能船舶買入法は、買入船舶の売主による保管、大蔵大臣による売払、解撤又は破棄及び買受人による解撤につきまして期限を定めておるのであります。従つてこの法律案によつて問題の船舶を現行法の定めまする期限の適用から除外いたしまして、これらの船舶につきましては、引渡しの期限を昭和二十七年三月三十一日といたしまして、売主による保管の期限等をそれぞれ現行法より一カ年延長しようとするものであります。

なお他の法律案でありまするが、低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律案につきましては、昨年来国際情勢の変化によりまして、我が国外航船腹の需給に相当の逼迫を来したのであります。低性能船舶買入法の規定に基いて買入れを終り、現に政府で保管中の船舶につきましても、かような外航船腹の需給の逼迫に鑑みまして、これを改造をして外航適格船といたし得るものは、この際買入法の規定によつて解撤いたして、スクラップといたしますよりも、国策上これを改造いたして外航船舶として船級を取得せしめまして、外航に就航せしめまするほうが国策上適切であると思うのであります。そのためにこの法律案によりまして、運輸大臣が外航船腹の需給調整上必要と認めた場合には、買入船舶を改造の上外航適格船とすることを条件といたしまして、売払う途を開くことが適当と考えたのであります。

なお又、当該船舶を政府に売却した者、即ち船主は、売却引渡前にその機械類、艤装品等を撤去いたしておりまするので、これらを保有いたしておりまする関係上、政府に売却いたした者に、これらを改造いたして、外航適格船とするという場合には、その改造が極めて経済的に行うことができるということも考えまして、これらの者が、この政府の売払いに対しては優先的に買受けをいたすことができるようにいたしたほうが適当と考えたのであります。

かような趣旨の下にこの両法案を提出いたしたいと考えるのでありますが、極く簡単に法案の内容を御説明申上げたいと思うのであります。

先ず低性能船舶買入法の一部を改正する法律案は、買入契約の目的物でありまする船舶で、運輸大臣が特別の必要があると認めて指定いたしましたるものにつきましては、買入法の第十五条の後段に定めておりまする船主による保管の期限、なお又第十六条第三項に定めておりまする大蔵大臣による売払等の期限、及び第十七条に定められておりまする買受人による解撤努力の期限、これをそれぞれ一カ年間延長いたすことといたしたのであります。但し当該船舶の引渡しの点はいろ〳〵な点を勘案いたしまして、昭和二十七年三月三十一日までに行わなければならないものといたしたのであります。

なお又低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律案の内容を簡単に御説明申上げたいと思うのでありまするが、先ほど提案の趣旨説明で申しました通り、当面外航船腹の需給が極めて逼迫いたしておりまする関係上、運輸大臣が外航船腹の需給調整上改造することが必要と認めるものにつきましては、すでに低性能船舶買入法によつて国が所有権を取得いたしました船舶について、大蔵大臣は当該買入船がいを運輸大臣の指示するところによりまして、船級協会の外航船舶としての船級を取得するに必要な改造を行うことを条件として、次に申述べまするような標準によつて売払うことができることを規定いたしたのであります。第一に当該買入船がいを政府に売却した者に対し、大蔵大臣が売払いまするときの価格でありまするが、これは買入価格に、運輸大臣が当該買入船がいの対価を支払つた日から、大蔵大臣が売払の対価を受取る日までの日数に応じて、その買入価格に対して日歩二銭七厘の率を以て計算した額を加えた価格で売払うことにいたしたのであります。なお又これらの方法によつて売払うことが困難でありますときには、一般の例によつて売払うこと。なお又この買入船がいを売払つたときは、その対価の支払を受けた後で

なければ、当該買入船がいを買受人に引渡してはならないという規定を設けたのであります。なお又低性能船舶買入法の第十四条、これは運輸大臣の管理を規定いたしておりまするし、なお又、船舶を売却いたしました者の、運輸大臣に引継ぎまするまでの間の保管の義務を規定いたしておりまする第十五条、なお又運輸大臣がその当該の船舶を売払おうとするときは、大蔵大臣に引き継ぐべきものと規定いたしました第十六条第一項、なお又船がいの売払いができないときにおきましては、規定の日までに大蔵大臣は解撤し、又は破棄すべしという第十六条第三項の規定、及び先ほど申しました保管の期限等を一カ年間延長いたしまするについては、低性能船舶買入法の一部を改正する法律案として、今回修正いたします第十七条の二の第一項の規定、これらを当然準用いたすことにしたのであります。なお又重ねて低性能船舶買入法の第十七条は、当該船舶の解撤の義務に関し、又第十八条はそれらの船舶に関して譲渡等の禁止をいたしておる条項でありまするが、これは考えようによりましては、あえてこの法律の中に規定いたします必要がないとも考えられまするが、一応注意規定といたしまして、この規定を法案の中に盛りましたような次第であります。

大体さような趣旨の下に、なお又さような内容の下にこの両法案を提出いたしました次第でありまして、一応御説明を申上げまして、御質問等がありましたらお答えいたしたいと思います。

二、参議院運輸委員長報告(三月二十三日)

○植竹春彦君　只今議題となりました低性能船舶買入法の一部を改正する法律案及び低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律案につきまして、本委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両法案とも山縣議員外四名の提案にかかるものでありますが、先ず低性能船舶買入法の一部を改正する法律案について申上げます。低性能船舶買入法の規定に基きまして、政府と売買契約が締結され、近く政府へ引渡さなければならない船舶のうちには、帰還輸送船等として現在使用されているものがありますが、同法は、政府買入船舶につきまして、売主による保管、大蔵大臣による売払い、解撤又は破棄及び買受人による解撤について期限を定めておりますので、本法案は、これら船舶につきましては、売主による保管の期限等をそれ〴〵現行法より一カ年延長すると共に、政府への引渡しの期限を昭和二十七年三月三十一日としようとするものであります。

次に、低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律案につきまして御説明いたします。

昨年末以来、国際情勢の変化に伴いまして、我が国外航船腹の需給に逼迫を来たしましたので、低性能船舶買入法の規定による政府の買入済船舶でありましても、改造して外航適格船となし得るものは、この際、解撤してスクラップとすることなく、改造の上、外航船舶としての船級を取得せしめて就航させることが必要でありますので、本法案が提案されたのでありまして、その要点は、買入船舶を改造の上、外航適格船とすることを条件として、政府が売払い得る途を開きますことと、売払いに際しましては、旧船主に優先権を与え、その価格は買入価格に相当の利息を加えた価格とし、旧船主への売払いが困難なときは一般の国有財産譲渡の例により売払うことであります。

本委員会におきましては、これら両法案につきまして慎重審議を重ねましたが、我が国海運の実情に鑑み適当なる措置と認め、両法案とも全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。

三、衆議院運輸委員長報告(三月二十六日)

○坪内八郎君　ただいま議題となりました低性能船舶買入法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨並びに内容を簡単に御説明申し上げます。低性能船舶買入法に基いて政府と売買契約が締結され、近く政府へ引渡すことになっております船舶のうちには、帰還輸送船として使用されているもの、あるいは米軍に使用されているものがありますが、なお当分の間これらの船舶を引続き使用する必要があるのであります。しかるに現行法は、買入船舶の売主による保管、大蔵大臣による売払い、解撤等につきまして期限を定めておりますので、これらの船舶に対しましては、引渡しの期限を昭和二十七年三月三十一日とし、保管の期限等をそれ〴〵一箇年延長しようとするものであります。

本法案は、三月二十日、予備審査として本委員会に付託され、越えて二十二日、提出者より提案理由の説明を聴取し、二十三日、正式に本委員会に付託されたのであります。次に質疑に入り、船舶買入状況並びにその予算関係等につきまして熱心に質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

かくて討論を省略いたしまして、ただちに採決の結果、本法案は起立多数をもって原案通り可決いたした次第であります。

次に低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。昨年末以来の国際情勢の変化に伴いまして、わが国の外航船腹の需給に、著しく逼迫を来しましたので、これが緩和策の一つとして、低性能船舶買入法の規定によって政府が買い入れ保管中の船舶のうち、これを改造して外航適格船として使用し得るものを売り払おうとするものであります。

次に、その内容のおもなる点を申し上げます。まず第一点は、船級協会の外航船舶としての船級を取得するに必要な改造を行うこと

を条件とすることであります。第二点は、売払い価格に対して、一定の日数に応じ日歩二銭七厘の率をもつて計算した額とすることであります。第三点は、売払いは当該船がいを政府に売却した者に対して優先的にこれを行うことであります。

本法案は、三月二十日、予備審査として本委員会に付託され、越えて二十二日、提出者から提案理由の説明を聴取し、二十三日、正式に本委員会に付託されたのであります。次いで質疑に入り、船腹需給の現状並びに改造費用等に関して熱心なる質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて討論を省略いたしまして、ただちに採決の結果、本法案は起立多数をもつて原案通り可決いたした次第でございます。

右御報告申し上げます。（拍手）

◎低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売拂に関する法律

（昭和二六、三、三〇、法六一）（参）

一、提案理由（三月二十二日）

（低性能船舶買入法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、参議院運輸委員長報告（三月二十三日）

（低性能船舶買入法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院運輸委員長報告（三月二十六日）

（低性能船舶買入法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三〇、法六二）

一、提案理由（二月十二日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

すでに先日、所得税法の一部を改正する法律案外六法律案の提案の際に申し上げました通り、朝鮮動乱後の国際情勢に対処いたしまして、早急にわが国の経済の自立を達成するため、急速なる資本の蓄積が要望されまするので、政府は税制上資本蓄積を促進するための各般の措置を講ずることといたしたのでありまして、さきに提案いたしました所得税法及び相続税法を改正するほか、さらに租税特別措置法を改正することとし、ここにその改正案を提出いたすことと相なつた次第でございます。

以下本改正案の内容について申し上げます。まずこの際、銀行預金の増加をはかる等、貯蓄の一層の増強に資するため、預貯金及び公社債の利子等に対する所得税の課税にあたり、源泉選択制度を認めまして、その税率を百分の五十といたしました。次に会社の社内留保を増加いたしまして、自己資本の蓄積に資するため、積立金に対する百分の二の法人税の課税を廃止することといたしました。ただ同族会社に対しましては、五十万円を越ゆる留保金額に対する現行の百分の七の税率を、百分の五の税率に改めることといたした次第であります。

さらに、今後わが国が国際経済社会に参加して、経済の復興をはかつて行く上に緊要と認められる特定の機械設備または船舶等につきましては、取得後三年間は法定償却額の五割増の特別償却を行い得ることとして、これらの機械等の新規取得を容易ならしめることといたしております。

また見返り資金で保有する銀行等の優先株式、または優先出資に対する配当につきましては、資金コストの低下に資するよう、所得の計算上これを損金に算入することといたしました。

なお、従来輸入砂糖に対しましては、免税措置を講じて参つたのでありますが、最近における砂糖の消費の実情に顧み、これを廃止することといたしておるのであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを、切望してやまない次第でございます。

所得税法の一部を改正する法律

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十六日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十三日）

（公認会計士法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎所得税法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三〇、法六三）

一、提案理由（二月十日）

○池田国務大臣　議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外六法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

政府は昨年中央地方を通ずる税制の根本的改正を行い、国民の租税負担の軽減合理化をはかつたのでありますが、今日の国民生活の実情から考慮いたしますと、国民の負担はなお相当重いものがありますので、極力歳出を削減し、本年重ねて大幅の減税を断行し、国民生活の安定、資本の蓄積に資することといたしたのであります。そのうち酒税の引下げ、物品税の改正、砂糖消費税及び揮発油税の引下げ並びに給与所得に対する源泉徴収税額の暫定的軽減につきましては、さきに第九回国会におきまして御審議を経まして、すでに実施いたしておるのでありますが、今回さらに所得税法外六税法に

所得税法の一部を改正する法律

つきまして、その改正案を提案する運びと相なつた次第であります。なお租税特別措置法その他の改正案につきましては、追つて提案いたす予定であります。

まず今回の税制改正の基本方針につきまして申し上げます。改正の方針としましては、第一に、昨年の減税に引続いて重ねて本年度において約七百四十三億円に達する、減税を断行し、国民租税負担の軽減合理化をはかつておるのであります。

第二には、税制の根本につきましては、昨年の改正によりまして確立いたしておりますので、今回は制度の根本を変更することは差控えたのでありますが、負担の一層の公平化と合理化とをはかるため、必要な若干の補正を行うとともに、税制の簡素化をはかつたのであります。

第三には、朝鮮動乱後変転する国際情勢に対処して、早急にわが国経済の自立を達成することが緊要となつておりまして、そのためには急速な資本の蓄積が要望されますので、税制上資本蓄積に資するため、各般の措置を講じたのであります。

次に、各税に関する改正の大要について申し上げます。

まず所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。先ほども申し上げましたごとく、今回の改正におきましては、負担の軽減を第一義といたしており、このため、まず基礎控除を現行二万五千円から三万円に、扶養控除及び不具者控除を現行一万二千円から一万五千円に、それぞれ引上げるとともに、税率につきましては、従来の税率適用上の階級区分の刻みの幅が低額所得のところで狭く、累進税率の上昇が急激となつておりましたのを修正し、所得階級区分のうち、八万円を越える金額と十二万円を越える金額との段階を撤廃し、最高税率の適用限度を従来の五十万円から百万円に引上げることといたしました。

以上により、所得税の負担は相当軽減されることとなるのでありまして、たとえば給与所得者について申しますと、月収五千円の独身者は、現行の負担額月四百三十三円が改正後は三百五十円となりまして、その軽減割合は一割九分一厘となり、また扶養親族四人で月収一万五千円を有する者は、現行の負担額月千四百五十八円が改正後は千百四円となりまして、その軽減割合は二割四分二厘となるのであります。次に、事業所得者について申しますと、扶養親族四名で年所得十万円の者は、現行負担額年五千四百円が改正後は二千円となりまして、その軽減割合は六割二分九厘となり、また扶養親族四名で年所得二十万円の者は、現行負担額年三万三千三百円が改正後は二万五千五百円となり、その軽減割合は二割三分四厘となるのであります。次に、担税力の比較的に薄弱と認められる老年者、寡婦及び勤労学生につきましては、これらの者の所得から一万五千円を特別に控除することといたしました。さらに、税制の簡素化をはかる趣旨から、従来の資産所得の合算及び扶養親族の所得の合算の制度を廃止することといたしました。以上の特別控除を認められる者、あるいは所得合算廃止の適用を受ける者につきましては、前に申し上げました軽減割合よりも、さらに一層負担の軽減を受けることになるのであります。

次に、資本蓄積措置の一環として、生命保険契約に基いて支払つた保険料については、二千円を限度として所得から控除することといたしました。この改正により生命保険の増加に資し得るとともに、相当の負担の軽減となるのであります。

さらに、所得税制の補正的改正といたしましては、申告所得税の運営面の改善が急務となつている状況にかがみ、一般の申告期限及び納期を現行の農業所得者の場合と同様七月、十一月及び翌年二月の三期として、納税者の十分な協力によつて自主的な申告及び納付が行われるとともに、税務官庁が所得の正確な調査をし、公平な課税が行われ得るように措置いたしておるのであります。また青色申告制度を助長するための措置として、青色申告者が再調査または審査の請求をしている間は、督促または差押え公売等の滞納処分を行うことができないこととといたしました。

次に、従来更生決定をなし得る期間は、一般の時効期間の適用を受け、申告期限後五年となつているのでありますが、課税を長く未確定のままにいたしておくことは適当でないと考えられますので、今後は原則として申告書提出期限から三年後には、更正決定を行うことができないことにいたしているのであります。なおこの制度は法人税及び相続税についても設けることといたしております。

また近く改正商法が施行されることに伴い、所要の規定の整備を行いますとともに、給与所得者の確定申告書の提出限度を引き上げる等、所得税制の簡素合理化をはかることに努めました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律

法人税につきましては、昨年根本的改正を行い、相当大幅な負担の軽減をはかりましたので、今回は若干の規定を整備するにとどめ、近く提案する見込みの租税特別措置法におきまして、資本蓄積を促進するため必要な措置を講ずることといたしております。

法人税法の改正としましては、近く改正商法が施行されることに伴い、無額面株式を発行した場合の発行価格のうち、資本に組み入れなかつた金額を、額面株式を発行した場合のプレミアムと同様、益金に算入しないこととする等規定の整備をはかることとし、また法人税法に規定する同族会社に該当する会社でありましても、その親会社が非同族会社であるときには、同族会社の積立金課税を行わないこととといたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

相続税におきましては、資本蓄積措置の一環として、被相続人の死亡により、相続人その他の者が取得する生命保険金につきましては、取得者ごとに十万円を限度として特別に控除することとしております。

次に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

通行税につきましては、近くわが国で民間航空が再開される見込みでありますので、その際は航空機の乗客に対し、通行税の一般税率である百分の二十で課税を行うこととするとともに、汽船の二等乗客の料金に対しましては、その性質にかんがみ通行税を課さないこととといたしました。

次に登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

登録税の改正はまつたく技術的なものでありまして、近く改正商法が施行されることに伴いまして、無額面株式が発行される場合には、その発行価額のうち資本に組み入れられた金額に対して、登録税を課することとする等規定の整備をはかつているのであります。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

印紙税につきましては、受取書、手形、売買契約書、借用証書等の課税最低限は百円、また物品切手のそれは十円となつておりますのを、最近における経済取引の実情より考慮いたしまして、前者については、千円に、後者については五十円に、それ〴〵引上げることといたしたのであります。

最後に、骨牌税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

従来トランプ及び花札に対しましては、一組につき百三十円の税率で課税して参つたのでありますが、これは高率に過ぎるきらいがありますので、さきに物品税の税率を引下げたことと関連しまして、一組につき五十円の税率に改めることといたしたのであります。

以上各法律案につきまして、その大要を申し上げましたが、昭和二十六年度の租税及び印紙収入の予算額は、四千四百四十五億円となるのでありまして、これは税制改正を行わない場合の収入見込額五千百八十八億余円に対しまして、約七百四十三億円の減税となるのであります。減税額の内訳を各税について申し上げますと、まず所得税におきましては、源泉徴収の所得税で三百十億九千八百万円、申告納税の所得税で三百三億千八百万円、合計六百十四億千六百万円、法人税におきましては、重ねて再評価を行うことによる減収額を含めまして二十九億五千八百万円、相続税におきまして、一億八千三百万円、印紙税、骨牌税におきまして一億一千三百万円、総計六百四十六億七千万円の減収となるのでありますが、重ねて再評価を行うことにより、再評価税におきまして十五億千二百万円、輸入砂糖に対する課税により六十億円、計七十五億千二百万円の増収となりますので、差引五百七十一億五千八百万円の減税となるのであります。これに今回の改正の一環としてすでに実施している酒税の引下げ、物品税の改正、揮発油税及び砂糖消費税の引下げによる減収額百七十一億五千八百万円を加えますと、七百四十三億千六百万円の減税となる次第であります。

政府は昨年の減税に引続きまして、今年さらに以上のごとく巨額の減税を断行いたしまして、国民生活の安定、資本の蓄積に資することといたしておるのでありますが、税制の改正とともに、税務行政の運用につきましても、さらに一般の改善を加え、納税の円滑化、課税の適正をはかるため万全の措置を講ずる考えであります。国民各位の深い御理解と一層の御協力を、切に期待する次第であります。

今回提案いたしました各法律案につきましては、何とぞ御審議の上すみやかに賛成せられんことを切望してやまない次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十六日）

○夏堀源三郎君　ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外七法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、これらの法律案の提案趣旨について申し上げます。政府は昨年、中央地方を通ずる税制の根本的改正を行い、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのでありますが、今日の国民負担の実情から考慮いたしますると、国民の負担はなお相当重いものがありますとともに、一方わが国経済の自立達成上急速な資本の蓄積が要望されている現状にかんがみまして、極力歳出を削減し、本年重ねて大幅の減税を断行し、国民生活の安定、資本の蓄積に資することにいたしたのであります。すなわち、今回の税制改正の基本方針といたしましては、第一に、昨年の減税に引続いて、重ねて本年度において約七百四十三億円に達する減税を断行し、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのであります。第二に、税制の根本につきましては、昨年すでにその確立を見ておるのでありまするが、今回負担の一層の公平化と税制の簡素化をはかるため、これに若干の補正を行うこととといたしたのであります。第三に、朝鮮動乱後の国際情勢に対処して早急にわが国経済の自立を達成するため、税制上資本蓄積に資する各般の措置を講ずることといたしたのであります。

次に、各税に関する改正の大要について申し上げます。

まず所得税法の一部を改正する法律案におきましては、負担の軽減を第一義として、基礎控除を現行二万五千円から三万円に、扶養控除及び不具者控除を現行一万二千円から一万五千円にそれ〴〵引上げ、税率につきましては、従来の税率適用上の階級区分の刻みの幅が低額所得のところで狭く、累進税率の上昇が急激となつておりましたのを修正し、所得階級区分のうち、八万円を越える金額と、十二万円を越える金額との段階を撤廃し、最高税率の適用限度を、従来の五十万円から百万円に引上げることといたし、また新たに担税力の比較的に薄弱と認められます老年者、寡婦及び勤労学生につきましては、これらの者の勤労所得から一万五千円を特別に控除することとし、なお資本蓄積措置の一環といたしましては、生命保険料について二千円を限度として所得から控除することとし、さらに税制の簡素化をはかる趣旨から、従来の資産所得の合算及び扶養親族の所得の合算の制度を廃止することといたしました。そのほか所得税制の補正的改正といたしましては、申告所得税の運営面の改善の一助として、一般の申告期限及び納期を、現行の農業所得者の場合と同様七月、十一月及び翌年二月の三期とし、また青色申告制度を助長するための措置といたしまして、青色申告者が再調査または審査の請求をしている間は、督促または差押え、公売等の滞納処分を行うことができないことにいたしました。また従来、更正決定をなし得る期間は申告期限後五年となつておるのを、原則として申告書提出期限から三年とし、その他給与所得者の確定申告書の提出限度を引上げる等、所要の改正を行うこととといたしたのであります。

次に法人税法の一部を改正する法律案におきましては、昨年根本

的改正を行い、相当大幅な負担の軽減をはかりましたので、今回は若干の規定を整備するにとどめ、資本蓄積を促進するための必要な措置につきましては、租税特別措置法の一部を改正する法律案において考慮することといたしたのであります。すなわち法人税法の改正といたしましては、近く改正商法が施行されることに伴い、無額面株式の発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額を益金に算入しないことにする等、規定の整備をはかることとし、また同族会社の親会社が非同族会社である場合には、同族会社の積立金課税を行わないこととといたしておるのであります。

次に租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、税制上資本蓄積を促進するための特別措置として、まずこの際貯蓄の一層の増強に資するため、預貯金及び公社債の利子等に対する源泉選択課税制度を認め、その税率を百分の五十とし、次に会社の社内留保を増加して自己資本の蓄積に資するために、積立金に対する法人税の課税を廃止し、ただ同族会社に対しましては、五十万円を越える留保金額に対する現行の百分の七の税率を百分の五の税率に改めることとし、さらに経済の復興をはかつて行く上に緊要と認められる特定の機械設備または船舶等の新規取得を容易ならしむるため、これらの機械等の取得後三年間は法定償却額の五割増しの特別償却を行い得ることとし、また見返り資金で保有する銀行等の優先株式または優先出資に対する配当につきましては、資金コストの低下に資するよう、所得の計算上これを損金に算入することとしたほか、最近における砂糖の消費の実情に顧み、輸入砂糖に対する免税を廃止することにいたしているのであります。

次に相続税法の一部を改正する法律案におきましては、資本蓄積措置の一環として、被相続人の死亡により相続人その他の者が取得する生命保険金について、取得者ごとに十万円を限度として特別に控除することとしております。

次に通行税法の一部を改正する法律案におきましては、近くわが国で民間航空が再開される見込みでありますので、航空機の乗客に対し通行税を課することとするとともに、汽船の二等船客の料金に対しましては、その性質にかんがみ通行税を課さないことにいたしております。

次に登録税法の一部を改正する法律案におきましては、近く改正商法が施行せられることに伴いまして、無額面株式の発行価格のうち資本に組み入れられた金額に対して登録税を課することとする等、規定の整備をはかつているのであります。

次に印紙税法の一部を改正する法律案におきましては、最近における経済取引の実情より考慮いたしまして、受取書、手形、売買契約書、借用証書等の課税最低限を百円より千円に、また物品切手のそれを十円より五十円にそれぞれ引上げることといたしたのであります。

最後に骨牌税法の一部を改正する法律案におきましては、さきに物品税の税率を引下げたことと関連しまして、トランプ及び花札に対する税率を、一組につき百三十円より五十円に改めることにいたしたのであります。

以上が提案の趣旨及び改正の大要でありまするが、これによりまして、昭和二十六年度の租税及び印紙収入の予算額は四千四百四十五億円となるのでありまして、これは税制改正を行わない場合の収入見込額に対しまして約七百四十三億円の減税となるのであります。減税額の内訳を各税について申し上げまするとと、所得税におきましては、源泉徴収分で三百十億九千八百万円、申告納税分で三百三億千八百万円、合計六百十四億一千六百万円、法人税におきましては、重ねて再評価を行うことによる減収額を含めまして二十九億五千八百万円、相続税におきましては一億八千三百万円、印紙税及び骨牌税におきまして一億一千三百万円、総計六百四十六億七千万円の減収となるのでありますが、重ねて再評価を行うことにより、再評価額におきまして、十五億一千二百万円、輸入砂糖に対する課税によつて六十億円、計七十五億一千二百万円の増収となりますので、差引五百七十一億五千八百万円の減税となるのであります。これに今回の改正の一環としてすでに実施しておる酒税の引下げ、物品税の改正、揮発油税及び砂糖消費税の引下げによる減収額百七十一億五千八百万円を加えまするとと、七百四十三億千六百万円の減税となる次第であります。なお政府におきましては、今回の税制の改正とともに、税務行政の運用につきましてもさらに一段の改善を加え、納税の円滑化、課税の適正をはかるために万全の措置を講ずる所存であるということであります。

これらの法律案のうち、所得税法の一部を改正する法律案外六法律案は、二月九日、本委員会に付託され、同十日、大蔵大臣より提案理由の説明を聴取し、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、同十日、本委員会に付託され、同十二日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同日より二月二十二日に至る八日間にわたり、これを一括して質疑を行い、その間十七日には公聴会を開く等、慎重審議を続けたのであります。質疑応答及び公述の詳細につきましては速記録に譲ることにいたしますが、そのうちの若干の点につきまして要約御報告申し上げることといたします。

まず、政府は今回の税制改正による減税額を七百四十三億円と称しているが、予算面ではわずかに五億円余の減税にしかなつておらぬ、政府は水増し課税をしているのではないかとの質問に対して、政府委員より、予算面での減収額が少いのは、朝鮮動乱後、生産増加等により国民所得が増加したのに伴い税収の自然増が見込まれるためであり、増減税と税収の自然増減とは区別すべきである、またできるだけ所得者ごとに実額調査を行い、税法に従つて正確な所得を計算して課税するのであるから、水増し課税ということはない、という答弁がございました。

次に、今回の減税は実質的に国民負担の軽減となつていないのではないかとの質問に対して、大蔵大臣及び政府委員より、消費者物価指数は、二十四年平均を一〇〇とすれば、二十五年十一月は九三・五で、その後幾分上昇の傾向にあるが、それほど顕著ではない、これに対し貨幣賃金は、同じく二十四年平均を一〇〇とし、二十五年十一月には一二五・三となつているので、従つて実質賃金はよくなつており、これよりして、今回の改正は実質的減税といえ

所得税法の一部を改正する法律

る、なお今後の物価安定方策については別途極力必要な措置を講じつつある、との答弁がございました。

次に、巨額の滞納が翌年度に繰越されているのは財政の健全性を示すものではない、予算編成面より見て、税率の決定その他について考慮すべきではないかとの質問に対しましては、二十四年度の剰余は、歳出不用額から出ており、税収は小額である、また今年度も税収全体としては大した増収とならない、滞納整理については善処しつつある、との答弁がありました。

次に、基礎控除は国民の最低生活を保障するものでなければならないから、もつと引上げるべきではないかとの質問に対して、最近の国民生活、戦前との比較、戦後の移りかわり、その他財政需要の点から考えて、基礎控除はこの程度が妥当と思う、なお基礎控除と扶養控除とを一緒に考える必要がある、との答弁がありました。

次に、農漁民、中小企業者に対する若干の勤労控除が実行されていないのはなぜかとの質問に対しましては、これらの勤労控除を認めれば、さらに勤労所得者との権衡も考える必要が起きて来る、なおこれによる相当の減収を覚悟せねばならぬこととなるので、もつと研究してみたい、との答弁がございました。

次に、資本の蓄積と国民生活の安定とは両立しないのではないか、朝鮮動乱後の好景気に顧み、法人税の超過所得税を復活すべきではないかとの質問に対しては、資本の蓄積により生産が増加し、国民所得も増加するので、生活も安定するようになる、またわが国では、まだ産業の基礎が堅実ではないので、むしろこれを強固にするように努むべきである。法人税は国税及び地方税を通じて考えるときは、大体において個人所得税と均衡がとれていると思う、という答弁がございました。

最後に公聴会におきましては、公述人として一橋大学教授井藤半弥君は、今回の税制改正案では、専売益金を含めた国税と地方税の合計額と国民所得との割合、またはエンゲル係数による食費を差引いた租税負担能力との割合から見ても、一応租税負担の軽減は行われており、また社会政策的顧慮から減税が行われていることの二点は、賛成であるが、資本蓄積の諸措置については、たとい減税額はずかでも、大体において大企業、大資本に特典を与えることとなり、他の権衡上、ことに社会政策的に見て反対であると述べられました。十条製紙常務取締役金子佐一郎君は、所得税の改正は妥当であるが、所得年額二十万円ないし五十万円の中産階級の税負担は、所得の半分くらいがとられることとなるので、今後なお改善を必要とする、給与所得者の退職金課税は半額を免税にすべきである、法人税については、退職手当積立金制度、修繕費引当金制度の確立が必要である、なお資産再評価を円滑にするため、再評価税六%の軽減、固定資産税の減免等の特別措置を講ずべきであると述べられました。大阪銀行副社長堀田庄三君は、資本蓄積の特別措置は自立経済達成のための捷径として賛成であるが、さらに無記名定期預金の復活、国民貯蓄組合預金の預け入れ限度の引上げ、貸倒れ準備金の増額、その他預金の秘密性保持のための改善措置を要望する旨述べられました。京橋税務署長中村末蔵君は、今回の税制改正により税

務の執行がやりやすくなる旨述べられました。東京大学助教授武田隆夫君は、今日のような国際情勢のもとにおいて減税が行われることはけつこうなことであるが、所得税の基礎控除は、資本主義制そのものの維持発展のためにも、最低生活をまかなうに足る額が必要で、三万円では低過ぎ、その基礎控除を引上げ、それによる税の不足分は高額所得者の余力に求むべきものであると述べられました。全日本中小工業協議会中島英信君は、今回の減税案には賛成であるが、まだその程度が低過ぎるので、国民の最低生活を脅かさない程度の基礎控除の引上げ等のほか、特に中小企業に対する顧慮を要望する旨述べられ、最後に総同盟前田正次君は、今回の改正は今後の物価の上昇を考慮するときは軽減にならないとして、俸給生活者の立場から、勤労控除、基礎控除、扶養控除の引上げ、税率の改正、一定限度の退職手当の免税等を要望せられ、法人税の軽減よりも、むしろこれを所得税の軽減にまず振り向けるべきである旨を述べられました。

次いで質疑を打切り、討論採決に入りましたところ、三宅則義委員は自由党を代表して賛成の意を述べられ、宮腰委員は民主党を代表して、希望条件を付し賛成の意を述べられ、田中織之進委員は社会党を代表して所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対しては反対、その他の五法律案に対しては賛成の旨述べられ、また竹村委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。

次いで、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。次に通行税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び骨牌税法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、これらの法律案は、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十三日）

（公認会計士法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎法人税法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三〇、法六四）

一、提案理由（二月十日）

（所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十六日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十三日）
（公認会計士法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律（昭和二六、三、三〇、法六五）

一、提案理由（三月十四日）
（資金運用部資金法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十日）
（在外公館等借入金の返済の準備に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十三日）
（公認会計士法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二六、三、三〇、法六六）

一、提案理由（三月十三日）

○松浦委員　ただいま議題と相なりました松浦東介外百四十名提出、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案に関しまして、提案者を代表し提案理由を申し述べたいと存じます。

〔野原委員長代理退席、委員長着席〕

この法律を提出いたしました根本の理由は、まず国内食糧の増産をはかり、その自給度を高めることであります。世界情勢は微妙複雑、いささかも楽観し得ない今日の段階におきましては、国民生活の安定を期する上から申しましても、国内食糧の自給度を可能な限り引上げ、外国依存を軽減する方途を講ずることの必要性はあらためて論ずるまでもないところでありまするが、国民食糧の大宗である米穀について申しまするならば、年々二千万石以上を生産し、全国供出数量の四〇%をこの地帯より供出し、戦前戦後一貫して日本の穀倉的役割を果して参つた単作地帯に対して、この際国の財政力の許す最大限度において追加的な投資を行い、土地改良等農業生産条件の整備を促進し、二毛作化を可能ならしめますならば、飛躍的な増産効果を発揮し得ることは、まつたく疑う余地がないと信ずるのであります。

次に、積雪寒冷単作地帯農家の経済的基礎を確立しまして、世界経済との接触に伴う経済変動に耐え得る強靱な基盤を確立し、ひいては社会政策的な施策の強化に資することであります。東北、北陸等の単作地帯は、従来早場米の供出地帯でありまして、年々八十億ないし六十億円に達する早期供出奨励金の実に八〇%がこの地帯に交付され、農家経済を潤おして来たのであります。元来早期供出奨励金は、端境期における米穀の出まわりを促進するために定められた制度ではありまするが、今日ではむしろ単作地帯を保護救済する重要な措置と相なつておるのであります。しかして近時政府手持ち食糧の増加に伴いまして、この奨励金は逐次縮減の方向にあり、二十六年度予算案におきましては、三十億円を計上されることと相なつているのであります。かくのごとく財政経済の正常化に伴いまして、自然的、社会的条件の劣悪な単作地帯農家は、今後相当の試練に遭遇するものと予想いたされまするが、かような趨勢に対処いたしまして、この際単作農民がいかなる経済変動にも対応し得る体制を早急に確立しますることは、この地域の歴史的事情に徴しましても、一日もゆるがせにできない肝要な施策と存ぜられるのであります。

以上のごとき根本的な理由に立脚いたしまして、ここに積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案を各派の共同提案によつて提出し、積雪寒冷単作地帯を適用の範囲とする特別法の制定をはかることといたしたのであります。もとより積雪寒冷単作地帯農村振興に関する具体的な方策につきましては、国内の衆知を集め、精密な調査と熱心な研究の後に初めて確立されるものでありまするので、この法律案では、まずこの態勢の整備を可能ならしめる基本的な計画並びに組織をすみやかに確立することを当面の目的としているのであります。すなわち一、政策の基礎を明確にかつ全面的に打出しますために、農業振興計画を市町村、道府県及び中央のおのおのの段階において策定することを法律的に命令し、その実施に対して、国は財政金融力の許す最大限度において援助する義務を負うことを明らかにいたしましたこと。二、積雪寒冷単作地帯の指定並びに振興計画の承認等に関する議決を行い、かつ農村振興に関する審議並びに建議を行うために審議会の設置を規定しましたこと。三、とりあえずこの振興計画を五箇年間に遂行せしめるために、本法を五箇年の限時法としましたこと。

以上のごとき趣旨に沿つて立案しましたこの法律案の主要条項について、以下若干の説明を加えることといたします。

まず積雪寒冷単作地帯の意味並びにそれが成立する要件についてでありますが、それは積雪寒冷がはなはだしいこと、農地の利用率が低いこと、農業生産力が劣悪であること、という条件が具備されることが必要であり、しかして積雪寒冷地に立地しまする限り、水田地帯と畑地帯の双方について、一毛作または著しく生産力の低い、換言すれば土地の収益力の薄い地域が本法の対象地域として取上げられまするが、その地域につきましては、農林大臣が積雪寒冷単作地帯振興対策審議会に付議した上、道府県名を示して具体的に積雪寒冷単作地帯たることを指定しなければならないこととといたしております。積雪寒冷単作地区についてもまた同じ趣旨といたしております。

次に、農業振興計画の内容及びその決定並びに変更の手続についてでありますが、計画の内容については、広く全国の農業及び農民生活を通じて実施すべき事項が掲げられているのでありまして、これらは農業委員会法案における総合計画とその内容を合致せしめてあるのでありまするが、要するに積雪寒冷地帯の劣悪な自然的、社

会的条件に即応した具体的な施策を、一層拡大された規模と、短縮された期間内に、中央、地方協力して実現せしめようとする意図が盛られているのであります。従つて計画の決定とその変更につきましては、住民、議決機関、執行機関のおの〳〵が、その地位と責務の重要性を明確に自覚して、この事業に参画し得るごとき責任体制がとられているのであります。

市町村の農業振興計画、道府県の農業振興計画並びに国の農業振興計画の相互関係につきましては、各級農業振興計画は地方自治を尊重する建前から、それ〴〵の機関によつて確定される独立計画でありまするが、別々に孤立した計画ではなく、道府県は市町村の、国は道府県の計画をそれ〴〵自己の計画に組み入れて、総合的に作成されなければならないこととなつており、しかして政府は最後に、財政金融状況を勘案した上、各年度の直営、補助、非補助等の各種事業全般について詳密な全体計画を作成し、道府県へ通知することといたし、道府県または市町村は当初に作成した計画と、国または道府県より通知を受けた計画とを照合し、変更の必要があれば変更を加えつつ最終計画を定め、かくて最終的に決定された計画が実施に移されるわけでありますが、年度の中途において天災地変、経済事情の激変等により計画を変更する要が起きたときも、前の手続の例に従つて計画変更が行われることといたしております。

最後に積雪寒冷単作地帯振興対策審議会が、この法律の運用のため並びに広くこの地帯の農村振興に関する重要事項を調査審議し、かつ関係行政機関に建議するために設置されることは前述のごとくでありまするが、その調査審議内容は、いやしくもこの地帯の農業並びに農民生活に関係を持つと思われる一切の問題を包含することと予想されまするので、この審議会の組織はかような任務にふさわしいように総理府に設置され、総理大臣の任命する各方面の権威者三十名以内で構成され、さらに補助機関として専門委員が置かれ、部会を構成して専門事項の研究に当ることとなるのであります。

以上本法律案の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林委員長報告（三月十七日）

（農業災害補償法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院農林委員長報告（三月二十日）

○羽生三七君　只今議題となりました積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

ここで御報告に当つて、一言、本法案の先駆ともいうべき参議院農林委員会における水稲単作地帯対策に関する調査について想起してみたいと考えます。かねて食糧の絶対的不足と制限貿易という特殊な条件の下に我が国の農業経済は温存せられていたのでありますが、併し世界的に農業生産が復興し、且つ我が国が漸次国際経済上の自由を回復して、やがてその一員に列することとなれば、我が国の農業は海外農業と激しい競争を余儀なくせられ、厳しい試煉を受けなければならないこととなり、この際、真先に打撃を蒙らなければならないのは、経済的に弾力性を欠いている水稲単作地帯であることは、過去の事実が証明しているところでありまして、我が国の農業はこの一角から崩れ始めることが懸念せられるのであります。よつて、これら地帯の対策に遺憾なきを期するため、農林委員会は、第五回、第六回及び第七回国会において院議の承認を受け、水稲単作地帯対策に関する調査を行い、輿論を喚起し、対策確立の推進に努め、その間、漸次この問題の進展を見たのでありますが、今回ここに衆議院議員諸氏によつて本法案の提案を見るに至りましたことについては、誠に感なきを得ないのであります。

この法案の目的とするところは、自然的及び社会的に恵まれない積雪寒冷単作地帯における農業生産の基礎的諸条件の整備を促進して、穀倉的役割を果して来たこれら地帯の農業生産を増強すると共に、経済的基礎の確立を期せんとするものでありまして、これが内容は、一応昭和三十一年三月末まで約五カ年の期限を以て総理府に積雪寒冷単作地帯振興対策審議会を置き、農林大臣はこの審議会の決議を経て道府県の区域に積雪寒冷単作地帯を指定し、その指令に基いて道府県知事は市町村の区域に積雪寒冷単作地区を指定し、市町村、道府県及び国のおの〳〵の段階において、農地の開発、改良、保全、その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化、農業技術の改良、その他農業生産の増強、農畜産物の加工、販売その他処理改善、その他農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する諸事項を内容とする農業振興計画を策定し、これら計画の実施に関して、政府は毎年度、国の財政の許す範囲内において助成をなし、且つ必要な資金の融通又は斡旋をなすことを規定せんとするものであります。

委員会におきましては、従来行われて来た早場米奨励金の性格、本法案施行の場合、財政支出の必然性とその限度及びこれが見通し、積雪寒冷地帯対策に対応して温暖地帯対策確立の必要性その他について、提案者及び政府当局と質疑が交されたのでありまして、これが詳細については会議録に譲ることといたします。

続いて討論に入り、片柳委員から、本法案実施のため早場米奨励金が大幅に減額せられた事情をも考え合せて、十分な財政支出の実現を期待して賛成があり、小林委員から、早場米奨励金は早場米奨励金として存続せしめ、本法律施行のために必要なる経費は早場米奨励金とは別個に予算が要求せられるべきであると主張して賛成があり、三橋委員から、国内における食糧の自給度を向上せしめるための財政投資は、積雪寒冷単作地帯に対するほうが効果的であるか、或いはその他の地帯に行なつたほうが能率的であるか問題があるが、積雪寒冷単作地帯以外に、これとは別ないろ〳〵な意味における劣悪条件の地域が存在しているから、かような地帯の改善振興に対しても十分な考慮が払わるべきであつて、経費の支出を十分にして所期の成果の達成を希望して賛成があり、江田委員から、本法律の第一条に規定せられている、積雪寒冷が甚だしく、経済的に遅れたいわゆる積雪寒冷単作地帯は、北日本及び裏日本以外の各地にも

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

点在しているから、積雪寒冷単作地帯及び地区の指定に当つては、かような事情を考慮して遺憾なきを期すべきであることを警告して賛成せられ、岩男委員から、食糧増産上大局的観点から、本法律が規定しているような事柄の実施が東北地方だけに限られることは適当ではないのであつて、その他の地方においても劣悪条件の地帯が存在しているから、かような地帯の関係者がこれが改善振興に関する立法を計画する場合は、その成立に対しても協力方を希望して賛成せられ、討論を終り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。

引続きまして農業災害補償法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

農業災害補償制度のうち、蚕繭共済につきまして、この制度が制定せられた当時におきましては、その共済掛金の一部を製糸業者等が繭の取引数量に応じて負担し、この負担金を生糸等の消費者に転嫁することができる仕組になつていたのでありますが、その後、蚕糸に関する諸統制の廃止に伴いまして、かような措置は実行が不可能となりましたので、取りあえず昭和二十四及び同二十五両年度においては、右の製糸業者等の負担、即ち生糸等の消費者に対する転嫁分に相当する共済掛金の一部を一般会計において負担することになされており、又家畜の死亡廃用共済につきましても、取りあえず昭和二十四及び同二十五両年度においては、これに関する共済掛金の一部をこれ又一般会計において負担する措置を昭和二十六年度においても継続実施するように規定せんとするのが本改正法律案の内容であります。

農林委員会におきましては、これらの措置は、従来とつて来た臨時的措置を取止めて恒久的なものとなすべきであるとの意見が大勢でありまして、この点については政府もこれを諒め、現行農業災害補償制度について根本的再検討を行いたいと考えているので、その際、併せて考慮したいとの意向でありますので、これを諒とし、現段階においては右は一応の措置であるとして、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法六七）（衆）

一、提案理由（三月二十四日）

○岡延右エ門君　ただいま議題となりました国会議会の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案及び裁判官弾劾法の一部を改正する法律案の三案について、提案の理由をきわめて簡単に御説明いたします。

まず国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法第九条に規定せられております通信費は、議員として公の書類を発送したり、または公の性質を有する通信をするために受けておるものでありますが、その後郵便電信料金等が増額されたのと、議員が通信しておる実情にかんがみまして、現在額では何の足しにもなりませんので、これを多少増額する必要があると認めたのであります。

また国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案は、現行の法律では審査手当として受けておりますが、実費弁償の性質を有するものでありますから、その名称をこれに沿うように審査雑費と改めるとともに、各自の実費を十分弁償することは困難でありますが、ある程度これを増額しなければなりませんので、昭和二十三年法律第八十九号国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律を廃止し、本法にかえようとするものであります。

次に裁判官弾劾法の一部を改正する法律案につきましては、裁判官訴追委員及び裁判官弾劾裁判所裁判員と、おの〳〵の予備員が、国会の閉会中その職務を行う場合に受けるべき手当は、ただいま御説明いたしました審査雑費に相当する性質のものでありますから、これを職務雑費と改めたことと、訴追委員会における事件は非常に増加して参りましたのに、現在では弾劾裁判所の職員の定員よりも少いので、このたび主事一人を増加しようとするものであります。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

以上の三案はいずれも議院運営委員会において検討の上起案したものでありますから、何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

（拍手）

二、参議院議院運営委員長報告（三月二十六日）

○山田佐一君　只今議題となりました法律案三件につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議員の発信する通信の現状に鑑み、通信費を増額する必要がありますので、現行月額千円を三千円に改正しようとするものであります。

又、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案は、国会閉会中委員会が審査を行う場合に、委員が受ける手当を、その性質に鑑み、実費弁償の趣旨に副うよう名称を改めると共に、これを日額千五百円に改めようとするものであります。

又、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、裁判官訴追委員及びその職務を行う予備員並びに裁判官弾劾裁判所裁判員及びその職務を行う予備員が、国会の閉会中その職務を行う場合に受ける手当を、その性質に鑑み、実費弁償の趣旨に副うよう名称を改め、又、裁判官訴追委員会事務局の事務を拡充するため、職員の定員中主事一人を増加しようとするものであります。

以上の法律案三件について、本委員会といたしましては、法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律
足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

の提出に先だち、すでにその内容について慎重に検討を加えて参つたのでありますが、このたび正式提出を待つて改めて審査の結果、いずれも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上を以て御報告を終ります。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律

（昭和二六、三、三一、法六八）（衆）

一、提案理由（三月二十四日）

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、参議院議院運営委員長報告（三月二十六日）

（国会議員の歳費、旅費及び手当等の法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

（昭和二六、三、三一、法六九）

一、提案理由（三月二十日）

（郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十六日）

○小山長規君　ただいま議題となりました食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案外八法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案におきましては、農業共済組合の組合員の支払うべき農作物共済にかかる共済掛金の一部は食糧管理特別会計において負担し、昭和二十二年度から引続きこの負担金を食糧消費者に転嫁させないことができることの臨時的措置を講じて参りましたところ、昭和二十六年度におきましても同様の臨時的措置を継続することとなりますことに伴いまして、本会計から農業共済再保険特別会計に繰入れる四十一億六千百六十四万五千円を限り一般会計から本会計に繰入れることができることとして、本会計に生ずる歳入不足を補塡することといたそうとするものであります。

次に食糧配給公団の精算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律案におきましては、食糧配給公団は昭和二十六年四月一日に解散し、二十六年度中に精算結了の予定でありますが、同公団の昭和二十五年度の国庫に納付すべき剰余金は、目下のところ十四億五百八十一万九千円と推定されますので、これを同公団の清算に要する経費の財源の一部として充当いたそうとするものであります。

以上の二法律案につきましては、食糧配給公団の経理調査等のため特に小委員会を設け、慎重審議を重ねたのであります。

次に鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案について申し上げますが、鉱工品貿易公団は昭和二十六年一月三十一日に解散し、二十六年度中に清算完了の予定でありますが、その損失は目下のところ十六億九千七万七千円と予想されるのでありまして、この法案におきましては、この損失金の補塡財源として、右の額を限り、二十六年度において政府の一般会計から同公団に交付いたそうとするものであります。この法案につきましても、本公団の経理調査等のために特に小委員会を設け、また参考人を招致して質疑を行う等、慎重審議を重ねたのであります。

次いで去る二十四日、以上の三法律案を一括して討論採決に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表して反対の意を述べられ、奥村委員は自由党を代表して賛成の旨討論せられました。次いで一括採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。この法案は、国内的には戦後の激変した経済事情に対処して関税率を合理化するとともに、国際的にはわが国が関税及び貿易に関する一般協定及び国際貿易機関等の国際協定についても参加できる態勢を整えておくことを目的としまして、第一には、戦後わが国の通貨の価値が著しく下落したことに伴いまして、従量税率はほとんどその意味を失つておりますので、これを是正して従価税率に統一することといたし、第二に、関税障壁引下げの国際的動向に即応し、かつ内外の産業及び貿易事情を考慮いたしまして、従価税率を最高五割から最低五分までの間において妥当と認められる税率といたし、第三に、わが国が天与の資源に恵まれず、人口が過剰である点を考慮いたしまして、重要産業の維持育成による雇用の増加をはかるとともに、輸出加工貿易を保護振興するため、輸入原材料は無税または低率の課税とすることといたし、第四に、わが国の農業の特殊性を考慮いたしまして、これを保護するため、輸入主要食糧に対して適当な関税率を設けましたが、一面国民生活安定の絶対的要請をも考えまして、海外の市価が高騰する場合及び国内における凶作等の場合におきましては関税を減免することができることといたし、その他課税価格の決定、関税額算定の基準、不当廉売品の関税等に関しまして所要の改正を行おうとするものであります。

この法律案につきましては、三月十二日より二十三日に至るまで

の間、五日間にわたつて質疑を行い、特に十三日には農林、水産及び通産の各委員会と連合審査を行う等、慎重審議を重ねたのであります。次いで質疑を打切りましたところ、自由党の宮幡靖君より修正案が提出されました。

修正案の大要を御説明申し上げますと、まずその第一点は、アンチモニーにつきましては銅等の非鉄金属と同様に課税することといたし、その第二点は、南西諸島、すなわち沖縄、大島等は現在関税法規上外国とみなされておりますが、同地域とわが国との緊密な経済関係にかんがみまして、同地域の土産品のすべてにつきまして、原産地証明書を添付してある場合は、当分の間その輸入税を免除することといたし、次に第三点としましては、とうもろこし、大豆、落花生、原油、重油、粗油、石油、コークス、航空機及びその部分品並びに船舶につきましては、国内産業経済の現状から考えまして、一年間これらの物品に対する輸入税を免除することとし、さらに第四点としまして、同じ理由によりまして、一年間は揮発油、燈油、軽油の税率を一割、機械油の税率を二割に軽減し、また建染染料に対する一割五分の軽減税率の適用は一年間とすることといたそうとするものであります。

次いで去る二十四日、原案及び修正案を一括して討論採決に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表し、また松尾委員は社会党を代表して、それぞれ反対の旨討論せられました。次いで採決の結果、起立多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

次に関税法の一部を改正する法律案におきましては、この法案は、最近の貿易事情にかんがみまして関税行政の円滑な運営に資するため、第一に、近時の外国貿易の正常化に伴いまして、必要最小限度の戦前の取締り規定を復活することといたし、第二に、税関の執務時間外の臨時開庁等の場合の手数料徴収の根拠を法律をもつて明確にすることといたし、第三に、外国貿易の伸展並びに関税率の全面的改正に即応いたしまして、関税の賦課に関して不服のある輸入業者の利益を保護するため関税訴願審査制度を整備することといたし、第四に、犯則嫌疑の物件を拾得した者はこれを税関または警察に差出さなければならないことといたし、第五に、第三者通報制度の一層の活用をはかるため報告者に対する報奨金を増額することとし、その他所要の改正をいたそうとするものであります。

次に資産再評価法の一部を改正する法律案におきましては、朝鮮動乱後の経済界の実情にかんがみまして、前回十分な再評価を行わなかつた企業に対して、おおむね前回と同様の基準により、さらに再評価を行い得る機会を与えるとともに、再評価積立金を早期に資本に組み入れることができることとし、もつて企業経理を合理化して健全な資本の蓄積をはかることを目的といたしまして、第二次再評価の時期、再評価の対象となる資産、その再評価限度、再評価税の延納、再評価積立金を資本に組み入れる時期等につきまして所要の規定を設けようとするものであります。

次に再評価積立金の資本組入に関する法律案におきましては、資本組入れの手続及び方法につきまして必要な事項を定めておるのであります。

次に保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案におきましては、保険募集に関しては、現行法の制定以来漸次改善されて参つたのでありますが、生命保険会社と契約者との間の契約上の紛争は、今日なおその跡を絶たない実情でありまして、保険契約者の保護と、保険事業の健全な発達をはかるためには、悪質募集に対する取締を一層厳重に行う必要があることにかんがみまして、現行法の不備を補正いたそうとするものであります。

以上の四法律案につきましては、三月二十四日、一括して討論採決に入りましたところ、佐久間委員は自由党を代表し、また松尾委員は社会党を代表してそれぞれ賛成の旨述べられ、深澤委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。次いで一括採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、公認会計士法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、現行法運用の実情にかんがみまして、第一に、財務書類の監査証明の業務は高度の技能と職業道徳とを必要とすることが強く要請されますので、公認会計士、外国公認会計士及び計理士でなければ営んではならないこととといたし、第二に、公認会計士の第三次試験の試験科目に新たに税に関する実務を加えることといたし、なお試験科目の増加に伴いまして試験委員の定数を増加することといたし、第三に、受験者側の事情を考慮いたしまして、特別試験の施行期間を二箇年延長することとし、第四に、第三次試験の受験資格を緩和いたしまして、会計士補となる資格を有する者であれば、会計士補の登録を受けていなくとも受験ができることといたす等、所要の改正を行おうとするものであります。

この法案につきましては、去る二十四日、討論を省略の上採決をいたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十八日）

○小串清一君　只今上程せられました食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

農業災害補償法によりまして、農業共済組合の組合員が支払うべき農作物共済掛金の一部を負担し、更にこの負担金を食糧消費者に転嫁することとなつておりますが、価格政策の見地から、昭和二十二年度以来、臨時的の措置を講じまして、昭和二十六年度においても、この負担金を一般会計の負担といたしております。これに伴いまして、食糧管理特別会計から農業共済再保険特別会計に繰入れます。四十一億六千百六十四万五千円を限り一般会計から繰入れ、この特別会計に生じます歳入の不足を補てんしようとするものであります。

さて、本案審議に当りまして、各委員と政府との間に熱心なる質疑が交わされたのでありますが、その詳細は速記録によつて御了承を願いたいと存じます。

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

かくて質疑を終り、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、食糧配給公団が本年四月一日に解散し、本年度中にその清算事務を終える予定になつておるのに鑑みまして、同公団の国庫に納付すべき昭和二十五年度の剰余金が十四億五百八十一万九千円と推定されますので、これを同公団の清算に要する経費二十三億余円の財源の一部として使用しようとするものであります。

さて本案審議に当りましては、食糧配給公団の不正事件の内容及び処置について、又麻袋、布袋等の手持品を処分する場合の評価等について、各委員より種々熱心なる質疑が行われ、これに対して政府からも懇切鄭重な説明がありましたが、その内容は速記録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入り、油井委員より、本案については一応賛意を表するが、麻袋等手持品の処分についてその評価が明確でないと思われる際、かかる措置は適当でないこと、又不正事件によつて生じた損失の清算を促進すべきであると共に、今後監督官庁の十分なる監視を要するとの希望を附し、賛成の意見が述べられ、次いで松永委員より、公団の損失については、従来より国民の負担において処理される通例があるが、同公団についても種々の不正事件が認められるので、今回の措置は妥当なものとは考えられないとの反対意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

最後に、関税法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

本案の主なる改正点を申上げますと、第一点は、戦時中行政簡素化の趣旨によつて廃止されました外国貿易船、輸出入業者に対する許可、認可事項について、最近の外国貿易の正常化に鑑みまして、必要最小限度の取締規定を復活しようとすることであります。第二点は、税関の執務時間外の臨時開庁等の手数料徴収の根拠を法律に規定しようとすることであります。第三点は、輸入業者の利益保護のために関税訴願審査制度を整備しようとすることであります。第四点は、最近の密貿易の傾向に即応して、犯則貨物が漂流物又は遺失物として拾得された場合に、水難救護法及び遺失物法の特例を設ける等の改正をしようとすることであります。その他密貿易取締の強化を図るため、第三者通報制度の報償金の増額、港域法の改正に伴う開港名の変更等、所要の改正をしようとするものであります。

委員会の審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、又政府委員より懇切な説明がなされたのでありますが、これらの詳細につきましては速記録によつて御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上三案につき御報告申上げます。（拍手）

◎食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律

（昭和二六、三、三一、法七〇）

一、提案理由（一月三十日）

（郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十六日）

（食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十八日）

（食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎裁判官弾劾法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法七一）（衆）

一、提案理由（三月二十四日）

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、参議院議院運営委員長報告（三月二十六日）

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎少年院法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法七二）（参）

一、提案理由（三月十三日）

○宮城タマヨ君　只今上程になりました少年院法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、三点について所要の改正を加えるものでございまして、その一は、現行法におきましては、少年院の在院者が二十歳に達すれば退院せる建前をとり、ただ、その矯正教育のため必要

少年院法の一部を改正す法律

があれば、二十歳を越えても入院の日から数えて六カ月を限り、引続き少年院長の裁量で在院させることができることになつておるのでございますが、最近の実績に徴しますれば、保護少年の仮退院までの期間が平均九カ月余になつておりますので、この一月からの少年の年齢の引上によりまして、二十歳近くで収容される少年も増加することを考慮いたしまして、この際、この六月を改めて一年とし、少年院の矯正教育の実情に則したものといたしたいというのでございます。その二は、少年保護鑑別所の施設、特別少年院の施設の収容能力及び女子の医療少年院の施設が、現在のところなお、いずれも不足しておりますので、これに対する一応の見通しがつくと考えられます昭和二十八年三月末までの二カ年間、更に、いわゆる代用少年保護鑑別所、代用特別少年院等を使用することができるようにいたしたいのでございます。このことは、収容施設の整備が遅れている現在の状態におきましては止むを得ない措置と考えられます。その三は、先に、矯正保護管区本部が設置されるまでの間の経過的な措置といたしまして、移送の認可及び援助の委嘱の承認に関する矯正保護管区長の行う職権を法務総裁が行うことになつていたのでございますが、その設置をみています今日、すでに不要となり、又他に関連もありませんので、法文の整理のために削ることにいたしたいのでございます。

以上が提案の理由でございます。何とぞ慎重御審議下さいますことをお願い申上げます。

二、参議院法務委員長報告（三月二十三日）

○宮城タマヨ君　只今上程されました少年院法の一部を改正する法律案の委員会におきましての審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案は、本院議員宮城タマヨ、長谷山行毅、伊藤修一、一松定吉の四名が共同発議いたしまして提案したものでございます。その要旨を簡単に御説明いたしますと、先ず第一に、現行法におきましては、少年院の在院者が二十歳に達しますれば原則として退院させる建前をとり、ただ本人が二十歳に達しても入院後六カ月を経過しておりません場合に限り、少年院長はその者を入院の日から数えて六カ月間引続き在院させることができることになつておるのでございますが、最近の実績に徴しますれば、保護少年の少年院在院期間は平均九カ月余りになつておりますので、この一月からの少年法適用年齢の引上げによりまして、二十歳近くで収容されるところの少年も増加することを考慮いたしまして、この際、この六カ月を一カ年と改め、少年院の矯正教育の実情に即したものといたしたことでございます。第二は、少年保護鑑別所、特別少年院及び女子の医療少年院の施設が現在なお不足しておりますので、従来その代用に当てておりました諸施設を、更に二年間、即ち昭和二十八年三月末まで利用することができるものとしたことでございます。第三に、先に矯正保護管区本部が設置されるまでの経過的な措置としまして、少年院の運営に関し矯正保護管区長の行います職権を法務総裁が行うことになつていたのでございますが、その設置を見ております今日、このような措置は必要がなくなり、従つてその規定も不要となつたので、これを削除することにいたしましたことでございます。

以上の三点でございますが、委員会におきましては、須藤、羽仁の各委員より、特に代用施設の利用を二年間延長する点に関しまして熱心な質疑が行われましたが、詳細は速記録によつて御了承願うことにいたしたいと存じます。別に討論はなく、採決いたしました結果は、原案を多数を以て可決すべきものと決定いたした次第でございます。

次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

犯罪者予防更生法によりまして全国八カ所に設けられております地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会は、おの〳〵三人の委員によつて組織せられ、それ〴〵青少年又は成人につきまして、仮出獄、仮出場、仮退院の処分をいたし、又保護観察を掌り、その他犯罪者の犯罪の予防及び更生のため必要な所掌事務を遂行しておるのでございますが、その管轄区域には大小の差異がございます。従つて各委員会の事務量にも相当の差異があるわけでございます。犯罪者予防更生法によりますれば、この委員会が仮釈放や仮退院の処分をする場合におきましては、その決定をする前に、委員はみずから刑務所や少年院に出向きまして、収容者に個々に面接しなければならない建前になつておるのでございます。ところが関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会は、その管轄区域も広く、刑務所や少年院の数も他の地方に比べまして多いにもかかわりませず、その委員の数は両委員会とも他の地方と同様におの〳〵三人となつておりますのでございますが、各委員の事務負担量は特に過重となつており、所掌事務の遂行上困難を感ずる実情にございますので、特にこの両委員会の委員数を二人宛増加しまして、おの〳〵五人ずつに定め、その事務を円滑に遂行しようとするのが本法案の改正の趣旨でございます。

委員会におきましては慎重に審議をいたし、討論を省略いたしまして採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右報告申上げます。（拍手）

三、衆議院法務委員長報告（三月二十七日）

（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二六、三、三一、法七三）（衆）

一、提案理由（二月二十六日）

○坪内委員　ただいま議題となりました北海道開発のためにする港

港工事に関する法律案につきまして、提案者を代表いたしまして簡単に提案の理由を御説明申し上げます。

北海道における諸港湾の整備は、北海道の交通産業の振興に寄与するばかりでなく、第七回国会で制定されました北海道開発法に基く北海道の総合開発計画を円滑に進めます上におきましても、きわめて重要な事柄であることは申すまでもありません。従来北海道の港湾は、国の行う拓殖計画に基いて修築されて参り、所要経費も外郭施設等につきましては、その全額を国庫において負担して参っていたのであります。しかるにこの建設工事も、戦時戦後を通じ、ほとんど放任されておりました結果、各港湾とも現在なお未完成にあるばかりでなく、次第に荒廃しつつありまして、冬季等におきましては、船舶は港内においてすら碇泊に難渋し、あるいは荷役に支障を起しておるというような現状にあるのであります。そこでこれを急速に整備する必要に迫られておるのでありますが、御承知のように第七回国会において制定されました港湾法は、同法第四十二条におきまして、港湾修築に要する経費は、外郭施設につきましては、その五割を地方公共団体を母体として設立される港湾管理者に負担させることを規定したのであります。その結果、北海道のように非常に人口が稀薄で、かつ経済的負担力の小さいところでは、この経費の支弁は容易なことでなく、港湾法が制定されたため、今まで国の拓殖計画の一環として行われて来た港湾計画がかえって停滞し、あるいは中絶されるおそれもあることになったのであります。これは北海道開発法という特別な法律まで制定されて、北海道の開発に

国家として特別の関心を持つて行こうとする段階におきましては、決して時宜にかなつたこととは申されません。勢い北海道の総合的な開発も困難となり、開発の目的である国民経済の復興と、人口問題の解決に寄与するということにも、著しい支障を及ぼすことになろうと思われます。そこで北海道の開発を促進するために、この目的をもつて行う港湾工事につきましては、港湾法の規定にかかわらず、国が必要によつては直営し得るばかりでなく、その工費も従来通り水域及び外郭施設につきましては全額を、また繋留施設または臨港交通施設につきましては七割五分を国庫において負担すること、すなわち北海道の港湾工事につきましては、従前通りにして行こうとするのが本案の要旨であります。本案の制定によりまして、おそらく北海道の開発は非常に促進されることになろうと考えています。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告（二月二十六日）

○玉置信一君　ただいま議題となりました北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る二月二十四日、本委員会に付託され、越えて二十六日提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審議いたしたのであります。

本法案の趣旨並びに内容を、ごく簡単に申し上げますと、昨年第七国会において制定を見ました港湾法の第四十二條には、港湾の修築に要する経費はその五割を港湾管理者が負担することに規定いたしておるのでありますが、御承知の通り北海道は、冬季間風浪、積雪あるいは氷結等の気象的な悪條件のために、内地の工事と比較いたしまして非常に進度が遅れるのであります。現に港湾整備五箇年計画によるところの昭和二十四年度の進捗率を見ましても、内地は三・三%となつておるのにかかわらず、北海道は二・一%しか進んでいないという現状であるのでございます。いわんや人口の点におきましては、内地に比較いたしましてきわめて稀薄であり、かつ経済的負担力も非常に小さいために、この経費の負担は容易でなく、港湾法が制定されたために、今まで国の拓殖計画の一環として行われて来ましたところの港湾計画が、かえって停滞し、あるいは中絶されるおそれがありますので、特に北海道における資源開発の前提的要件である港湾工事に対しましては、港湾法制定前と同様、すなわち水域施設または外郭施設につきましてはその経費の全額を、繋留施設または臨港交通施設につきましてはその七割五分を国が負担することにして北海道の総合的な開発をはかり、ひいてはわが国の産業の発展に寄与せんとするものであります。

以上申し上げました通り、本法案の趣旨はまことに適切妥当なものと認められますので、質疑並びに討論を省略し、ただちに採決の結果、全員一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。（拍手）

次に水先法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、二月二十日、本委員会に付託され、二十六日提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審議いたしたのであります。

本法案の趣旨並びに内容を簡単に申し上げますと、北海道釧路港は、気象の関係上、四季を通じて悪天候の日が多く、とくに冬から春にかけて濃霧が深く、船舶の航行に少からず困難をきわめ、また一方当港への入港船は逐次増加いたしまして、その混雑はます〳〵はなはだしい状態に立ち致つておるのであります。かような実情にかんがみまして、当港に新たに水先区を設けて、港内における海難の防止をはかろうとするのが本法案の目的であります。

以上申し上げました通り、本法案の趣旨はまことに適切妥当のものと認められますので、質疑並びに討論を省略し、ただちに採決の結果、全員一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院運輸委員長報告（三月五日）

（水先法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎臨時物資需給調整法の一部を改正する法律（昭和二六、三、三一、法七四）

一、提案理由（三月十七日）

○小峯政府委員　ただいま議題となりました臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の推移に対処するために、臨時物資需給調整法の一部を改正せんとするものであります。その主要な改正点は次の通りであります。

第一に同法の有効期間を一年間延長することであります。国内生産の順調な回復と、輸入の進捗に伴いまして、最近まで多くの物資について逐次統制の緩和を実施して参つたのでありますが、現在なお同法に基いて、生産資材二十五品目、消費物資八項目の配給統制が残存しております。政府といたしましては、今後も需給の緩和した物資につきましては、極力これが統制を解除して行く方針ではありますが、これらの物資の中には、今にわかに統制の廃止を行うことの困難なものも相当ある状況であります。のみならず変転する世界経済の推移から見まして、今後の物資の需給事情に、かなりの変化が生ずることも予想せざるを得ないのであります。もちろん政府といたしましては、生産の増加、輸入の促進等により、物資需給の緩和、国民生活の安定確保に鋭意努力を続ける所存でありますが、かかる内外経済情勢の推移に対処して、経済の安定確保に遺憾なきを期するため、本年四月一日に失効する臨時物資需給調整法の効力を、なお一箇年間延長することが適当と考えるものであります。

第二に、物資需給調整審議会を設置することであります。臨時物資需給調整法運用の従来の経験にかんがみまして、本法の運用にあつては、広く民間の学識経験者の意見を求める必要が痛感されますので、経済安定本部の諸問機関として、物資需給調整審議会を設置し、同法の民主的な運営に資したい次第であります。

第三に、同法に基く主務大臣の権限を縮小することであります。すなわち、産業の振興回復に伴いまして、不必要となつた主務大臣の命令権限の範囲を、この際可及的に縮小いたしまして、同法の円滑なる運用をはかりたいと考えるものであります。

本法案の主たる内容は、以上申し上げた通りでありますが、御承知のように四月一日から現行法が失効になりますので、何とぞすみやかに御審議のほどお願いする次第であります。

二、衆議院経済安定委員長報告（三月二十日）

○圖司安正君　ただいま議題になりました臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の内外経済情勢の推移に対処するために臨時物資需給調整法の一部を改正せんとするものでありまして、第一に、本法

の有効期間をさらに一年間延長せんとするものであります。最近まで多くの物資について逐次統制が緩和されましたが、なお現在本法に基いて生産資材二十五品目、消費物資八項目の配給統制が残存しておるのでありまして、これらの物資には、今にわかに統制の廃止を行うことの困難なものも相当あるのみならず、刻下の変転する国際情勢から見まして、今後の物資の需給事情に変化を生ずることも予想せざるを得ないので、この際経済の安定確保のため、今年四年一日に失効する本法の効力をなお一年間延長しようというのであります。

第二は、物資需給調整審議会を設置せんとするものであります。これは本法運用の従来の経験にかんがみまして広く民間の学識経験者の意見を求める必要がありますので、経済安定本部の諸問機関として物資需給調整審議会を設置し、本法の民主的な運営に資しようというのであります。

第三は、本法に基く主務大臣の権限を縮小せんとするものであります。すなわち、産業の振興回復に伴い不必要となつた主務大臣の命令権限の範囲を可及的に縮小いたしまして、本法の円滑なる運用をはかろうというのであります。

次に本法の内容について申し上げますれば、まず第一條第一項第一号中「物資」とあるを「供給の特に不足する物資」に改めて、主務大臣の命令権を法文上明確に限定したのであります。同項第二号の「出荷」という概念は法律上明確を欠くので、これを「譲渡若しくは引渡」と改めて、同号の「出荷若しくは輸送若しくは工事の施行又は物資の生産若しくは出荷若しくは工事の施行の制限若しくは禁止」とあるを「譲渡若しくは引渡又はこれらの行為の制限若しくは禁止」と改め、同項第四号を削除いたしたのであります。

第二條は、これを改めて、本法運用の基本的方策に関する経済安定本部総裁の諸問機関たる物資需給調整審議会の設置規定としたのであります。この審議会は、経済安定本部総裁が前條の規定により定める方策、すなちち物資需給調整の基本方針、その方法、態様等の一般事項に関して審議報告するとともに、特に必要がある場合には経済安定本部総裁に建議することができることといたしたのであります。

第三條第一項の「第一條の規定の適用に関して」という規定は狭きに失するおそれがありますので、この規定を削除し、新たに「経済安定本部総裁の定める方策に基き」という規定を加えたのであります。

第七條は、第一條及び第三條の改正に伴い條文整理を行いまして、第一條第一項第四号の遊休設備に関する主務大臣の命令権の削除に伴い、設備の没収及びその価額の追徴の規定を除いたのであります。

最後に、附則第二項中「昭和二十六年四月一日」とあるを「昭和二十七年四月一日」に改めまして、本法の有効期間を一年間延長いたしたのであります。

本案につきましては、去る十五日提案理由の説明を聴取し、引続き十七日及び十九日に審議をいたしました。委員会においては、物

資の統制が重要問題でありますので特に審議の慎重を期し、資料の要求をいたし、熱心なる質疑が行われました。ことに今後の国際情勢に伴う統制の可否について詳細なる質疑応答がありましたが、その二、三を申し上げますれば、独占禁止法及び事業者団体法のために自主的統制が実施しがたいのではないかとの質問に対して、政府は、そのために、やむなく従来の官庁統制を一応残すとしても、これを最小限度にとどめて、内容的に自主的統制を実施する考えであり、たとえば運賃プール制のごときも、全国は政府において特別会計でこれを行い、地方は各組合で行うことにいたしたごとくであるとの答弁がありました。また登録制については廃止したい旨の答弁がありました。

さらに物資需給調整審議会については、諮問機関であるために民間意見の徹底になお足りない点があり、委員の人選とその運用に適正を欠くならば、かえつて弊害のおそれがないかとの質問に対して、政府は、人選等については弊害を生じないよう、きわめて慎重に行い、民間意見を尊重して本法の民主的運営に資するよう十分に注意する旨の答弁がありました。

かくて、昨十九日討論に入りましたが、寺本委員は自由党を代表して、また森山委員は国民民主党を代表してそれぞれ賛成の意見を述べられました。次に採決に入りましたが、全員一致、原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。

三、参議院経済安定委員長報告（三月三十日）

○佐々木良作君　只今議題となりました臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案について、経済安定委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

同法案は、政府の提案理由によりますと、最近における内外の経済情勢の推移に対処するためにその一部を改正せんとするものでありますが、その主要な改正点は次の三点でありまして、おの〳〵次のごとき理由が申述べられているのであります。第一は、同法の有効期間を一年間延長するということであります。最近まで多くの物資について逐次統制緩和を実施して参つたのであるが、現在なお同法に基いて、生産資材二十五品目、消費物資八項目の配給統制が残存しており、政府としても今後需給の緩和した物資については極力これが統制を解除して行く方針であるが、これらの物資のうちには今にわかに統制の廃止を行うことの困難なものも相当ある状況があること、のみならず、変転する世界経済の推移から見て、今後の物資の需給の事情にかなりの変化が生ずることも予想されるので、かかる内外経済情勢の推移に対処して経済安定確保に遺憾なきを期するため、同法をなお一カ年延長することが妥当であるというのであります。第二に物資需給調整審議会を設置することであります。これは臨時物資需給調整法運用の従来の経験に鑑みまして、本法の運用に当つて広く民間の学識経験者の意見を求める必要が痛感されるので、経済安定本部の諮問機関として物資需給調整審議会を設置し、同法の民主的運営に資したいというのであります。それから第三に、同法に基く主務大臣の権限を縮小することであります。即ち産業の振興回復に伴つて不必要になつた主務大臣の命令権限の範囲をこの際可及的に縮小して、同法の円滑な運用を図りたいというのが理由であります。

次に、この法律案の審議に当つては、その重要性に鑑みまして、証人として日産協の産業部長仲矢虎夫君、全中協副委員長中島英信君、専修大学教授小林義雄君の三君の意見を徴したのであります。詳細は速記録に譲りますが、ただこの発言のうちで、今度の改正の中心をなしまするところの審議会設置の問題につきまして、従来の官僚統制の弊を避けるため民間の意見を反映させることを目的としておる点は全く賛成であるが、ここに反映される、つまり審議会に反映される意見が国民の全般のそれでない危険があること、及び実際は意見を聞いても、政府のほうで従来の同様な制度の運用の仕方から見てこれを本当に取上げるということは少いのではないか。それでは却つて偽善的な制度となる虞れがあるので、むしろ、これは、やめたほうがよいという意見さえあつたことをちよつと附加えて置きます。なお本案に対し通産委員長より、特に審議会の委員に広く学識経験者を入れ、その任免については主要経済団体の意見を徴し、以てその運営に民間の要望を強く反映するようにという、経済安定委員会の審議中に、経済安定委員会宛に強い要望がありましたことを附加えます。

この法案に対しまして、審議の過程におきまして熱心な各委員から質疑がありましたが、その主なるものを整理して見ますと次のようになります。第一に、統制存続の理由はどこにあるかという点。それから更に世界各国は統制を実施し、これを強化しつつあるというにかかわらず、日本は統制を外しつつあるのは、物資需給の見通しが確実視された結果であるのか、或いはその他の原因にあるのかというようなこと。現在実施中の各種物資の配給統制は引続きまだ行うお考えであるかどうか。更に統制の存続は軍需生産を増強するのではないか。或るいは又いわゆる日米経済協力体制との関係はどういうことか。更に事業者団体法及び独禁法の改正の見通しと本案との関係。それから政府は物資の統制を主としておるけれども、価格統制のほうはどうであるかというような点。それから統制品目及び方式の改廃は国民生活に多大の影響を及ぼすものであるから、この際これを原則的に国会の承認を受けることにする考えはないか。なお、物資需給調整審議会につきましては、その構想、それから諮問機関ではナンセンス、つまり効果がないのではないか。或いは又委員に対しまして、中小企業者、農業者、消費者等、各階層の代表者を参加せる必要があるのではないかという点。それから更に最後には、罰則が他の法律との関係において権衡を失するものがありはしないかというような質疑があつたわけであります。

これに対しまして一々答弁があつたわけでありますが、詳細は省略さして頂きますが、一二だけ附加えて置きますと、政府は今後も需給の緩和した物資については極力統制を解除して行く方針である。ただ、今直ちに統制解除を困難とする物資も相当あり、又世界

鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律

情勢の推移から見て、国際的に割当を行われるような物資等については最小限度の統制は止むを得ない事情にあるということ。又政府はこの統制によつて軍需生産を増強させようというものではなく、又日米経済協力という問題については何ら関知しない。専ら生産の増加、輸入の促進等によつて必需物資の需給を緩和して、国民生活の安定確保を図ろうとする意図以外には何もないという点。審議会につきましては、自主統制方式採用が困難な事情があるので、その設置を図つたのであり、運営につきましては審議会の意見を十分に尊重するつもりである。又その人選に当つては本委員会におきましていろ〳〵希望その他が述べられましたことを十分に取入れたいというような答弁があつたわけであります。その他は省略いたします。

討論に入りましたところ、共産党兼岩委員から反対、それから緑風会の藤野委員から二三希望意見を付して賛成、自由党の中川委員から賛成の意見の開陳がありまして、多数を以て原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

御報告を終ります。

◎鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律

（昭和二六、三、三一、法七五）

一、提案理由（三月六日）

○西川政府委員　ただいま議題となりました鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

鉱工品貿易公団は、昭和二十六年一月三十一日に解散し、昭和二十六年度中に清算結了の予定でありますが、その損失は目下のところ十六億九千七万七千円と予想されるのでありまして、損失金の補塡財源として、同額を限り、昭和二十六年度において政府一般会計から同公団に交付いたそうとするものであります。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十六日）

（食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十日）

（物品税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎関税法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法七六）

一、提案理由（三月十七日）

（復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十六日）

（食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十八日）

（食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎物品税法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法七七）

一、提案理由（三月十二日）

（在外公館等借入金の返済の準備に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十七日）

（国税徴収法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十日）

○小串清一君　只今議題となりました物品税法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

このたびの改正の主要点を申上げますと、その第一はサッカリン又はズルチンを原料とする錠剤甘味料につきましては、現在原料段階で課税しておるのでありますが、納税資金調達等を考慮いたしまして、今後は製品段階で課税することといたしたことであります。その第二は、物品税の取締を容易にし、脱税の絶滅を期するため、製造場から移出される際のまま小売店舗で陳列販売されるような物品のうち、特に必要なものにつきましては、移出の際、物品税証紙

又は物品税表示証の貼付を命じ得ることといたしたことであります。本案につきましては委員諸君から熱心な質疑があり、これに対し政府から懇切な答弁がありましたが、その詳細は速記録によつて御了承願います。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

次は鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず本案の内容について申上げます。鉱工品貿易公団は昭和二十六年一月三十一日に解散し、昭和二十六年度中にその清算が結了する予定でありますが、その損失金は目下のところ昭和二十六年度清算経費四千四百九十八万二千円、商品売買差損十四億九千一百五十七万七千円、被害未収金五千五百二十四万六千円、売掛金回収不能金九千八百二十七万二千円、合計十六億九千七万七千円と予想されるのであります。この損失金の補てん財源として、同額を限り昭和二十六年度において政府一般会計から同公団に交付いたそうとするものであります。

本案の審議に当りましては、鉱工品貿易公団の経理内容及び商品売買差損の内訳、売掛金回収不能の実情、被害未収金の内訳及びその処理状況、保有及び保管物資在庫内訳及びその処理方法等について詳細なる質疑がなされたのでありますが、それらの内容は速記録によつて御了承を願います。かくて質疑を終了し、討論に入り、松永義雄委員より反対、油井賢太郎委員より賛成の意見がそれ〳〵述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず本改正法律案の主なる点を申上げますと、第一点は、復興金融金庫の国庫納付金は収益勘定からのものと資本勘定からのものとの二本建となつておりまして、その債権を保全するための費用につきましては従来収益勘定で経理されていたのでありますが、この費用のうち、本来債務者の負担すべきものは債権保全費用立替金として資本勘定で経理するのが適当でありますので、今回これを資本勘定からの国庫納付金の計算に算入することといたそうとする点であります。第二点は、復興金融金庫が引受けた農林債券の償還金につきましては、従来その国庫納付に関する規定が設けられていなかつたのでありますが、これを昭和二十六年度において国庫に納付せしめ、その納付額に相当する金額の減資を行おうとする点であります。第三点は、復興金融公庫が融通した資金で代物弁済として公社債を受け入れることにより回収したものがあります場合には、その公社債の当該年度における償還金に相当する金額を国庫に納付せしめようとする点であります。第四点は、昭和二十五年度分の国庫納付金につきまして、その納付のための支出予算額がその納付すべき額に対して不足いたします場合には、その不足額を昭和二十六年度において納付せしめることとしようとする点であります。本案審議

の詳細なる経過は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたした次第であります。

次は、たばこ専売法の一部を改正する法律案についての大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案の主要点を申上げますと、その第一点は、農薬用たばこに関する特例を設けたことであります。即ち農薬用葉たばこは日本専売公社においてその収納を行わないこととすると共に、この措置に関連してその取締に関する規定を整備いたしたのであります。その第二点は、製造たばこに対する災害補償の規定を整備したことであります。即ち製造たばこの小売人は、一定数量の製造たばこを常備しなければならないことになつておりますが、その手持製造たばこが公社の責に帰すべき事由又は不可抗力によつて、品質の悪変、包装の汚染等、販売に不適当となつた場合には、現行法では引換制度によつて救済することとなつておりますが、今回更に天災によつて滅失した場合には、その滅失した製造たばこの二分の一程度までは補償をすることができるということにいたしたのであります。その第三は、たばこ専売法違反事件の取締の必要上、新たに包装の製造又は営業の目的を持つた所持、譲渡し及び譲受けについて公社の許可を要することといたしたことであります。本案の審議に当りましては、委員諸君から種々熱心な質疑が行われまして、これに対し政府からも詳細懇切な答弁がありましたが、それらの詳細は速記録を御覧になつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたした次第であります。

次は国税徴収法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、最近における滞納の発生及びその処理の状況に鑑み、納税者に特別の事情がある場合における国税の徴収及び滞納処分につき、その合理化を図ろうとするものであります。その概要を申上げますと、第一は、分納及び徴収猶予の制度を新たに設けたことであります。即ち納税者が災害、盗難、疾病、廃業等により、又は申告期限から一年以上たつて、更正、決定を受けたことにより、その税金を一時に納付できない場合には、その申請によつて一年以内の分納又は徴収の猶予を認めることといたしたのであります。なお昭和二十四年分以前の所得税、相続税、物品税及び増加所得税、財産税等の旧税については、徴収猶予をなし得る場合の条件を若干緩和すると共に、猶予期間を二年以内とするなどの措置がとられております。第二は滞納処分の猶予制度を新設したことであります。即ち滞納処分の執行により滞納者の事業の継続を著しく阻害する虞れがあり、且つその処分を一時猶予して置くことが徴税上有利であると認められるときには、二年以内において適宜その処分の執行を猶予することといたしたのであります。第三は滞納処分の停止の制度を設けたことであります。即ち滞納者が無財産の場合、著しく生活窮迫に陥る虞れがある場合、又は所在不明の場合には、三年間滞納処分の執行を停止することができることといたしたのであります。以

物品税法の一部を改正する法律

上その概要を申上げたのでありますが、このほかに国税と地方税との徴収の順位を同一とし、督促手数料を徴収しないこととし、差押物件の範囲を拡張すると共に、昭和二十四年以前の加算税及び延滞金につき軽減の途を開き、その他所要の規定を整備いたしております。

本案の審議に当りましては、委員各位と政府委員との間に種々質疑応答が行われましたが、それらの詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。質疑を終了いたしまして、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次は関税定率法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、戦後激変した我が国の経済事情に対処し、且つ関税及び貿易に関する一般協定及び国際貿易機関等の国際的関税率引下げの傾向に即応するために、関税率の全面的改正及び規定を整備しようとするものであります。改正案の主なる点を申上げますと、その一つは、戦後我が国の通貨価値が著しく下落したために、従量税率が殆んど無税に等しい状態になつておりますので、これを是正し、従価税率に統一しようとすることであり、その二は、従価一〇〇%の贅沢品関税を廃止し、課税品目を整理する等不合理な関税体系を是正し、且つ税率を引下げて、従価税率最高五〇%から最低五%の間において重要産業の維持育成、輸出加工貿易の保護振興を図るために、輸入原材料等は無税又は低率とし、完成品等は高率とすると共に、民生安定のために実用品及び生活必需品等は低率とし、贅沢品等は高率とするなどの妥当なる税率に改正しようとすることであります。その三は、我が国農村の特殊性を考慮いたしまして、輸入主要食糧に対しては適当な関税率を設けるが、国民生活安定の絶対的要請の見地から、海外の市価が高騰する場合は、国内における凶作等の場合と同様に関税を免除できることにしようとするものであります。その他、課税価格の算定基準を明確にすると共に、不当廉売品の関税については国際慣行に合致するように規定を整備しようとすることであります。

次に、本案は衆議院において修正されて送付されたのでありますが、その修正点を申上げますと、政府原案では無税となつておりますアンチモニーについては一割の課税をすることとし、南西諸島の生産品に対しては政令で規定する原産地証明書を添付するものの関税は当分の間免除することとし、更に、とうもろこし、大豆、落花生、原油、重油及び粗油、石油コークス、航空機及びその部分品、(これは原動力機は除きます)船舶、内燃機関のうち航空機用のもの等については、昭和二十七年三月三十一日までの輸入については免税とし、原油、重油及び粗油以外の炭化水素油についてはそれぞれ税率を一割引下げ、人造藍を除く建染染料については、昭和二十七年三月三十一日までの輸入について一割五分の税率を適用することとした点であります。

さて委員会の審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府委員より懇切丁寧な説明があつたのでありますが、これらの詳細は速記録によつて御承知頂きたいと思います。只今私の申上げましたうちの建染染料については一割五分の税率を適用すると申しましたが、これは二割五分の税率になつて、一割五分を削除したのは、皆さんのお手許にある関税の改正表を御一覧願いたいと思います。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、大矢半次郎委員より、「こうりやん」は重要な飼料であり、大部分輸入品であるが、海外市価が高騰している折柄、無税としても国内産業の圧迫にはならないから、昭和二十七年三月三十一日まで無税とすべきである。菜種及びからし菜の種につきましては、食用油の原料であり、国内増産を図るため関税によつて保護する必要はあるのでありますが、輸入価格が国内価格を甚だしく上廻つている現在では、関税を課することは国民生活に重大な影響を與えるから、昭和二十七年三月三十一日まで無税とすべきである。人造藍を除く建染染料については、国産化完成途上にある建染染料工業保護のために、昭和二十七年三月三十一日まで一割五分課税することとなつている暫定的規定を削除し、本年四月一日から二割五分課税すべきであるとの修正意見が述べられ、次に杉山昌作委員より、我が国産業の設備更新と近代化の急速な要請に応ずるために、新式又は高性能の産業機械類で、我が国において製作が困難であり、且つ我が国経済の自立達成に資する産業の用に供するもので、政令で定めるものについては、昭和二十七年三月三十一日まで免税とすると共に、他に転用した場合の処置等、規定を整備すべきであるとの修正意見が述べられました。更に油井賢太郎委員からは、この両修正案に賛成する。吉田法晴委員からは、修正についてはいろ〳〵意見はあるが不満ながら賛成をするとの発言がありました。

かくて討論を終り、大矢半次郎委員及び杉山昌作委員の修正案は、採決の結果、それ〴〵全会一致を以て可決せられました。次に修正個所を除く衆議院修正原案について採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定し、本案を修正議決いたした次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

◎国税徴収法の一部を改正する法律

(昭和二六、三、三一、法七八)

一、提案理由(三月二十日)

(資産再評価法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十七日)

○夏堀源三郎君　ただいま議題となりました国税徴収法の一部を改正する法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず国税徴収法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、国税徴収の現況にかんがみまして、国民負担の軽減、合理化の措置と並行し、徴収制度につきましてもその合理化に努め、一層円滑かつ適正な納税が行われますように、まず最近における

る滞納の発生及びその処理の状況にかんがみ、納税者に特別の事情がある場合における租税の徴収及び滞納処分につきその合理化をはかることといたし、分納及び徴収猶予の制度並びに滞納処分の猶予及び停止の制度を新設し、次に現在の国民生活の実情及び滞納処分の執行の状況にかんがみまして差押え禁止物件の範囲を拡張し、次に昭和二十四年十二月三十一日以前の期間に対する等の加算税及び延滞金につきましては、特定の場合に限りこれを軽減し得ることといたし、次に督促手数料の廃止等を行い、次に納税者に詐害行為等がありました場合におきましては、滞納者本人について滞納処分を執行してもなお徴収すべき税金に不足するときに限つて、これに関係のある親族または同族会社から徴収できることといたし、さらに国税と地方税との間の徴収の順位を同一にすることといたす等の改正を行おうとするものであります。

次に物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案による改正の要点は、物品税につき一層納税の円滑化、負担の適正をはかることを目的といたしまして、第一にサッカリンまたはズルチンを原料とする錠剤甘味料に対しては、納税資金の調達等を考慮いたしまして、原料段階において課税することを廃止し、製品段階において課税することといたしますとともに、第二に物品税の取締りを容易にし、脱税の絶滅を期するために、製造場から移出される際の形のまま小売店舗において陳列販売されるような物品のうち特に必要なものにつきましては、その製造者に対して、移出の際物品税証紙の貼付を命ずることといたそうとするものであります。

以上の二法律案については、慎重審議の結果、本二十七日、一括して討論採決に入りましたところ、小山委員は自由党を代表し、松尾委員は社会党を代表してそれぞれ賛成の意を述べられ、深澤委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。次いで一括採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十日）

（物品税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎たばこ専売法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法七九）

一、提案理由（三月十七日）

（復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十八日）

（復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十日）

（物品税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国家行政組織法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法八〇）

一、提案理由（三月七日）

○城政府委員　ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回の改正案の内容は、府、省、本部の官房、または局に設置されております部、及び庁に設置されております局の存続期間の延長に関するものであります。

そもそもこれらの部及び局は、昭和二十四年の行政整理の際、何分にも大規模な機構改革でありましたため、その遂行の必要上とりあえず設置を認められたものであり、追つて全般的に機構の調整が行われるのを待つてこれを整理する趣旨から、その存続期間を一年に限定されていたのでありますが、昨年の第七回国会においてさらに一年延長されて、今日に至つておるのであります。この間、政府においきましては、よりよき機構の整備のため、全般的な改革を準備し、その一環としてこれらの部及び局を廃止するよう研究して参つたのでありますが、最近の状況を見まするに、このような全面的行政機構の改革を今ただちに行うことは、必ずしも適当ではないと考えられるのであります。従つて政府といたしましては、さらに引続き現実に即した改革案の検討を進めますとともに、これらの部及び局の措置につきましても、その一環として研究することといたしたく、さしあたりこれらの存続期間をさらに一年延長したいと存ずるのであります。

これがこの改正案を提案いたしました理由であります。

次に、ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和二十六年度予算の内容に即応して、一方におきまして、経済統制の解除等による事務の減少ないし廃止に伴う定員の縮減を行うとともに、他方におきまして、電気通信、海上保安、主要食糧配給及び失業保険等の業務並びに国立医療機関、国立学校及び矯正保護機関の運営等について増員を行いまして、行政機関全般の定員の適正配分をはかろうとするものでありまして、その内容は大要次の四点に要約されます。

第一に、総定員におきましては、八十七万五千八百三十三人が、八十八万七千二百七十七人となり、差引一万千四百四十四人の増となつております。これを事項別に見ますと、まず減のおもなものとしましては、経済統制関係三千八百九十六人、農林統計調査関係千四百八十人、国税徴収関係五百人、電波監理業務関係五百十九人、及び引揚げ援護業務関係三百三十二人等があり、増のおもなものとしましては、電信電話施設の拡充によるもの一万四百三十一人、海

上保安関係二千三百三十四人、食糧配給公団廃止に伴う食糧配給事務の増加によるもの千七百三十五人、失業保険業務関係千五百四十三人、国立結核療養所の職員千三百四十四人、密貿易の取締り関係千一人、国立学校関係の職員七百五十三人並びに監獄及び少年院の職員七百三人等であります。

第二に、電気通信省の本省の定員につきましては、昨年の改正により、電気通信業務の状況によつて、特に必要がある場合には、政令をもつて、これを増加することができることとしてありましたが、今後はこの便宜的措置をやめて、他の一般行政機関の場合と同様に、行政機関職員定員法で規定することに改めました。また税関の特派官吏につきましても、二百人を限度として、必要に応じ政令をもつて増加することができることとなつておりましたが、今後はこの便宜的措置を廃止いたしまして、その増員は一般の場合と同様に取扱うことに改めました。

第三に、終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員につきましては、その数を現行の二千四百七十六人から三千五十五人に増加いたしましたが、これは主として航空庁の航空保安施設の維持運営に従事する職員の定員を、ここに振りかえたことによるものであります。

第四に、定員減少に伴う措置といたしましては、まず一律に三箇月の猶予期間を設け、六月三十日までは、新定員を越える員数の職員を、定員の外に置くことができることといたしました。さらに統制経済の解除の関係等で、比較的多量に減員が行われる農林省、通商産業省、運輸省及び経済安定本部につきましては、九月三十日までの間は、新定員を越える員数の職員の定員を、新定員に附加して認めることとし、事実上その整理を九月末日まで延期する措置をとることにいたしました。

以上が本改正法案の主要な内容でありますが、これらはいずれも、昭和二十六年度予算の実行を確保するとともに、行政機関の規模の適正を期するため必要な措置であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月十七日)

○江花静君　ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案並びに経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず国家行政組織法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、現在府、省及び本部の官房または局に設置されておりまする部並びに庁に設置されておりまする局は、行政機構の全面的な調整とともに整理する趣旨をもつて、本年五月三十一日までを限り置かれることとなつておるのでありますが、政府は最近の状況にかんがみ、かかる全面的な行政機構の改革を今ただちに行うことは必ずしも適当ではないとし、さらに引続き現実に即した改革案の検討を進めるとともに、これらの部及び局の措置につきましても、

その一環として研究することとし、その存続期間をさらに一年延長しようとするものであります。

次に、経済安定本部設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、さきに経済安定本部設置法の一部改正により、経済安定本部の外局である物価庁は本年四月一日において右本部の内部部局に組織がえされるべきものとなつておりましたが、最近における内外の経済諸情勢の推移にかんがみまして、これが措置を一年延期せんとするものであります。

国家行政組織法の一部を改正する法律案は三月二十七日、経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は二月二十八日当委員会に付託され、それ〳〵政府の説明を聞き、質疑応答を重ね、三月九日、前者については討論を省略、後者については討論が行われたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと思います。

かくて採決の結果、両法案とも多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院内閣委員長報告(三月二十七日)

○河井彌八君　只今議題となりました両案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告申上げます。

先ず国家行政組織法の一部を改正する法律案について申述べます。

国家行政組織法の一部を改正する法律

この法律案は、国家行政組織法附則の第二十四条の二の規定を一部改正せんとするものでありまして、即ち同条におきましては、府、省又は本部の官房又は局に置かれておる部と、外局たる庁に置かれておる局、これは通商産業省の資源庁に置かれておる局だけでありますが、その局をば、昭和二十六年五月三十一日まで置くことができ、そして、これらの部と局とは本年五月三十一日限り廃止されるものとする旨を定めておるのでありますが、この改正法律案におきましては、これらの部と局とをなお一年間、即ち昭和二十七年五月三十一日まで置き得るようにしようとするものであります。

これらの部と局とは、政府が昭和二十四年に行いました行政整理の際には、何分にも大規模な機構改革でありましたがため、当時、政府がこの改革案を実行するに当りまして、従来置かれておりましたこれらの部と局とを第七条の原則の規定通りに整理することは困難であるという事情がありましたので、近い将来更に全般的に機構改革を行う際にこの部と局を如何に処置するかという問題も併せて解決したいという趣旨から、その存続期間を一に限られ年ておつたのでありますが、昨年の第七国会におきましても全面的な行政機構改革が実現せられなかつたがために、更に一年間延長しなければならぬという実情に迫られまして、昭和二十六年五月三十一日まで存続するということになつておるのであります。これが現行法でありますが。今日におきましてどうかと申しますると、政府は予期せられておつた行政機構改革を未だに行うことができないような事情にありますので、更に一年間延長したいというのがこの改正法律案の理

由となつておるのであります。

内閣委員会におきましては、五回に亘つて委員会を開きまして、慎重に本法律案を審査いたしたのでありますが、その結果、次のような点が明らかになつたのであります。即ち政府は昨年の第七国会におきまして、この第二十四条の二の改正法律案を提出いたしました際には、一年内に行政機構全体に亘つて十分な検討を行なつて、根本的な行政機構改革を実行したいと考えておるから、その際にこの部と局との存廃措置をも併せて解決したいとの所信を、当時委員会で明らかにいたしておつたのでありますが、近時の急激な国際情勢の推移、殊に待望の講和の時期も近ずいておるというような今日の情勢に鑑みまして、今早急に行政機構の改革を行うことは時宜に適しない。即ち近く講和が成立し、我が国の自立の態勢が整つたときにおいて根本的な改革を行うべきものである。従つてこの部と局との問題も、その際、併せてこれを解決するのが適当と思うという政府の所信が明らかにせられたのであります。委員会におきましては慎重審議の結果、政府が近い将来、根本的な行政整理を断行する旨のこの言明を信頼いたしまして、本案即ちこの第二十四条の二の規定を改正せんとする本法律案の趣旨は、現下の事情の下におきましては止むを得ざる措置であると了解いたしたのであります。

次に、内閣委員会においては、内閣委員全員協議の結果、更にこの国家行政組織法の一部を改正する法律案に対して修正を加える必要を認めたのであります。これは昨日竹下委員から発議されたのであります。先ず修正案を御紹介いたしまして、次に修正案の要旨と理由とを御報告申上げます。先ず修正案の内容はどうかと申しますと、

国家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十四条の二の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第八条に次の一項を加える。

3　国会閉会中において、緊急の必要があるときは、第一項の規定及び前項中地方自治法第百五十六条第四項前段に関する部分の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、各行政機関に第一項の審議会又は協議会を置くことができる。この場合においては、内閣は、当該政令公布後最初に召集される国会にその審議会又は協議会の設置に関する法律案を提出しなければならない。国会においてその法律案による法律が不成立になつた場合には、内閣は、すみやかに、当該政令を廃止する措置を講じなければならない。

こういう修正をいたそうとするのであります。

内閣委員会におきましては一昨年の十一月以来、行政機構の整備につきまして継続調査の歩を進めて参つたのでありまするが、その一つは、国家行政組織法第八条に規定せられておりまする審議会及び協議会についてであります。同条には、府、省、庁などの各行政機関には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会及び協議会を置くことができる旨を規定しているのであります。然るにこの規定があるにもかかわらず、法律の規定によらずして、単に閣議決定とか或いは省議決定とかの形で以て審議会などが置かれているものがつぎ〳〵に現われて来ておるのである。委員会における政府委員の答弁によりますると、現在置かれているところの審議会及び協議会の総数は二百三十六あるということであります。そうして、そのうちで、法律の規定によらずに閣議或いは省議決定等によつて行われておりまするものが三十三あるということであるのであります。第八条の規定が国家行政組織法中に厳として存在しておりまする以上、只今申述べたような法律の規定に基かない審議会等が置かれておるということは、法律上から見ますれば或いは無効ともいうべきものでありましよう。又政府がこの法律の規定を全く無視したようにも見えるのでありまして、誠に遺憾と言わなければならぬのであります。併しながら又他方から考えてみまするとと、政府の立場におきましても、国会の閉会中に、政府が、昨今のごとき時局の急激な進展に伴いまして、各種の政策を立てようとする緊急の必要がある場合においては、国会の開会を待つことができずして、早急に審議会又は協議会を設ける必要のある場合の起ることも十分考えられます。それ故に、かような場合におきましては、先に挙げました第八条の規定にかかわらず、政令の定めるところによつて各行政機関に審議会又は協議会を置くことができるという便法を講じまして、その場合には、政府は、その政令の公布の後に最初に召集される国会に、その審議会又は協議会の設置に関する法律案を提出しなければならない、若し国会でその法律案による法律が成立しなかつた場合には、政府は速かにその政令を廃止する措置を講じなければならないということにいたしまして、かくいたしまして、一方においては国家行政組織法の審議会及び協議会に関する原則的な規定の精神を飽くまでも尊重いたすと同時に、法律によらずして審議会や協議会が濫設せられるのを防止いたしますと同時に、他方におきましては、国会閉会中におきましても、政府が緊急の必要がありと認める場合においては審議会及び協議会を設置し得る途を開くこととしたのであります。これが只今読み上げました修正案の要旨であります。

そこで政府におきましては、この修正案は審議会等に対する政府の方針と全く一致するものであつて、その成立を希望するということを明らかにいたしたのであります。

次にこの修正案が成立いたしましたときにも、なお残る問題があります。それは先に申述べました、法律の規定によらずして、現に置かれておるところの三十三の審議会等をば如何に処置するかという問題であります。内閣委員会においてはこの点についても慎重なる審議を加えたのでありまするが、先ず委員の質疑に対しまして、政府は結局かようなことを申したのであります。即ち法律の規定によらない審議会等について、特に存置の必要があると認められるものは、速かに法律によるように措置いたす、併しその他のものは全部これを廃止するということを言明いたしたのであります。なお、更に政府は、一般方針として、近く審議会及び協議会については一大整理を断行して、現在存している審議会及び協議会、即ち二百三十六の審議会及び協議会のうちで必要ないものを約七十をば廃止する

意向であるということを明らかにいたしたのであります。

委員会におきましては、この政府の言明を信頼いたしまして、そうしてこの修正案について先ず採決いたしましたところが、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。次いで又修正部分を除く原案を採決いたしましたところが、これ又全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。

次に大蔵省設置法の一部を改正する法律案について御報告を申上げます。

この法案は、委員会を開くこと予備審査と共に三回であります。昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。

この案の提出理由及び法律案の内容について簡単に申上げますと、昨年五月に大蔵省の機構等に関して大蔵省設置法の改正が行われたのでありますが、その後、事務の配分等につきまして若干の改正が加えられる必要ができたのでありまして、ここに提案せられた次第であります。その改正点の主なものは五つあるのであります。その第一は、主計局に国の会計事務職員の研修事務を行わせることであります。第二点は、従来主税局において取扱つておりました大蔵省所管の税外の諸収入の事務をば、主税局から大臣官房の所管事務を移すことであります。第三点は、管財局における物納の動産の管理処分について、その適用範囲を財産税と相続税のほかに所得税にも拡げることを規定している点であります。これらは内部の所掌事務の移管或いは当然の事柄によるところの改正であります。第四点は、国税庁の総務部を廃止して、次長及び徴収部を設けようというのであります。第五には、国税庁監察官を現在の六十名から百二十名に増員しようとするのであります。この五つの点でありまして、この改正法の施行期日をば二十六年の四月一日とするという趣意であります。

内閣委員会において本案の審査の結果明らかになつたことを簡単に申上げますと、第一点の主計局に国の会計事務職員の研修事務を行わせようと申す点は、すでに昭和二十四年度から予算を整えておりまして、実際に施行しておるのであります。この点は設置法に規定されていないのでありまするから、これを設置法に明確に規定しようというわけであります。その研修の方法はどうかと申しますると、一ヵ月乃至二ヵ月の期間を限つて、主として国の会計事務職員二百名乃至三百名を集めまして、会計法とか財政法の法律、或いは会計実務、或いは憲法、商法等の基礎法規について講習を行うというのであります。大体その総人員は五万人を目途としておるわけであります。又これと伴いまして、テキストによつて通信研修をも行おうとしておりまして、年々二万名を目途としておるということであります。昭和二十四年度の実績を申しますると、二百名ずつ三カ月の講習を二回行いましたということで、その予算は八百九十一万円であつたということであります。

第二点の大蔵省所管の税外収入の管理事務をば主税局から大臣官房に移す点につきましては、その理由といたしまして、雑収入の管理事務をば大臣官房において行うことは行政事務運営上においての通常の形でありまして、各省においてもこのように処理しておるのであります。大蔵省におきましても、従来便宜的な取扱をしておるのを改めまして、本来の姿に移そうというわけであります。

第三点である管財局における物納の動産の管理処分について適用範囲をば財産税と相続税のみに限らないで所得税にまで拡充するという点は、すでに昭和二十五年法律第七十五号においてこの制度ができておるのでありまするから、これに即応して字句の整理をしようとするものであります。

第四点といたしまして、総務部を廃止して徴収部を設けること、それから次長を置くということ、これについて説明いたしますれば、総務部を廃止し、そうして徴収部を設けることは、その理由は、徴税事務が極めて重要となつておる現状に鑑みまして、その組織を強化して事務能率を向上させるためにこれを設けようというのであります。総務部を廃止する理由は、部を殖やさない方針であるから総務部を廃止しまするが、それによつて支障はないという説明であります。次に次長を設けることについては、直税部、間税部、徴収部及び調査査察部の四つの部の総合調整その他複雑なる税務行政を監督するためには、長官一人では十分でないから、これを補佐する次長が必要であるという説明であります。

第五点といたしまして、国税庁監察官は長官直属の機関として、税務職員が収賄等の非行があつた場合においてその監察を行うものでありまして、或る程度の司法警察権を行わせることとなつております。その数を六十名から百二十名に増加いたしました理由は、悪質税務官吏を取締つて国民の信頼に応えるためにこの程度の増員が必要であるということでありました。そうして国税庁の監察官の税務職員総数に対する比率は五百人に対して一人の割合であるということでありました。

以上が政府の説明によつて明らかになつた主な点であります。

委員会においてはいろ〳〵質疑を行なつたのでありますが、法律の結果等によつて当然なすべき事柄については、さした問題がありませんが、国税庁内の機構改革及び人員の増加につきましては相当意見があつたのであります。主なるものを申上げますと、総務部を廃止して徴収部を設けること、それから次長を置くということ、これについて説明いたしますれば、総務部を廃止し、そうして徴収部を設けることは、その理由は、徴税事務が極めて重要となつておる現状に鑑みまして、その組織を強化して事務能率を向上させるためにこれを設けようというのであります。総務部を廃止する理由は、部を殖やさない方針であるから総務部を廃止しまするが、それによつて支障はないという説明であります。次に次長を設けることについては、直税部、間税部、徴収部及び調査査察部の四つの部の総合調整その他複雑なる税務行政を監督するためには、長官一人では十分でないから、これを補佐する次長が必要であるという説明であります。

第五点といたしまして、国税庁監察官は長官直属の機関として、税務職員が収賄等の非行があつた場合においてその監察を行うものでありまして、或る程度の司法警察権を行わせることとなつております。その数を六十名から百二十名に増加いたしました理由は、悪質税務官吏を取締つて国民の信頼に応えるためにこの程度の増員が必要であるということでありました。そうして国税庁の監察官の税務職員総数に対する比率は五百人に対して一人の割合であるということでありました。

以上が政府の説明によつて明らかになつた主な点であります。

委員会においてはいろ〳〵質疑を行なつたのでありますが、法律の結果等によつて当然なすべき事柄については、さした問題がありませんが、国税庁内の機構改革及び人員の増加につきましては相当意見があつたのであります。主なるものを申上げますと、総務部を廃止して徴収部を設けることによつて徴税を十分行い得る自信があるか。又現状を見るときに、税務署は比較的徴収し易い所からは租税を必要以上に取るけれども、取りにくい、いわば大口の納税者層からは取つてはいないのではないか。即ち徴税において甚だ不公平であると思う。或いは又権力を利用して民間業者から饗応を受けるがごとき不心得な税務官もおるのではないか。従つて今日税務職員に対する懲戒の声は高いのであるというようなことを述べまして、これらの点について解消せられるかどうかという質問があつたのであります。これに対しまして政府の答弁は、昭和二十四年度から二十五年度に繰越された滞納金額は一千二百五十八億円であります。又本年一月までの滞納金額も九百七十八億円である。件数にいたしますと七百万件に達しておる。そうして、これらの滞納整理について一万八千人の税務職員を充てておるのでありまするから、この際、本庁に徴収部を設ける必要ができたわけであるが、徴収方法を改善いたし、又税務職員を訓練することによつて、漸次この徴収成

績を挙げ、且つ又負担の公平を図ることができると思うという確信を述べての答えであつたのであります。なお、納税者の申告ということも最近には漸次よくなつて、信頼し得るようになつて来ておる。昨年の更正決定は四百十八万件であつたが、今年度は昨年の件数の十分の一以下に減る見込である、十分の一以下になるのであるということでありました。この点につきましても、将来なお更によくなつて行くであろうということを申述べて、滞納はそんなに多くはないようになるであろうということでありました。更に又、悪質な滞納或いは脱税というようなことは、調査査察部におきましてどしどし摘発しておりますから、十分成績を挙げ得るものと思う。ただ税務職員の中には悪質の所業をして国民の信頼に反するがごとき者が往々にして、あることは誠に遺憾千万であるが、これが対策としたしましては厳重に処分して税務職員全体の戒めとしているというのであります。そうして国税庁監察官の数を六十名から百二十名に増員しようというのもこの趣意からいたすという説明でありました。

又、委員側からは、次長を設けることは、いわゆる屋上屋を重ねることになるのではないかという質問があつたのであります。これに対しまして政府の答弁は、国税庁の機構は極めて大きくなつておるのでありまして、本庁定員も当初の五百三十名より昨年度には七百三十名に上つておる。而して更に今回の改正によりまして長官直属の監察官が六十名から百二十名に増加するのである。このように機構が大きくなつておるところの本庁内部の各部の総合調整や複雑な事務の統轄は、長官一人では困難でありまするから、これを補佐する次長が必要であるという答弁でありました。更に又委員会側から、国税庁監察官は税務職員に対して、いわば丁度検事のごとき態度をとつて、例えば一片の投書或いは聞き込み等によつて税務職員を被告扱いにするなどによつて税務署内の空気を乱す嫌いがあるのではないか。監察官の人選はどのような方法によつて行われておるのであるかという質問もあつたのであります。これに対しまして政府側の答弁は、国税庁の監察官は、その仕事の性質上、監察以外の仕事はしないで、専門的に税務職員の非行の監察を行なつておる。だからその人選には大変注意は払つておりまして、各国税局から適任者として推薦せられたる者をば本庁において慎重に審査して選任をいたしておるのであるという説明でありました。そうして、その審査の基準はどこに置くかと言えば、全体として人を見る明のある者、監察事務について能力のある者という点に重きを置いておるということでありました。大体かような質疑応答が行われたのであります。

委員会におきましてはこのように慎重審議の結果、政府の説明の趣旨を十分了解いたしまして、討論を省略いたして採決の結果、本法案は全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。

これを以て報告を終ります。（拍手）

◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二六、三、三一、法八一）

一、提案理由（三月七日）

（国家行政組織法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院内閣委員長報告（三月二十四日）

○松本善壽君　ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び法務府設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和二十六年度予算の内容に即して行政機関の職員の定員を改正せんとするものでありまして、その改正の大要を申し上げますと、第一に、総定員は八十七万五千八百三十三人が八十八万七千二百七十七人となり、差引き一万一千四百四十四人の増となつております。その主要な増減の内訳を申し上げますと、まず減のおもなものとしては、経済統制関係三千八百九十六人、農林統計調査関係千四百八十八人、国税徴収関係五百人、電波監理関係五百十九人等があり、増のおもなものとしては、電信電話施設の拡充によるもの一万四百三十一人、海上保安関係二千三百三十四人、食糧配給公団廃止に伴う食糧配給事務関係等千七百三十五人、失業保険業務関係千五百四十三人、国立結核療養所の職員千三百四十四人等であります。

第二に、電気通信省の本省の定員並びに税関の特派官吏については、必要のある場合にそれ〴〵政令をもつて増加することができることになつておりましたのを、一般の定員の場合と同様に取扱うことに改めたのであります。

第三に、終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員については二千四百七十六人から三千五十五人に増加しているのでありますが、これは主として航空庁の航空保安施設の維持運営に従事する職員の定員をここに振りかえたからであります。

第四に、定員減少に伴う措置として、まず一律に三箇月の猶予期間を設け、六月三十日までは新定員を越える員数の職員を定員の外に置くことができることとし、さらに統制経済の解除等の関係で比較的多量に減員が行われる農林省、通商産業省、通輸省及び経済安定本部については、九月三十日まで新定員を超える職員の定員を認めることとし、事実上その整理期間を延長する措置をとつているのであります。

次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもなる改正の一は、従来主税局において取扱つておりまする税外諸収入の事務を大臣官房の所掌事務とすることであり、そ

の二は、会計制度の統一的運営と、国の会計事務職員の資質向上をはかるための研修を主計局において行うことを規定の上で明らかにすること、並びに法令の改正等に伴い、管財局及び銀行局の所掌事務に関する規定を実体に即して整備することであり、その三は、国税徴収事務の増加に対応して、国税庁の内部機構について、総務部を廃して新たに長官官房並びに徴収部を設けるとともに、特別な職として次長一人を置くこととし、また監察官を六十人増加すること等であります。

次に、法務府設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもなる点は、監獄の分監及び少年院の分院の一部をそれぞれ監獄及び少年院に昇格せしめること、並びに医療矯正保護施設の名称を統一することであります。監獄に昇格せしめようとする分監は二箇所でありまして、すなわち広島拘置支所は、広島刑務所拘置監の被告人が相当多人数のため、また横須賀刑務支所は、これをもつぱら外国人刑務所として運営するため、それ〴〵本所に昇格せしめようとするものであります。次に少年院の分院で本院に昇格せしめようとするものは十一箇所となつておりますが、これは主として少年法の適用年齢の制限が解除されたことに伴うものでありまして、分院配置の現状から指揮監督及び運営上困難を伴つておりますところの分院十一箇所を本院に昇格せしめ、必要な施設を拡充し、もつて少年の矯正保護の実をあげようとするものであります。次に治療を第一義とすべき受刑者が多数ある実情にかんがみまして、八王子少年刑務所及び北方刑務所を専門的な医療刑務所と改めるほか、実際にもつぱら医療を実施しておる少年院について、一様に医療少年院と改称しようとするものであります。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は二月二十七日、大蔵省設置法の一部を改正する法律案は三月十二日それ〴〵本委員会に付託され、法務府設置法の一部を改正する法律案は、予備審査のため、二月二十七日、本委員会に付託、三月二十日、参議院の送付を受け、あらためて付託され、いずれも政府の説明を聞き、質疑を行つたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願うこととし、三月二十二日、それ〴〵討論採決の結果、三法案とも多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（三月三十日）

（恩給法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法八二）

一、提案理由（三月二日）

○政府委員（鈴木政勝君）　只今議題となりました新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申上げます。

現在行われております新聞出版用紙の割当制度は、昭和二十年十月二十六日附連合軍最高司令官より日本政府宛の覚書に基いて国内的措置がとられ、今日まで実施せられているところでございます。これを法制上から申しますると、臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則によつて、その基本が定められ、新聞出版用紙の割当に関する法律は、具体的な割当の基準、方法等につき、これを規定している建前となつているのであります。

元来、この制度は、この法律の第一条に規定せられている通り、用紙の供給が不足する国家経済の現状に鑑み、臨時に行われるものであり、用紙の需給状況が改善されれば、当然廃止しなければならない性質のもので、殊に言論自由の精神からしても、この種の統制は、事情の許す限り、速かに撤廃されることの望ましいことは、申すまでもないことと存じます。最近用紙の生産事情は、国内経済の回復に伴つて逐次好転し、需給関係は著しく改善されて参りました。

従つて政府といたしましては、かかる状況を判断し、且つ紙が文化的資材である特殊性をも十分考慮いたしまして、逐次種類別に紙の割当統制を撤廃し、現在統制を続けておりますのは、新聞用紙、印刷三十五、三十六号及び教科書用紙であります。これらの用紙につきましても、でき得る限り速かに、且つ適当なる時期に統制を撤廃し、新聞出版活動を本来の自由な姿に復帰せしめたいと考えております。

併しながら最近の用紙事情は、論出その他の関係から直ちにこれを実現することは困難な事情にありますので、差当り四月以降も統制を継続することとし、新聞出版用紙の割当に関する法律の附則第三項を改正し、その存続期間を一年延長し、今後の事態に応じ、機宜の処置をとつて行くようにいたしたい所存でございます。

なお右の改正と同時に、最近政府におきまして、全般の審議会等の性格、職務権限等につきまして、種々検討をいたしました結果、行政責任を明確にするため、必要な調整をする方針を定めました。これに従つて、新聞出版用紙割当審議会につきましても、現在の決定機関たる性格を諮問機関たる性格に改組することとなり、今回これに関する所要の改正をいたしたい次第であります。

以上が本法律案の提案理由であります。何とぞ御審議の上、速かに可決せられるよう希望いたします。

二、参議院内閣委員長報告（三月二十九日）

○河井彌八君　議題となりました両案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案について申上げます。

委員会は四回開会いたしまして、一昨二十七日に多数を以て本案を可決すべきものと議決いたしました。新聞出版用紙割当に関する現行の制度は、昭和二十年十月二十六日附の連合国軍の最高司令官

から日本政府宛の覚書に基きまして実施せられているのであります。法制上から申しますれば、臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則によつて基本が定められておりまして、そうして、この法律はそれに基いて制定せられているのでありまして、内容といたしましては用紙割当の基準方法が規定せられているので、そうして、その当時から現在まで引続き施行せられているのであります。この割当制度は三月三十一日限り効力を失うこととなつているので、改正点は二つあるのであります。即ちその一つは用紙割当制の存続をば一カ年延長すること、これは本案の附則第三項の改正であります。第二の点は、新聞出版用紙割当審議会の性格を、決定機関であるのを改めまして諮問機関となすこと、これであります。これは本案の第一条、第三条と、第五条、第七条の規定である。諮問機関といたしますから、執行機関であるところの新聞用紙割当局というものは審議会の議を経ずして割当を行うこととなり、割当証明書の発行或いは取消を行い、陳情書、異議申請書等を処理することができることとなるのであります。又諮問機関たる審議会は、割当に関する一般事項について審議をなし、又その事項に関して必要と認めるときは内閣総理大臣及び関係大臣に建議することを得ると、ここに規定されているのである。更に又内閣総理大臣は、割当に関する一般方針と割当基準の作成については審議会に諮問をしてその意見を聞かなければならないという規定が入つているのでありまして、これが本案の大要であります。

用紙割当制度の存在は、言論自由の精神に照しまして望ましからぬことでありますが、何分にも用紙が不足しております現状においては止むを得ないものと認められるのでありまして、従つて用紙の需給関係が調整せられるようになりますれば当然廃止せらるべきものであるのであります。本案は日本の文化に最も深い関係を持つておる大切な議案でありまするからして、内閣委員会は只今申上げました改正の二点について慎重なる審議を尽したのであります。そして只今その点につきまして質疑応答及び賛否の意見の大要を申上げます。

第一は用紙割当制の存続を一カ年延長するという点。政府は用紙の需給関係が改善されれば、この一時的措置法は当然廃止されるということを言明しております。而してその時期はいつであるかということにつきましては、あらゆる方面から検討を加えまして適当の時においてするという説明でありました。次に沿革的に用紙割当の統制はどうかと言えば、種類別に行われておりまして、現存の統制は、新聞用紙、印刷三十五号、三十六号及び教科書用紙について残つておるのである。而もこれとても、できるだけ速かに適当な時期に廃止しようという意向を漏らしておるのである。然るに最近の実情を見ますると、内外の情勢がどうしても来たる四月から廃止するということは不可能と認められるのでありまするから、ここに一年延期案を提出したのであります。そういう主張の下に、昭和二十一年以来のこの紙の生産、消費、それの数字を示して説明をいたしたのであります。そこで、然らば一年延期すればそれでよろしいか、一年以内に必ず撤廃できるようになるかとの質問に対しましては、これは確答ができなかつたのであります。委員会におきましては更に通商産業省の当局の出席を求めまして、用紙の生産事情、その輸出増加及びこれが抑制の実施等のことを確かめまして、更に林野庁当局から、最近日本の森林資源の急激なる窮乏の状況、パルプ輸入困難なる実情等を聞きまして、更に木材、薪炭、紙類、衣類等の消費の節約、合理化の必要等まで検討をいたしまして、そうして最後にどうしても造林が急速に徹底せられなければならんという問題にまで入つたのでありまするが、要するに用紙の統制廃止は容易に実現し得ないであろうということを心配いたしまして、この一年延期ということは止むを得ないことと認めたのであります。(「統制を撤廃すべきじやない」と呼ぶ者あり)

第二、割当審議会の性格を決定機関から諮問機関に改めるという点であります。これにつきまして、政府は、現に中央行政機関に置かれてあるところの審議会、協議会等二百三十六もあるのであるが、これを整理して、その七十を廃止し、且つ審議会の権限を調整いたしまして、すべてこれは諮問機関とするの方針であることを言明いたしたのであります。而して用紙割当審議会は、現在は決定機関であるのであるが、これを諮問機関に改めるということを説明したのであります。然らば何故にこの審議会の決定機関であることが不可であるかということに関しましては、一般的に物資の統制に関しては当業者が行政権に関与することは不可であるということと、又行政上の責任の所在を紛更することがよろしくないということを述べたのであります。併しこの審議会につきましては、諮問に付した事項についてはその答申を尊重するということを言明したのであります。なお又割当方法については毎月各社について割当量を決定するから、この改正がありましても不当な変更を生ずることはないと説明いたしたのであります。割当の公正は決定機関でなければ公正は保たれないという意見、即ちこの大切な審議会をば諮問機関に変更するということは結局審議会をして無力のものと化せしむるものであつて、(「その通り」と呼ぶ者あり)官僚独善の弊がここに生じて来るであろう。かくては言論機関の民主的発達を阻害するものであるという意見を述べて政府の説明を求めましたところが、政府は審議会に諮問する一般事項及びその基準について説明をいたしまして、この基準に基いて割当をなすが故にさような弊害はないと申したのであります。更に又大新聞社とか、或いは大出版業者に対してこれは有利になるが、小新聞社とか、小出版業者にとりましては、不利な結果になるではないかという心配に対しまして、そうではないという事由を挙げて説明をいたしました。

かようなわけで、第一点につきましては、一年延期するということは、これは止むを得ないということを認めつつも、この審議会を決定機関から諮問機関に改めるという点につきましては、これを不可とする、否とする委員の意見が相当に強く主張せられまして、結局討論におきまして修正案の提出を見たのであります。

その修正案はカニエ委員から提出せられました。

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律

第一条、第三条、第五条及び第六条の改正規定を削る。

即ち修正を加えて現行法通りに戻すのだという趣意であるのであります。その理由は、審議会の権能を変更してみたところで何らこれは意味のないことである。むしろ進んで審議会を委員会とする、委員会と改めることのほうが妥当と信ずるけれども、委員会に改正するには立法上に困難な点があるから、この程度にとどめるという趣意をその理由といたしたのであります。そこで、これに対しまして竹下委員から反対の意見が陳述せられ、審議会を諮問機関とするに賛成だ。即ち原案に賛成である。決定権を有する審議会というものは現在においてはこれが一つである。もうその必要はない。又審議会の答申が正当であるならば内閣総理大臣はこれを尊重することは当然であるのだ。又審議会の権能を強くして決定権を与えて総理大臣を拘束することはよろしくないという意見を述べられたのであります。これに対しまして修正案賛成の意見を梅津委員から述べられたのであります。用紙量が不足である。それだから需要者はあらゆる手段を用いて強く割当を要望して審議会に迫るであろう。そのときに審議会が決定権を持たないということは間違っておるのだ、そういうふうな弱体な審議会というものはよろしくないのだということを梅津委員は主張せられまして、この修正案を支持せられたのであります。更に郡委員から修正案に反対の意見がありまして、結局採決をいたしましたところが、修正案は賛成が少数のために否決となりました。次いで原案について採決をいたしましたところが、賛成多数となりまして、これが可決いたした次第であります。

次に厚生省設置法の一部を改正する法律案を御報告いたします。

内閣委員会は予備審査と共に三たび委員会を開会いたしまして、慎重審議いたしました結果、昨日の委員会で全会一致を以て可決すべきものと議決したのであります。

先ずこの法律案の政府の提案の理由を御紹介申上げまして、次に改正の要点を説明したいと存じます。現在、所要の地に検疫所が置かれておるのでありまするが、通商貿易の発展に応じまして、検疫事務の迅速な処理を図るために、この検疫所の支所と出張所とを設け得ることとする。もう一つは、麻薬類の取締業務を円滑に推進するために、全国八カ所に麻薬取締官事務所を設けることといたしましたほかに、二三の点について所要の改正をいたすというのがこの提案理由であります。

その法律案の改正点を申上げますれば、第一は厚生省の権限を規定しておるところの第五条第二十四号と第五十一号とを改正したことであります。即ち従来都道府県知事が船舶、汽車、電車の検疫を行うについては厚生大臣の認可を受けることを必要としておつたのでありまするが、他の法令の改正、即ち昭和二十五年三月の厚生省令第七号によりまして、この認可が不必要となつたのと、又昨年薬事法の一部が改正せられまして、特定の医薬品のほか、特定の用具及び化粧品についても、厚生大臣がその規格を定め又はその検定を行うことになりましたので、それらの改正に照応いたしましてこの法律に改正を加えようとするのであります。その第二点は、現在厚生省には十三の附属機関が置かれてあるのでありますが、その附属機関の一つであるところの国立健康保険療養所を廃止するということであります。第三は、所要の所に検疫所の支所又は出張所を置くことができることとしたことであります。その第四点は、厚生省の地方支分部局として置かれておる北海道地区駐在防疫官事務所を廃止いたしまして、北海道をば東北地区駐在防疫官事務所の管轄区域に入れたことであります。第五点は、麻薬類の取締を強化するために、新たに厚生省の支分部局として地区麻薬取締官事務所を置くことといたしたのであります。そうしてこの改正法律は本年の四月一日から施行することになつておるのであります。

委員会におきましては、この法律案について種々活潑な質疑応答があつたのでありまするが、その結果明らかになつた点を大要申上げます。その一つは、この改正案によつて廃止せられるところの国立健康保険療養所は、千葉市内にあるもの一カ所だけであつて、これは社会保険の被保険者及び被扶養者の結核患者の療養施設でありまするが、今日ではこの種の療養施設は都道府県その他民間の団体経営のものが漸次全国に普及して参つておるので、政府は、国立のものを一カ所だけを置く必要はない、これを厚生省の外郭団体であるところの社会保険協会で経営させることが至当と考えておるのであるから、これを廃止することに決したのであるということが明らかになつたのであります。そうして、この療養所の職員の定員は九十五名ありまして、これらの職員は移管後においても引続いて勤務することとなるというのであります。その第二は、現在検疫所は全国十四カ所に置かれてあるのでありまするが、我が国の自主的貿易も漸く軌道に乗りつつありまする現状におきましては、この数の検疫所では貿易の促進の上からも又船舶運航経済の上からも不十分でありまして、予算の関係等から検疫所を今すぐに増加することはできない実情にありまするので、差当り横須賀、大阪、岩国に支所三カ所を設け、羽田、呉、四日市、若松に出張所四カ所を置く予定であるというのであります。その第三は、北海道地区駐在防疫官事務所を廃止するのは、発疹チフス等、防疫上の見地からいたしますれば北海道の重要性があるのでありますが、今日それが大変薄くなつて来たということと、交通関係や行政機構簡素化の見地から、北海道を東北と一体として取扱つても差支がないという理由で、これを北海道を廃止して青森に移すということにしたのであります。第四は、麻薬及び大麻の取締は国際的にも又国内的にも重大な問題でありますので、これらに関する事務を分掌させるために地区麻薬取締官事務所を全国八カ所に置くというのであります。この事務所設置のためには従来の定員の範囲内で賄つて、特にこれがために増員はしないというのであります。そして麻薬類の直接の取締は各都道府県に配置しておる麻薬取締官に行わせて、その締め括りの仕事を事務所でやろうというのであります。そして事務所一つについて平均四、五名ずつの職員を配置する見込であるという説明であつたのであります。

委員会は、この法律案につきまして、政府の提案理由とその説明によつて、この改正案は必要なものであるということを了承いたしましたので、討論を省略し、採決いたしましたところが、全会一致

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律

を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。（拍手）

三、衆議院内閣委員長報告（三月三十日）

○青木正君　ただいま議題となりました両案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず新聞出版用紙の割当に関する法律案について申し上げます。

本案は、新聞出版用紙の割当に関する法律が本年四月一日にその効力を失うこととなつておりますが、最近の用紙事情にかんがみまして、その有効期間を一年延長するとともに、用紙割当に関して決定機関たる性格を持つております新聞出版用紙割当審議会を、閣議決定の方針に基き諮問機関に改めることといたしまして、所要の改正を行わんとするものであります。しかして、右審議会は諮問機関たる性格に改組せられましても、用紙割当に関する一般的な事項につきましては内閣総理大臣及び関係各大臣に建議することができることになつており、また用紙の割当に関する一般的な方針及び基準の作成につきましては、内閣総理大臣は右審議会の意見を聞かなければならないこととなつておるのでありまして、用紙の割当に関しましては民意を十分反映せしめることができるものと思料される次第であります。

本案は、予備審査のため、三月八日、本委員会に付託、三月二十九日参議院の送付を受け、あらためて付託され、質疑応答を重ね、三月三十日、討論採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、最近の情勢にかんがみ、引揚同胞に関する懸案の解決を急くために、引揚同胞対策審議会設置法の有効期間をさらに一箇年間延長しようとするものであります。

本案は、三月三十日、本委員会に付託され、提案者の説明を聞き、質疑を行い、討論採決の結果、多数をもつて同日原案の通り可決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

◎法務府設置法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法八三）

一、提案理由（三月一日）

○政府委員（高木松吉君）　只今上程になりました法務府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を簡単に説明いたします。

先ず少年院の分院の本院への昇格から申しますと、御承知のように、昭和二十四年一月から新少年法が実施され、それ以来、少年院の施設につきましては、絶大な御支援の下に、相当程度の充実を見たのでありますが、このたびの少年法の適用年令の制限解除に伴い、更に一層その切実さを加えて参りましたので、分院の現状から見まして、(一)本院から遠距離にあるもの、(二)本院とその性質を異にしているもの、(三)分院が多数あるため本院の負担が過重になつているもの等、特に指揮監督及び運営上少なからず困難を伴つております分院を選び、これを本院に昇格させてその悪條件を取り除き、併せて必要な施設を拡充して、少年の矯正保護の実を挙げることが必要なのであります。この観点からしまして、十一カ所の分院を本院に昇格させるため、新たに別表五に加えたいと考えるのであります。

分監の監獄への昇格につきましては、横須賀刑務支所は、昨年十一月の連合国人に対する刑事事件等特別措置令の施行に伴い、従来連合国の管理下にあつた連合国人受刑者を引受ける必要を生じましたので、これをここに集禁することとし、新たに入所する外国人と共に、専ら外国人刑務所として運営することによつて過誤のないことを期しますため、又広島拘置支所は、在来の広島刑務所拘置監の被告人が相当多人数で、拘置所としての独立準備中のところ、その工事が昨年完成を見ましたので、刑事訴訟の全き運用と被告人、被疑者の権利擁護を図りますため、それ〴〵本所に昇格させたいと考えるのであります。

医療矯正保護施設の名称の統一につきましては、その社会復帰のために治療を第一義とすべき受刑者が多数あることに鑑みまして、専門的な医療施設として、八王子少年刑務所と北方刑務所の二カ所をこれに充て、その実体を表示するため、名称を医療刑務所とし、その性格を明らかにしようとしたのであります。又従来からの四つの医療少年院中関東医療少年院を除き、その区々な名称を改めて医療少年院というようにしたいと考えるのであります。

その他施設の位置の変更に伴う所要の改正を若干いたしておるのであります。

以上が、提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

二、参議院内閣委員長報告（三月二十日）

○河井彌八君　只今議題となりました両件の内閣委員会における審査の経過並びに結果を順次御報告いたします。

先ず法務府設置法の一部を改正する法律案について申述べます。

この案のその趣旨とするところは、第一に、少年院の分院を本院へ昇格する点であります。それは昭和二十四年一月から新少年法が実施せられまして、それから以来、少年院の施設につきましては相当程度の充実を見たのでありまするが、今度少年法の適用年齢の制限の解除に伴いまして、更に一層その施設を拡充する必要ができたのでありまして、それ故に分院の現在の状況から見まして、例えば遠距離にある関係から本院にすることが適当であるとか、或いは本院とその性質を異にしているもの、又は分院が多数のために本院の負担が重過ぎておるなどによりまして、これをどうしても分院を本院に昇格させることの必要があるというので、これを拡充いたしまして、ここに十一カ所の分院をば本院に昇格するというのが一つの要点であります。

第二には、監獄の分監、この分監を本監に昇格することでありま

す。その一つは横須賀の刑務所の施設、これは昨年十一月の連合国人に対する刑事事件等特別措置令の施行に伴いまして、これまで連合国の管理下にあった連合国人の受刑者を引受ける必要を生じましたので、これをここに連合国人の受刑者を集禁することといたしまして、又新たに入所する外国人もこれを一緒にここに入れることにいたしまして、即ち横須賀の刑務支所はこれを刑務所に昇格いたしまして、外国人刑務所として運営することといたすのであります。次に又広島の拘置支所、これは在来の広島の刑務所拘置監の被告人が相当多人数でありまして、拘置所といたしましてはむしろこれを独立のものにさせようということから準備中でありましたところ、工事も昨年完成いたしましたので、これを本所に昇格させます。そして刑事訴訟の全き運用と被告人及び被疑者の権利を擁護することを主眼とするのであります。

第三点は、医療矯正保護施設の名前を統一いたしまして、その受刑者が社会に帰って行くためには、どうしても精神上にも身体上にも治療を主とするべき場合が多いということに鑑みまして、専門的な医療施設といたしまして、八王子少年刑務所と北方刑務所のこの二カ所をこれに充てまして、その実体を現わしまするために名称を医療刑務所と改めまして、その性格を明らかにしたのであります。又従来からの四つの医療少年院中、関東医療少年院を除きまして、そのほかいろ〳〵名称が違っておりまするのをこれを統一したのであります。

そのほか第四点といたしましては、施設の位置の変更に伴うための改正をしたのであります。かような次第でありまして、設置法の一部を改正する法律の内容につきましては一々ここに申述べることを差控えます。

本案につきましては内閣委員会において慎重に審議をいたしたのであります。即ち戦後のこの犯罪人の増加は実に著しいものがあるのであります。殊にその中で青少年の犯罪が著しく増加しておるということは最も憂うべき事柄であるのでありまするから、内閣委員会におきましては、この点に深い関心を持ちまして各種の質問を集中いたしたのであります。その結果、青少年の犯罪は若干下廻って来ておるというような実情にはありまするけれども、併し全体から見まして、国家のために最も憂うべき様相を呈しておるという事実が明らかにされておるのであります。委員各位におきましてはこの点に大いに注意を払いまして、どうか次代の国民が正しくなって行くようにということを切望いたしました質問応答がたくさん出たのでありますが、このことは只今申述べることを差控えます。

最後に、この案の討論に入りまして、梅津委員から、少年院が拡大せられることは好ましいことではないけれども、この法律案が実施せられたならば、どうか不良少年をば善導して、そうして社会人として立派に生活のできるように再教育を完成してもらいたいという意味を以て本案に賛成するという意見が述べられたのであります。又郡委員からも、政府は今後不良少年の対策について十分実効を収めるように努力して欲しいということを要望せられて賛成せられたのであります。委員会はこの案につきまして審議をいたすこと

二回、昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。

次に経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について報告を申上げます。

この法律案は委員会を開きますこと予備審査と共に三回であります。昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。

この案の提案理由及び法律案の内容について簡単に申上げまするところのこの物価庁をば今年四月一日から内局とするということに改めましたのでありまするが、今又この案を提出いたしまして内局に移すことを一年間延ばそうとするということも、やはりこれは世界経済の変動に伴いまして、国内物価の変化に対応する適当な措置をとろうとするゆえんであるのであります。

内閣委員会において本案の審査によって明らかになりましたことを簡単に申上げますれば、昭和二十四年度におけるドッジ・ラインの実施以来、価格統制は漸次解除せられまして、現在は次のごとき品目が統制を受けておるのであります。即ち主要食糧であるところの米、麦及びその加工品、砂糖、塩、又国民衣料であるところの綿花及び綿製品、重要生産資材であるところの銑鉄、屑鉄、石油、それから公益的な観点から統制を必要とされておるところの電力、ガス、水道等の料金、国鉄及び海上運賃、更に財政上考慮せらるべきところのたばこ、貴金属、酒類、かような品目について価格統制が行われておるのでありまするが、これらはいずれも国民経済生活上極めて重要であるのでありまして、その統制について遺憾なきを期する必要があるのであります。それから又経済安定計画の実施以来、統制の撤廃が逐次大幅に行われて参ったのでありまするが、最近の内外の物価情勢の推移に鑑みまして、すでに価格統制を撤廃いたした物資についても、常にその動向を注視いたしまして、異常な値上りを示すものにつきましては即刻臨機の措置を講ずることが必要であるというのが第二点であります。更に第三点といたしましては、これに必要な措置を講ずるためには、過去及び現在の物価、賃

法務府設置法の一部を改正する法律

金、生計費及びその他の経済指標をば常時調査分析する必要があるのであります。

最後に第四点といたしましては、今後の物価庁の事務内容はおおむね今申上げた通りでありまするから、これに伴つて物価対策の企画立案、関係各官庁、関係各民間業界、総司令部等との折衝など幹部職員が直接に処理することを必要とする事務が大半を占めており、且つ物価事務の性質上迅速を要することになるのでありまして、それ故に物価庁をば内部の組織とするよりは外局の組織として置くことが今日の実情に照して妥当であるという点であるのであります。これが政府の説明によつて委員会において明らかにせられた要点であるのであります。委員会は政府の説明の趣旨を十分に了解いたしまして、提案は相当であると認めたのであります。

かようにいたしまして、討論を省略いたしまして、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。

これを以て報告を終ります。(拍手)

三、衆議院内閣委員長報告(三月二十四日)

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

(昭和二六、三、三一、法八四)

一、提案理由(三月六日)

○水谷政府委員　ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の学部、附置研究所、学部附属の学校及び教育研究施設の新設、合併、国立短期大学校の新設並びに国立大学に包括された旧制の諸学校の廃止等につきまして、所要の規定を設けるとともに、国立学校に置かれる職員の定員を、昭和二十六年度予算に定められた定員に合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものでございます。

次に、その内容の骨子を、法案の順を追うて簡単に申し上げます。

改正の第一点は、国立大学に包括されて、ただ旧制の生徒がまだ在学しておるために、課程として残つていた旧制の学校のうち、募集停止によつて昭和二十五年度限り、職員及び生徒の定員がなくなるものを廃止いたしました。これによつて廃止される学校は三年制の専門学校、師範学校等百六十四校であります。なお、昭和二十六年度以降も存続するものは、旧制の大学、四年制の専門学校及び高等師範学校等五十五校であります。

改正の第二点は、国立大学の新設、その学校の新設、名称変更等に関するものでありまして、東京医科歯科大学が、明年度から新制の医学部及び歯学部を持つ大学となつたこと、第二に、千葉大学の工芸学部が、工学部と名称及び組織を変更したこと、第三に、静岡大学及び名古屋大学農学部を新設したこと、第四に、一橋大学の法学社会学部を法学部と社会学部の二学部としたこと、第五に、大阪大学の歯学部及び徳島大学の薬学部を新設したことでありまして、いずれも大学設置審議会に諮つて、二十六年度からの開設を適当と認められたものであります。

改正の第三点は、名古屋工業大学短期大学部外三つの国立短期大学の新設に関するものであります。これはいずれも夜間に授業を行うものでありまして、勤労青年の進学の希望にこたえようとするものであります。

改正の第四点は、大学附置研究所の新設、合併等に関するものでありまして、東京医科歯科大学歯科材料研究所及び京都大学防災研究所の新設、その他の附置研究所について、統合または名称変更を行いました。

改正の第五点は、国立大学の学部附属の学校その他の教育研究施設の整備に関するものでありまして、そのおもなものは、従来旧制の師範学校、養成諸学校に置かれていた附属学校を、師範学校廃止に伴いまして、国立大学の教員養成関係の学部の附属学校としたことであります。

改正の第六点は、国立学校に置かれる職員の定員を、昭和二十六年度予算に合せて改正したことであります。改正後の定員は、国立学校を通じて六万二千六百名となり、前年当初より五百八十一人の増員となつております。これは、第九国会で成立した法律第二百六十九号によつて、運輸省から五つの商船高等学校が移管されたことに伴う二百五十三名の定員増のほか、県立学校の合併、六つの医科大学の学年進行等による増員と、昨年国立学校設置法の改正後に成立した行政機関職員定員法の改正による減員等を差引きした結果、結局国立学校を通じて五百八十一名の増加となつたものでございます。

最後に国立盲教育学校及び国立ろう教育学校を廃止して、東京教育大学の特殊教育に関する講座としたことに伴い、第四章の規定を削除する等、関係条文を整理いたしました。

以上申し述べましたのが、本法案の提案理由及び内容の概要でございます。どうか十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院文部委員長報告(三月十七日)

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文部委員長報告(三月三十日)

(教育職員免許法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法八五）

一、提案理由（三月二十四日）

○黒川国務大臣　ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

通商貿易の進展に応じて検疫事務の迅速な処理をはかるため、検疫所の支所及び出張所を設け得ることといたしますとともに、麻薬取締り業務を円滑に推進するため全国八箇所に麻薬取締官事務所を設ける必要がありますほか、その他の事項について改正の必要があるのであります。

以上が厚生省設置法の一部を改正する法律案を提案する理由でありますが、何とぞ御審議の上すみやかに可決されますようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（三月二十七日）

○青木正君　ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案のおもなる点は、通商貿易の進展に対応して検疫事務の迅速な処理をはかるため検疫所の支所または出張所を設置することができることとし、また麻薬取締業務を円滑に行うため、全国八箇所に麻薬取締官事務所を設置することとして、所要の改正を行わんとするものであります。

次に、運輸省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、運輸審議会のつかさどる事務の重要かつ複雑なる実情にかんがみまして、同審議会の審理事務の能率化をはかるため、これが補助機関として審理官を設けるほか、関係法令の制定、改廃に伴い、運輸省の権限、所掌事務の規定を整理しようとするものであります。

厚生省設置法の一部を改正する法律案は三月二十二日、運輸省設置法等の一部を改正する法律案は三月二十三日、それぞれ本委員会に付託され、いずれも政府の説明を聴取し、質疑を行つたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願うことといたします。三月二十七日、いずれも多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（三月二十九日）

（新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法八六）

一、提案理由（三月十五日）

○水谷政府委員　今回政府より提出いたしました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

市町村立学校職員給与負担法は、市町村立の小学校及び中学校並びに盲学校及びろう学校、すなわち義務教育を行う学校の教職員及び市町村立の高等学校の定時制の課程の授業を担当いたしております教員の給与を、都道府県の負担とした重要な法律でございますが、昭和二十三年に制定されてから今日まで、教育委員会法の制定、学校教育法の改正、給与関係諸法令の改廃等がございましたので、従来も給与の名称等について若干改正を要する点がございましたが、最近に至つて退職料及び公務災害補償の負担区分、小、中学校の教員の定数等につきまして、解決を要する問題を生じましたので、この法律案を提出することにいたした次第でございます。

次に、この法律案の骨子について御説明いたしますと、まず第一に、従来都道府県が負担して参りました年末手当、寒冷地手当及び石炭手当が、都道府県の負担であることを明らかにし、また新たに都道府県が負担するのを適当といたします退職年金及び退職一時金並びに公務災害補償を加えました。

第二に、高等学校の定時制課程のうちに、従来の夜間の課程が含まれることを明らかにいたしました。これは昨年、学校教育法の一部を改正いたしました際に、同様の改正が行われ、また地方財政平衡交付金制度におきましても、これに伴つて必要な措置がとられているからであります。

第三に、都道府県が給与を負担いたします職員の定数を、都道府県の条例で定めることとし、その範囲内におきまして、教育委員会が設置されている市町村については、その教育委員会が、都道府県の教育委員会に協議して定めることにいたしました。これは、都道府県が市町村立学校の職員の給与を負担いたします場合に、その財政上の見通しがつかなくなるようなことのないようにしたわけであります。

第四に、都道府県が負担いたします給与につきましては、都道府県の条例で定めることとし、その議案の作成及び提出につきましては、教育委員会法第六十一条に規定する事件の例によることにいたしました。

最後に義務教育費国庫負担法は、地方財政平衡交付金制度が創設されましたので、廃止することにいたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその骨子について、概略を御説明いたしました。何とぞこの法律案の必要を認められまして、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

二、衆議院文部委員長報告(三月二十六日)

(宗教法人法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文部委員長報告(三月三十日)

(教育職員免許法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎恩給法の一部を改正する法律

(昭和二六、三、三一、法八七)

一、提案理由(三月二十六日)

○飯塚定輔君　ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその趣旨を簡単に御説明申し上げます。

公務員の給与水準が本年の一月から引上げられましたので、これと均衡をはかり、昨年十二月以前に給与事由の生じました恩給額を、現行俸給水準に照応しましてこれを改訂する必要がございますのと、恩給法の規定を整備する必要がありますため、当内閣委員会におきましては、本法案を起草し、これを全会一致をもつて委員会提出案と決定した次第でございます。

今、その改正点の要点を簡単に申し上げまするとと、次の三点に要約することができるのでございます。

その第一点は、恩給年額の増額に関する改訂であります。御承知のごとく、恩給は公務員の退職当時の俸給を基礎として計算されるのでございますから、本年一月公務員給与水準が引上げられましたため、本年一月以降に退職いたしまする恩給の受給者は、それ以前に退職いたしました受給者よりも恩給の支給水準が高くなるのでございます。従いまして、昨年十二月以前に退職された受給者は、このベース・アップによつて、前者よりも不利な立場に置かれることとなるのでございます。これを今回改めまして、昨年十二月三十一日以前のものも、昭和二十六年一月分以降の恩給は、現行給与法令による俸給を基礎として計算した場合の恩給額を支給しようとするのでございます。これによりますると、恩給年額の最低は二五%より、平均いたしまして三五%の増額を見ることとなるのでございます。

その第二点は、多額所得者の普通恩給の一部を停止する改正であります。現行法によりますると、普通恩給年額三万円以上、恩給外の所得年額二十万円以上のものに対して、それ〴〵普通恩給年額の一部を停止しておるのでございます。ところが、今回の恩給額の増加と、さらに経済事情の推移にかんがみまして、右の基準額をそれぞれ三万円より五万円に、二十万円より二十五万円に引上げまして、それを現行の規定に従つて普通恩給年額の一部を停止することに改めたのでございます。

第三点は、恩給法の整備についてでございます。終戦以来の急激なる経済情勢の変化に即応いたしまして、恩給法の暫定的措置として、昭和二十三年法律第百九十号をもつて恩給法臨時特例を制定したのでございますが、今回これを廃止いたしまして、その規定を恩給法に統合整備したのでございます。さらに諸制度の改革に伴いまして、恩給法上不要となりました教育職員、待遇職員並びに公務員に準ずべき者等の規定を削除整理するとともに、恩給法上の公務員たる文官の意義を明らかにしたのでございます。

最後に、この改正による恩給増額によりまして、一日も早くその増額せられました恩給が受給者の手に渡り、その経済生活に少しでも役立つことのできまることを念願する次第であります。

以上、本案提出の理由並びにその趣旨を御説明申し上げました。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

二、参議院内閣委員長報告(三月三十日)

○河井彌八君　只今上程せられました法律案四件、これの内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

恩給法の一部を改正する法律案、この法律案は衆議院の発案にかかるものでありまして、内閣委員会におきましては、委員会を開くこと二回、昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしたのであります。

国家公務員の俸給、給与の額が、先に給与法令の改正に伴いまして増額せられたのであります。これに伴いまして恩給年額を改定すると共に、恩給の多額所得による普通恩給の一部停止の基準となる金額の水準をば、普通恩給金額の増加と経済事情の推移に鑑みまして、これを引上げる必要があります。もう一つ恩給法と恩給法臨時特例の規定の統合整備を行い、又、公務員制度等諸制度の改正に伴いまして恩給法に所要の改正を加えるというのがこの案を提出いたしました理由であります。

本案の改正の要点を簡単に説明申上げますれば、その第一点は、現行給与法令が適用される前の俸給を基礎として計算されている恩給年額の増額改定に関するものであります。昭和二十六年一月一日から国家公務員の給与法令が改正せられまして、公務員の給与が引上げられました結果、今年の一月一日以後に退職する公務員の恩給金額は、それより前、即ち一月一日前に退職した公務員の恩給金額よりも高くなつておるのであります。この不均衡を調整いたしますために、現行給与法令適用前、即ち昨年の十二月三十一日以前に退職した公務員の恩給につきまして、その恩給年額計算の基礎となつている俸給年額に対応する現行給与法令に基く俸給をば推定いたしまして、その推定された俸給に相当する金額を基礎といたしました場合の恩給年額にこれを改定いたしまして、本年一月一日分から増額改定された恩給を支給して、恩給支給の水準を統一調整いたそうとするのであります。第二点はいわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止に関する規定の改正であります。現行の恩給法臨時特例によりますと、普通恩給年額三万円以上で、恩給外の所得年額二十万円を超える者につきまして、普通恩給年額と恩給外の所得年額の合算額に応じまして、普通恩給の一部を停止することになつておるので

恩給法の一部を改正する法律

ありまするが、この法律案によりまして、現行給与法令適用前の俸給を基礎として計算されている普通恩給の年額が増額改定されることになりますること、最近の経済等の諸般の情勢の推移に鑑みまして、この基準金額の水準を引上げ、普通恩給年額五万円以上で、恩給外の所得年額二十五万円を越える者につきまして、現行法のような割合で普通恩給の一部停止を行うこととなつておるのであります。その第三点は、恩給法臨時特例を廃止いたしまして恩給法の規定を整備するための改正であります。恩給制度に関しましては、恩給法とは別に、昭和二十三年に恩給法臨時特例が制定せられまして、暫定的の措置が講ぜられてあるのでありますが、公務員に関する給与制度等の確立を見るに至りました今日におきましては、増加恩給年額その他恩給金額の計算等に関する恩給法の規定は、現行法のままでは存在の意義を失うに至つたので、これらの規定をばこれに代る恩給法臨時特例の規定と置き換える趣意を以て、恩給法の規定を整備いたしまして、恩給法臨時特例はこれを廃止することといたしたのであります。

大体以上がこの法律案の改正の主な点であります。このほかに、なお、諸制度の改革に伴いまして、例えば教育職員、待遇職員又は公務員に準ずべき者等に関する不要となつた規定の削除、整理、或いは国家公務員制度の改革に伴うところの恩給法上の公務員たる文官の意義に関する所要の註釈的の改正、或いは又皇宮警察職員の職名の変更及び看守部長設置規定の改正に伴う警察監獄職員の定義に関する字句の修正等のような簡単な改正が加えられておるのであります。そうして、この改正法律案は本年の四月一日から施行せられることになつておるのであります。

委員会におきましては熱心な質疑応答が重ねられたのでありまして、その結果明らかになつた主な点を申上げます。その一つは、公務員の給与水準が本年一月から上りましたのに応じて恩給年額も増加することになるのでありまするが、これに要する昭和二十六年度の予算増加額は十五億八百九十二万七千円ということになつております。従いまして、恩給総額は七十一億七千三百九十六万八千円となるのであります。当局の説明によりますれば、この改定恩給は改正法律の規定によつて本年一月分から支給せられるのでありまして、本年七月の支給期には全部この増額せられた恩給が受給者に支払われることとなるという見込であるのであります。その二は、改正法律案による改定恩給の増加率は、俸給の低い公務員には少くて、俸給の高い公務員には高くなつておるのであります。例えば、最低の者は二割一分の増加率であるのに最高の者は五割七分となつておるが、その理由如何という質問に対しまして、これは現行給与法規がかくのごとく上下の差が著しくなつておるがためであつて、恩給額は仮定俸給の額を標準とするものであるから、かくのごとき結果となるのである。これは、恩給法の建前上これが最も公平であるという答弁であつたのであります。その三は、将来、公務員の給与が増額せられたときには、今回の改正のごとくに、給与の増額に応じて早急に恩給額も改定せられるように立法措置を講ずるように政府が努力するということであります。その四は、新恩給制度は、過般来朝せられましたマイヤース氏の勧告に基きまして、人事院の手において只今立法準備中であるということが明らかになつたのであります。

このようにいたしまして討論に入つたのであります。梅津委員から、近い将来に新恩給法が立案せられるということであるが、新恩給法は公平の原則によつて立案せられることを特に人事院に対して要望するという意見を述べまして、本案に賛成したのであります。委員会は、この改正法律案が今日全国二十万三千人の恩給受給者の切実なる要望に応えるものであつて、極めて適切なる改正であるということを認めまして、採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしたのであります。

次に電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案の審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案は、やはり衆議院の発案によるものであります。内閣委員会においてはこれを審査するために二回委員会を開きまして、又電気通信委員会と連合委員会を一回開いたのであります。昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。この法律案の提案の理由とするところは、電波監理委員会の委員長及び委員に対しては、その職務及び服務の状況に鑑み、恩給法を適用する必要があるというのであります。この法律案の内容を申上げますと共に、委員会において明らかになつた点を御報告いたします。電波監理委員会は昨年の六月一日に総理府の外局として設置せられたものであります。その委員長及び委員は、その資格及び任命の方法、兼職禁止、退職後の就職制限等につきまして、電波監理委員会設置法によつて明らかに規定せられておるのみならず、更にこの法律によりまして、国家公務員法に定める服務の根本基準、職務に専念する義務、政治的行為の制限等の規定の準用を受けておるのであります。次に委員長及び委員の服務の状況を見まするのに、事実上常勤の状態であるのみならず、委員会の所掌事務の性質から現在極めて繁忙の状態にあるのであります。この繁忙の状態は将来に亘つても継続するものと予想せられるのであります。そのように、この委員長及び委員は、その職務の性質と服務の状況とが一般公務員と格段の差異がないのであるにもかかわりませず、現行の法制上におきましては、恩給法上の官吏であることが明らかでないために恩給を受ける権利がないということになつております。この法律案はかような不合理を除きまして、電波監理委員会の委員長及び委員に対して適正妥当なる所遇を与える趣旨を以ちまして、この設置法の一部に改正を加えまして、委員長及び委員をば恩給法第二十条に規定する文官とする旨を規定せんとするものであります。この改正法律は電波監理委員会が設置せられました昨年の六月一日から適用するということになつておるのであります。

内閣委員会におきましては、電波監理委員会の委員長及び委員の性質等から見まして、これを恩給法第二十条に規定する文官とすることが妥当であると認めまして、討論を省略いたしまして、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしたのであります。

次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について御報告

恩給法の一部を改正する法律

を申上げます。

この法案につきましては委員会を開くこと予備審査と共に三回であります。昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。この案の提案の理由及び法律案の内容について簡単に申上げます。

本案は昭和二十六年度予算の内容に即して、行政機関の職員の定員を改正せんとするものであります。即ち一方におきましては、経済統制の解除等によるところの事務の減少乃至廃止に伴つて定員を縮減すると共に、他方におきましては、電気通信、海上保安、主要食糧配給及び失業保険等の業務、国立医療機関、国立学校及び矯正保護機関の運営等について必要な増員を行いまして、行政機関全般の定員について適当なる配分を行おうとするものであります。この改正点の主なるものは四つあるのであります。

第一には、総定員数におきまして八十七万五千八百三十三人であつたものが八十八万七千二百七十七人となりまして、差引一万千四百四十四人の増加となるのであります。その主要な増減の内訳を申上げますと、先ず定員減の主なものといたしましては、経済統制関係が三千八百九十六人、農林統計調査関係が千四百八十人、国税徴収関係が五百人、電波監理業務関係が五百十九人、及び引揚援護業務関係が三百三十二人等であります。又定員増の主なものといたしましては、電信電話施設の拡充によるものが一万四百三十一人、海上保安関係二千三百三十四人、食糧配給公団廃止に伴う食糧配給事務の増加によるもの千七百三十五人、失業保険業務関係千五百四十三人、国立結核療養所の職員千三百四十四人、密貿易の取締関係が千一人、国立学校関係の職員七百五十三人、並びに監獄及び少年院の職員七百三人等、これが定員増となつておるのであります。

第二に電気通信省の本省の定員及び税関の特派官吏の定員につきましては、特に必要がある場合には政令を以てこれを増加することができるということになつておつたのでありますが、今後はこの便宜的措置をやめまして、他の一般行政機関の定員の場合と同様に行政機関職員定員法で規定することに改めたのであります。なお附加えて申しておきますが、税関の特派官吏につきましては二百人以内という限度があつたのであります。

第三には、終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員につきましては、その数を現行の二千四百七十六人から三千五十五人に増加いたしましたが、これは主として航空庁の航空保安施設の維持運営に従事する職員の定員をここに振替えたからであります。

第四に、定員減少に伴う措置といたしまして、先ず一律に三ヵ月の猶予期間を設けて、六月三十日までは新定員を超える員数の職員をば定員のほかに置くことができるということにいたしました。更に統制経済の解除の関係等で、比較的多数の減員が行われます農林省、通商産業省、運輸省及び経済安定本部につきましては、九月三十日までの間は新定員を超える員数の職員を定員外に置くことを認めることといたしまして、事実上その整理をば九月末日まで延期する措置をとつておるのであります。これが改正法案の主要な点でありまするが、この改正法は昭和二十六年四月一日から施行せられることになつております。

内閣委員会におきまして本案の審査の結果明らかになりました点を簡単に申上げます。総定員の数におきまして一万一千四百四十四人増加となつておるのであるが、この中には定員法の改正によらずして政令を以てすでに増加している職員数が電気通信省の本省において二千百九十九人、税関の特派官吏の数二百人が含まれておるのでありまするから、今回の定員法の改正によつて実際に増加する定員の数は九千四十五人でありまして、大体一%の増加割合であるということであります。政府においては、国民の輿論に副うためにも行政機構を合理的に且つでき得る限り簡素化するという方針で進んだ結果、一般の行政機関においては却つて減少しているけれども、特定の行政機関においては定員増の必要が出て来たので、全体としては只今申した約九千人の増加となつておるという説明であります。而してこの特定の行政機関の定員増加は真に必要止むを得ざる増員であることを説明したのであります。更に又この改正については、大蔵省で昭和二十六年度予算の編成において査定いたしました行政機関の職員の定員をば行政管理庁において慎重に検討いたしました結果、個々の行政機関の定員については配分において若干変更を加えたけれども、その他におきましては大体において適当と認めたのであるから、総数においては大蔵省の査定通り定員法に取入れたという説明でありました。

恩給法の一部を改正する法律

内閣委員会において質疑はいろ〳〵あつたのでありますが、主な点を申上げまするに、行政機関職員の定員は今後においても増加することは必至であると思うけれども、このような傾向に対しては政府は如何なる態度を以て臨むつもりであるかという質問があつたのであります。これに対する政府の答弁は、行政簡素化の線に沿つてできるだけ不要な人員を削減することは今後においても一貫した政府のとる方針である。併し情勢によつて真に必要止むを得ない部面においては増員することも止むを得ないだろうという考えであると申述べたのであります。更に農林省の統計調査事務所の定員の減少について質疑が行われたのであります。統計調査事務所の定員を二千名近くも減少させるのは甚だ遺憾なことである。このように縮減した理由は何であるかということ、又統計調査の事務は人手不足であつて、事務の運営の上に困難を来たしているのが現状であるから、定員を増加すべきであるにもかかわらず却つて減少せしめたのは遺憾である。それ故に事務はます〳〵過重となり、超過勤務の必要が更に加わつて来ると思うが、これに対して手当等をも政府は考えておるかどうかという質問があつたのであります。これに対する政府の答弁は、主食供出に関する事前割当が事後割当に変つたこと、更には「いも」類、雑穀等二十二品目の統制が廃止せられたこと等のために事務量は減少するであろうから、その定員を縮減したのである。而してこの程度の定員減であれば何ら支障は起らないものであると信ずるという説明があつたのであります。

大体以上のような質疑応答がありまして討論に入りましたところ

が、梅津委員から、統計調査事務所の定員が減少しているのは統計調査事務に対する政府の認識が極めて不十分であるにほかならぬ。他の点については政府原案をほぼ了解したのであるが、この一点については甚だ遺憾に思う。ついては将来この点について万全の措置をとつて、調査統計事務の遂行の上において的確を期することができるように強く要望しまして本案に賛成する旨の討論がなされたのであります。かようにいたしまして、慎重審議の結果、採決いたしましたところが、本法案は全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。

最後に運輸省設置法等の一部を改正する法律案について御報告いたします。

この法律案につきまして、委員会は四回開会いたしまして、昨日全会一致を以て可決すべきものと議決したのであります。本法案の要点は、運輸省に置かれてあります運輸審議会に、審議会の行う事務に協力せしめるために審理官制度を設けて、運輸省内の職員から運輸行政に経験の深い者六名を選びまして審理官を補職いたして、審議会において必要と認める各種の公聴会を主宰せしめ、その結果を審議会に報告せしめることにいたしたのであります。元来運輸審議会の性質は、鉄道及び軌道、或いは道路運送事業、定期航路事業等の免許、運賃の認可その他運輸行政の根幹とも申すべき重要な事項について運輸大臣の意思決定に参画する大切な機関でありますが、現在七名の委員がこれに当つておりまして、何らの補助機関を持たないということは甚だ遺憾なことでありまして、殊にその審理する案件はいずれも公共の福祉に直接重大な関係がありますので、審議会の結論はすべて公聴会に諮つて審理をするということにいたしまして、成るべく多くの公聴会を開催するためには補助機関として審理官制度を設ける必要があるということであります。又特に重要と認められる案件につきましては、運輸審議会みずからが公聴会を開き、或いはその指名する委員が公聴会を主宰するということもできるのであります。それで、この審理官が主宰していたしました公聴会において知ることができた事実は、これを報告書に作りまして運輸審議会に提出し、運輸審議会はこの報告書を利害関係人に提示して、利害関係人は、若し報告書に誤まりがあると認めたときにはその提示を受けた日から十五日以内にその誤まりのあることを申立てることができる。そうして、運輸審議会はその申立を審査して、報告書に誤まりがあつて運輸審議会の決定に影響を及ぼす虞れのあることを認められたときには、更に公聴会を開かなければならないというような丁重な規定があるのであります。改正の第二の点は、関係法令の制定改廃に伴いまして運輸省設置法等に所要の改正を加えるのであります。現に廃止となつているところの船舶公団、期間よう船料審議会に関する規定、これを削除する。或いは国際観光ホテル整備法、通訳案内業法、船舶航運会法等の制定に伴いまして条文の整理をすることであります。この改正は公布の日から施行することとなつております。

委員会におきましては、その審査の要点は主として審議会の性格及び組織について集中せられたのであります。その審議会の性格に

関しましては、これは運輸大臣の意思決定に参加する機関である。大臣から言えばこれは諮問機関である。運輸省設置法の六条において、諮問事項として十二号に亘つて列挙してある重要事項がありますが、これは今ここで申上げません。すべてこれらの事項は審議会に諮問いたし、大臣はその決定を尊重して措置すべきものであるということが定めてあるのであります。審議会は諮問に対して公聴会を開きまして、公正な立場において決定をなし、これによつて答申をすると、大臣はその審議会の答申を尊重しなければならないが、これに拘束されるかどうかと言えば、これに拘束されない。併し答申はどこまでも尊重する。これに服従すべしという義務を持つているものではないということが明らかになつたのであります。然らば大臣は審議会の答申を採用しなかつた例があるかと言えば、そういう実例はない。然らば何が故にかかる強い性格を持つところの審議会を必要とするのであるか。これに対しまして、運輸事業の公益性から考えて、大臣の行政措置の公正を期するためにこれが必要である。それがために審議会を作つて、有力な官吏の経験のある人或いは知識経験に富んでいるところの民間人を以てこれを組織するのだという説明でありました。そこで審議会の性格に関しまして一般的に申しますると、諮問ということについていろ〳〵な規定の定め方がありまして、即ち単に諮問するのみの規定の審議会もあり、又諮問しなければならないという審議会もある。更にその上に審議会の決定をば尊重しなければならないというような規定のあるものもあるのであります。たくさんの審議会がありますが、そのおの〳〵につ

いて調べて見まするると、大体只今申したような三様の種類がある。この運輸審議会は勿論一番強力のものであります。そうすると他の審議会につきましては軽くてどうでもよいというような疑いもあるのでありまして、それは甚だ面白くない。従つて近く審議会につきまして政府は十分な検討を加えて、法律を以てこれを規定するというときが来ているから、その場合においてこれをよく調整することが必要であるという委員の意見に対しまして、政府は十分調査して適当に調整しようということを言明いたしたのであります。

次に審議会の委員の構成でありますが、これは元の官吏であるとか資本家代表というようなものが主であつて、弁護士会会長をしている人が一人ある、それで七名でできておるが、なぜに労働階級の代表を加えないかという質問がありました。これに対しまして、委員の選任は官界であるとか資本家であるとか労働者、そういうものを代表としてこれを選定するのではない。要する識見経歴等豊富な人を採るのであつて、この資格を備えている者であるならば労働界出身の人であるからと言つてこれを除外するものではないということを明らかにいたしたのであります。これに対しましてカニエ委員から、労働者側の適格者を選任すべしということを強調したのであります。それから第四におきまして、審理官六名の選定の範囲、その方法、又その審理官の力が審議会の意見を左右する弊はないかというような質問等があつたのであります。

かようにいたしまして大体質疑応答を終りまして、審議会及び審理官の性格は明らかになりましたので、討論に入りましたところが、

梅津委員から、運輸審議会が国家行政組織法上の審議会としての性格から見て極めて重要なものであつて、大臣の意思決定に参画するものである。従つてこの法律の規定は若干疑問の点はあるけれども、併し政府の一方的独断的な決定を避けることができるという建前から本案に賛成するという意見を陳述いたしたのであります。採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。（拍手）

右御報告いたします。

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎農業委員会法（昭和二六、三、三一、法八八）

一、提案理由（二月二十六日）

○島村政府委員　ただいま上程になりました農業委員会法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げたいと思います。

終戦後わが国の農村の民主化と、農業生産力発展の障害を除去いたすために、画期的な農地改革が実施されまして、三百万戸を越える自作農家の創設が行われ、その事業もほぼ完成を見たのでありますが、真にこの事業の成果を確保するためには、わが国の農業生産力の発展及び農業経営の合理化を促進し、農民の地位の向上をはかりますことが不可欠であると考えるのであります。このことは、単に農民のためのみでなく、国家百年のための緊急の計と存ずるのでありまして、そのため政府は、種々の方策を講じて参つたのでありますが、何と申しましても、わが国農業の前途に横たわつている幾多の問題を解決いたしますためには、まずもつて農民の積極的な意欲と主体性を持つた活動と協力がなければ、とうてい望み得ないと堅く信ずるものであります。従来の農業施策の実施の上において、最も欠如しておりましたものは、制度上の農民の自主性が重視されていなかつた点ではなかつたかと思うのであります。

この欠陥を補うため、従来上から行われていた農業政策を地方の、――下からの農業政策に切りかえることが根本問題であろうと考えられるのであります。もちろん、地方における農業施策の主体といたしまして、都道府県、市町村という自治体があるわけでありまして、今後とも農業の指導助成の担当者であることにかわりはないのでありますが、施策の実効を十分に収めるためには、それが農民の意欲なり、希望と一致するものでなくてはならないのであります。そこで現在のような困難な事情のもとにある日本農業に、将来にわたつて繁栄をもたらすためには、どうしても、農民の声をして直接都道府県なり、市町村なりの行う農業行政の上は反映させるための民主的な組織が必要であろうと考えられるのであります。

従来農民代表機関といたしまして、農地関係については、農地委員会、食糧供出及びこれに伴う農業計画関係については農業調整委員会が、法制上の機関として設置され、農業技術改良関係については別に行政措置によつて農業改良委員会が置かれているのでありまして、それ〴〵民主的な農民代表機関として、積極的な活動を行い、その成果もきわめて大きいものがあつたのでありますが、時の経過とともに所掌事務の性質なり分量が相当かわつて来ておりますし、その範囲がそれ〴〵限定され、相互に関連性を持ちませんため、全体としてこれに再検討を加え、農業経営全体のための総合的な農民代表機関としての実をあげ得るように組織の簡素化をはかり、かつ機能の上に総合性を与え、真に民主的に農民全体のための組織として、再組織することが切実に望まれるわけであります。これが本法律案を提案いたしました根本的な趣旨であります。

以下本法律案の主なる内容について概略御説明申し上げます。まず第一に、本法律案は、農業委員会に関する組織法であるということであります。すなわち農業委員会は、耕作の業務を営む農民が、民主主義の原則に従つて組織し、運営する農民の代表機関でありまして、農村における自作層、小作層の意見が公平に代表され得るように、原則として階層選挙によるものとし、選挙権、被選挙権を市町村に住所を有する成年農民に平等に与え、かつ選挙農民によるリコール制度を設けたのであります。

第二に、農業委員会は、農業全般に関する事項をその所掌事務といたしておることであります。すなわち農業委員会は、執行機関として、自作農の創設維持、農地等の利用関係の調整、土地の改良、交換分合に関する事務及び小作調停に関する勧解等を処理するほか、諸間機関として、土地の開発、改良保全その他土地の生産条件の整備、農業技術の改良、その他農業生産に関する事項、農畜産物の加工流通に関する事項、その他農業振興のため必要な事項についての総合計画の樹立及びその実施について、地方公共団体の長に建議したり、諮問に応じたりするのであります。なお主食の統制との関係におきましては、別途提案を予定しております食糧の政府買入数量の指示に関する法律案によつて食糧管理手続の整備を行い、農業委員会を供出割当に関する諮問機関とする方針であります。

第三に、農業委員会は、農民の民主的な代表機関でありますので、その自主性を尊重いたしますため、行政庁の監督は、極力排除いたしましたことであります。ただ、農業委員会が執行機関として、処理する自作農創設維持及び農地関係の調整に関する事項につきましては、事の性質上全然その自治に放任するわけには参りませんので、この事項に限つて行政庁の監督権限を留保いたしているのであります。

第四に、農業委員会に要する経費は、原則として、これを国の負担といたしたことであります。農業委員会が、地方公共団体の機関であり、従いまして、委員なり、書記も身分的に地方公務員であることは、言うまでもないのであります。またその所掌事務につきましても、さきに申し上げました通り、国の事務と考えられるものばかりでなく、地方公共団体の事務と考えられるものもその所掌事務といたしているのでありますが、政府といたしまして、行政事務及び財源の再配分について、まだ方針が確定いたしておりませんので、従来の農地委員会や、農業調整委員会の例によりまして、農業委員会に要する経費は、原則として、国の負担といたしたのであります。

以上が本法律案の内容の概要でありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院農林委員長報告（三月二十日）

○千賀康治君　内閣提出、農業委員会法案及び農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について、両案の委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

わが国農政史上画期的意義を有しております農地改革は、輝かしき成果をあげ、ほぼ所期の目標を達成し、今後はその成果を恒久的に保持するとともに、農業生産力の発展、農地の地位の向上のため経営並びに技術の改良発達に格段の努力をいたすべき段階に立ち至っておるのでございます。また国民生活の根源たる食糧の需給状況も、特に農民の異常なる努力と、連合国の絶大なる好意とにより まして、悪夢のごとき、かつての食糧不安から、ようやく正常の姿に立ち返り、食糧供出につきましても、今日までの束縛的な統制を今後久しく持続する必要を、ごうまつも感じない状態となりました。食糧確保臨時措置法が来る三月末をもつて失効するのを機会といたしまして、事前割当制度や、麦の強制割当制度をも廃止できる見通しを持つに至つたのでございます。事態の、かようなまことに喜ばしい発展に伴いまして、従来法制上の機関として、農地調整、自作農創設、食糧供出割当等の業務に国とその責任をわかち、重要な働きを示して参つた農地委員会並びに農業調整委員会は、かなりの程度にその負担が軽減され、当然事業内容及び事業分量に大きな変化を生じて来ているのであります。しかもなお他面におきましては、農業改良普及事業に対して創意に満ちた積極的な活動を行わしめ、よつてもつて総合的な農業政策の樹立をはかる要が痛切に感ぜられるところでございます。

以上の新しい事態に即応し、新政策の展開に備えまするために、この際前述の二つの委員会と、従来次官通牒をもつて設置されておりました農業改良委員会とを統合いたしまして、これを農業委員会一本の線にとりまとめ、組織の簡素化と機能の統一をはかりたいというのが、農業委員会法案を提出された主要なる理由でございます。

そこで、この法律案の主要なる内容について一瞥を加えまると、まず第一に、農業委員会の選挙方法は、従来の農地委員会の地主、自作、小作の三層区分を改正いたしまして、一号委員及び二号委員の二階層区分を設定しております。一号委員とは、耕作の業務を営む小作地の面積が自作地の面積を越える者、並びに二反歩を越える面積の小作地について耕作の業務を営み、その耕作の業務を営む農地の面積が北海道では四町歩、都府県ではおおむね一町歩を越えない者であつて、その数は五名、二号委員は一号委員以外の者であつて、その数は十名ということになつており、別に市町村では選任委員五名以内を学識経験者中より選任できることと相なつております。いわば一号委員は小作、小自作及び小農的な自小作の代表であり、二号委員は自作代表、選任委員は中立的立場を代表するものということができましょう。

次に農業委員会の所掌事務の範囲はどうなつておるかと申しますと、これは当然従来の三つの委員会の業務権限を統合することとなつておりまして、すなわち一、執行機関といたしましては、自作農創設特別措置法、農地調整法、小作調停法、土地改良法その他の法令によつてその権限に属せしめられた自作農の創設維持、農地等の利用関係の調整、土地改良、交換分合、小作調停等の業務を処理し、二、権能的な機関として、農地の開発、改良、保全その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化、農業技術の改良等、農畜産物の加工、流通その他農業振興のために必要な事項に関して総合計画を樹立し、その実施について地方公共団体の長に対し建議し、または諮問に答申し、三、また諮問機関として、食糧供出割当について地方公共団体の長の諮問に応ずることとなつておりますが、本件については別途提案中の食糧の政府買入数量の指示に関する法律案中に規定されております。

次に農業委員会に要しまする経費は国の負担といたしまして、委員手当、書記給与、旅費、事務費、退職手当等を中心とし、約二十三億円が二十六年度予算案中に計上されておるのでございます。但し、市町村農業委員会は七月に、都道府県農業委員会は八月に成立が予想されておりますので、それまでは農地委員会、農業調整委員会がそれ〴〵存続することとなつております。なお食糧確保臨時措置法は失効いたしますが、経過規定によりまして、農業調整委員会の書記は引続き農業委員会の書記となることとなつております。但し農業委員会の書記の数は、都道府県は六名より三名に、市町村農業委員会は二名より一・二人に減少し、全体として約八千人の書記が退職することとなつておるのであります。

次に農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は、農業委員会法の施行と同時に農地調整法、自作農創設特別措置法、土地改良法その他法令中の農地委員会に関する規定はこれを農業委員会に関する規定に切りかえる必要がありますので、関係条項の整理を行つたものであります。

農業委員会法案は二月二十六日、農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は三月二日、それ〴〵政府より提案理由の説明を聴取いたしました後、十数回にわたつて審議を重ねたのでありますが、質疑応答中の代表的なものを御紹介いたしますと、農地改革が一段落した今日、依然階層選挙を行わねばならぬ理由はどこにあるのかという質問に対しまして、政府の答弁は、小作農の立場は今日でもなお全般的には弱いと考えられるので、現在の段階ではこの程度の階層選挙はやむを得ないと思う、但し一号選挙権者の数が七十五人以下の市町村では階層によらない選挙を行うから、全市町村の一七・五%程度が全村選挙になるということでありました。また、従来の各委員会を農業委員会に統合しても、総合的計画の樹立等重要問題を控えて委員会の任務はいささかも軽減されないのに、予算のみが削減されたのはなはだ遺憾であると思うが、政府の所見いかんという質問に対しましては、事務の調整ができるので減額もやむを得ないという答弁でありました。また総合計画の樹立の過程において農業協同組合と摩擦を生ずるおそれはないかとい

う質問に対しましては、農業協同組合長その他組合の幹部を選任委員に選任する等の方法でうまく運用することができると思うという答弁でございました。

また、農地改革は一段落したというが、未墾地の解放はほとんど済んでいない、農地委員会の行つて来た業務が今後は従属的となつて、農地改革の成果が動揺するおそれはないかという質問に対しましては、未墾地の急速な取得を目的として来たが、開拓適地調査の基準に適合しない未墾地も相当生じたので、これらは元の所有者に返還すべく研究中であるという答弁が行われました。また、二号委員を一号委員の二倍にすることにより反動分子の進出を助け、農村の民主化をはばみ、農業改革の前途に暗影を投ずることにならぬかという質問に対しましては、一号委員の選挙権者は全農家戸数の一七・二%にすぎないのに対して十五人中の五人を与えたのは、むしろ小作層を優遇している証拠であると思う、という答弁がなされました。

かくて三月十七日に至り、自由党の野原委員の動議が成立いたしまして質問を打切ることとし、これより先自由党より提出されてありました農業委員会法案並びに農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の二法案に対する修正案に関し、宇野委員より趣旨弁明が行われました。その要旨といたしますところは、本法律案の根本目的には賛成であるが、従来の農地委員会の階層選挙の考え方を継承している点について、階級闘争を激化するものとして原理的に不賛成であるのみならず、この制度の内容には幾多の不合理な要素が認められる。すなわち一、縦農家戸数中、小作農家は二%、小作兼自作農は四・二%であつて、小作農の代表を特別に選出する要ありとは思われない。かりに階層別を実施するも、右の比率を基礎とすれば委員数の一割以下でよいにもかかわらず、本法律案では選挙委員十五名中五名を占め、三割以上となり、その比率は過大である。二、原案の区分をもつてすると、区分の目標が不明瞭である。すなわち、二反歩以上の小作地を耕作するが、大部分の土地が自作地である農民も一号階層に区分されている。三、農地改革の結果、不耕作地主と称されるものはほとんどなくなり、本法案においても不耕作地主には選挙権も被選挙権も与えられていないにもかかわらず、一方では小作階層なるものが設けられている。七〇%以上の農家が自作となり、九〇%以上が自作を主とする農家となつた現在の農村では、地主、自作、小作を問わず、平等に自由に選挙権、被選挙権を持つことが民主的であると思う。四、特別に階層選挙を行わずとも、小作層もまた立候補の機会は均等に与えられるのであり、また適任者がおれば選任委員として選任されることも可能であつて、小作層の意見を反映させる道は残されている。

以上の理由によつて、第八条並びに第二十六条の規定による二階層別の区分の選挙を廃止し、全層選挙を行うように改めることとし、それに伴う両法律案の関係条項の整理を行いたいというのであります。

この修正案の提出がありましたので、修正案並びに政府提出原案を一括して討論に付したのでありますが、まず社会党の八百板委

員より、農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会の任務はそれぞれ本質的に相違するものであつて、統合には適しない、二兎を追う者は一兎をも得ずというが、政府与党は三四の兎を追おうとしている、しかも予算の裏づけが貧弱で、法律案にうたつてある目的の達成は不可能である、加うるに与党は階層区分を廃止しようとする反動的な修正案を提出し、農業政策を逆行せしめようとしているという理由によつて修正案並びに両案に対して反対をせられ、次いで自由党を代表して野原委員より、三百万戸の自作農家を創設したことは日本農政の輝かしい勝利であり、農地委員会の仕事の大きな部分は終了した、また食糧事情も大幅に緩和され、農業調整委員会の役目も軽減される、今後は農業協同組合等を中心に農村再建の方途に向つて再出発しなければならない、農業委員会の設置はこの新使命にマッチするものである、但し階層区分はむしろ廃止して、農村を打つて一丸とする態勢とすべきである、農業委員会のすみやかなる成立を希望するが、予算の点では少からず不満であつて、増額措置を急速に望むものである、という意見を付して賛成せられたのであります。次に日本共産党を代表して木村委員より反対意見が述べられましたが、その要旨は、農地改革はきわめて不徹底なものであつて、山林・原野を掌握する地主勢力は温存され、半封建的な基盤は強化されつつあるが、この法律案はかような趨勢を助長するものであるというのであります。次に民主党の金子委員は、二、三の要望を付して賛成するという前置きで次の意見を述べられました。すなわち、農業委員会の事務量は決して減少はしない、農地改革は一段落したかもしれぬが、不況が進むとやみ小作等が増加し、麦の統制解除も自給度の低いわが国では無理であつて、再統制は必至である、農業改良業務に至つては今後ますます〳〵なすべきことが多いにもかかわらず、予算が大幅に削減されたることは残念で、すみやかに是正されねばならない、また選任委員に農業協同組合長等を入れることが必要である、階層別選挙の問題は小作の意見を尊重すべきことは当然だが、村内に派閥抗争をもたらすことはよくない、この点は自由党の修正意見に賛成であるということであります。

以上四委員の発言をもちまして討論を終局し、ただちに採決を行い、修正案並びに修正部分を除く政府原案はいずれも多数をもつて可決、よつて両案はそれ〳〵修正案のごとく修正すべきものと議決した次第であります。

なお両案の採決直後、自由党遠藤委員より特に発言を求められ、自由党及び民主党を代表して、農業委員会の経費並びに運営に関する件についてきわめて重要な決議案が提出されました。その要旨は、今後におけるわが国農村の使命達成上農業委員会の果す役割の重大な事実にかんがみて、二十六年度予算案における市町村農業委員会書記の給与に対する国庫補助一・二人分を二人分とし、必要経費平年額約九億円の増額について、法律成立後すみやかに善処すること、並びに農業改良事業については部会制度により運営するよう措置すること、以上の二点でございました。この決議文は多数委員の賛成を得て可決されましたので、ただちに農林大臣及び大蔵大臣へ参考送付の手続をとつた次第であります。

以上をもつて報告を終ることといたします。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（三月二十八日）

（競馬法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（昭和二六、三、三一、法八九）

一、提案理由（三月二日）

○島村政府委員　ただいま上程になりました農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

さきに提案いたしました農業委員会法によりますれば、現行の農地委員会は新たに農業委員会に改組されることになりますので、現行諸法律中の「農地委員会」とあるものを「農業委員会」に改める必要が当然生ずるわけであります。このような整理を行うため関係法令についての一部改正を行うた次第であります。

何とぞ農業委員会法と並行して御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたす次第であります。

二、衆議院農林委員長報告（三月二十日）

（農業委員会法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院農林委員長報告（三月二十八日）

（競馬法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国民健康保険法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法九〇）（衆）

一、提案理由（三月二十日）

○中川俊思君　ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

御承知の通り、国民健康保険は、昭和十三年に実施されまして以来、急速に普及発展いたし、今や社会保障制度の一環といたしまして着々その成果を上げ、現在保険者数五千百、被保険者数二千五百万人となつているのでありますが、今回さらに国民健康保険の運営を適正かつ合理的ならしめるため、次のような改正を必要とすることと相なりましたので、この法律案を提案する次第であります。

この法律の改正の第一点は、国民健康保険の診療報酬を適正ならしめるため、これを審査する機関として、都道府県に一または二以上の国民健康保険診療報酬審査委員会を設置することといたしておるのであります。

第二は、特別の事由ある市においては、その市の一部の区域において、公営で国民健康保険を行い得る道を開いておるのであります。

第三は、一部負担金を療養担当者の窓口で支払い得ることとし、また特別の事由ある者には一部負担金を減免する等の措置を講じ得ることといたしておるのであります。

第四点は、今回地方税法の改正によりまして、国民健康保険を行う市町村は、保険料にかえて国民健康保険税を課し得ることとなりましたことに伴い、保険料に関する規定を整理しようとすることであります。

以上がこの法律の改正案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院厚生委員長報告（三月二十八日）

○青柳一郎君　ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

国民健康保険は、昭和十三年実施以来急速な普及発展を遂げ、今や社会保障制度の一環として着々その成果をあげておりまして、現在における保険者数五千百、被保険者数二千五百万人を算しておるのでありますが、今回国民健康保険制度の運営を一層適正かつ合理的ならしめるため次のような改正を行おうとするのが、本改正法案の提出の理由であります。

国民健康保険法の一部を改正する法律

第二点は、特別の事由のある市においては、その市の一部の区域において公営で国民健康保険を行い得る道を開こうとすることであります。

第三点は、一部負担金を療養担当者の窓口で支払い得ることとし、又特別の事由のある者には、一部負担金を減免する等の措置を講じ得ることとしようとすることであります。

第四点は、今回地方税法の改正によりまして、国民健康保険を行う市町村は、保険料にかえて国民健康保険税を課し得ることとなりましたことに伴い、保険料に関する規定を整理しようとすることであります。

以上がこの法律の改正案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院厚生委員長報告（三月二十八日）

○青柳一郎君　ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

国民健康保険は、昭和十三年実施以来急速な普及発展を遂げ、今や社会保障制度の一環として着々その成果をあげておりまして、現在における保険者数五千百、被保険者数二千五百万人を算しておるのでありますが、今回国民健康保険制度の運営を一層適正かつ合理的ならしめるため次のような改正を行おうとするのが、本改正法案の提出の理由であります。

次に本法案の内容のおもなるものを申し上げますれば、第一は、国民健康保険の診療報酬を適正ならしめるため、これを審査する機関として、都道府県に一または二以上の国民健康保険診療報酬審査委員会を設置することといたしておるのであります。

第二は、特別の事由ある市においては、その市の一部の区域において、公営で国民健康保険を行い得る道を開いておるのであります。

第三は、一部負担金を療養担当者の窓口で支払い得ることとし、また特別の事由ある者には一部負担金を減免する等の措置を講じ得ることといたしておるのであります。

第四は、今回地方税法の改正によりまして、国民健康保険を行う市町村に、保険料にかえて国民健康保険税を課し得ることとなりましたことに伴い、保険料に関する規定を整理いたしておるのであります。

本法案は、社会保障制度における重要なる一環として、従来本年委員会においても数次検討を重ねて参つたのでありますが、本月二十日、本委員会に付託せられ、提案者中川俊思君より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入り、特に診療報酬の審査機関に関する問題を中心として、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのでありますが、その詳細は速記録に譲ります。

審査の経過に伴いまして、本日の委員会において、青柳、丸山、金子の三委員より次の修正案が提出されたのであります。

その第一は、第四十七条の二に、第二項として、保険者がみずか

船員保険法の一部を改正する法律

ら診療報酬の審査を行い、または都道府県を区域とする連合会に対してその審査を委託し得る規定を設けようとするものであります。その第二は、第四十七条の八として、保険者または都道府県を単位とする連合会が審査を行う場合における審査機関等に関する規定を新設しようとするものであります。

次いで質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して岡委員より、医療給付に対する国庫補助の早急実施方を強く要望せられて、修正案に対する賛成意見の開陳があつたのであります。

かくて討論を終結し、まず修正案の部分について採決に入りましたところ、全員一致をもつて修正案通り可決すべきものと決せられ、次いで修正案を除く他の部分について採決いたしましたところ、これまた全員一致をもつて可決すべきものと決せられた次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院厚生委員長報告(三月三十日)

(船員保険法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎船員保険法の一部を改正する法律

(昭和二六、三、三一 法九一)(衆)

一、提案理由(三月二十三日)

○丸山委員　ただいま議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案を御審議せられるにあたりまして、本法案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正の主眼とするところは、養老年金支給額の増額をはかろうとすることでありまして、現行法では、養老年金の額の計算の基礎となる平均標準報酬月額は、被保険者であつた期間の全期間の平均標準報酬月額でありますが、これにより計算した養老年金の額は、他の年金給付たる寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金と比較して、はなはだしく不均衡を生ずることとなりますので、養老年金の額を適正な額とするため、その計算の基礎となる平均標準報酬月額を、昭和二十一年四月一日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額といたしました。この場合において養老年金の額が二万四千を越えるときは、これを二万四千円といたしたのであります。その他更生年金保険法の関係条文との調整をした次第であります。

以上が、船員保険法の一部を改正する法律案を、今国会に提出しました理由でありますが、何とぞすみやかに御審議の上、可決されますようお願い申し上げる次第であります。

二、衆議院厚生委員長報告(三月二十四日)

(結核予防法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院厚生委員長報告(三月三十日)

○河崎ナツ君　只今上程されました船員保険法の一部を改正する法律案外三案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず船員保険法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は衆議院提出の法案でありまして、その主眼とするところは養老年金支給額の増額を図ろうとすることであります。即ち現行法によりますと、養老年金の額の計算の基礎となる平均標準報酬月額は被保険者であつた期間の全期間の平均標準報酬月額となつておりますが、これにより計算した養老年金の額は、他の年金給付たる寡婦年金、鰥夫年金及び遺児年金と比較いたしまして甚だしく不均衡を生ずることとなりますので、養老年金の額を適正な額とするために、その計算の基礎となる平均標準報酬月額を昭和二十一年四月一日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に改め、この場合において養老年金の額が二万四千円を超えるときは、これを二万四千円に抑えることといたしてあります。その他、厚生年金保険法の関係条文との調整をいたしてあるのであります。以上が本法案の改正の主眼点でございます。

厚生委員会におきましては、本案の審議に当りまして種々質疑応答がございましたが、その一二について申上げますと、上條委員から、船員は危険な職務に従事するにかかわらず、その養老年金の額を二万四千円で抑えるのは余りに低過ぎると思うがどうか。又養老年金額の計算の基礎となる平均標準報酬月額のとり方について、社会保険審議会から厚生大臣の諮問に応じてした答申によると、昭和二十二年十二月一日以後の期間を基礎とすることになつているが、これを昭和二十一年四月一日以後の期間を基礎とすることにしたのは不当ではないかという趣旨の質疑に対しまして、提案者並びに厚生省事務当局から、養老年金の額を二万四千円で抑えたのは、現在の保険給付の実状及び保険料率等との見合いの上、この程度が適当と考えたからである。又平均標準報酬月額について昭和二十二年十二月一日以後の期間を基礎とすることにしますと、養老年金の額が著しく高額となり、さりとて戦時中の平均標準報酬を基礎とするのは余りに低額に失しますので、この際、戦後初めて標準報酬を改訂したところの昭和二十一年四月一日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額とした次第であるとの答弁でございました。その他詳細は速記録によつて御了承を願います。

かくて質疑を終り、討論に移りましてから、上條委員より、本法成立後適当な時期に次の趣旨により本法を改正することを要望して本案に賛成する旨述べられました。即ち一、養老年金の額の計算の基礎となる平均標準報酬月額は昭和二十二年十二月一日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額とする。二、養老年金の額を最高二万四千円に制限しないことの二点であります。他の委員もこ

れに同調されましたので、右の事項を要望することにいたしまして、採決の結果、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に国民健康保険法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案も衆議院提出の法案でありまして、御承知の通り、国民健康保険法は昭和十三年に実施されて以来、急速に普及発達いたし、今や社会保障制度の一環として、ます〳〵その重要性を加え、現在保険者数五千百、被保険者数二千五百万人に達しておりますが、今回更に国民健康保険の運営を適正且つ合理的ならしめるため所要の改正をいたさんとするものであります。改正案の要点の第一は、国民健康保険の診療報酬を適正ならしめるため、これを審査する機関として、社会保険診療報酬支払基金のほかに、都道府県に一又は二以上の国民健康保険診療報酬審査委員会を設置することとし、なお保険者の自己審査及び都道府県を区域とする連合会に対し審査の委託をなし得る規定を設けようとするのであります。第二点は、特別の事由のある市においては、その市の一部の区域において公営で国民健康保険を行い得る途を開こうとすることであります。第三点は、一部負担金を療養担当者の窓口で支払い得ることとし、又特別の事由のある者には一部負担金を減免する等の措置を講じ得ることといたしてあります。第四点は、今回地方税法の改正により、国民健康保険の行う市町村は、保険料に代えて国民健康保険税を課し得ることとなりますので、これと関連して保険料に関する規定を整理しようとすることであります。以上がこの改正案の要点であります。

厚生委員会におきましては、診療報酬点数の問題、審査機構の問題、一部負担金の窓口払の問題その他に関し、熱心な質疑応答が交されましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて討論省略の上、採決いたしました結果、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に予防接種法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

先ず本法案の提出理由は、予防接種法は昭和二十三年第二国会において制定されまして、今日まで伝染病予防対策上重要な役割を果して来たのでありますが、現行法におきましては、定期の予防接種は必らず市町村長の行うものを受けなければならないことになつていたのであります。これは、当時としては新らしい制度であり、予防接種を確実に行うため市町村長の行うものだけに限定し、体系の複雑化を避けたのでありますが、今日、予防接種の普及に伴いまして、市町村長のみにとどまらず、一般医師の接種をも法律上有効なものと認めるよう改正して、国民の便宜を図ることといたしたのであります。

以上が本法案の概要でありまして、厚生委員会におきましては、予防接種を一層普及徹底するために改正されました本法案は極めて適切なる立法と認めまして、質疑並びに討論を省略いたしまして、本法案の採決に入り、原案通り全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に診療エックス線技師法案について御報告申上げます。

この法案は本院谷口議員ほか六名による議員提出法案であります。先ず提案理由について簡単に申上げます。診療エックス線の業務に従事する者の資格を定めて、その資質の向上を図ると共に、その業務が適正に運用されるよう規律する必要があるためであります。

次に本法案の内容について概要を申上げます。先ず第一に、エックス線の照射は、これに関する十分な知識と熟達した技術とを有する者によつて行われなければ、人体に恐るべき障害を起させる危険の大きいものでありますので、かような危害を防止いたしますために、エックス線を人体に照射する業務は免許を受けた者でなければ行うことができないことと、その免許は一定の国家試験に合格した者に対してでなければ与えられないこととなつております。なお、その受験資格といたしまして、高等学校卒業の後、更に二年間エックス線に関する知識技能の修習を終えたことを必要とすることに規定いたしております。これに関連して、現在業務に従事している者及び過去において三年間の業務経歴を有する者に対しましては届出制をとつた上、暫定的に五年間を限つてその業務の継続を認め、その間に届出者に対する試験を行うことによつて新制度へ移行させるようにいたしております。

次に、その業務のあり方につきましては、医師の行う診療行為と極めて密接な関連を持つている点から、医師のみが行い得る診断の分野にまで入ることがないよう、診療の補助者としての性格を明確にいたしております。即ちエックス線照射を行うには、必ず医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければならないこととし、又その業務に従事する場所を原則として病院又は診療所内に限ることとして、その業務が常に医師の監督下に行われるように規定いたしております。又エックス線照射に関する指示を与えた医師又は歯科医師の署名を受けさせることにしているのであります。

以上が本法案の大要であります。

本法案は七名の厚生委員の発議でありまして、従来より十分研究いたしておりましたので、厚生委員会においては質疑並びに討論を省略して本法案の採決に入りましたが、原案の通り全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

◎農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二六、三、三一、法九二)

一、提案理由(三月二十二日)

○島村政府委員　ただいま上程になりました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

国の自立経済の達成と農林水産業経済の安定とをあわせはかるた

めには、治山及び治水に基礎を置いた合理的な災害対策がきわめて重要性を持つものであることは、御承知の通りであります。この意味からいたしまして、従来単に補助規程によつて実施されて参つた農林水産業施設の災害復旧に対する国の補助を制度化するために、第七国会において、現行法が成立を見たのでありますが、過去一箇年の実施の経緯及び一般土木災害復旧制度の改正の方向にかんがみまして、所要の改正を加える必要を認めましたので、ここに一部改正法律案を提出いたした次第であります。以下本法律案のおもなる改正の要点について説明いたします。

第一に、現行法において不明確であつた原形復旧事業と超過事業との区分を明確にいたし、災害復旧事業上必要不可欠の超過事業について、新たに一般の改良事業と同率の補助を行うことにいたしたのであります。

第二に、補助率につきましては、第三条第二項の原形復旧事業におきましては、林道の現行十分の五を奥地幹線林道とその他にわけ、前者につきましては、奥地林開発に資するため特に十分の六・五に、また水産業協同組合の維持管理する漁港施設につきましては、現行十分の四・五を一般港湾との均衡上十分の六・五に改訂いたした次第であります。なお第三条第三項の超過事業費の補助率につきましては、それ〴〵の一般改良事業の補助と同率といたした次第であります。

第三に、一般土木災害復旧事業に関する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案との調整をはかつたことであります。すなわち、林地荒廃防止施設及び漁港施設中、地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案第三条の適用を受けることになつておりますので、本法の適用を除外することといたしたのであります。

第四に、地方財政の実情にかんがみまして、現行法第五条第九号に規定する地方公共団体の義務負担制を廃止したことであります。

以上が本法律案のおもなる改正の内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院農林委員長報告（三月二十四日）

○千賀康治君　ただいま議題となりました、内閣提出、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案並びに小笠原八十美君外七名提出、競馬法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、わが国は天変地災が非常に多く、年々農林水産業施設に対して多大の損害を与えておりますので、この合理的な災害対策を確立して農林水産業の経済安定をはかる必要のありますことは、今さら贅言を要しないところと存じます。現行法は、この趣旨に基きまして、去る第七国会におきまして、従来単に補助規定によつて実施いたしておりましたものを法制化したのでありますが、その後一箇年間にわたる実施の経験に基きまして、さらに改正すべき点がございます上に、一般土木災害制度の改正の方向とも歩調を合せる必要がありますので、所要の改正をいたそうとするものであります。

次に改正の主要点を申し上げますと、

一、現行法におきましては、原形復旧事業と超過事業との区別が不明確でありますので、改正案ではこの点を明確にいたしまして、災害復旧事業上欠くことのできない超過事業につきましても、新たに一般改良事業と同率の補助を行うことにいたしました。

二、林道に対する補助率は、現行法では一率に十分の五となつておりますが、奥地林開発の緊要性にかんがみまして、奥地幹線林道とその他に区分いたし、奥地幹線林道に対する補助率を十分の六・五に引上げました。また水産業協同組合の維持管理に属する漁港施設につきましても、現行の十分の四・五を十分の六・五に引上げました。

三、林地荒廃防止施設及び漁業施設中、地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものは、近く提出を予定されております公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案の適用を受けることになつておりますので、本法の適用を除外いたしました。

四、現行法によりますと、地方公共団体は当該災害復旧事業の費用の一部を負担することとなつておりますが、地方財政の実情にかんがみまして、かような義務負担制を廃止いたしました。

改正の要点は、おおよそ以上の四点であると存じます。

本法案は、去る十九日付託と相なり、二十二日提案理由の説明を聴取いたしましたが、本改正案の内容は、災害復旧に対する補助率の引上げ、または原形復旧を越える超過事業に対し新たな補助を与えることとする等、治山治水対策に対する現下の要請にこたえんとするものでありまして、最も時宜に適した措置と認められ、各委員とも異論がございませんので、質疑を省略いたしました。

次いで、昨二十三日採決いたしましたるところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に競馬法の一部を改正する法律案につきましては、三月十九日、提案者の一人川端佳夫君より、この法律案の提出理由と改正内容を聴取いたしたのでありますが、その要点を御報告申し上げますと、御承知のごとく、現行法上の国営競馬の開催地は札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、中京、京都、阪神、小倉、宮崎の十二箇所と相なつておりますけれども、実際には新潟、横浜、中京、宮崎の四箇所は種々の理由から挙行できず、従つて挙行できない部分につきましては、第三条の但書によつて、隣接競馬場で一回をふやし、年四回開催できることとなつておるのであります。しかるに最近における国営競馬の現状を見ますると、地方競馬に比較し、開催回数のみならず、出場手当金等の関係もありまして、いささか押されぎみで、かくては国営競馬に出場する馬の持主の経済に悪影響があるばかりでなく、由緒ある国営競馬の伝統を傷つけ、かつ資源としての優秀競走馬の涵養にも支障を与えまするので、この

際とりあえず該当条項を改正して、開催のできなかつた分の国営競馬を他のいずれかの国営競馬場で開催せしめ、全体として国営競馬の開催回数を増加せしめようというのが、本法案の目的とするところであります。

三月二十日質疑を行いましたが、その詳細は速記録に譲りまして、三月二十三日、討論を省いて採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決しました。

以上をもつて御報告を終ります。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（三月二十八日）

（競馬法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎漁業法等の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法九三）

一、提案理由（三月二十四日）

○永田委員　昨年三月十四日施行をみた新漁業法においては、漁民による漁業秩序の再建を意図し、旧法に基き免許された漁業権の再編成を行うとともに、許可漁業についても、それ〴〵漁業の民主化という見地から再検討を加えることとしたのであるが、このいわゆる漁業制度の改革は、現在断々固として進行の過程にあります。ところで今ここに新漁業法について一部改正を行う法律案を提案するゆえんのものは、この一年間における実績に基き、制度改革をより円滑に実施するためにほかならないのであります。以下法律案において取上げました重要事項について説明申し上げます。

さて、この改正案は、漁業法と漁業法施行法、両法の一部をそれぞれ改正する内容になつておりますが、まず漁業法関係について説明します。

第一は、瀬戸内海におけるます網漁業は、現行法において定置漁業に該当しておりますものについても、すべて共同漁業にいたす法第六条関係の改正でございますが、これはます網漁業の経営規模がさして大きなものでないことと、瀬戸内海における該漁業の経営は、現在その大部分が輪番制による行使を行つている実情にあります。従いまして、もし身網の設置場所が二十七メートルであります網漁業が、定置漁業としての取扱を受けることとなるといたしますと、定置漁業の免許の優先順位の関係で、現在の輪番制による理想的な経営の一角が崩れることにも相なるわけでございまして、この際協同組合のみが免許の適格性を持つております共同漁業権の内容に組み入れることにより、組合の管理のもとに該漁業を輪番経営させることが、最も適切な漁業調整のあり方ではないかと考える次第でございます。

第二は、入漁権の享有者を協同組合または同連合会に限定することでございます。現行規定によりますと、若干個人が入漁権を取得できることを認めている節もあるのでございますが、入漁権の対象となりうる漁業権は、組合にのみ免許される共同漁業と、組合が自

営しない場合にあつても最優先的に免許が保障されております一部の区画漁業権に限定されております。これは、その漁業の実態が、組合の管理のもとに調整されることが最も適切であると考えられるからであつて、こうした内容の漁業を入り会つて操業いたす権利である入漁権を個人が享有できることは、いささか妥当を欠くものではないかと考えるわけであります。従つて今回第四十二条のこの新しい規定を加えまして、入漁権を取得できるものを、協同組合と同連合会に限定することを明確にいたした次第であります。

第三は、現在漁業の取締りに関しては、農林大臣及び知事の命令でもつて規定した事項が多々あるわけでございますが、これら省令、規則に定められております懲役、罰金、拘留及び科料の罰則は、互いに併科できるようになつておりますが、この点漁業法自体の命令への委任の内容が不分明でございますので、この際明確にいたしたのが第六十五条第三項の改正であります。

第四は、小型底びき網漁業の関係でございますが、この漁業は、現在機船底びき網漁業取締規則第二十六条の二によつて規律され、以東底びき網漁業とは取扱いを異にし、知事の許可にゆだねられております。ところでこの小型底びきは、戦時戦後を通じ、わが国の食糧危機の緩和にすこぶる貢献いたした漁業であつたのでありますが、その漁業能率のよいことと、沿岸至るところで操業され、あまつさえ法規律の紊乱は、現在沿岸漁業の秩序維持にゆゆしき事態を惹起している現況にあります。これが進行中の漁業制度改革に与える影響は、いまや看過できない段階に達しているものと考えられます。今回法律を改正する機会に、この漁業の処理についての方針を確立し、制度改革をさらに強力に推進する法的根拠を規定いたしたいものと考え、新しく第六十六条の二の規定を制定するものであります。

第五は、有毒物を使用して水産動植物を採捕する禁止の一部解除の点でございますが、これは現在内水面漁業にかかる免許の際に要する増殖、養殖の基準を作成する必要に迫られているわけでございまして、その際局部的に増殖の実績について悉く皆調査をする必要があるため、この場合には例外的に有毒物使用を認めようとするものでありまして、第六十九条に法律案の通り但書を加えた次第であります。

第六は、第七十八条から第八十条までの免許料、許可料徴収に関する一連の改正でありますが、これは昨年第七国会におきまして、国税徴収法の一部改正が行われた際、当然に改正する必要があつた事項でありますが、実際にはこれらの規定がいまだ適用の段階になかつたため、今日までそのままになつていたのを、今回正確な内容に改正いたしたものであります。内容はまつたく従前通りでございます。

第七は、第八十九条の改正でございますが、これは海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調整期日を、現行の二月一日から九月十五日に改めまして、公職選挙法による名簿調製と期日を一致させ、事務の簡捷化をはかつた次第であります。

第八は、第九十四条及び第九十七条関係の改正でございますが、

これは昨年第七国会において成立制定された公職選挙法に関連いたしまして、これらの規定が大幅に修正されたのでありますが、若干法律的に不備な点がありますので、法案の通り改正いたすものであります。

第九は、漁業法の規定によりますと、知事が具体的に漁業調整につき処分を行うに際し、多くの場合、海区漁業調整委員会の意見を聞くことを要件といたしておるのでありますが、委員会が解散されるとか、委員が不足したために委員会が成立し得ないことがあるわけでありまして、そうした場合、可及的すみやかに補欠選挙を執行いたしますことは当然の理としましても、なお不測の緊急を要する事態が予想され、そうした際委員会の意見を聞かずして知事が措置できるよう第百四条の二の規定を新しく制定いたしたいと考えるのであります。

第十は、内水面漁場管理委員会と都道府県の議会の議員の兼職の禁止をいたす点でございますが、これはこの委員会が海区漁業調整委員会と大体同一の法的性格を持つものであることから、海区漁業調整委員会と同様の取扱いをいたすのが当然と考えられますので、第百三十二条をしかるべく改正いたした次第であります。

以上が漁業法関係の改正点の概要でありますが、漁業法施行法関係といたしましては次の二点でございます。

第一点は、旧漁業法に基く漁業権の消滅時期を指定する手続についてでございますが、現行法によりますと、政令によりまして一括地区ごと、漁業権ごとの指定を考えているのでありますが、漁業法によって現在樹立されております。漁場計画の進行状況を考えますると、画一的に消滅時期を指定いたすことは、いささか困難の模様であります。従いまして、この際漁場計画の作成により、密接な位置にある知事をして指定の事務を行わせることがより適切だと考え、第一条第二項をしかるべく改正いたしました。

第二点としまして、補償事務開始の時期でありますが、現行規定からみますと、漁業権の消滅後に手続が開始されるようになつておるのでありますが、漁業権の補償が、むしろ沿岸沖合漁業の協同化のための生産資金に活用される希望がすこぶる多く、かつまた、かくすることが制度改革をして有終の美を全うさせるゆえんでもありますので、できる限り早く補償額が確定し、証券交付時期を繰上げることが望ましく考えます。第十条第五項を法案の如く改正いたしますのは、如上の意味からでございまして、権利消滅前にも補償計画の手続を開始し得るよう、措置したわけであります。

以上が本法案を提出いたす事由でございますが、慎重審議の上、賛同あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院水産委員長報告（三月二十八日）

○永田節君　ただいま上程せられました漁業法等の一部を改正する法律案について、その要旨と、水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知の通り、昨年三月十四日施行を見た新漁業法は、その後二年の間にすべての漁業権を再配分し、漁民自身が新しい漁業秩序を再建する漁業制度の一大改革であつて、現在着々と進み、その最終段階に近づきつつあります。この間における改革の実績に基き、本制度改革をより効果的に、しかも円滑に実施するため二、三改正をしようとする次第であります。

次に本案の概要について申し上げます。本案は漁業法と漁業法施行法とをそれ〴〵改正しようとするのであります。まず漁業法関係から説明いたします。

第一点は、瀬戸内海におけるます網漁業について、身網設置場所の水深が二十七メートル以上のものは、当然定置漁業として取扱われるのでありますが、瀬戸内のものについては、特に共同漁業権の内容として、漁業協同組合の管理下に置けるよう例外規定を設け、本漁業の適正なる運用ができるように改正しようとすることであります。

その第二点は、小型機船底びき網漁業についてであります。本漁業は、戦時中あるいは終戦後、食糧不足のため急激に増加して、水産物を増産し、食糧危機の緩和に大いに貢献したのでありますが、その反面、資源の枯渇を招来し、沿岸漁業の秩序維持にゆゆしい事態を惹起している現況であります。これがため本漁業処理の根本方針を確立し、制度改革をさらに強力に推進する法的根拠を規定しようというのでございます。

第三点としては、漁業調整を行う際、多くの場合、知事が海区漁業調整委員会の意見を聞くことを要件としているが、このたびの改正にて、委員会が解散または定数を欠き、成立しないときには、知事は委員会に諮らず措置できるようにして、現在実施されつつある制度改革に支障が起らないようにしようとする点でございます。

その他入漁権の取得については、その性質上、漁業協同組合及び同連合会に限定することを明確にし、あるいは漁業取締りに関する省令、規則の罰則は併科できるようになつておるが、漁業法の命令への委任が現在のところ不分明であるので、この点を明確にするとか、水産動植物の採捕に有毒物を使用することは全面的に禁止してあるが、特に内水面漁業については、調査研究のため主務大臣の許可を得た場合には有毒物の使用ができるように、その一部を緩和しようというのでございます。なおまた、公職選挙法の規定の準用等につき若干不備の点を改めたのであります。

次に漁業法施行法の改正について申し上げます。

漁業権の消滅時期については、政令によつて地区及び漁業権ごとに一括指定することになつておりますが、漁業計画の進行状況からして、画一的に消滅時期を指定することは実情に即さないため、漁業計画作成に直接関係ある知事がこの事務を行うよう改め、あるいは漁業権補償事務開始の時期についても、漁業権消滅後では、本改革達成の上からも適切でないので、できる限り早く補償額を確定し、証券交付ができるよう措置しようとする点であります。

以上が本案の趣旨及び内容でありまして、この案は三月十五日水産委員会に付託となり、提案理由の説明をいたし、同月二十八日質疑に入りましたところ、自由党の委員より修正案が提出され、代表として鈴木委員より修正案の趣旨及び内容の説明があつたのであり

ます。その概要について申し上げます。

このたび改正の重要なる点については、当委員会、あるいはそれぞれの小委員会において調査研究を続けている問題であり、最近においては司令部より勧告を受けている重要なる事項であるから、委員会としては、なお慎重に検討すべきであるとの趣旨をもつて、小型機船底びき網漁業の規定並びに海区調整委員会の開会不能の場合における特例及びこれに附随する規定を削除しようとする点であります。

次いで、討論を省略し採決に入り、まず修正案について採決し、続いて修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決されました。よつて本案は修正議決されたのであります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院水産委員長報告(三月三十日)

○木下辰雄君　只今議題となりました漁業法等の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

本案は衆議院提出の法律案であります。提案の理由及びその内容を簡単に申上げます。昨年三月十四日に施行せられました新漁業法においては、漁民による漁業秩序を再建し、従来の漁業権を全部再編成することになつておりますが、許可漁業についても漁業の民主化という見地から再検討を加えることとなつておりまして、このいわゆる漁業制度の根本的改革ともいうべきものが現在着々実行されつつあるのであります。然るにこの一カ年間に行なつた実績によりまして、この制度改革を一層円滑に実施するために法の改正を要する点が多少あるのであります。その第一点は、瀬戸内海における「ます」網漁業は現行法においては定置漁業に該当するものが多いのでありますが、その大部分が漁民の輪番制によつて経営せられている実情にありますので、この理想的な経営方法を生かすために全部共同漁業権のうちに組入れることとしたのであります。改正の第二点は、入漁権はすべて協同組合又はその連合会でなければ取得することができないことに改めたのであります。これは入漁権の対象となる漁業権は、協同組合のみが所有することができるところの共同漁業権と一部の区画漁業権に限定されております関係から、入漁権も同様に協同組合及びその連合会に限つたわけであります。第三点は、小型底曳網漁業の関係でございますが、この漁業は以東底曳網漁業とは取扱が違いまして、取締規則によつて知事の許可に委ねられております。ところで、この小型底曳は戦時戦後を通じて我が国の食糧危機の緩和に貢献いたしました漁業でありましたが、沿岸至る所で操業され、無許可船が三万隻にも達しておる状況でありまして、沿岸漁業の秩序維持に大なる支障を来たしておるのであります。今回この漁業の処理についての方針を確立し、制度改革を更に強力に推進する法的限拠を規定したことであります。第四点は、漁業法の規定によりますと、知事が漁業調整につき処分を行う場合には海区漁業調整委員会の意見を聞かねばならぬこととなつておりますが、委員会が解散されるとか、委員に欠員を生じて委員会が成立し得ない場合で補欠選挙に間に合わないような場合には、委員会の意見を聞かずして知事が措置できるようにいたしたことであります。第五点は、内水面漁場管理委員会の委員も海区漁業調整委員会の委員と同様に都道府県の議会議員の兼職を禁じたことであります。

以上が漁業法関係の主なる改正点でありますが、漁業法施行法関係といたしましては次の二点を改正せんとするのであります。第一点は、旧漁業法に基く漁業権の消滅時期を、政令によりまして一括地区ごと、漁業権ごとに指定することになつておりますが、現行法によつて現在樹立されております漁場計画の進行状況を考えますと、画一的に権利の消滅時期を指定することはいささか困難の模様であります。従つてこの際、漁場計画の作成により密接な地位にある知事をして指定の事務を行わせることが適切であると考え、かように改正したのであります。第二点は漁業権の補償事務開始の時期でありますが、現行規定によりますと、漁業権が消滅した後に手続を始めるようになつておりますが、漁業権の補償は沿岸漁業の協同化のため生産資金に活用される希望が多く、又かくすることが制度改革をして有終の美を完うさせるゆえんでもありますので、できる限り早く補償額を確定し、漁業権証券交付の時期を繰上げることが望ましいのであります。如上の意味から権利消滅前にも補償計画の手続を開始し得るように措置したわけであります。

以上が本法案提出の理由及び内容の概略であります。

然るに衆議院においては、改正の第三点として申上げました小型機船底曳網漁業に関する件、即ち改正法案の第六十六条の二全部を削除し、又改正の第四点として申上げました海区漁業調整委員会の委員の欠員を生じておる場合における知事の処分権を定めるという第百四条の二等を削除し、これらに附随する条文の修正を行なつて本院に送付されたのであります、委員会におきましては、この修正案について十分に質疑応答を重ね、慎重審議いたしたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終了して、討論採決の結果、修正案通り全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告いたします。

◎漁船法の一部を改正する法律

(昭和二六、三、三一、法九四)(参)

一、提案理由(三月二十三日)

○秋山俊一郎君　漁船法の一部を改正する法律案につきまして、発議者秋山俊一郎、木下辰雄、青山正一、千田正、この五名の発議になつておりますが、私が便宜上説明を申上げます。

漁船法は、第七回国会において成立し、昭和二十五年五月十三日法律第百七十八号を以て公布、同年八月十二日施行になりましたが、その後の運用の実績に徴しまして所要の改正を施そうとするも

のであります。先ず第一点は、漁船の建造等の工事完成後に認定を行うことにいたしたことであります。現行法によりますと、漁船の建造及び改造の許可には漁業種類、総トン数その他各種の許可の要件が条件となりますが、既往の経験によりますと必ずしもでき上つた漁船がこれらの条件に合致していない場合があります。併し、この許可要件が厳守されることは、合計総トン数の最高限度と性能の基準を確保して漁業の調整及び取締の完全を期しますために是非とも必要なことでありますので、このたび、新たに規定を設けて、この種の違反の絶滅を期そうとするのであります。これによつて、現在各方面から要望されております漁業取締の強化も、軽少の経費を以て十分の効果を挙げられることが期待できるものと信じます。

第二点は、登録票の検認の制度を設けたことであります。漁船が登録された後その登録事項に変更を生じたときは変更の登録をしなければなりませんが、その申請を怠り又は故意にしない者が多いために漁船原簿に現われたものと漁船の実態とがとかく遊離しがちでありましたので、これを確実に合致させる必要から新たに都道府県知事に、三年ごとに登録漁船と登録票について検認を行うことといたしたのであります。

第三点は、登録手数料を都道府県の収入とすることにいたしたことであります。従来、登録手数料は国の収入とし、実務を取扱う都道府県には、平衡交付金によつて還元していたのでありますが、地方財政の確保の見地から直接都道府県収入とすることに改め、且つ、検認制度の創設に伴いまして、その手数料をも徴収できることにいたしたのであります。

以上三点が改正点の主要なものでありますが、その他現行法において建造等の許可基準の個所の中に含めて規定されております合計総トン数の最高限度及び性能の基準の設定について、新たに一条を設けて別個に規定することにいたし、建造等の許可基準から造船所及び機関製作所の技術的能力、資金調達能力に関する規定を削除し民間の自由意思に任せることにいたしましたほか、法文について所要の整理を施したのであります。

以上がこの法律案の大要でありますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申上げる次第であります。

二、参議院水産委員長報告（三月二十七日）

○木下辰雄君　只今議題となりました漁船法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申上げます。

本法律案は秋山俊一郎君ほか三名の提案であります。提案の理由とその内容について簡単に御説明申上げます。漁船法は第七国会において成立いたしまして、昭和二十五年五月十三日法律第百七十八号を以て公布され、同年八月十二日施行になつたのでありますが、その後の運用の実績に徴しまして改正を要する点が二三あるのであります。

先ずその第一点は、漁船の建造、改造等の工事完成後に認定を行うことにいたしたことであります。現行法によりますと、漁船の建造及び改造の許可には、漁業の種類であるとか総トン数とかその他いろ〳〵の条件が必要となつております。併しながら、今までの経験によりますと、建造された漁船がこれらの条件に合致しない場合が多々あるのであります。かようなわけで、農林大臣が合計総トン数の最高限度を定め、その性能の基準を確保して、漁業の調整及び取締の完全を期する上に、甚だしき支障を来たすのであります。それで新たに規定を設けてこの種の違反の絶滅を期そうとするのであります。

第二点は漁船の登録票の検認の制度を設けたことであります。漁船が登録された後、その登録事項に変更を生じたときは、変更の登録をしなければならぬこととなつておりますが、その申請を怠つたり、或いは故意にしない者が多いために、漁船原簿に現われたものと漁船の実態とが相違しておる場合が多いのであります。これを確実に合致させるために、新たに都道府県知事が三年ごとに漁船とその登録票について検認を行うこととしたのであります。

改正の第三点は登録手数料を都道府県の収入とすることにいたしたことであります。従来は登録手数料は国の収入として、実務を取扱う都道府県に対しては平衡交付金によつて還元しておつたのでありまするが、地方財政確保の見地からかように改めた次第であります。

以上の三点が改正の主要なるものであります。

委員会におきましては、かねて委員各位の一致した主張でもあり、立案に当つても十分に研究いたした事項でありまするので、余り質疑もなく、討論を省略し、採決の結果、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告いたします。（拍手）

三、衆議院水産委員長報告（三月二十八日）

○富永格五郎君　ただいま議題となりました漁船法の一部を改正する法律案について、その概要と、水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず本案のおもなる内容について申し上げます。

その第一点は、現行法においては、動力漁船の建造あるいは改造等については許可の基準として規定していたのでありますが、このことは漁業調整上重要なる基本的事項であるから、農林大臣が必要と認めたときは、都道府県別あるいは動力漁船の種類別に、その隻数もしくは合計総トン数の最高限度及び性能の基準を毎年設定することにしようとすることであります。

第二点は漁船の工事完了後の認定についてでありまして、漁船の建造及び改造については、漁業の種類とか、漁船の大きさ、性能等が許可の条件にはなつているが、でき上つた漁船が最初の工事許可の内容と必ずしも一致しないので、総トン数五トン以上の動力漁船については、工事完了後、まだ漁業に従事しない前に許可条件について認定を行うように規定を設け、常に漁船の正確なる実態を把握して、もつて漁業調整及び取締り上十分なる指導監督ができるようにした点であります。

の合理化と均衡化とを確保することを目途として、画期的な地方税制の改革が断行されたのでありますが、爾来新地方税制は、住民の積極的な理解協力と、地方団体当局の不断の努力精進とによりまして、逐次その本来の目的を達成し、地方自治の伸張、ひいては国政の民主化に寄与しようといたしているのであります。

しかしながら、新地方税制は何分にも、未曾有の広汎かつ根本的な改革をその内容とするものでありまして、その施行の結果等に顧みますとき、住民負担の合理化及び税務行政の効率的運営の見地よりいたしまして、なお若干の改正を加えることが適当であると考えられる点があるのであります。

たま〳〵先般シャウプ第二次勧告が公表せられまして、新税制に対する批判とその運営に関する貴重な示唆も得られましたので、これらの諸点をも参考とし、また法施行後の運営状況に基いて、ここに地方税負担の均衡化と地方税徴収制度の改善をはかることを目的として、地方税法の一部を改正することといたした次第であります。

改正の第一は、附加価値税に関するものであります。

その一は、課税標準の算定について青色申告をなす法人に対し、加算法の選択的採用を認めたことであります。

附加価値税の課税標準の算定については、現行法は、企業の一定期間における総売上金額から機械、設備、原材料、商品、動力等の外部に対する支出金額を控除した額によるところのいわゆる控除法によることといたしております。しかしながら複式簿記を備えつけ

◎地方税法の一部を改正する法律

（昭和二六、三、三一、法九五）

一、提案理由（二月二十七日）

○岡野国務大臣　ただいま上程されました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のごとく昨年八月、地方税収入の拡充と地方税制の自主的の強化とによつて、地方自治の根基をつちかうとともに、住民負担

第三点は、漁船が登録された後、登録事項に変更があつた場合、登録がえをしなければならないのであるが、この点が不徹底であるため、都道府県知事は三年ごとに登録漁船と登録票について検認を行うよう義務づけ、原簿と実態との合致の徹底を期した次第であります。その他、従来登録手数料は国の収入であつたものを、地方財政確保の見地から都道府県の収入に改める等、その他の関連事項について所要の改正を行わんとする次第であります。

本法案は参議院提出でありまして、当委員会においては、三月二十四日提案理由の説明を聴取し、慎重審議し、三月二十七日の委員会において、質疑を打切り、討論を省略して採決したところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

て企業経理を行つている法人にありましては、これとほぼ同様な結果をみるところの、当該期間における所得、給与、利子、地代及び家賃の合計額によるいわゆる加算法を用いた方が経理上容易であり、かつ実際的でもあると考えられるのであります。従いましてこのような法人にありましては、附加価値税の課税標準を控除法によらないで加算法によつて算定することができるものとしたのであります。ただこのような選択を認めますためには、当該法人の帳簿の記載の正確を期する必要がありますので、青色申告を認められていることを要件といたしたのであります。

その二は、控除法によつて附加価値税の課税標準を算定するに際しまして、同税の実施前に取得した固定資産の減価償却額を総売上金額から控除することを認めようとするものであります。

その趣旨は、附加価値税実施前に、固定資産を取得した企業と同税実施後に固定資産を取得した企業との間に均衡を得せしめようとするものでありまして、同税実施の日における帳簿価額を残存耐用年数で除した額を順次爾後の各事業年度または各年の附加価値額から控除しようとするものであります。ただこのような取扱いを認められるためには、経理内容の明確であることが絶対の要件とされますので、附加価値税について青色申告を認められた法人または個人に限るものとしているとともに、総売上金額から控除する減価償却額の年次割について、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日までに、個人にあつては昭和二十七年三月三十一日までに道府県知事の承認を受けてしまわなければならないものとしております。

その三、二以上の道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人または個人が関係道府県に納付すべき附加価値税の基礎となる課税標準額について、その分割の方法を簡易化したことであります。すなわち分割の基準は、原則として従業員の数によることとし、ただ電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業及び倉庫業に限り、その事業の性格上、固定資産の価額及び従業者の数の両者によつて、按分するものとしたのであります。

その四は、附加価値税の概算納付のうちで、その年の見込みに基いて納付するものを概算申告納付と呼ぶこととし、この部分については更生または決定を行うことができるものとしたことであります。その反面、現事業年度または現年の附加価値額の見込み額が前事業年度または前年の実績額の五割以下には低下しないが、七割以下であつても、現事業年度または現年の見込み額によつて概算申告納付することができるものとしたのであります。

改正の第二は、市町村民税に関するものであります。

その一は、法人に対する市町村民税について、新たに法人税割の制度を設けたことであります。現在法人に対しましては、均等割しか課税いたしておりませんし、また個人に対する市町村民税の所得割も、所得税額を課税標準とするときは、算出所得税額から配当所得の百分の二十五を控除したものを課税標準としているため、配当所得には個人の段階においても、法人の段階においても市町村民税を課税していないという結果になつているのであります。よつて改

正案におきましては、配当所得について源泉課税しようとするねらいをも含め、かたく個人及び法人間の課税上の不均衡を是正いたそうという考えから、新たに法人税割を設けることとしたのであります。税率は標準を一〇%、制限を一一%といたしております。なお、徴収の方法としては、法人が法人税納付の際、同時に事務所または事業所所在地の市町村に申告納付する方法によることとし、法人が二以上の市町村に事務所または事業所を有するときは、従業者の数に按分してそれぐの市町村に分割納付するものといたしているのであります。

その二は給与所得について、源泉徴収の方法を採用することができるものとしたことであります。申すまでもなく、一般に給与所得者におきましては、市町村民税をまとめて徴収されますことは、非常な苦痛を伴うことでありますので、給与の支払いを受ける際に給与の支払者をして、便宜徴収せしめる道を開くのが適当であると考え、簡易な一般の源泉徴収の方法を市町村の任意によつて採用することができるものとしたのであります。この方法によつて給与の支払者に源泉徴収をさせようとする市町村は、前年の所得について算定した個人別の市町村民税を、毎年四月十五日までに給与の支払者に通知しなければならないものとするとともに、給与の支払いを受ける者が転職、退職等をしたときは、その翌月からはもはや給与の支払者は、特別徴収の義務を負わないこととといたしたのであります。

給与の支払を受ける者の住所地市町村である課税地市町村と、給与の支払いをなす者の支払地市町村とが異なるときは、課税地市町村は支払地市町村内の金融機関を指定いたしますので、給与の支払いをなす者は、これに納入すれば足りるものとしております。なお、給与所得について源泉徴収の制度をとることにしたのと関連して、賦課期日を一月一日に改めたのであります。

その三は、法人等が一市町村内に二以上の事務所または事業所を持つている場合においても、一の納税義務者として取扱うものとするほか、新たに年齢六十五年以上の者で、前年中に十万円を越える所得を有しなかつた者にも、市町村民税を課することができないものとしたことであります。

その四は、市町村民税の所得割の課税標準に課税総所得金を採用する場合において、財政上特別の必要がある市町村においては、総所得金額から基礎控除額のみを控除したものを課税標準とすることもできるものとし、必要に応じ所得割の負担を広く住民から求めることができる道を開くこととしたことであります。

その五は、所得税の納期の変更に応じて、市町村民税の納期の標準を六月、八月、十月及び一月中に変更するとともに、納期前の納付に対する報奨金の額を、税額の月百分の一に引上げることといたしたことであります。

改正の第三は、固定資産税に関するものであります。

その一は、使用者に対する固定資産税を廃止することといたしたことであります。現在国や地方団体などの所有に属する固定資産で、公用または公共用に供されているもの以外の固定資産については、その使用者に固定資産税を課するものとしているのでありますが、庶民住宅の居住者その他、この種固定資産の使用者の負担の状況にかんがみ、使用者に対する固定資産税を廃止することといたしたのであります。

その二は、償却資産に対する固定資産税の免税点を、三万円に引上げたことであります。零細な償却資産まで課税の対象に取上げて、納税者に無用な圧迫感を与えることは避けようとする趣旨からであります。

その三は、従来地方財政委員会が価格を決定していた船舶、車両、鉄軌道、発送配電施設のうち、関係市町村が一道府県内にとどまるものは、実情に明るい道府県知事をして、価格の決定を行わしめることとしたことであります。

その他、市町村民税におけると同様、納期に若干の変更を加え、また納期前の納付に対する報奨金の額を引上げることといたしましたほか、固定資産評価審査委員会の委員の定数は、その処理する事務が多い市におきましては、これを十五人まで増加することを認めることといたしたのであります。

改正の第四は、法人の事業に対する事業税につきまして、申告納付の制度を採用したことであります。従来事業税の中で法人事業税の徴収成績が必ずしも芳ばしくなかつたこと、特にその原因が、二以上の道府県にわたつて事業を行う法人について、課税標準の分割が非常に遅延していたことにあつたのにかんがみ、附加価値税に準じ分割の基準を簡素化するとともに、申告納付の制度をとることによつて、かかる弊害を打破し、早期に税収を確保することにしたいと考えたからであります。

改正の第五は、國民健康保険税の創設であります。従来、国民健康保険事業を行う市町村は、保険料を徴収していたのでありますが、この保険料の徴収成績が必ずしも良好でなく、ために国民健康保険財政は、その運営に困難の度を加え、ひいては市町村の一般財政に重大な圧力を加えているのであります。この点にかんがみまして、保険料にかえて国民健康保険税を市町村の目的税として創設し、もつて国民健康保険事業の有します相互扶助の精神の徹底化をはかりますとともに、国民健康保険財政の確立をはかることにいたしたのであります。このことは国民健康保険事業を行う市町村年来の要望でありますし、かつはまた社会保障制度の確立のためにも、大なる貢献をなすべきことが期待されるのであります。この国民健康保険税は、新税ではありますが、従来の保険料にかえて創設されるものでありますがゆえに、住民の負担としては、何ら増減するものではないのであります。

改正の第六は、その他に関するものでありまして、その一は国税と地方税との徴収順位は、差押えの場合において、先着手の順位によるほかは同順位によるものとし、それぐの債権額に按分して収納することにしたことであります。

その二は、狩猟者税、自転車税、荷車税等の罰則の規定中、体刑を廃止して、その合理化をはかつたことであります。

以上が本改正案の内容でありますが、もつぱら地方税負担の均衡

化と、地方税徴収制度の改善をはかり、新税制の運営を円滑ならしめようとするものであります。何とぞ愼重御審議の上、すみやかに議決せられんことを希望する次第であります。

一、地方税法の一部を改正する法律案中修正部分の提案理由(三月二十日)

○小野(哲)政府委員　ただいま国会法第五十九條の規定によつて衆議院の承諾を得ました地方税法の一部を改正する法律案中修正について御説明申し上げます。

政府におきましては、地方税務行政の改善と地方税負担の合理化をはかることを目的として、地方税法の一部を改正する法律案を提案し、目下連日御審議を願つている次第でありますが、本法律案上程後に、たま〳〵国税徴収法の一部を改正する法律案の閣議決定を見、近く国会に上程される見込みであります。

しかして国税の徴収方法と地方税の徴収方法とには相関連するものが多く、できる限りその取扱いを一にすることが納税者にも便宜であると考えられますので、国税徴収法の一部を改正する法律案の内容と、ほぼ同様のものを地方税法中に取入れることにする必要があるのであります。よつてここに地方税法の一部を改正する法律案を修正してその趣旨を取入れることといたしたのであります。

次に修正の内容について説明いたします。修正の第一点は納税者または特別徴収義務者の苦痛緩和のために、徴収猶予の制度を設けることであります。すなわち納税者または特別徴収義務者が罹災、盗難、廃業、休業、疾病、事業上の甚大な損失等の事由により、または地方団体が課税権を行使し得る日から一年以上たつて地方税を課されたことにより、一時に納税することを困難とするときは、地方団体は、その申請に基いて一年以内において徴収を猶予することができるものとするのであります。しかして地方団体が徴収を猶予する場合においては、その税額が二万円以上であり、かつその税額の徴収を確保するために必要があると認めるときに限り、担保を徴するものとし、納税者または特別納税義務者が、徴収猶予の期限内に納税しないときは、これを換価して地方税に充当することができるものとするのでありまして、一面において納税者の苦痛を緩和するとともに、他面地方団体の徴収にも支障を及ぼさないように配慮いたしているのであります。

なお徴収猶予の制度は、旧地方税制による地方税、すなわち昭和二十四年度分以前の地方税についても、必要に応じ、これを認めるものといたしております。

修正の第二点は、納税者または特別徴収義務者が、地方団体の徴収金を滞納した場合において、その所有する同族会社の株式または出資が換価できず、かつ滞納者の他の財産について滞納処分をしても徴収できないときは、地方団体においてその同族会社に対し、滞納者の所有する株式または出資の時価の限度内において納税義務を負わせるものとすることであります。これは、納税者または特別徴収義務者が、脱税目的で同族会社を設立維持することを防止しようとする趣意に出るものでありまして、反面、この場合においても同族会社の財産の公売は、滞納者の財産を公売した後において初めてできるものとし、また同族会社が行つた異議の申立ないし訴えの繫属中は、公売できないものとし、もつてその権利の保護に遺憾なきを期しているのであります。

修正の第三点は、納税者または特別徴収義務者が、地方団体の徴収金を滞納した場合において差押えを免れるために、故意に親族その他使用人等特殊関係のある者または同族会社に財産を贈与し、または不当に低い価額で譲渡し、かつ滞納者の他の財産について滞納処分しても、当該地方団体の徴収金を徴収できないときは、財産の贈与または譲渡を受けた者に対し、その財産の時価の限度内において、納税義務を負わせるものとすることであります。これは滞納者の詐害行為を防止しようとする趣意に出るものであります。

なおこの場合におきましても、財産の贈与または譲渡を受けた者にかかる公売処分は、滞納者の財産を公売した後に初めて行い得るものとし、かつ異議の申立てまたは訴えの繫属中はできないものとしてもつて保護に万全を期しておるのであります。

修正の第四点は、納税者または特別徴収義務者が納税管理人を定めないで、当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所、事業所または業務所を有しないこととなつた場合においても、繰上げ徴収ができるものとすることであります。

修正の第五点は、租税特別措置法の改正に伴い、銀行預金の利子等にかかる所得税で源泉選択したものについては、現下わが国産業界の緊急の要務とされておりますところの資本蓄積に寄与するため、市町村民税を課さないものとすることであります。

以上が修正点の内容の概要でありますが、その趣旨とするところは、あくまでも国税徴収法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、地方税法との規定の調整をはかり、もつて租税負担の合理化と、地方税務行政の改善に資することに盡きるのであります。

二、衆議院地方行政委員長報告(三月二十八日)

○前尾繁三郎君　ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につき、その内容及び地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、現行の地方税法は、国税の改革と相まちまして地方税の上に一大変革を断行し、地方財政の確立に資するとともに、国民負担の合理化並びに均衡化をはからんとする画期的立法でありまして、同法案が国民注視のうちに昨年三月国会に提出せられましてから、第七、第八両国会における白熱的な論議を経て、ようやく成立を見るに至りましたいきさつにつきましては、諸君の御記憶に新たなところであります。この新地方税制度は、昨年八月実施以来、住民の理解ある協力と、地方団体当局の不断の努力によりまして、逐次その本来の目的を達成し、地方自治の發展に寄与して参つたのでありますが、何分にも広汎かつ根本的な改革を内容とするものでありまするために、その施行後の実績に見ましても、負担の合理化及び事務の効率化の見地から若干の改正を必要と認められたのであります。折柄、先般シャウプ第二次勧告が公表せられ、新税制

に対する貴重な批判と示唆もありましたので、今般政府は、これらの諸点をも参考とし、さしあたり負担の均衡と徴収制度の改善を目的として本改正案を提出いたしたのであります。なおまた、本案の提案後に国税徴収法の一部を改正する法律案が国会に上程される運びとなりました関係上、地方税の徴収方法におきましても、徴収猶予、同族会社の納税義務、繰上げ徴収等につき同一の取扱いをいたす趣旨をもちまして、政府は本案に対する修正を追加提案いたしたのであります。

以下、政府原案の内容につき簡単に御説明申し上げます。

まず第一は附加価値税の改正でありますが、御存じのように、本税はまつたくその例を見ない新税目でありまして、新地方税中おそらく最も多くの論議が加えられて参つたのでありまするが、来年度より事業税にかわつて実施に移されるに先だちまして、これらの論議をも参酌いたし、次の諸点の改正を加えたのであります。

その一点は、課税標準である附加価値額の算定方式が、現行法では、企業の一定期間における総売上げ金額から、他の企業に支払う支出金額を控除する、いわゆる控除法によることとなつているのでありますが、青色申告をなす法人に限り、その選択によつて、当該期間における所得、給与、利子、地代及び家賃の合計額をもつて課税標準とする、いわゆる加算法を採用し得ることとし、法人に対し便宜な方法を許すこととしているのであります。

その二点は、控除法による場合、本税の実施後に取得した固定資産については、購入代金を一度に支出金額として落し、五年間赤字の繰越しを認めているのに対しまして、実施前に取得した固定資産については、控除の対象としていないのでありますが、かくては企業間の均衡を失することとなりますので、後者にもその残存価値について減価償却を認め得るよう改正したのであります。その他二以上の道府県に事務所等を設けている法人または個人の附加価値税額の基礎となる課税標準額について、その分割方法を簡易化したこと、現事業年度または現年度の見込みに基く概算申告納付について更正決定を行うことができるように改正したことなどであります。

次に第二の市町村民税の改正でありますが、その一点は、法人に対する市町村民税は均等割のみを課することとなつておりましたのを、新たに法人税割を課することとしていることであります。現行の個人に対する市町村民税の所得割においては、配当所得は課税の対象となつていないのでありますが、これを源泉課税するねらいを含め、かた〴〵個人及び法人間の不均衡を是正する趣旨をもつて新たに設けたのであります。これによりまして、初年度約四十億円の収入を見込んでいるのであります。

その二点は、給与所得について源泉徴収の方法を採用することができるものとした点であります。一般の給与所得者にとりましては、市町村民税をまとめて納付することは非常な苦痛を伴うことでありますので、市町村が給与の支払者に徴収を委託できる道を開いて、所得税に準じた取扱いができるように改正いたしたのであります。

その三は、法人等が一市町村に二以上の事務所または事業所を有する場合、これらを一納税義務者として取扱うこと、新たに年齢六

十五歳以上の少額所得者を非課税としたことであります。

その四は、所得割の課税標準として課税総所得金額を採用する場合、財政上特別の必要があれば、総所得金額から基礎控除額のみを控除したもの、すなわち扶養控除等を行わないものを課税標準とすることができ、所得割の負担層を広めることができるようにしたことであります。その他納期の変更、報奨金の額の引上げ等の改正が加えられております。

次に固定資産税の改正でありますが、その一は、庶民住宅等、国や地方団体の所有する固定資産の使用者に対する課税を廃止することとした点であります。その二は、償却資産に対する固定資産税の免税点を、一万円から三万円に引上げたことであります。その他船舶、車両等の価格決定権の一部を知事に移すこと、納期に若干の変更を加えたこと、固定資産評価審査委員会の委員の定数を十五名まで増員し得ることとしたことなどの改正を行つておるのであります。

次に第四として事業税の改正につきましては、法人に申告納付の制度を採用するとともに、二以上の道府県にわたつて事業を行う法人の課税標準について、分割基準を簡素化して、その徴収の遅延を防止しようとしたことであります。

第五には、目的税として国民健康保険税を創設したことであります。御承知のごとく、国民健康保険事業を行う市町村は、保険料を徴収して事業をまかなつて参つたのでありますが、その徴収成績が芳ばしくなく、運営困難のため、市町村の一般財政に多大の重圧を加えている現状でありますので、この際保険料にかえて本税目を創設することとなつたのであります。従いまして、住民に新たなる負担を加えるものではないのであります。

なお以上のほか、国税と地方税との徴収順位を、差押えの場合同順位によることとし、それ〴〵の債権額に按分して収納することとしたこと、並びに罰則において狩猟者税、自転者税、荷車税等の体刑を廃止したことなどであります。

なお政府修正によつて追加せられました改正について、その内容を簡単に御説明いたしますと、修正の第一点は、納税者等が罹災、盗難、休廃業その他所定の事由によつて一時に納税することが困難であるときは、一年以内に限り徴収を猶予し得る制度を設けまして、納税者の苦痛を緩和しようとしたことであります。

第二点は、納税者または特別徴収義務者が滞納した場合、その所有する同族会社の株式または出資が換価不能であり、かつ滞納者の他の財産について、滞納処分をしても徴収できないときは、当該同族会社に納税義務を負わせることとして、脱税目的で同族会社を設立、維持することを防止しようとしたことであります。

第三点は、滞納者が差押えを免れる目的をもつて、親族その他特殊関係者または同族会社に故意に財産を贈与し、または不当に低い価格で譲り渡し、しかも滞納者の他の財産について滞納処分をしても徴収ができないときは、その財産の取得者に対して納税義務を負わせることとし、詐害行為防止をはかつたことであります。

第四点は、納税者等が納税管理人を設けずに、当該地方団体の区

地方税法の一部を改正する法律

域内に住所や事務所等を有しなくなるときは、繰上げ徴収ができるものとしたのであります。

最後に、御承知のごとく租税特別措置法の改正に伴い、所得税におきまして、公社債、銀行預金などの利子及び合同運用信託の利益につき、納税義務者の選択に従つて他の所得から区分し、支払いの際に五割の税率を適用し得る、いわゆる源泉選択制度が創設せられることとなつたのでありまするが、その趣旨を徹底するため、地方税でありまする市町村民税におきましても、その選択された利子所得分につきましては非課税の措置を講ずることに改めておるのであります。

以上が、政府提出の改正案の大要であります。

本法案は、二月二十六日付託となりましたので、翌二十七日、岡野国務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、まず総括的審議を行い、次いで逐条審議に入つたのでありまするが、三月二十日には、本案に対する政府の修正が本院の承諾に基いて追加せられましたので、引続きその修正部分についても審議を行つたのであります。この間、三月九日には公聴会を開いて、七名の公述人から意見を徴するなど、審議の慎重を期して参つたのであります。委員会における質疑応答及び公聴会の公述の内容につきましては、詳細は会議録によつてごらんを願うことといたし、ここには、そのおもな論点の二、三を御紹介するにとどめたいと思います。

まず総括的質疑におきましては、今次の地方税法の改正は単なる事務的改正の範囲を出ないと思われるが、政府はこの程度の改正をもつて地方財政の現下の窮状を打開するに十分であると考えているか、また地方税とともに地方財政の根本である平衡交付金並びに地方起債の制度をこのままに放置してよいのであるか、これに根本的改正を加え、税制の円滑な運営に資する必要を認めないのであるかなど、地方財政全般との関連において質疑が進められたのであります。ことに平衡交付金の増額、起債のわくの拡大、災害復旧費の全額国庫負担等、国に対して地方が要望して来た諸般の方策がほとんど実現を見ず、地方税に対してのみ徴税強化のための改正を行わんとすることは、地方財政に対する認識に大いなる誤りがあるとする論議が多かつたのであります。これに対しまして政府は、平衡交付金の増額、起債のわくの拡大など、いずれもその必要を認め、実現に努力したのであるが、国の財政力より見て、さしあたり現在の程度をもつて満足するほかなかつたのであり、また地方税法の改正については、でき得る限り前国会の論議をしんしゃくし、シャウプ第二次勧告の示唆をも導入し、かつまた実施後の実情をも検討して根本的な改正に手を染めたいと考えたのであるが、新税法は何分にも厖大な内容を持つておるものであり、加うるに実施後日なお浅いため、その成果を十分に把握、検討するに至つていないこと、並びに地方行政調査委員会議の勧告に基く地方制度の改革、すなわち事務の再配分等が実現を予想せらるる関係上、これと並行して地方と国とを通ずる税制の根本的改革を実施する必要のあることなどを勘案して、抜本的改正を将来に期することとし、今回は主として事務的改正の程度にとどめた次第である旨を答弁しているのであります。

なおまた、政府の改正方針が主として徴税者側の意向を偏重し、納税者側の立場に対する顧慮を欠いているのではないかというのに対し、政府側は、たとえば附加価値税における加算方式の採用、市町村民税における源泉徴収の実現、あるいは固定資産税における使用者課税の廃止、免税点の引上げなど、いずれも、もつぱら、あるいは主として納税者側の利便ないし利益を考慮した改正である旨を答弁しているのであります。

次に逐条質疑におきましては、附加価値税につきましては新たに加算法を採用した結果、控除法をとる場合とのアンバランスの問題が生じないかというのに対し、固定資産の取得の場合に、控除法は購買代金を一時に控除するのに対し、加算法は何年かに分割して控除することとなるので、一時的に不均衡と見られるが、これを長年にわたつて観察するならば、両者の間にさしたる相違は認められない旨、政府側は答弁しているのであります。

次に市町村民税における改正につきましては、特に給与所得に対する源泉徴収法の採用が、給与所得者に対する便益というよりは、むしろ重圧となり、徴税者の利益のみを保護し、かつ事業所得との間に現存する税額の不均衡を隠蔽するがごとき結果とならぬかなどの点が論議せられたのであります。法人税割の新設につきましては、個人との均衡上当然とする意向が多く、ただその税率をいま少しく引上げるべきである、さらに進んで、これによつて個人の所得割の税率引下げをはかるべきであるなどの意見も少くなかつたのであります。

次に国民健康保険税の創設に関しましても、健康保険事業が社会保障制度の一環である性質から見て、これを目的税の対象とする点に疑義があるとする意見、その税額の最高限度一万五千円は、従来の保険料金に比して低きに失しないかという見解もあつて、種々論議が行われたのであります。

なお修正追加せられました部分につきましても、徴収猶予の恩恵を、納税者のみならず特別徴収義務者にまで及ぼすことは、税金の流用を認めるような結果となり、また地方団体と大企業等との間の紛争の原因となりはせぬか、同族会社たるといなとを問わず、納入、納付義務者以外の者にその納税の責任を追究することは、基本的人権とも関係するので、その適用せらるる場合を一層厳密に規定する必要があるのではないかなどという点が問題となつたのであります。

その他細部にわたつて慎重審議が行われたのでありまするが、委員会の空気といたしましては、党派の別なく、今次の改正は不十分であり、さらに根本的な点に改正を加えるべきであるとする見解が有力であつたのであります。かような見解に基き、三月二十七日、国民民主党、日本社会党並びに自由党の三党の委員の共同提案として、次のごとき修正案が提出せられたのであります。

修正案の要点を御説明申上げますと、その一点は、遊興飲食税に関しまして、大学を除く学校の行事として行われる幼児、児童または生徒の修学旅行の場合の旅館などにおける飲食及び宿泊を非課税といたしたこと、その二点は、市町村民税に関しまして、国民健康

保険組合など社会保険に関する各種組合並びに政令で限定する農業協同組合及び各種の協同組合の行う事業について非課税といたしたこと、その三点は、同じく市町村民税に関しまして、個人の均等割を一率に百円ずつ引下げることといたしたこと、その四点は、同じく市町村民税において、新たに設けられました法人税割について、政府原案の標準税率百分の十を百分の十五に、制限税率百分の十一を百分の十六にそれぞれ引上げますこと、その五点は、事業税につきまして、政令で定める新聞事業と、農業協同組合等、企業組合以外の各種の協同組合及び森林組合のうち、政令で限定するものの行う事業を非課税とすること、以上五点であります。

右の修正案並びに原案につきまして、同日討論を行いましたところ、自由党の龍野委員並びに国民民主党の床次委員よりは、修正案並びに原案に賛成、日本社会党の門司委員よりは修正案、原案ともに反対討論があり、次いで採決を行いましたところ、多数をもつて修正案並びに修正部分を除く原案が可決せられ、よつて本案は修正議決せられた次第であります。

次に議題となりました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に関する地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

昨年創設されました地方財政平衡交付金制度は、地方税法と相並んで地方財政確立の大きな支柱となつておりまするが、何分まつたく新しい制度でありまするため、その理想実現のためには、なお多くの改善の余地があり、絶えざる研究を必要とするのでありますが、政府提案の今回の改正案は、さしあたり必要な二、三の点についてのみ改正を加えているのであります。

その第一は、基準財政収入額の算定に用いる基準税率について、標準税率の百分の七十を百分の八十に改めることであります。(「簡単に」と呼ぶ者あり)

第二点は、都等の特例について改正を加えることであります。これは都については従来交付金の道府県分と市町村分との合算額を交付しているのでありまするが、その算定方法について明文の規定を欠いておりましたので、これを明らかにしたのであります。

第三点は、基準財政需要額の算定に用いる単位費用は、昭和二十六年度においても地方財政委員会規則で定めることであります。これは法律上は昭和二十五年度限り地方財政委員会規則で定めることとなつているのでありますが、標準的な単位費用については、現在なお研究の段階にあつて、諸般の準備がその時期に至つていないからであります。

第四点は、厚生労働費にかかる測定単位に対する地方財政委員会規則での特例が、昭和二十五年度に限らず、さらに昭和二十六年度においても設けることができることであります。

第五点は、昭和二十六年度においても、地方財政法の国費、地方費の負担区分に関する規定はその適用を停止することであります。

第六点は、予防接種等による国庫負担の特例等に関する法律の改正でありまして、昭和二十六年度においても、これらの法律に掲げる国費、地方費の負担区分に関する規定はその適用を停止することであります。

この第四、第五、第六の諸点の改正の理由は、いずれも諸般の基礎事情が、本年度と同様、なお未確定でありますので、さらに一年間従来通りに法の適用をいたそうとするのであります。

本案は、三月十三日、本委員会に付託され、翌十四日、岡野国務大臣の提案の説明を聞き、その後数回にわたり委員会において慎重審議を重ねましたが、詳細はすべて速記録についてごらんを願うこととといたします。ただ基準財政需要額の算定に用いる単位費用の定め方いかんは影響するところが大きいので、これを地方財政委員会で定め得ることをさらに一年延長することについては相当議論があり、民主党の床次委員は特に発言して、その一年延長はやむを得ないとするが、地方財政委員会がその規則を制定するにあたつては、当局は十分国会の意見を尊重し、国会と緊密な連絡をとりつつ理想案をつくるべきことを政府に求めたのでありまするが、政府はこれに対し、その意に沿うて善処する旨の答弁があつたのであります。

かくて三月二十七日、質疑を終えて討論に入り、龍野委員は自由党を、藤田委員は国民民主党をそれぞれ代表して賛成の意見を述べ、門司委員は日本社会党を、立花委員は日本共産党を代表して反対の意見を述べられました。

次いで採決の結果、賛成多数をもつて政府原案通り可決と議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

地方税法の一部を改正する法律

三、参議院地方行政委員長報告(三月三十一日)

○岡本愛祐君　只今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず政府の提案理由を御紹介いたしますと、新地方税制施行の結果等に顧み、住民負担の合理化及び税務行政の効率的運営を図るため、これに若干の改正を加えることが適当であると考えた折柄、シヤウプ第二次勧告が公表されたので、その示唆するところをも参考として本法律案を提出するに至つたというのでありまして、その要点を挙げれば次の六つであります。

第一は附加価値税に関するものでありまして、附加価値税の課税標準を算定するに際し、本税の実施前に取得した固定資産の減価償却額を総売上金額から控除することを認めると共に、青色申告をする法に対しては、その選択によつて、現行の控除方式によるほか、所得、給与、利子、地代及び家賃の合計額を以てする加算方式によることを認め、併せて課税標準の分割方法、申告納付の手続等を簡易化しようとするのであります。

第二は市町村民税に関するものでありまして、その一は新たに法人に対しても所得割を課する、いわゆる法人税割の制度を設け、税率は法人税に対し標準を一〇%、制限を一一%として、個人及び法人間の課税上の不均衡を是正することとし、その二は六十五歳以上で十万円未満の所得者を非課税とし、その三は、個人の所得割の課

税標準に課税総所得金額を採用する場合において、特別の事情がある市町村では、総所得金額から基礎控除額を控除したものを課税標準とすることができるものとし、その四は給与所得について源泉徴収の方法を採用することができるものと定め、そのほか、これらの改正に伴い、徴収の方法について、特別徴収、申告納付の方法等に関する詳細の規定を設け、納期前の納付に対する報奨金を税額の月百分の一に引上げることなどを定めてあります。

第三は固定資産税に関するものでありまして、庶民住宅の居住者等使用者に対する課税を廃止し、償却資産に対する免税点を現行の一万円から三万円に引上げ、評価及び価格の決定、報奨金の引上げその他徴収の方法等に若干の改正をしようとするのであります。

第四は事業税に関するものでありまして、法人の事業税について申告納付の制度を採用し、又附加価値税の場合と同じく、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の課税標準の分割基準は、原則として従業者の数とするが、電気ガス供給業、地方鉄道軌道事業及び倉庫業にあつては、固定資産の価格と従業者の数の二者とすること等の改正を企てております。

第五は国民健康保険税を創設することでありまして、国民健康保険を行う市町村は、保険料に代えて保険税を課することを得るものとし、その標準課税総額は、療養の給付に要する費用の総額の百分の七十に相当する額と定め、納税額は所得割、資産別、被保険者均等割及び納税義務者均等割によつて算定するのでありますが、一人の限度を一万五千円とするのであります。

第六はその他に関するものでありまして、その一は、国税と地方税との徴収順位は、差押の場合において先着手の順位によるほかは、同順位によるものとし、それ〴〵の債権額に按分して収納することとし、その二は狩猟者税、自転車税、荷車税等の罰則中体刑を廃止して合理化し、その三は各税目に亘つて規定の整備を図ろうとするのであります。

以上の改正案について当委員会において予備審査中、更に内閣から修正の申出がありました。その趣旨とするところは、国税徴収法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、地方税法との規定の調整を図り、以て租税負担の合理化の地方税務行政の改善に資するにあるとし、修正の要点は次の五つであります。

第一は徴収猶予の制度を設けることでありまして、納税者又は特別徴収義務者が罹災、盗難、廃休業、疾病、事業上の甚大な損失等により、又は一年以上たつて課税されたことにより、一時に納税することが困難なときは、その申請により一年以内徴収猶予の途を開き、この場合には担保を徴するものとし、期限内に納税しないときはこれを換価して税に充当することができるものとするのであります。

第二は、納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その所有する同族会社の株式又は出資が換価できず、且つ滞納者の他の財産について滞納処分をしても徴収できないときは、地方団体において、その同族会社に対し、滞納者の所有する株式又は出資の時価の限度内において、納税義務を負わせるものとすることであります。

第三は、納税者又は特別徴収義務者が滞納した場合において、差押を免れるために、故意に親族その他使用人等特殊関係ある者又は同族会社に財産を贈与し、又は不当に低い価額で譲渡し、且つ滞納者の他の財産について滞納処分をしても徴収金の徴収ができないときは、財産の贈与又は譲渡を受けた者に対し、その財産の時価の限度内において納税義務を負わせるものとすることであります。

第四は、納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないで、当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所、事業所等を有しなくなつたときは、繰上徴収をすることができるものとすることであります。

第五は、租税特別措置法の改正に伴い、銀行預金の利子等にかかる所得税で源泉課税したものについては、市町村民税を課さないものとすることであります。

本委員会においては、右の改正案並びにその修正について連日会議を開き、各種資料の提出を求め、慎重に審議を行いました。先ずこの法案と密接の関係を有する地方財政平衡交付金の問題が論議されました。御承知の通り昭和二十六年度の予算に計上された平衡交付金の額については、内閣は千百億円を計上し、地方財政委員会の勧告する千二百九億円との間に著しい差があり、若しこのまま推移すると地方財政の窮乏はいよ〳〵甚だしく、延いては地方自治を混乱に陥れる虞れがあるので、各委員と地方財政委員会並びに大蔵、文部、労働各省政府委員等との間に、意見の相違点並びに増加額算定の基礎について詳細に亘る検討が行われました結果、地方財政委員会の勧告通り交付金の増額計上の必要とする結論に達し、これを予算委員長に要望する措置をとりました。

次に政府の税制改革に対する根本方針、今回の改正案とシャウプ第二次勧告との関係、改正案による税の増収見込額、経済情勢及び物価騰貴の税収に及ぼす影響、道府県税制の欠陥に対する是正方策、地方税徴収の実績、徴収猶予制度の運用、国民健康保険税を創設する理由等に関する質疑応答が行われ、次いで逐条審議に入り、各委員に政府当局との間に活潑な質疑応答が行われましたが、これらの詳細は速記録について御覧を願うこととといたし、ここにその主なる事項の二三を御紹介いたします。西郷委員から、今回の提案は税法の最終案かとの問に対して、岡野国務大臣から、税法の研究は困難であり、一面において新地方税法施行の結果を見ると共に、地方行政調査委員会議の勧告等を検討する必要があるので、今回の提案は手直し程度にとどめたとの答えがありました。又同委員から、徴税の実績は悪く、而も物価高騰のためにます〳〵徴税は困難視されるのに、増収を見込む理由を質したのに対し、岡野国務大臣は、経済情勢等により増収がある見込であると答え、更に同委員から、道府県税は浮動性が多いが対策如何と尋ねたのに対し、将来根本改革の際研究する旨を答えました。次に中田委員から、まだ実施しない附加価値税に改正を加える理由を尋ねたのに対し、政府当局から、従来保留若しくは研究中であつたものを取上げ、又はシャウプ勧告の主旨を取入れるために改正するものであるとの答弁がありま

した。入場稅と遊興飮食稅については、西鄕、竹中、中田、小笠原各委員から、何故にこれを輕減しないかとの理由並びに輕減した場合の稅收見込等について質疑を行なつたのに對し、岡野國務大臣並びに政府委員から、この稅は漸減の方針であるが、重要財源であるから、代りの財源なき限り現在のままとしたい。假に輕減したとすれば、入場稅は下げた稅率の半分減收となり、遊興飮食稅は率によつて收入が變るので、率を下げても收入は確保し得るとは考えられぬとの答弁がありました。市町村民稅について高橋委員から、今回の改正による減收見込を尋ねたのに對し、法人で四十一億円を增し、個人で八億円を減じ、差引三十三億円の增收となり、結局市町村民稅の總額は五百七十一億円となる旨の答えがありました。又國民健康保險稅の創設に對しましては、特に厚生大臣の出席を求めて、高橋、吉川、小笠原、堀の各委員からの質問に對し、黑川厚生大臣から、國民健康保險の事務費は全額國庫負担としたが、給付費の一部國庫負担は實現を見るに至らなかつた。今回これを稅とするのは、社會保障制度への一步前進であるから、今後も大いに努力するとの答弁がありました。

以上の政府原案に對し、衆議院は若干の修正を加えて可決し、三月二十八日を以てこれを本院に送付して參りました。衆議院の修正点を挙げれば次の通りであります。

第一は遊興飮食稅について、大学以外の学校生徒児童等の修学旅行の場合の旅館における飮食及び宿泊に對してはこれを非課稅とすること。

第二は市町村民稅について、一、非課稅の範囲に健康保險組合、國民健康保險組合及び農業共濟組合並びにこれらの連合会、漁船及び木船の保險組合並びに森林組合、農業水産業の協同組合、消費生活協同組合又は中小企業等協同組合若しくは連合会で政令の定めるもの、公務員の団体等を加えました。二、個人均等割の標準稅率及び制限稅率を現行よりそれぞれ百円ずつ引下げました。三、法人稅割の標準稅率百分の十を百分の十五に、制限稅率百分の十一を百分の十六に引上げました。

第三、事業稅について、非課稅の範囲を森林組合、農業水産業の協同組合、消費生活協同組合及び中小企業等協同組合又は連合会で政令の定めるものが行う事業並びに政令で定める新聞業に拡大したわけであります。

委員会においては前尾衆議院地方行政委員長から修正の趣旨について説明を聞き、更にこの修正による稅收の增減見込を尋ねましたところ、減收見込額は、遊興飮食稅において四千万円、市町村民稅において非課稅の範囲の拡大によるもの六千万円、個人均等割の引下げによるもの十七億七千二百万円、事業稅において協同組合等の非課稅によるもの二億二千万円、新聞業の非課稅によるもの三千万円、合計二十億二千二百万円であり、增收見込額は市町村民稅法人稅割の引上げによるもの二十億五千四百万円であるとのことでありました。又政令で定める新聞業には日刊紙を予定し、雜誌を除く旨の説明がありました。更に堀委員から新たに法人稅割を設けた理由及びこの稅率を衆議院で修正したことに対する所見並びにこの法案と関係ある事務再配分の実施に対する見通し等を尋ねたのに対し、岡野國務大臣から、資本蓄積のためには非課稅を可とするが、個人負担との均衡を保つため、政府は原案を適当と認めた。併し衆議院の修正もこの程度ならば堪えがたいとは思わない。又将来更にこれを增稅する意思はない。なお事務再配分は第三次勧告の出るのを待つて善処するとの答弁がありました。最後に委員長から、衆議院の修正案によれば、市町村民稅の非課稅団体中に水産業協同組合共済会が漏れているが差支ないかと質したのに對し、政府当局から、この団体は他の非課稅団体と同性質であるから、農業共濟組合と同様に措置するように善処するとの答弁がありました。

以上を以て質疑を終了し、討論に入りましたところ、小笠原委員から、社会党としては幾多の主張を持つているが、すでに衆議院で修正可決した法案であるから、遺憾ではあるが賛成の意を表明する旨の討論がありました。次に高橋委員から自由党を代表して、本案に賛成するが、政府は行政事務の再配分を促進し、地方稅法に再検討を加え、特に入場稅及び遊興飮食稅の軽減、市町村民稅及び事業稅の非課稅範囲の拡大を図り、更に國民健康保險制度に対する國庫の負担を增大し、法人稅割の運営に完璧を期するように要望するとの討論がありました。次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て衆議院の修正通りこれを可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。（拍手）

次に地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

地方稅法の一部を改正する法律

今回内閣がこの法案を提出した理由は、昨年度創設された地方財政平衡交付金制度は全く新らしいものであるので、その運営の実績を検討した結果、差当り必要な二三の点について改正を加えようとするものでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。

第一は基準財政收入額の算定に用いる基準稅率について、現行の標準稅率の百分の七十とあるのを百分の八十に改めるのであります。その理由とするところは、平衡交付金の算定額は基準財政需要額から基準財政收入額を差引いた額でありますが、昭和二十六年度以降は、給与基準の改訂その他によつて、全地方団体を通じて確保すべき最小限度の所要財源は更に增額を余儀なくされ、かたがた地方稅收入はますます偏在する傾向にありますので、一面には基準稅率を引上げることによつて全地方団体を通じて保証すべき基準財政需要額を引上げることとし、これによつて稅收入の乏しい団体にも相当の財源を与え、半面には、各地方団体の基準財政收入額の算定に加える割合を引上げることによつて、地方稅收入の偏在する地方団体に対しては交付金を交付しないこととし、以て地方財政平衡化を一步前進させたいというのであります。

第二は、都等の特例について改正を加えることでありまして、現在交付金の算定に関しては、都を道府県とみなし、特別区の存する区域を市とみなしていますが、こうして算定された結果をどう計算するかということについては明文を欠いているので、今回、法の精神に則つて新たに規定を設けようとするのであります。

第三は、基準財政需要額の算定に用いる単位費用は法律で定める

建前でありますが、差当り昭和二十六年度においても二十五年度と同様地方財政委員会規則で定め、又厚生労働費にかかる測定単位は二十六年度においても委員会規則で特例を設けられることとするのでありまして、その理由は、これらは現在なお研究の段階にあり、又は補助金の整理及び行政事務の再配分が確定しない状態にあるから、本年度と同様にしたいというのであります。

第四は、昭和二十六年度においても、地方財政法、予防接種法等の国費地方費の負担区分に関する規定の適用を停止することでありまして、その理由は前項とほぼ同様であります。

地方行政委員会におきましては、種々重要なる質疑応答を交しましたが、その二三を紹介いたしますと、標準税率の百分の七十を百分の八十に改めることについて、鈴木、西郷、石村の各委員から、その差額は幾らであるか。差額の全部が弱小団体へ廻ることになるか。結果において交付金が減ることになりはせぬか等の質疑があつたのに対し、政府委員から、差額は税収二千八十七億円の約一割に当る二百億円と見るが、その全部が各弱小団体に廻るのではない。財政需要は団体によつて大差はないが、税収には大差がある。弱小団体は需要の八〇%を保証されるので楽になる。併し交付金の総額に変りはないとの説明がありました。

次に西郷委員から元来交付金の総額が少いので、苦肉の策として基準財政収入の基準税率を上げたのではないか。その結果、現行の自由財源たる百分の三十を百分の二十にすれば、地方財政を圧迫することにならぬか。政府は先ず交付金の増額に力を盡すべきではないかとの質疑があつたのに対し、岡野国務大臣から、交付金増額には努力する。七〇%のほうが自由財源の点では望ましいが、それでは徴税意欲を弱くする虞れもあり、一面、財政需要の増大に苦しんでいる税収入の少い農村に財源を与え、他面、税収入の偏在する地方団体に交付金を交付しないこととして平衡化を前進させる必要に迫られたのであり、又努力すれば八〇%としても徴税が向上して自由財源を得られるであろうとの答弁がありました。小笠原委員から、この改正は地方財政を圧迫するから時期尚早ではないか。又単位費用の定め方を二十六年度も規則で規定するのは国会軽視ではないかとの質問に対し、岡野国務大臣は、まだ法律で定めるだけの自信がない。実績に徴して改正する必要があるので、明年度に限つて規則で定めたいのであるとの答弁がありました。最後に高橋委員から、朝鮮動乱の勃発により地方税収入に異状を来たしたことが平衡化の必要を生じたのであつて、この改正によれば、農村地方の配分が増加し、大都市方面が減ることとなると解してよいかとの質問に対し、おおむねその通りとの答弁がありました。

その他幾多の重要な質疑応答が行われましたが、速記録によることをお許し願います。

次いで討論に入りましたところ、西郷、竹中、小笠原の三委員から、お手許に配付いたしました修正案が提出されました。この意味するところは、即ち基準財政収入の基準税率を百分の八十と改正するのを取りやめ、現行通り百分の七十にとどめることを意味するのでありまして、西郷委員の提案理由の説明によれば、今回政府が提

出した標準税率の百分の七十を百分の八十に改める案については、当委員会においてしばしば質疑を試みたが、政府の答弁に確信が認められないので、この改正規定を留保する意味において修正するというのであります。次いで竹中委員より、昨年制定したばかりの規定が又改正することに疑いを持つので、修正に賛成するとの賛成意見を述べられました。これに対して、高橋委員はこの修正案に反対する旨を明らかにし、地方財政の現状を見るに、地方税法制定後、朝鮮動乱が起つて、経済情勢は変り、大都市方面と農村地方の税収入に大差を生じたので、これらの地方団体間に財政調整を加える必要があるので、政府原案に賛成するとの討論がありました。

次に採決に入りましたところ、修正案に賛成する者六名、反対する者五名となり、多数を以て修正案が可決せられ、次いでこの部分を除く原案は全会一致可決となりました。よつて内閣提出案は多数を以て修正可決すべきものと決定された次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

◎結核予防法

(昭和二六、三、三一、法九六)

一、提案理由(三月十七日)

○平沢政府委員　ただいま上程されました結核予防法案の提案理由について説明いたします。

結核がわが国の国民病と言われるほどに蔓延し、その害が各個人のみならず、社会全般に及んでおり、ひいては国民経済にまで悪影響を与えておることは周知の事実であります。今これを数字的に見ますならば、結核の死亡者は昭和二十二年に十四万六千二百十四人、同二十三年十四万五千二百五十九人、同二十四年十三万八千七百六十五人であり、人口一万に対する死亡率は、昭和二十四年一六・九でデンマークの二・八、アメリカの三・〇等に比して五倍以上に上つており、結核による直接間接の損失はきわめて大きく、推定して一千億円に上るとも言われておるような次第であります。

この結核の予防をはかるためにすでに大正八年に現行結核予防法が制定され、今日までこの法律によつて予防対策が行われていたのでありますが、この法律は何分にも三十年以前に制定されたものであり、もつぱら伝染の防止に重点が置かれており、医学の進歩がもたらしましたBCGの接種による発病防止、ツベルクリン反応検査、エックス線検査による患者の早期発見、及び外科手術、人工気胸術、ストレイプトマイシン、その他の新薬の使用等による早期治療については、何ら触れていないうらみがあるのであります。政府といたしましては、現行法のこの欠点を改め、現代医学の長所を行政の面に十二分に活用するとともに、社会保障制度の一環として患者の医療費の負担を軽減し、もつて結核の予防と患者に対する適正医療の普及をはかり、わが国の結核の撲滅を期したいという意図のもとにこの法案を提出いたした次第であります。

次に、この法案の内容といたしましては、第一に、最も結核にかかりやすい状態にある一定範囲の国民に対して、毎年定期の健康診

結核予防法